

令和 8 年 6 月 定例会

熊 本 県 議 会 会 議 録

令和 8 年 6 月 5 日 開会

令和 8 年 6 月 24 日 閉会

熊 本 県 議 会

令和 8 年 6 月 定例会会期日程表

月 日	曜	区 分	日 程	備 考
6・5	金	本 会 議	開会宣告 会期決定 議案上程 知事説明	
6	土	休 会	(県の休日)	
7	日			
8	月			
9	火			
10	水	本 会 議	自民 (澁上) 立民連 (西) 公明 (本田)	請願締切 17:00 意見書等締切 17:00
11	木		一般質問 参政 (高井) 維新 (星野)	
12	金		自民 (南部) 自民 (城戸)	
13	土	休 会	(県の休日)	
14	日			
15	月	本 会 議	一般質問 自民 (高島) 自民 (中村) 議案等に対する質疑 委員会付託	
16	火	休 会	議案調査	
17	水		特別委員会	
18	木		常任委員会	総務・厚生・教警
19	金			経環・農水・建設
20	土		(県の休日)	
21	日			
22	月		常任委員会	
23	火		議事整理	
24	水	本 会 議	委員長報告 質疑 討論 議決 閉会宣告	

会期 20日間

目 次

第1号(6月5日)

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員氏名	1
欠席議員氏名	2
説明のため出席した者の職氏名	2
事務局職員出席者	2
開会 開議	2
就任挨拶	2
前議長及び前副議長に対する感謝状の伝達	3
日程第1 会議録署名議員の指名	4
日程第2 会期決定の件	4
日程第3 知事提出議案の上程(第1号から第19号まで)	4
日程第4 知事の提案理由説明	5
日程第5 人事委員会の意見(第4号及び第5号)	8
日程第6 休会の件	8
日程通告 散会	8

第2号(6月10日)

議事日程 第2号	11
本日の会議に付した事件	11
出席議員氏名	11
欠席議員氏名	11
説明のため出席した者の職氏名	11
事務局職員出席者	12
開 議	12
日程第1 一般質問	12
・ 中東情勢に伴う原油関連物資の価格高騰等対策について	12

知事木村敬君答弁	13
・ くまもとサイエンスパークについて	14
知事木村敬君答弁	15
・ 外国人材の安定的、適切な確保について	16
知事木村敬君答弁	17
・ 高校教育改革について	19
教育長越猪浩樹君答弁	20
・ 「空飛ぶクルマ」の社会実装に向けた取組について	20
企画振興部長富永隼行君答弁	22
・ 「食のみやこ熊本県」の創造に向けた県産品の認知度向上、販路拡大について	22
理事間宮将大君答弁	24
・ 「食のみやこ熊本県」の創造に向けた県産品の認知度向上、販路拡大について	24
休 憩	25
開 議	25
西聖一君質問	25
・ 水俣病公式確認70年を迎えて	26
知事木村敬君答弁	26
西聖一君質問	27
・ 中東情勢に伴う農業への影響と対策について	27
農林水産部長深川元樹君答弁	28
西聖一君質問	29
・ 農地保全のための「草刈り隊」の	29

創設について	
農林水産部長深川元樹君答弁	30
西聖一君質問	31
・漁業取締事務所における船舶職員の確保について	
農林水産部長深川元樹君答弁	32
西聖一君質問	32
・地域公共交通への取組について	
企画振興部長富永隼行君答弁	34
西聖一君質問	35
・「マンガ県くまもと」の取組について	
観光文化部長梅川日出樹君答弁	36
西聖一君質問——終了	37
・学校給食費の負担軽減事業の充実強化について（要望）	
休憩	38
開議	38
本田雄三君質問	38
・お出かけ知事室の効果と成果及び今後の展開について	
知事木村敬君答弁	40
本田雄三君質問	41
・J A S M第2工場を契機とした産業集積と公共交通基盤構築について	
知事木村敬君答弁	42
本田雄三君質問	44
・燃料高騰及び資機材不足対策について	
知事木村敬君答弁	45
本田雄三君質問	46
・高齢化社会と空き家対策について	
・独居高齢者への見守りの充実	
・空き家対策の県民への周知	
健康福祉部長久原美樹子さん答弁	48

土木部長奥山和弘君答弁	48
本田雄三君質問	49
・防災への取組について	
・予防伐採の進捗状況	
・住宅耐震化補助制度の活用促進	
農林水産部長深川元樹君答弁	51
土木部長奥山和弘君答弁	51
本田雄三君質問——終了	52
日程通告 散会	52
第3号（6月11日）	
議事日程 第3号	53
本日の会議に付した事件	53
出席議員氏名	53
欠席議員氏名	53
説明のため出席した者の職氏名	53
事務局職員出席者	54
開議	54
日程第1 一般質問	54
高井千歳さん質問	54
・半導体企業集積における半閉鎖循環型システムなどの再生水活用について	
知事木村敬君答弁	55
高井千歳さん質問	55
・特定公共下水道施設における化学物質の処理について	
土木部長奥山和弘君答弁	57
環境生活部長清田克弘君答弁	57
高井千歳さん質問	57
・教職員の台湾派遣研修について	
教育長越猪浩樹君答弁	59
高井千歳さん質問	60
・外国人への日本語教育や生活ルールの周知及び国の関係機関との連携強化について	

知事公室長府高隆君答弁	61	出席議員氏名	79
高井千歳さん質問	62	欠席議員氏名	79
・農業の担い手及び労働力の確保対策について		説明のため出席した者の職氏名	79
農林水産部長深川元樹君答弁	63	事務局職員出席者	80
高井千歳さん質問——終了	64	開 議	80
・新型コロナ対策及び健康被害に関する検証について（要望）		日程第1 一般質問	80
休 憩	66	南部隼平君質問	80
開 議	66	・熊本都市圏の渋滞対策について	
星野愛斗君質問	66	企画振興部長富永隼行君答弁	81
・副首都構想を踏まえた九州広域連携と熊本県の役割について		南部隼平君質問	82
知事木村敬君答弁	67	・学校における校外活動の安全確保と政治的中立性について	
星野愛斗君質問	68	教育長越猪浩樹君答弁	84
・県内企業の成長につながる産学連携の強化について		総務部長下山薫さん答弁	84
商工労働部長上田哲也君答弁	70	南部隼平君質問	85
星野愛斗君質問	71	・食のみやこ熊本県を支える基盤づくりについて	
・熊本都市圏における公共交通の再構築について		理事間宮将大君答弁	87
企画振興部長富永隼行君答弁	72	南部隼平君質問	88
星野愛斗君質問	74	・新下水処理施設建設に伴う排水について	
・地域資源と国産技術を活かした再エネ政策について		土木部長奥山和弘君答弁	89
商工労働部長上田哲也君答弁	75	南部隼平君質問	90
星野愛斗君質問	76	・半導体関連企業集積における新たな産業創出について	
・郷土の偉人を活かした文化観光への展開について		商工労働部長上田哲也君答弁	91
観光文化部長梅川日出樹君答弁	77	南部隼平君質問	92
星野愛斗君質問——終了	78	・旧火の国ハイツの今後の利活用について	
日程通告 散会	78	商工労働部長上田哲也君答弁	93
第4号（6月12日）		南部隼平君質問——終了	93
議事日程 第4号	79	休 憩	94
本日の会議に付した事件	79	開 議	94
		城戸淳君質問	94
		・人口減少時代における中山間地域の	

農業政策と地域維持について	
知事木村敬君答弁	95
城戸淳君質問	96
・介護福祉分野における外国人材の育成について	
健康福祉部長久原美樹子さん答弁	97
城戸淳君質問	98
・郵便局を活用したマイナンバーカードの更新手続について	
総務部長下山薫さん答弁	99
城戸淳君質問	100
・県営野球場整備の公募過程について	
観光文化部長梅川日出樹君答弁	101
城戸淳君質問	102
・AIを活用した道路パトロールの現状と今後の取組について	
土木部長奥山和弘君答弁	103
城戸淳君質問	104
・有明海沿岸道路の整備について	
土木部長奥山和弘君答弁	105
城戸淳君質問——終了	105
日程通告 散会	106
第5号(6月15日)	
議事日程 第5号	107
本日の会議に付した事件	107
出席議員氏名	107
欠席議員氏名	108
説明のため出席した者の職氏名	108
事務局職員出席者	108
開 議	108
日程第1 一般質問	108
高島和男君質問	108
・地方分権の持続可能性と県、市町村の役割再編について	
知事木村敬君答弁	110

高島和男君質問	111
・教育無償化と国、地方の財政関係について	
知事木村敬君答弁	112
高島和男君質問	114
・財政調整基金の在り方と本県財政の持続可能性について	
総務部長下山薫さん答弁	115
高島和男君質問	116
・デジタル教科書の導入と子供の学びへの影響について	
教育長越猪浩樹君答弁	117
高島和男君質問	118
・アリーナ整備と熊本の未来像について	
観光文化部長梅川日出樹君答弁	119
高島和男君質問——終了	120
休 憩	121
開 議	121
中村亮彦君質問	121
・くまもとサイエンスパークにおける「イノベーション創発エリア」と菊陽町の拠点との連携について	
知事木村敬君答弁	122
中村亮彦君質問	123
・将来を見据えた地下水保全対策の推進について	
環境生活部長清田克弘君答弁	125
中村亮彦君質問	125
・若者の世界チャレンジの機会創出について	
知事木村敬君答弁	127
中村亮彦君質問	128
・アーバンスポーツに関する取組の現状と今後の展開について	

観光文化部長梅川日出樹君答弁	129
中村亮彦君質問	130
・セミコンテクノパーク周辺の渋滞対策(ソフト対策)について	
企画振興部長富永隼行君答弁	131
中村亮彦君質問——終了	132
日程第2 議案等に対する質疑(第1号から第19号まで)	133
日程第3 知事提出議案の委員会付託(第1号から第19号まで)	133
日程第4 請願の委員会付託	133
知事提出議案の上程(第20号から第23号まで)	133
日程第5 休会の件	134
日程通告 散会	134
第6号(6月24日)	
議事日程 第6号	135
本日の会議に付した事件	135
出席議員氏名	135
欠席議員氏名	136
説明のため出席した者の職氏名	136
事務局職員出席者	136
開 議	136
知事提出議案の上程(第24号)	136
知事提出議案の委員会付託(第24号)	137
休 憩	137
開 議	137
日程第1 各常任委員長報告	137
厚生常任委員長報告	137
経済環境常任委員長報告	138
農林水産常任委員長報告	140
建設常任委員長報告	141
教育警察常任委員長報告	142
総務常任委員長報告	143
採 決	144

日程第2 閉会中の継続審査の件	145
知事提出議案(第20号から第23号まで)	145
採 決	145
議員提出議案の上程(第1号から第7号まで)	146
提出者の説明(岩田智子君)	153
提出者の説明(城下広作君)	154
採 決	156
委員会提出議案の上程(第1号)	156
採 決	157
議員派遣の件	158
閉 会	158

付 録

令和8年6月定例会議案議決件名一覧表	付 1
議案各委員会別一覧表	付 3
請願文書表	付14
委員会審査報告書	付18
閉会中の継続審査申出一覧表	付27
請願委員会審査報告一覧表 閉会中の継続審査申出一覧表	付28

第 1 号

(6 月 5 日)

令和8年

熊本県議会 6 月定例会会議録

第 1 号

令和8年6月5日(金曜日)

議事日程 第1号

令和8年6月5日(金曜日)午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3 知事提出議案の上程(第1号から第19号まで)
- 第4 知事の提案理由説明
- 第5 人事委員会の意見(第4号及び第5号)
- 第6 休会の件

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期決定の件
- 日程第3 知事提出議案の上程(第1号から第19号まで)
- 日程第4 知事の提案理由説明
- 日程第5 人事委員会の意見(第4号及び第5号)
- 日程第6 休会の件



出席議員氏名(47人)

星 野 愛 斗 君
高 井 千 歳 さん
住 永 栄一郎 君
亀 田 英 雄 君
幸 村 香代子 君
杉 嶋 ミ カ さん
立 山 大二郎 君
斎 藤 陽 子 さん
本 田 雄 三 君

岩 田 智 子 君
堤 泰 之 君
南 部 隼 平 君
前 田 敬 介 君
坂 梨 剛 昭 君
荒 川 知 章 君
城 戸 淳 君
西 村 尚 武 君
池 永 幸 生 君
竹 崎 和 虎 君
吉 田 孝 平 君
中 村 亮 彦 君
増 永 慎一郎 君
前 田 憲 秀 君
高 島 和 男 君
松 村 秀 逸 君
岩 本 浩 治 君
西 山 宗 孝 君
河 津 修 司 君
楠 本 千 秋 君
橋 口 海 平 君
緒 方 勇 二 君
高 木 健 次 君
高 野 洋 介 君
内 野 幸 喜 君
岩 中 伸 司 君
城 下 広 作 君
西 聖 一 君
山 口 裕 君
瀧 上 陽 一 君
坂 田 孝 志 君
溝 口 幸 治 君

池 田 和 貴 君
吉 永 和 世 君
松 田 三 郎 君
藤 川 隆 夫 君
岩 下 栄 一 君
前 川 收 君

欠席議員氏名(なし)

説明のため出席した者の職氏名

知 事 木 村 敬 君
副 知 事 竹 内 信 義 君
副 知 事 亀 崎 直 隆 君
知事公室長 府 高 隆 君
総 務 部 長 下 山 薫 さん
企画振興部長 富 永 隼 行 君
理 事 枝 國 智 子 さん
理 事 柴 田 英 伸 君
健康福祉部長 久 原 美樹子 さん
環境生活部長 清 田 克 弘 君
商工労働部長 上 田 哲 也 君
観光文化部長 梅 川 日出樹 君
農林水産部長 深 川 元 樹 君
理 事 間 宮 将 大 君
土 木 部 長 奥 山 和 弘 君
会 計 管 理 者 城 内 智 昭 君
企 業 局 長 森 山 哲 也 君
病 院 事 業 者 千 田 真 寿 君
管 理 者 越 猪 浩 樹 君
教 育 長 佐 藤 昭 一 君
警 察 本 部 長 出 田 孝 一 君
人 事 委 員 会 委 員 長 小 原 雅 之 君
監 査 委 員

事務局職員出席者

事 務 局 長 鈴 和 幸
事 務 局 次 長 池 永 淳 一
兼 総 務 課 長

首 席 審 議 員 坂 本 誠 也
兼 議 事 課 長
議 事 課 長 補 佐 吉 田 晋

午前10時開会 開議

○議長(内野幸喜君) ただいまから令和8年6月
熊本県議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

就任挨拶

○議長(内野幸喜君) まず、去る2月定例会にお
いて選任同意になりました監査委員及びさきの人
事異動で就任されました部局長等から、それぞれ
挨拶の申出がっておりますので、この際、これ
を許します。

議会事務局長鈴和幸君。

〔議会事務局長鈴和幸君登壇〕

○議会事務局長(鈴和幸君) 議会事務局長を拝命
いたしました鈴和幸と申します。誠心誠意業務に
邁進してまいろうと思っております。御指導と御
鞭撻をどうぞよろしくお願いをいたします。(拍
手)

○議長(内野幸喜君) 監査委員藤木美才さん。

〔監査委員藤木美才さん登壇〕

○監査委員(藤木美才さん) おはようございま
す。去る2月定例会で選任の同意をいただき、4
月1日に監査委員を拝命いたしました藤木美才で
ございます。微力ではございますが、一生懸命努
めてまいりたいと存じます。皆様方の御指導よろ
しくお願い申し上げます。(拍手)

○議長(内野幸喜君) 知事公室長府高隆君。

〔知事公室長府高隆君登壇〕

○知事公室長(府高隆君) 知事公室長の府高隆で
す。熊本県民のため、一生懸命頑張ります。よろ
しくお願いいたします。(拍手)

○議長(内野幸喜君) 総務部長下山薫さん。

〔総務部長下山薫さん登壇〕

○総務部長(下山薫さん) 4月に総務部長を拝命しました。本会議に出席させていただくこととなりましたので、どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

○議長(内野幸喜君) 理事枝國智子さん。

〔理事枝國智子さん登壇〕

○理事(枝國智子さん) デジタル改革推進担当理事を拝命いたしました枝國でございます。誠心誠意努めてまいりますので、御指導のほどよろしくお願いいたします。(拍手)

○議長(内野幸喜君) 理事柴田英伸君。

〔理事柴田英伸君登壇〕

○理事(柴田英伸君) 球磨川流域復興担当理事を拝命しました柴田でございます。全力を尽くしてまいりますので、御指導、御鞭撻賜りますよう、どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

○議長(内野幸喜君) 健康福祉部長久原美樹子さん。

〔健康福祉部長久原美樹子さん登壇〕

○健康福祉部長(久原美樹子さん) 健康福祉部長を拝命しました久原美樹子です。保健、医療、福祉、子育て、誠心誠意取り組んでまいりますので、御指導、御鞭撻のほどよろしくお願いいたします。(拍手)

○議長(内野幸喜君) 観光文化部長梅川日出樹君。

〔観光文化部長梅川日出樹君登壇〕

○観光文化部長(梅川日出樹君) 観光文化部長を拝命しました梅川でございます。観光、文化、スポーツの振興に精いっぱい取り組んでまいります。御指導のほどよろしくお願い申し上げます。(拍手)

○議長(内野幸喜君) 農林水産部長深川元樹君。

〔農林水産部長深川元樹君登壇〕

○農林水産部長(深川元樹君) 農林水産部長を拝命いたしました深川元樹でございます。稼げる農林畜水産業の実現のため、誠心誠意頑張りますので、御指導、御鞭撻よろしくお願いいたします。(拍手)

○議長(内野幸喜君) 土木部長奥山和弘君。

〔土木部長奥山和弘君登壇〕

○土木部長(奥山和弘君) 土木部長を拝命しました奥山です。熊本の発展に向け全力で取り組んでまいります。皆様方の御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。(拍手)

○議長(内野幸喜君) 会計管理者城内智昭君。

〔会計管理者城内智昭君登壇〕

○会計管理者(城内智昭君) 会計管理者を拝命いたしました城内智昭です。誠心誠意取り組んでまいります。御指導、御鞭撻のほどよろしくお願いいたします。(拍手)

○議長(内野幸喜君) 企業局長森山哲也君。

〔企業局長森山哲也君登壇〕

○企業局長(森山哲也君) 企業局長の森山でございます。公営企業の堅実な経営と未来への投資にしっかりと取り組んでまいります。よろしくお願いいたします。(拍手)

○議長(内野幸喜君) 病院事業管理者千田真寿君。

〔病院事業管理者千田真寿君登壇〕

○病院事業管理者(千田真寿君) 病院事業管理者を拝命しました千田です。公的な精神科医療機関としての責務を果たせるよう努めてまいります。御指導のほどよろしくお願いいたします。(拍手)

—————○—————

前議長及び前副議長に対する感謝状の伝達

○議長(内野幸喜君) 次に、去る3月18日に退任されました前議長高野洋介君及び前副議長緒方勇二君に対し、今般、全国都道府県議会議長会から

感謝状の贈呈がっておりますので、この際、伝達いたします。

高野洋介君、緒方勇二君は演壇の前に出ています。

〔高野洋介君、緒方勇二君演壇前に出る〕

○議長(内野幸喜君)

感 謝 状

高 野 洋 介 殿

あなたは熊本県議会議長の要職につかれこの間
地方自治の振興に尽くされるとともに本会の発展に大きく貢献されました

その功績は誠に顕著でありますのでここに深甚なる謝意を表します

令和8年3月18日

全国都道府県議会議長会

おめでとうございます。

〔感謝状伝達〕

〔拍手〕

○議長(内野幸喜君)

感 謝 状

緒 方 勇 二 殿

あなたは熊本県議会副議長の要職につかれこの間
地方自治の振興に尽くされるとともに本会の発展に大きく貢献されました

その功績は誠に顕著でありますのでここに深甚なる謝意を表します

令和8年3月18日

全国都道府県議会議長会

おめでとうございます。

〔感謝状伝達〕

〔拍手〕

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(内野幸喜君) 次に、日程に従いまして、

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により、高野洋介君、緒方勇二君、亀田英雄君、以上3人を指名いたします。

日程第2 会期決定の件

○議長(内野幸喜君) 次に、日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から6月24日までの20日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(内野幸喜君) 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月24日までの20日間とすることに決定いたしました。

日程第3 知事提出議案の上程(第1号から第19号まで)

○議長(内野幸喜君) 次に、日程第3、知事提出議案第1号から第19号までが提出されましたので、これを一括して議題といたします。

第1号 令和8年度熊本県一般会計補正予算(第1号)

第2号 令和8年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計補正予算(第1号)

第3号 専決処分の報告及び承認について

第4号 熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

第5号 熊本県報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

第6号 熊本県税条例の一部を改正する条例の制定について

第7号 熊本県税特別措置条例の一部を改正す

る条例の制定について

第8号 熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第9号 熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例及び熊本県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第10号 熊本県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例の制定について

第11号 熊本県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第12号 財産の取得について

第13号 専決処分の報告及び承認について

第14号 専決処分の報告及び承認について

第15号 専決処分の報告及び承認について

第16号 専決処分の報告及び承認について

第17号 専決処分の報告及び承認について

第18号 専決処分の報告及び承認について

第19号 専決処分の報告及び承認について

報告第1号 令和7年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第2号 令和7年度熊本県港湾整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第3号 令和7年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第4号 令和7年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第5号 令和7年度熊本県一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

報告第6号 令和7年度熊本県下水道事業会計建設改良費繰越額の使用に関する計画の報告について

報告第7号 令和7年度熊本県下水道事業会計事故繰越額の使用に関する計画の報告について

報告第8号 令和7年度熊本県電気事業会計建設改良費繰越額の使用に関する計画の報告について

報告第9号 令和7年度熊本県電気事業会計事故繰越額の使用に関する計画の報告について

報告第10号 令和7年度熊本県工業用水道事業会計建設改良費繰越額の使用に関する計画の報告について

報告第11号 令和7年度熊本県工業用水道事業会計事故繰越額の使用に関する計画の報告について

報告第12号 専決処分の報告について

報告第13号 専決処分の報告について

報告第14号 専決処分の報告について

報告第15号 専決処分の報告について

報告第16号 専決処分の報告について

報告第17号 専決処分の報告について

報告第18号 専決処分の報告について

報告第19号 歯科保健対策の推進に関する施策の報告について

報告第20号 地産池消の推進に関する施策の報告について

報告第21号 い業振興に関する施策の報告について

報告第22号 家庭教育支援の推進に関する施策の報告について

—————○—————

日程第4 知事の提案理由説明

○議長(内野幸喜君) 次に、日程第4、ただいま

議題といたしました議案に対する知事の説明を求めます。

知事木村敬君。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 今回の定例会に提案しております議案の説明に先立ち、最近の県政の動向について御説明申し上げます。

まず、中東情勢の緊迫化に伴う県内産業への影響についてです。

本県においても、航路事業者が燃料仕入れ難に伴い運航ダイヤを変更するなど、既に一部で具体的な影響が見られております。また、各種産業における資材調達の不安定化や価格高騰への懸念の声も伺っており、今後、事態の長期化に伴い、さらに影響が拡大することを危惧しております。

このような中で、県では、先週金曜日に、中東情勢に伴う原油関連物資高騰等対策本部を立ち上げ、私から、国の補正予算等を踏まえた対策の検討を急ぐよう指示をしたところでございます。そして、まずは当面の対応として、昨日、商工業や農林畜水産業における経営環境のさらなる悪化に備え、事業者の資金繰りを支援する新たな取組を開始することを発表させていただきました。

また、国においても、電気、ガス代の補助やガソリン価格抑制等に係る補正予算について、国会で審議がなされております。

引き続き、国の動向を注視しながら、交通事業や商工業、農林畜水産業などを営む事業者の皆様へのヒアリングなどを通じて、その状況を的確に把握し、県民生活や事業活動への影響を最小化すべく、適時適切に対応してまいります。

次に、県内産業のさらなる振興です。

半導体関連産業においては、くまもとサイエンスパークの実現に向けて、4月27日に、県と連携して事業を推進するパートナーとして、三井不動

産株式会社と基本協定を締結しました。

現在、同社において、サイエンスパークの中核拠点となるイノベーション創発エリアの整備が進められています。今後、同社と共同で、イノベーション創発エリアを運営するパークマネジメント法人、この設立を予定しており、今定例会に関連する予算を提案しております。

また、先月8日には、ソニーとTSMCが戦略的提携に向けた基本合意書を締結し、合志市を拠点に、次世代イメージセンサーの開発、生産ラインを構築することが検討されております。

引き続き、地元市町とも連携しながら、くまもとサイエンスパークの一日も早い実現に向けて、スピード感を持って取り組んでまいります。

また、県民の皆様の強い関心事であるセミコンテックパーク周辺の渋滞解消に向けては、中九州横断道路の大江西インターチェンジから下硯川インターチェンジ間について、4月10日に、有料道路事業を導入することが、国において決定されました。

これにより、さらに整備が加速し、周辺地域の渋滞解消はもとより、半導体関連産業の進出効果を早期に県内各地に波及させることが期待されます。

引き続き、国や沿線自治体と連携しながら、中九州横断道路の早期整備に向けて、しっかりと取り組んでまいります。

一方で、半導体関連産業以外の分野においても、農林畜水産業や観光業をはじめ、本県には、さらなる成長の可能性を有している産業が、県内各地に様々な分野で存在しております。そのため、国が進めている地域未来戦略を踏まえた本県の取組として、半導体産業関連産業に加え、食のみやこ熊本県の創造とライフサイエンス産業、また、観光交流関連産業を柱とした熊本県版「地域

産業成長プラン」の策定を現在進めております。

今後、このプランに沿った取組を着実に進め、県内各地の様々な産業のさらなる発展に向け、全力で取り組んでまいります。

次に、球磨川流域の創造的復興と緑の流域治水の推進についてでございます。

命と清流をともに守る新たな流水型ダムについては、国において、本体工事の着手に向けた必要な予算が確保され、4月8日に発注見通しが公表されました。

昨日開催した球磨川流域治水協議会においては、流域での治水対策の推進などについて、国、流域市町村と協議、確認を行ったところでございます。

県としても、出水期までに、河川の堆積土砂の撤去や、関係機関と連携した実践的な訓練などの住民の皆様の速やかな避難行動につながる取組を推進してまいりました。

また、国の権限代行で復旧が進められている深水橋について、上部工の架設工事に着手され、被災した10橋全てで架設工事の着手に至りました。

さらに、球磨村中園地区で整備が進められていたみんなの家が完成し、流域で整備が予定されていた9棟全てが完成いたしました。

引き続き、住民の皆様が目に見える形で、復旧・復興を実感いただけるよう、球磨川流域の創造的復興と緑の流域治水を着実に推進するとともに、五木村、相良村の振興に全力で取り組んでまいります。

次に、高校教育改革の取組についてでございます。

本年2月、国において、高校教育改革に関する基本方針が公表されるのに併せ、パイロットケースとなる先導的拠点を創設するための産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革

促進事業の公募が行われたところです。

本県においては、この事業に取り組む拠点校として、菊池農業高校、天草工業高校、人吉高校、熊本高校の4校を選定し、先月15日に国に申請するとともに、今定例会に関連する予算を提案させていただいております。

今回は、国の事業の制度設計上、4校が申請の上限でございましたが、今後、この4つの拠点校における取組を着実に進めることはもとより、今年度中に県内全校を対象とした高校教育改革に係る実行計画を策定することとしており、全ての県立高校の魅力ある学校づくりを推進してまいります。

熊本の未来を担う子供たちに、時代に応じた質の高い学びや地域の特色を生かした学びを提供できるよう、引き続き高校教育改革に全力で取り組んでまいります。

次に、熊本地震10年及び水俣病公式確認70年の取組についてです。

熊本地震から10年を迎えるに当たり、4月16日に、県と県内全市町村の共催で、熊本地震10年犠牲者合同追悼式を執り行いました。

復旧・復興に全力で取り組んできたこの10年を振り返る中で、改めて、国内外から寄せられた温かな御支援や復興の歩みを力強く支えてくださった全ての皆様への感謝の念を深くするとともに、この未曾有の大災害の記憶と教訓を未来へと継承していかなければならないという思いを新たにいたしましたところでございます。

また、今年は水俣病公式確認から70年の節目の年にも当たります。

先月1日には、水俣病犠牲者慰霊式が執り行われ、併せて、国と県の共催による関係団体、経済界との懇談を、昨年同様、2日間にわたって実施いたしました。

県としては、引き続き、患者、被害者の方々ははじめ関係者の皆様の御意見や御要望を丁寧に向いながら、国や地元自治体と連携し、必要な支援や取組につなげるとともに、公式確認70年を契機とする啓発事業に取り組み、水俣病の正しい理解の促進や教訓の継承、地域の振興などにより一層努めてまいります。

すみません。大変申し訳ございません。国要望のときに、ちょっとホテルでクーラーが効き過ぎてやられてしまいました。

続いて、今定例会に提案しております議案について御説明いたします。

まず、一般会計補正予算は、熊本県高等学校等教育改革促進基金を活用した高校教育改革を先導する拠点校の整備や、防災・減災、国土強靱化等のためのインフラ整備に係る国庫補助事業などを計上しております。

この結果、183億円の増額補正となり、これを現計予算と合算しますと9,536億円となります。

このほか、今定例会には、条例案件や財産の取得、専決処分の報告・承認案件なども併せて提案しております。

また、今会期中には、人事案件についても追加提案する予定でございます。

これらの議案について、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

声が悪くて失礼しました。

日程第5 人事委員会の意見(第4号及び第5号)

○議長(内野幸喜君) 次に、日程第5、ただいま議題といたしました議案のうち、第4号及び第5号につきましては、職員に関する条例案であり、地方公務員法第5条第2項の規定により人事委員会の意見を聴く必要がありますので、ただいまか

ら人事委員会の意見を求めます。

人事委員会委員長出田孝一君。

〔人事委員会委員長出田孝一君登壇〕

○人事委員会委員長(出田孝一君) 本議会に提案されました議案第4号及び議案第5号について、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、人事委員会の意見を申し述べます。

まず、議案第4号につきましては、国家公務員の特殊勤務手当額等の改正に準じて、災害時業務に従事する場合の手当額等を改正するものであり、国及び他の地方公共団体の職員との均衡を図るものであるところから、適当であると考えます。

次に、議案第5号につきましては、熊本県報酬及び費用弁償条例の一部改正に伴い、本県会計年度任用職員の給与の関係規定を整理するものであり、適当であると考えます。

日程第6 休会の件

○議長(内野幸喜君) 次に、日程第6、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

8日及び9日は、議案調査のため、休会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(内野幸喜君) 御異議なしと認めます。よって、8日及び9日は休会することに決定いたしました。

なお、明6日及び7日は、県の休日のため、休会であります。

○議長(内野幸喜君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、来る10日午前10時から開きます。

日程は、議席に配付の議事日程第2号のとおり

といたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時26分散会

第 2 号

(6 月10日)

令和8年

熊本県議会 6 月定例会会議録

第2号

令和8年6月10日（水曜日）

議事日程 第2号

令和8年6月10日（水曜日）午前10時開議

第1 一般質問（議案に対する質疑並びに県の一般事務について）

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問（議案に対する質疑並びに県の一般事務について）

出席議員氏名（47人）

星 野 愛 斗 君
高 井 千 歳 さん
住 永 栄一郎 君
亀 田 英 雄 君
幸 村 香代子 君
杉 薦 ミ カ さん
立 山 大二郎 君
斎 藤 陽 子 さん
本 田 雄 三 君
岩 田 智 子 君
堤 泰 之 君
南 部 隼 平 君
前 田 敬 介 君
坂 梨 剛 昭 君
荒 川 知 章 君
城 戸 淳 君
西 村 尚 武 君
池 永 幸 生 君
竹 崎 和 虎 君
吉 田 孝 平 君

中 村 亮 彦 君
増 永 慎一郎 君
前 田 憲 秀 君
高 島 和 男 君
松 村 秀 逸 君
岩 本 浩 治 君
西 山 宗 孝 君
河 津 修 司 君
楠 本 千 秋 君
橋 口 海 平 君
緒 方 勇 二 君
高 木 健 次 君
高 野 洋 介 君
内 野 幸 喜 君
岩 中 伸 司 君
城 下 広 作 君
西 聖 一 君
山 口 裕 君
瀧 上 陽 一 君
坂 田 孝 志 君
溝 口 幸 治 君
池 田 和 貴 君
吉 永 和 世 君
松 田 三 郎 君
藤 川 隆 夫 君
岩 下 栄 一 君
前 川 收 君

欠席議員氏名（なし）

説明のため出席した者の職氏名

知 事 木 村 敬 君
副 知 事 竹 内 信 義 君

副 知 事 亀 崎 直 隆 君
 知 事 公 室 長 府 高 隆 君
 総 務 部 長 下 山 薫 さん
 企画振興部長 富 永 隼 行 君
 理 事 枝 國 智 子 さん
 理 事 柴 田 英 伸 君
 健康福祉部長 久 原 美樹子 さん
 環境生活部長 清 田 克 弘 君
 商工労働部長 上 田 哲 也 君
 観光文化部長 梅 川 日出樹 君
 農林水産部長 深 川 元 樹 君
 理 事 間 宮 将 大 君
 土 木 部 長 奥 山 和 弘 君
 会 計 管 理 者 城 内 智 昭 君
 企 業 局 長 森 山 哲 也 君
 病 院 事 業 者 千 田 真 寿 君
 管 理 者 越 猪 浩 樹 君
 教 育 長 佐 藤 昭 一 君
 警 察 本 部 長 坂 野 定 則 君
 人 事 委 員 会 小 原 雅 之 君
 事 務 局 長
 監 査 委 員

事務局職員出席者

事 務 局 長 鈴 和 幸
 事 務 局 次 長 池 永 淳 一
 兼 総 務 課 長
 首 席 審 議 員 坂 本 誠 也
 兼 議 事 課 長
 議 事 課 長 補 佐 吉 田 晋

午前10時開議

○議長(内野幸喜君) これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長(内野幸喜君) 日程に従いまして、日程第1、一般質問を行います。

発言の通告がっておりますので、これより順

次質問を許します。

なお、質問時間は1人60分以内の質疑応答でありますので、さよう御承知願います。

瀏上陽一君。

〔瀏上陽一君登壇〕(拍手)

○瀏上陽一君 皆さん、おはようございます。山鹿市選出・自由民主党の瀏上陽一です。

発言通告書に従い、質問に入らせていただきます。

初めに、中東情勢に伴う原油関連物資の価格高騰や供給不安等への県の対応について質問いたします。

昨今の中東情勢悪化に伴い、原油価格高騰による燃料価格の高止まりや、原油関連物資、とりわけナフサ由来の化学製品の供給不安や価格上昇が起きるなど、先行きが見通せない状況が続いております。こうした状況が今後一層長期化することも危惧される中で、県民の生活や県内事業者の経済活動への影響を懸念しています。

高市総理大臣は、5月25日、記者会見で、中東情勢は依然として不透明、国民生活や経済活動に支障が生じないよう必要な施策を臨機応変に講じていくとして、リスクの最小化の観点から、資金面で万全の備えをするため、迅速に補正予算を編成して、家計と産業を守り抜くとの強い決意を表明され、6月5日に補正予算が成立を見ました。

私ども自由民主党熊本県連におきましても、5月25日から6月2日までの間、約150の友好団体の皆様に対し、中東情勢悪化に伴う影響をお尋ねする緊急調査を実施しました。

友好団体の皆様から、例えば、運送業では、燃料価格の高騰が続くと、燃料費負担の増大により事業継続が困難となる事業者の増加が懸念される、林業では、混合燃料や軽油の価格高騰や供給遅延の発生により作業コストが増加しているた

め、稼働を抑制せざるを得ず、経営が圧迫されている、卸、小売業では、燃料価格の高騰が経営を圧迫し、資材の値上がりや入荷不足が事業継続に影響を及ぼしているなど、様々な不安の声が寄せられています。

今回の緊急調査では、今御紹介した回答のほかにも、本県の基幹産業である農林水産業における肥料、飼料、資材などの価格高騰や、製造業におけるシンナーや潤滑油等の供給不安をはじめ、建設、運輸、医療、福祉、観光などあらゆる分野で既に影響が及んでいたり、今後の影響が懸念されていることが浮き彫りになりました。

こうした影響がさらに長期化すれば、生産者、事業者の経営がいよいよ逼迫し、事業継続に大きな支障を来すことは明らかでありますので、その悪影響を最小化して県民生活の経済活動を守り抜くことが極めて重要となります。

このような状況を踏まえて、県では、去る5月29日、知事を本部長とする中東情勢に伴う原油関連物資高騰等対策本部を立ち上げ、県内の各現場の現状を関係部局で共有されたと聞いておりますが、実際、県内においては、今現在どのような状況にあると理解しておられるのか、また、その状況認識を踏まえて、今後どのような対策を講じていくお考えか、知事にお尋ねいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 浏上議員からの御質問にお答え申し上げます。

中東情勢の緊迫化に伴う県内の影響については、燃料価格の高騰、原油由来の化学製品などの価格高騰、流通段階における目詰まりに伴う調達不足など徐々に拡大し、県民生活はもとより、幅広い産業活動や事業者の経営に影響を及ぼしつつあると認識しております。

国が中小企業者向けに設置した県内の特別相談

窓口では、5月の1か月間で資金繰りに関する相談が510件寄せられ、輸送コストの増加や潤滑油、塗料、シンナーなどの供給不足による事業への影響が懸念されております。

また、農業においては、ハウス被覆資材の一部で納期の遅れや配合飼料の価格上昇などが懸念されております。さらに、建設業や建築業においては資材単価の上昇が見られ、医療、福祉施設などにおいては、医療用手袋などの値上げ、ビニールエプロン等の出荷調整が実施されております。

このような状況を踏まえ、県民に対して、県の対応を適時適切に分かりやすく発信し、県民の不安を解消するため、県では、5月29日に、私自ら本部長となり、両副知事、関係部長で構成する中東情勢に伴う原油関連物資高騰等対策本部を設置したところでございます。

同日開催した第1回本部会議では、各関係部長から所管する分野の状況を報告、共有するとともに、継続的に状況を把握することを確認いたしました。

また、中小企業者や農林漁業者に対する資金繰り支援を講じるよう、この本部会議で、私から関係各部に指示した結果、中小企業者には、融資利率を優遇する県の融資制度を6月15日から開始するとともに、農林漁業者の皆様には、農林漁業セーフティネット資金の貸付利率を貸付後5年間無利子とする市町村に対して利子助成を実施することを決定いたしました。

なお、5月29日から、中小企業者の皆様から金融や経営に関する相談を受け付ける特別相談窓口を商工労働部内に、そして、農林漁業者の皆様から県の融資制度や金融に関する相談窓口を農林水産部内にそれぞれ設置いたしました。昨日まで23件の相談があり、適切に対応しているところでございます。

さらに、6月1日から3日にかけて、国の関係省庁の大臣等に対し、燃料価格の激変緩和事業の継続と燃料の安定確保、社会生活基盤の維持や生活困窮者に向けた支援、事業者等の事業継続に向けた支援などを、議長とともに要望してまいったところでございます。

国においては、6月5日、補正予算が成立し、高騰する電気・ガス料金の支援を直接実施されるとともに、地方自治体に対しては、LPガスや特別高圧電力の利用者への支援が可能となるよう重点支援地方交付金の増額措置が講じられました。これを踏まえ、本県においても、今定例会中に補正予算の追加提案を行う方向で準備を急いでいるところでございます。

引き続き、県庁の総力を挙げて、関係機関とも連携し、県民や事業現場の不安の声を丁寧に向うとともに、国の補正予算を活用しながら県民の暮らしや経済活動に支障が生じないよう、しっかりと対策を講じてまいります。

また、今回の国の補正予算は、その大半の2.5兆円が中東情勢等対応予備費でありまして、臨機応変に追加策を講じることが想定されるため、今後、県内の状況を踏まえ、さらなる国の支援が必要な場合には、国に対して追加対策を積極的に求めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔瀧上陽一君登壇〕

○瀧上陽一君 5月29日に対策本部を立ち上げて、資金繰りをはじめ、今できることをしっかり対応していくということであろうというふうに思います。先行きが見通せない状況が続いておりますので、引き続き、県民や事業現場の不安の声をしっかりと耳を傾け、国の補正予算を活用しながら県民の暮らしや経済活動に支障が生じないよう対策を講じていただきますよう、よろしくお願い

をしたいというふうに思います。

次に、くまもとサイエンスパークについて質問いたします。

私は、昨年2月定例会の代表質問において、半導体関連産業の集積促進や地場企業の活性化に向けた取組に加え、熊本版サイエンスパーク構想について、知事に質問いたしました。

知事からは、くまもとサイエンスパークの実現により、将来必要とされる新しい産業が熊本から生み出され、お子さんやお孫さんが喜んで熊本に残り続け、また、全国、全世界から熊本が選ばれるような、世界に伍する産業拠点となるよう全力で取り組んでまいりますとの未来への決意に満ちた大変力強い御答弁をいただきました。

その後、県においては、昨年3月に、くまもとサイエンスパーク推進ビジョンが策定され、構想の具体化に向けた歩みが着実に進められております。

そして、本年4月27日、本ビジョンの柱であり、サイエンスパークの中核となるイノベーション創発エリアの整備を推進するため、県と連携して事業を推進するパートナーに選定された三井不動産と熊本県、合志市との3者間で基本協定が締結されました。

また、同時に発表されたプロジェクト構想では、合志市のソニー新工場に隣接する約31ヘクタールのエリアに、工業用地に加え、研究開発機能を備えた施設群を整備し、大学、研究機関や企業の研究開発部門を有することで、開発から研究まで一体となった半導体エコシステムの構築を目指すことがうたわれています。

私は、このプロジェクトの実現が、熊本の産業構造を飛躍的に転換し、県経済のさらなる発展を促す起爆剤となることはもちろん、その成功あってこそ、これからの我が国の経済安全保障を支え

る極めて重要な基盤となるものと強く期待しております。

一方で、こうした前例のない大規模プロジェクトを成功に導くためには、行政の力のみならず、民間企業が持つ高度なノウハウや広範なネットワークとの連携、融合が極めて重要であることは申すまでもありません。

その点、国内外において先進的なまちづくりや産業拠点開発を数多く手がけてきた三井不動産の果たす役割に、大いに期待するところであります。

私は、先般、県議会の視察で、台湾の新竹市にある新竹サイエンスパークを訪問する機会を得ました。

新竹サイエンスパークは、本拠地である新竹市を中核として、周辺に6つのサテライトパークを展開し、全体で500社を超えるハイテク企業が拠点を構え、17万人以上が働く、世界最大級かつ最先端のハイテク産業集積地であります。

そこでは、TSMCやメディアテックといった世界を牽引する企業群が高度に集積し、隣接するトップ大学や研究機関との密接な連携を通じて、驚異的なスピードで世界最先端のイノベーションが生み出されております。

私は、その巨大なスケールと圧倒的な熱量を目の当たりにしたことで、熊本がこれから目指すべき将来像を、より鮮明に思い描くことができました。

そこで、知事にお尋ねいたします。

第1に、くまもとサイエンスパークの実現に向けて、事業推進パートナーである三井不動産に対して、県としてどのような役割や成果を期待しておられるのか、御所見をお聞かせください。

第2に、今後の本プロジェクト推進に向けた知事御自身の意気込みを改めてお示しください。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) お答え申し上げます。

くまもとサイエンスパークは、単なる半導体企業の集積にとどまらず、国内外の大学や研究機関が集い、新産業の創出や高度人材を輩出する、これまでにない産学官連携の新たな拠点の形成を目指しております。

このプロジェクトの実現のためには、行政の知見だけでなく、民間事業者が有する高度なノウハウや幅広いネットワークを最大限に活用することが不可欠と考え、私は、官民連携の枠組みの下、事業を推進することといたしました。

昨年7月には、県とともに事業を推進する民間事業者の公募を開始し、有識者による審査を経て、本年4月、事業推進パートナーとして三井不動産を選定し、サイエンスパークの具体的な姿をお示したところでございます。

これは、実現に向けた大きな一歩であり、私自身、決意を新たにしているところでございます。

三井不動産は、阿蘇くまもと空港の運営など本県のまちづくりにおいて確かな実績を有しております。

また、半導体分野においても、産学官を代表するプレーヤーが集い、新たな技術や価値を創出する産業支援コミュニティとして、一般社団法人「RISE-A」を設立されるなど、精力的に取り組んでおられます。

さらに、台湾の世界的な研究開発機構であるITRIや半導体研究において世界的に評価の高い陽明交通大学との連携協定を締結するなど、台湾においても活発に活動されており、不動産デベロッパーを超えた、産業デベロッパーとして世界を舞台に事業を展開されておられます。

このように、三井不動産は、マネジメントのノウハウ、国際的なネットワーク、産学官連携を生

み出す力を兼ね備えており、本県にとってこれ以上ない心強いパートナーとして大いに期待しているところでございます。

サイエンスパークの実現に向けては、三井不動産が産学官連携の拠点となるイノベーション創発エリアの造成に既に着手されており、令和9年以降、段階的に施設が竣工していく予定でございます。

また、同エリアの管理運営を担うパークマネジメント法人の設立に向け、今定例会に関連予算を提案しており、来月には速やかに法人を立ち上げたいと考えております。

そして、国内外の半導体関連企業や先端研究機関の誘致を進め、法人内に設置する産学官連携の橋渡し役となるイノベーションセンターを中心に、先端研究、デザイン設計、製造、そして検査、評価まで一貫した半導体エコシステムの構築を目指してまいります。

私は、ここ熊本が、半導体をつくる拠点にとどまらず、世界中の頭脳が集まり、将来的には半導体を活用して未来の産業を生み出す拠点へと発展していくことこそが、このサイエンスパークの最終的な目標であると考えております。

そして、この目標に向かって邁進することが、県南地域を含む熊本県全域、さらには日本、アジアの未来を切り開く大きなプロジェクトとして成長していくものと確信しております。

今後とも、事業推進パートナーである三井不動産、そして地元合志市と緊密に連携し、くまもとサイエンスパークの一日も早い実現に向けて、力強く、そしてスピード感を持って取り組んでまいります。

以上でございます。

〔淵上陽一君登壇〕

○淵上陽一君 知事より、ここ熊本が半導体をつ

くる拠点にとどまらず、将来的には半導体を活用して未来の産業を生み出す拠点へと発展することこそが、このサイエンスパークの最終的な目標と、大変力強い答弁をいただきました。

今回、三井不動産とともに発表されたプロジェクトは、非常に夢のある、将来にも大きな期待を抱かせるものでありますが、一方で、前例がなく、行政だけでも、民間だけでも実現は困難であり、官民の強いパートナーシップの下、進めていかなければならないものと考えております。

引き続き、木村知事におかれましては、強いリーダーシップの下、三井不動産と合志市と連携し、くまもとサイエンスパークの実現に向けて着実に取組を進めていただきますよう、改めてお願い申し上げます。

県議会としましても、最大限の後押しをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、外国人の安定的かつ適切な確保について質問いたします。

まず、本県の半導体関連産業を取り巻く環境は、今まさに歴史的な転換点を迎えております。

2021年11月の菊陽町へのT S M C、J A S M進出発表を端緒に、2024年12月に第1工場が完成し、量産を開始、第2工場は、昨年10月に着工したところです。

さらに、本年4月、経済産業省が、ソニーのイメージセンサー新工場に対し、国内の安定供給体制の強化を目的として、最大600億円規模の補助金支給を正式に決定いたしました。

国の力強い後押しの下、本社T S M Cとの深化した連携により、熊本の半導体集積は、単なる工場誘致の枠を超え、世界最先端の技術が集積する開発拠点へと発展する、極めて重要な局面を迎えています。

しかし、こうした歴史的かつ急速な産業拡大の

陰で、深刻な人材不足が顕在化していることも、また厳然たる事実であります。

県内在住の外国人数は増え続けており、出入国在留管理庁の最新統計によれば、県内の在留外国人数は、令和7年12月末時点で3万2,372人と過去最高を更新、熊本労働局が本年1月30日に公表した外国人雇用状況でも、令和7年10月時点の県内外国人労働者数は2万4,076人を数え、こちらも過去最高となっており、今や外国人人材は地域経済と県民生活を維持するための不可欠な存在となっておりま

す。こうした中、昨年7月には、知事自らインドネシア労働省を訪問され、人材受入れに関する有意義な意見交換を行われました。

同国は、世界第4位の人口を擁し、生産年齢人口の割合が非常に多い人口ボーナス期にあり、その若く豊富な労働力は、本県にとっても極めて大きな可能性を秘めております。

先般、県議会からもインドネシアを訪問し、同国政府や送り出し機関との意見交換を行いました。

その中で、人材の特性や現状について理解を深めるとともに、優秀な人材に本県を選んでもらうための方策を話し合った中で、インドネシア労働省からも、熊本で即戦力として活躍できる能力を持った人材を送り出したいとの大変前向きな意向があることを確認できました。

インドネシア側からは、熊本が、どの分野で、どの程度の外国人材を必要としているのかが具体的に分かれば、事前の日本語教育に加え、熊本の産業ニーズに応じた技術訓練を充実させることができ、それにより、タイムラグなしに必要な人材を送り出すことができるとの具体的な提案がありました。

本県が必要とする能力を持つ人材を事前に現地

で育成できれば、企業が求める要件とのミスマッチを防ぎ、県内での定着率向上にも大きく寄与するものと考えております。

そこで、知事に2点お伺いいたします。

まず1点目は、本県で今後必要とされる技能実習生や特定技能外国人といったいわゆる外国人材の数と、そのうち、インドネシア人材の必要人数は把握しておられるのか、お尋ねいたします。

次に、インドネシア労働省との協力覚書締結についてお伺いいたします。

近年、宮城県を皮切りに、三重県、愛媛県、香川県など、複数の自治体が、インドネシア労働省との間で人材の送り出し・受入れに関する協力覚書を締結しており、今後も締結自治体が増加する見込みと伺っております。

今回の訪問時にも、インドネシア側から、熊本県と早急に覚書を締結したいとの強い意向が示されました。

安定的かつ円滑な人材確保を継続するためには、送り出し国との緊密な政府間連携が不可欠であり、先行する他県に遅れることなく、相手国が高い意欲を示しているこの好機を逃さずに覚書を締結することは、本県の深刻な労働力不足を解消する上で極めて有効な一手であると考えます。

そこで、インドネシアとの協力覚書の締結に向け、現在どのような状況で、今後どう話を進めていくのか、さらに締結後はどのような施策を展開していくのか、以上2点について、知事に所見をお尋ねいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) まず、1点目の本県で今後必要とされる技能実習生等の外国人材の数についてお答えいたします。

本県の外国人材は、議員御指摘のとおり増加を続けており、中でもインドネシアは、増加数、増

加率ともに国、地域別で最大となっております。

先ほど議員から御紹介されたとおり、今年4月、県議会の皆様がインドネシア労働省を訪問した際には、同省から、本県における分野別の外国人材の必要数が分かれば、それに応じたインドネシアでの訓練を充実させ、即戦力の人材を送り出せるのお話があったと承知しております。

私が、昨年7月、インドネシアを訪問した際に面会した同国労働省の事務次官からも、同様の話があったところでございます。

そのため、県内の監理団体及び登録支援機関を対象に受入れニーズ調査をしたところ、70団体から、今後3年間で、農業で約1,500人、建設業で約500人、飲食料品製造業で約200人などの外国人材が必要であるとの回答が寄せられております。

また、国、地域別で見ると、インドネシアが最も多く約1,600人、次いでベトナムが約1,000人、カンボジアが約400人という結果になっております。

このようなことから、国内人材の確保、育成やDXなどによる省力化を進めてもなお、本県の様々な分野において、引き続き一定規模で外国人材のニーズが確認されたと受け止めているところでございます。

この結果については、今後、インドネシア労働省にも提供し、本県が必要とする分野の人材育成に取り組んでいただけるよう働きかけてまいります。

次に、2点目のインドネシア労働省との協力覚書の締結についてお答え申し上げます。

まず、その前提として、かねてより、本県とインドネシアとの間には、熊本インドネシア友好協会KIFAを中心とした長年の経済、教育、文化交流の歴史がございまして、民間レベルでの強固なネットワークが築かれております。

このような長年の信頼関係を背景に、先ほど申し上げました、私、昨年7月にインドネシアを訪問させていただき、同国の労働省事務次官と面会した際に、インドネシア人材の受入れなどについて、双方で協力していくことを確認しており、以後、協議を行っています。

議員御紹介のとおり、先行して協力覚書を締結した自治体では、人材確保が目的とされているものと承知しています。

しかしながら、私は、単にその本県における労働力確保にとどめるべきではないと考えておりますし、県民の皆様の中には、安易な外国人労働者の活用に不安の声があるのも、これも事実であると思っております。

また、熊本に來た外国人材の方々にとっても、十分な受入れ基盤が熊本になれば、熊本への不満がたまってしまい、このような熊本県民と外国人材の双方に不幸な事態は絶対に避けるべきであると考えております。

については、単なるインドネシアからの人材確保を目的とするのではなく、インドネシアの人材が熊本とインドネシア、双方の産業の担い手として活躍し、ひいては両国の発展や友好関係の構築に寄与することを目指す、人材育成の相互協力を実現したいと私は考えております。

現在、協力覚書の締結に向けて、インドネシア労働省と協議を進めている段階ですが、協力覚書が締結できれば、インドネシア人材が母国でしっかりと職業訓練や語学研修を受け、そして本県で就労し、そして技能や知識を習得の上、ちゃんと帰国する、その帰国するに至るまでの一連の過程における人材育成に双方で協力して取り組みたいと考えております。

引き続き、インドネシア労働省との協議を進めながら、この好機を逃すことなく連携を強化し、

インドネシア人材に選ばれる熊本となるよう、着実に取組を進めてまいります。

以上でございます。

〔瀧上陽一君登壇〕

○瀧上陽一君 知事より、調査をして必要な人数についてもある程度把握ができているということでありました。

私たちも、インドネシアに行って、やりますと約束をしてきましたので大変安心いたしました。また、人材確保については、熊本にとっても、インドネシアにとっても、また、熊本においてになった人にとっても、全てがウイン・ウインの関係性を築けるような準備が必要だと思っております。しっかりと検討しながら、引き続き着実に取組を推進していただきますようお願い申し上げます。

次に、高校教育改革についてお尋ねいたします。

本県の県立高校においては、全国的にも特色のある学科の設置や各学校のスクール・ミッションによる特色の明確化、県立高校学びの祭典の開催、県立高校全50校のガイドブックの作成など、これまでも様々な高校魅力化の取組が進められてきたものと承知しております。

その中には、全国初の公立高校マンガ専門学科として注目を集め続けている高森高校マンガ学科や、同じく我が国で初めて半導体を専門に学ぶことができる水俣高校半導体情報学科の設置、そして天草工業高校においては、コンピューター・グラフィックスについて専門的に学ぶことができるCG系列の選択授業が設けられているなど、高校教育に新たな芽を生み出そうとする革新的な試みを見てとることができます。

こうした取組を通じて、一部の県立高校への入学希望の増加が生まれてはおりますものの、県全

体では依然として非常に厳しい状況が続いております。

例えば、令和8年度の全日制県立高校合格者を見ますと、全50校中41校で定員割れ、定員を満たした9校のうち8校が熊本市内、郡部では僅か1校だけとなっており、全体の定員充足率は77%まで低下しております。

いわゆる高校授業料無償化の実施により、家庭の教育費負担軽減や進学機会の確保といったメリットが生まれる一方で、特に、都市部の私立高校への進学志向が高まっていることから、県立高校、とりわけ郡部の小規模校において、今後さらなる定員割れが進み、やがては学校規模の縮小につながっていくのではないかと危惧する声も多く上がっています。

こうした中、国は、本年2月、2040年に向けた高校教育改革の全体構想として高校教育改革に関する基本方針、いわゆるネクストハイスクール構想を公表しました。

この構想の中では、AIの進化や少子高齢化、地域格差といった社会構造の急激な変化に対応するため、国がリーダーシップを発揮しながら、自治体や学校との適切な役割分担の下、高校教育改革を加速させていくことが示されており、各都道府県は、この構想を踏まえて、高校教育改革のための実行計画を策定すべきことが求められています。

また、高校教育改革のための基金を都道府県に造成し、構想実現に向けたパイロットケースとなる改革先導拠点校を創設することを目的に、国の産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業の公募が行われました。

この事業は、アドバンスト・エッセンシャルワーカー等の育成支援、理数系人材育成支援、そして多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保と

いう3つの類型に沿った取組に対し、令和10年度までの3か年で各県最大62億円の補助が受けられるという、高校教育分野では、いまだかつてなかった規模の支援内容となっております。

熊本県においては、本事業における改革先導拠点校の候補として、菊池農業高校、天草工業高校、人吉高校、熊本高校の4校が選定され、先月15日に国への申請がなされたところです。

こうした国の補助事業をしっかりと活用することで、県立高校全体の改革につなげていこうとする取組は一定程度評価することができますが、一方で、県民からすれば、なぜこの4校だけなのか、選ばれなかったほかの多くの高校の改革はどうなるのかといった疑問が出てくることは当然のことです。

そこで、こうした県民の声に答えるためにも、今回の改革先導拠点校4校の取組を基に、今後県立高校全体の教育改革をどのように進めていこうとお考えなのか、教育長にお尋ねいたします。

〔教育長越猪浩樹君登壇〕

○教育長(越猪浩樹君) 昨年9月の県立高等学校あり方検討会からの提言では、高校は地域にとって欠かせない存在であると位置づけられています。県教育委員会では、この提言の内容を踏まえ、私立高校とも協議を行いながら、魅力ある学校づくりと人口減少を見据えた教育環境整備の両輪で、熊本ならではの高校教育改革をいかに実行していくか、検討を進めているところです。

そのような中、本年2月に、国からネクストハイスクール構想が示されましたが、その内容は本県の在り方提言と方向性を同じくするものであると受け止めています。

今般、国において創設された高校教育改革に係る補助事業を最大限に有効活用することで、知事部局はもとより、地域や産業界、大学等と一体と

なった高校教育改革を、さらに加速度的に進めてまいりたいと考えています。

今回は、国の補助事業の制度設計上、改革先導拠点校の申請上限が4校でしたので、本県の人材育成上の課題に対応し、県全体の高校教育改革を牽引していける学校という視点で選定し、事業計画を練り上げ、国に申請したところです。

具体的には、菊池農業高校では、スマート農業・6次産業化の海外展開モデル等を推進する農業DX人材の育成に取り組みます。

天草工業高校では、地域と連携した産業人材育成、地域課題解決型の防災・インフラ教育等を推進します。

人吉高校では、理数系人材の裾野を広げるため、データサイエンスを活用した探求の学びと教科学習の両輪で学びを充実させます。

最後に、地理的制約により教育機関に格差が生じないように、熊本高校に遠隔教育配信センターを設置し、全県的な探求ネットワークの構築を進めてまいります。

なお、今回の4つの拠点校での取組は、あくまでも改革のパイロットケースの創出が目的です。令和8年度末までに高校教育改革に係る実行計画を策定し、全ての県立高校の魅力ある学校づくりを推進していくとともに、それに必要不可欠な教職員や施設、設備など、学びを支える教育環境の整備にも取り組んでまいります。

拠点校での取組の成果を県全体にしっかりと波及させながら、全ての県立高校において未来志向の学びを展開し、熊本の未来を開く人材育成に全力で取り組んでまいります。

〔瀧上陽一君登壇〕

○瀧上陽一君 私学振興大会の懇親会で、私に、私学の校長先生から、今度の教育長は、やおいかん人がなったばいという話をされました。という

ことは、私学にとっては本当に脅威な教育長なんだろうというふうに思いますし、裏を返せば、熊本県の教育にとっては本当にすばらしい方が多分なられたんだろうというふうに思っております。

この教育改革は、一朝一夕にいかないというのは分かるわけでありますけれども、しかしながら、私はもう最後のチャンスだろうというふうに思っております。改革というぐらいですから、ちょっと動かしたぐらいでは、なかなか見えづらいというふうに思いますので、思い切って改革をやっていただきたいと。もう自分がやらなければほかはできないんだ、そのぐらい不退転の決意を持って取り組んでいただきますように、私たちも精いっぱい応援をしていきたいというふうに思っております。

次に、空飛ぶクルマの社会実装に向けた取組について質問いたします。

空飛ぶクルマと申しますと、長い間、漫画やSFの中の話と思われていましたが、近年は、次世代の移動手段として世界的に開発が進められており、我が国においても、国土交通省と経済産業省が共同で設置する空の移動革命に向けた官民協議会を中心に、制度整備と技術開発、さらには地域実装に向けた検討が加速しております。

本年3月に改訂された国のロードマップでは、2027年から2028年にかけて一部地域で商用運航を開始し、2030年代前半には遠隔操縦による旅客輸送や新たな交通管理の導入、さらに2030年代後半には自動・自律運航の一部実現を目指す方向性が明記されたことで、機体の型式証明、操縦者の技能証明、離着陸場であるバーティポートの設置基準、さらには運航管理システムの構築など、安全性確保に向けた枠組みが段階的に整備されつつあります。

国の資料では、都市部における渋滞回避のみな

らず、離島や中山間地域における移動手段の確保、災害時の緊急搬送や物資輸送、観光振興などへの活用が期待されております。

こうした国の動きに呼応するように、東京都、愛知県、大阪府などでは、地域特性を踏まえた実証飛行や社会実装モデルの検討が進み、観光、都市間移動、離島交通、災害対応といった様々な分野において、空飛ぶクルマが地域課題の解決に資する具体的な姿が見え始めております。

一方、熊本県に目を向けますと、阿蘇地域の雄大な景観を生かした観光振興、天草地域における離島アクセスの改善、球磨地域をはじめとする中山間地域における医療搬送、さらには大規模災害時の緊急輸送など、空飛ぶクルマの活用が期待される分野は極めて広範に及びます。

加えて、半導体産業の集積が進む本県においては、空飛ぶクルマは次世代モビリティ産業の誘発や関連技術の研究開発など、産業政策の観点からも新たな可能性を切り開く契機となり得ると考えます。

また、空飛ぶクルマの導入は、単なる新技術の受入れにとどまらず、地域の交通体系、観光戦略、医療、防災体制、さらには産業構造の在り方にまで影響を及ぼす、いわば地域の未来像を形づくる重要な政策テーマであります。

であるからこそ熊本県としても、国の制度整備の進展や他県の先行事例を踏まえつつ、主体的、戦略的に導入に取り組む姿勢が求められると考えます。

そこで、企画振興部長に2点お尋ねいたします。

第1に、国の制度整備の動向や他都道府県の取組を踏まえ、本県として空飛ぶクルマの社会実装をどのように位置づけ、観光、医療、災害対応などの分野でどのような可能性や効果を見込んでお

られるのか。

第2に、パーティポートの候補地の検討や事業者との連携、さらには実証フィールドの形成など、今後どのような方針の下で取組を進めていけるのか、企画振興部長に御所見をお伺いいたします。

〔企画振興部長富永隼行君登壇〕

○企画振興部長(富永隼行君) 空飛ぶクルマの社会実装に向けた取組について。

まず、空飛ぶクルマの本県における可能性や効果についてお答えします。

空飛ぶクルマは、電動で垂直離着陸できる小型航空機であり、道路インフラや交通渋滞等の制約を受けずに、人や物の柔軟な移動を可能とする新しい空の移動手段です。

議員御紹介のとおり、国で策定された空の移動革命に向けたロードマップでは、2020年代後半に一部地域での商用運航を開始し、2030年代後半には自動・自律運航により日常の移動手段として定着を目指すことが示されています。

本県では、人口減少や高齢化の進展により、特に山間部や離島などにおいて、地域における移動手段の確保が大きな課題となっています。また、熊本地震や近年の豪雨災害の経験から、災害時における迅速な人員、物資の輸送手段の確保も重要な課題です。

空飛ぶクルマは、道路インフラ等の制約を受けず、長距離であっても短時間かつ柔軟に移動できるという特徴から、本県の地域特性にも合った新たな移動手段であると認識しています。

例えば、天草地域での導入を想定すると、美しい海と自然豊かな島々を空から楽しむという観光面における新たな付加価値の創出が見込まれます。また、医療分野における緊急搬送や、地域交通、物流の効率化など、離島、半島地域、山間部

における県民の生活に直結する様々な課題解決につながることも期待されます。

このように、空飛ぶクルマは、さらなる地域振興に加え、地域課題の解決に向けた大きな力になるものと考えています。

次に、社会実装に向けた今後の取組についてお答えします。

現時点で、空飛ぶクルマの実用化には、ハード、ソフト両面で課題があり、官民を挙げて技術開発や制度整備に取り組まれています。

本県における社会実装に向けては、実際の運航に必要となる離着陸場の整備や空飛ぶクルマへの県民の理解を得ることが必要です。

これまで、国家戦略特区の事業である近未来技術実証ワンストップセンターで、実証事業の円滑な実施に向けた相談対応などを行ってきました。今後は、事業者における離着陸場の整備に向けた調査等を支援してまいります。

さらに、観光や物流、医療などの分野において、空飛ぶクルマの具体的なサービスや導入地域を見据えながら、事業者や市町村と連携し、県民の理解促進に取り組みます。

空の移動革命により、県民の誰もが空を自由に旅する未来が近づいています。本県における空飛ぶクルマの早期の社会実装を推進し、県民の移動の利便性向上はもとより、観光振興や産業活性化、防災力の強化につなげ、地方創生の先進地域、熊本の実現を目指してまいります。

〔瀧上陽一君登壇〕

○瀧上陽一君 私は、県議会議員になりまして初めて、わくわくしながら質問をつくりました。それだけ大変期待も大きいわけであります。幾つかの首長さんと意見交換をしたわけでありますけれども、多くの首長さんから、ぜひともやりたいということで皆さんから返事をいただきました。空

飛ぶクルマの早期の社会実装を推進して、地方創生の先進地域、熊本の実現に向けて、スピード感を持って取り組んでいただきますよう、よろしくお願いいたします。

最後に、食のみやこ熊本県の創造に向けた県産品の認知度向上、販路拡大について質問いたします。

本県は、山から川、そして海へとつながる豊かな自然環境の下、多種多様な農畜水産物がバランスよく生産されており、生産量全国1位のトマト、カリフラワーをはじめ、スイカ、あか牛、干しシイタケなど、全国に誇る品目が数多くあり、農業産出額は、常に全国上位に位置しております。

また、馬刺や辛子レンコン、球磨焼酎など、熊本ならではの郷土料理や加工品も豊富であり、本県が食の宝庫であることは間違いありません。

私の地元山鹿市に目を向けましても、西日本一の生産量を誇る和栗をはじめ、ミカン、タケノコ、岳間茶、生産量全国上位のアスパラガスなど、自慢の産品を挙げれば切りがありません。

また、農畜産物に加えて、130年の伝統を誇る千代の園酒造の日本酒、国内外のコンクールで最高位受賞を続ける菊鹿シャルドネワイン、さらには創業数年にして高評価で注目を集めている山鹿シングルモルトウイスキー、そして山鹿シルクを使用したクラフトビールまでそろっていることから、まさに食のみやこの中心は山鹿であると自負しているところであります。

こうした素地の中で、山鹿市でも、食のみやこ熊本県の創造コンソーシアム事業が推進されております。

また、本年4月には、山鹿市に生産地を置く「やまうちフード株式会社」が手がける銘柄鶏、熊本あか鶏が、国内最大規模の食品審査機関、ジ

ャパンフードセレクションにおいて、2万3,000人のフードアナリストによる厳正な審査の結果、もも肉、むね肉、ささみ、手羽元、手羽先の全5部位で最高位のグランプリを受賞するという異例の快挙を成し遂げました。

評価内容を見ましても、鶏肉本来の濃厚なうまみと甘み、鶏臭さを感じさせない上質な肉の香りといった品質への絶賛のほか、火の国と呼ばれる熊本県の鶏として、ネーミングが秀逸であるといった興味深い講評も寄せられており、今後の事業展開に大いに期待しているところであります。

しかしながら、地元の方々に聞きますと、この熊本あか鶏の存在や魅力が、地域内ですらさほどよく知られていない現状があることを知り、大変もったいなく、残念に感じてなりません。

こうした事例は県内あちこちで見聞きするものですが、自分たちの足元に眠るたくさんの宝物を丁寧に見つけ出し、正当な評価を得るための仕組みを作って、生産者、販売者を支援していくことが、食のみやこ熊本県創造推進ビジョンを実現する道であろうと信じます。

私は、これまで、菊池川流域日本遺産の取組を通じて、地形や歴史の観点から、流域米の価値を見直す活動が続ける中で、農産物の付加価値を高めるためには、単により物を作るだけにとどまることなく、生産者やその土地が紡いできたストーリーと表裏一体で発信していく工夫が不可欠であることを実感しております。

食のみやこ熊本県の創造推進ビジョンの策定から、間もなく1年を迎えます。

食のみやこ推進担当理事が、かつて、食のみやは一日にして成らずと言われたように、県産品の認知度向上や販路拡大には、息の長い地道で着実な取組が求められます。

そこで、これまでの成果と課題を踏まえ、今

後、どのように食のみやこ熊本県の創造ビジョンの具体化と取組の推進を加速していかれるのか、食のみやこ推進担当理事の見解をお尋ねいたします。

〔理事間宮将大君登壇〕

○理事（間宮将大君） 昨年度のビジョン策定以降、食のみやこ熊本県の創造に向けてスタートダッシュを切っており、今年度も勢いそのままに、県産品の認知度向上や販路拡大に取り組んでまいります。

例えば、県内では、三ツ星グルメフェスやシェフズアカデミーなどを通じて、食のみやこ創造の機運醸成、県産品の消費拡大を目指します。

昨年度初めて開催いたしました三ツ星グルメフェスでは、県内グルメを目当てに2日間で約5万人が来場いただきまして、県民の皆様が熊本の食の魅力を発見または再認識する機会になったと考えております。また、生産者と人気レストランのコラボレーションが実現するなど、食のみやこ熊本県の旗印の下、関係者が力を合わせて熊本の食の価値を高める機会にもなりました。今年度は、周辺飲食店での地産地消フェアなどと合わせまして、イベントの開催期間及び実施エリアを拡大し、事業効果をさらに高めてまいります。

同じく昨年度初開講のシェフズアカデミーでは、生産者と消費者をつなぐ県内料理人を対象として、産地見学や生産者との交流、郷土料理体験などの研修を行いました。修了生へのアンケートでは、生産者の思いなど背景にあるストーリーを理解した上で県産食材を使いたい、それをお店やSNSで発信したいとの意欲が高まっていることがうかがえます。実際、シェフたちが県事業の枠を超えて独自に産地見学や生産者との交流を行っているとの報告もあり、大変うれしく思っております。今年度は、産地見学の回数増加や、修了生

を講師に迎えて研修を実施するなどバージョンアップした事業を展開し、県内飲食店、宿泊施設での県産品の消費拡大、シェフの発信力強化に努めてまいります。

また、県外に向けても、東京、大阪、福岡における大規模な熊本フェアの開催に加え、これらのフェアと連動したオンライン物産展を新たに開催いたします。このほか、商談会の開催、生産者と首都圏のシェフやバイヤーとのマッチング、新規輸出先の開拓などにより、県外、国外での県産品の認知度向上、販路拡大を後押ししてまいりたいというふうに考えております。

今年度は、熊本デスティネーションキャンペーンとの連携や阿蘇くまもと空港での食のみやこフェアも予定しており、あらゆる機会を活用して、熊本の食の魅力を県内外にアピールしてまいります。

こうした取組により個別の成功事例を着実に積み上げ、食のみやこ熊本県の創造に向けた動きが大きくなるとなると広がり、引き続き関係者と一丸となって取り組んでまいります。

〔瀧上陽一君登壇〕

○瀧上陽一君 大阪と東京の友人に、熊本といえど聞きましたら、返ってきたのは、2人ともTSMCということでありました。いやいやいや、農産物でと言いましたらスイカということでありました。何でと言いましたら、おまえが毎年送ってくるけんということであります。

今、個別成功事例を積み上げながら、関係者と一丸となって、食のみやこ熊本県の創造に向けて取り組んでいくという答弁をいただきました。

私も、これまでに何度となくこのブランド戦略についてもお尋ねさせていただきました。以前言われたことが、スーパーに買いに行ったらイチゴを買ったら、熊本県産「さがほのか」と書いてある

とはどういう意味だということで、いや、熊本で作った「さがほのか」というイチゴの品種で言ったら、じゃあ、この「さが」は抜きやあええじゃないかという話がありましたけれども、勝手にそこを変えるわけにいかぬというふうに思います。

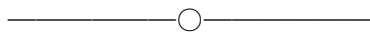
県議になって20年になりました。先ほども言いましたように、何度となく熊本県のブランド戦略についてお尋ねをしてきたところであり、そろそろ結果も出してほしいなど、楽しみにしております。

以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。大変早口でお聞き苦しい点がありましたことを御容赦いただければというふうに思います。

長時間にわたり御清聴いただき、ありがとうございました。（拍手）

○議長（内野幸喜君） この際、5分間休憩いたします。

午前10時58分休憩



午前11時8分開議

○議長（内野幸喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

西聖一君。

〔西聖一君登壇〕（拍手）

○西聖一君 こんにちは。会派、立憲民主連合の西聖一でございます。本日は、通算29回目の質問の登壇の場を与えていただきました。議員各位には感謝を申し上げ、1時間のお付き合いをよろしくお願い申し上げます。

さて、地球温暖化と言われて久しい今日ですが、今年は早くも、6月1日から2日にかけて、日本列島を台風6号が駆け抜けました。本年から気象庁が新たな防災気象情報の運用を開始したと

ころですが、早速レベル5の特別警報が発令されたことは、いささか驚きました。

本県においては特段の災害発生はなかったようですが、線状降水帯が発生したところでは大変な被害が出ており、交通網もストップするなど、様々なところに多大な影響を与えました。

被災に遭われた方に対しましては、この場から改めてお見舞いを申し上げさせていただきます。

そして、台風通過と同時に、九州北部も梅雨入りをしました。これから田植えシーズンを迎える農家にとっては恵みの雨となったようですが、近年の地球温暖化による雨の降り方は、局所的な線状降水帯によるものが顕著となっておりますので、私たちも、気象情報はしっかりとチェックをして、マイタイムラインを活用するなどして、避難するべきときには早めに避難をする習慣づけが必要かと思います。

さて、前置きが長くなりましたので、早速質問に入らせていただきます。

4大公害病の一つである水俣病が公式確認されて70年を迎えました。猫が狂い死にし、患者の方々が運動障害や感覚障害などで苦しむ症状、また、胎児性患者の方の重篤な症状は、当時奇病とされ、様々な風評被害を生み、有機水銀による中毒性疾患と判明するまでに多くの時間を要し、その間、さらなる被害者が拡大する原因となったことは周知のとおりです。

そのため、国や県は、関係市町村と原因企業のチッソ株式会社とともに、これまでも様々な取組を進めてまいりました。その一つとして、毎年5月1日に、水俣病でお亡くなりになられた方の慰霊式典が行われ、昨年度からは、その式典の前後に、国、県と患者団体で直接の意見交換を行い、全面救済など様々な要望等がなされています。

本年も実施されたところですが、石原環境大臣

によるリップサービスが患者の方々を傷つけてしまったことは大変残念に思います。また、環境省職員の水俣病患者は恵まれているというような発言も報道されましたが、そのような発言事実はなかったということで否定されたところです。

国のトップである環境大臣や担当者の発言は、一生涯日々の症状に苦しんでいる患者の方にとって大変重いものであり、その一言一言で一喜一憂される心情を察するところであります。

また、いまだに公健法に基づく患者認定の申請を行っていても認定を受けられない方、特措法で定める対象地域外で特措法の対象とならなかったものの、症状を訴えておられる方、さらには、裁判による補償を求めておられる方など、公式確認をされた水俣病は、70年を経過しても全面救済には遠い現状があり、患者さんらに残された時間は限られているとされている中で、今なお水俣病問題は現在進行中であり、早急な改善対策が必要です。

このような中、県は、本年度に水俣病公式確認70年の関連事業を実施するとされていますが、慰霊や記憶の伝承だけではなく、この公式確認70年を契機に、水俣病対策が大きく前進するものとして実施されることを期待するものであります。

そこで、本年度実施予定の公式確認70年関連事業について、どのような思いで取り組まれるのか、また、具体的にどのように取り組まれる予定なのか、知事にお尋ねいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 西議員からの御質問にお答え申し上げます。

まず、公式確認70年関連事業に取り組む私の思いについてでございます。

水俣病の公式確認から70年という節目の日となる5月1日に、私は、水俣市のエコパーク水俣で

執り行われた水俣病犠牲者慰霊式に出席してまいりました。

70年の長い歳月の中で、水俣病でかけがえのない御家族を亡くされた方々や被害に遭われた方々の言葉では言い尽くせない苦しみや痛みを思いをいたし、知事として、改めて、県政の最重要課題である水俣病問題の解決に向け、全力で取り組むことをお誓い申し上げます。

一昨年の慰霊式後の関係団体との懇談において発生した、いわゆるマイクオフ問題では、関係者の皆様に多大な御迷惑と御心配をおかけいたしました。そのため、これまで国単独の開催であった懇談の場を昨年県との共催とし、県も積極的に関与して、十分な時間を確保できるよう、丁寧な調整を行ってきたところでございます。

その結果、懇談当日は、環境大臣とともに、水俣病患者、被害者の皆様とじっくりと意見を交わすことができました。

今回の関連事業を進める上でも、関係者の皆様の御意見や御要望を丁寧にお聞きするというプロセスは大切にしたいと考えております。

また、昨年、水俣病に関する誤った情報が自治体や企業から発信されたことは、極めて残念なことでありました。私自身、長年の歳月による風化が進んでいることを改めて認識し、それを何としても防がなければならないとの思いを強くしたところでございます。

水俣病への関心が高まる公式確認70年を契機として、改めて水俣病の正しい理解の促進や教訓の継承にこれまで以上に力を入れて取り組みたいと考えております。

次に、公式確認70年関連事業の具体的な取組についてお答え申し上げます。

1つ目は、地域提案事業で、民間団体などが実施する取組を支援するものです。

慰霊や経験、教訓の継承のほか、水俣病被害者等に対する福祉的な取組やもやいづくりなど、4つの分野で企画、提案を募集したところ、患者、被害者の支援団体などの皆様方から、前回10年前の60年事業の際の14件を大幅に超える、皆様の思いの詰まった20件もの応募をいただいたところでございます。

この事業の実施に当たって、県として大切にしたいと考えるのは、関係者の皆様の声を丁寧に聞くというプロセスでございます。

公式確認70年への思いや水俣・芦北地域の再生、融和に貢献したいというお気持ちをしっかりと聞きするとともに、より効果的な事業となるよう、意見交換を重ねながら進めてまいります。

今後、胎児性患者の皆様の思いを形にする音楽イベントや、水俣病の歴史や教訓を伝える合同写真展に加え、水俣の現在の姿を広く発信する食のイベントや海に潜る体験会などについて、具体的な内容、日程など、順次発信して、多くの皆様に御参加いただきたいと考えております。

2つ目が、水俣病の正しい理解の促進や教訓の継承についての取組でございます。

県では、水俣病の教訓を伝えることの大切さをテーマとしたシンポジウムや県内各地での偏見、差別の解消を図るためのパネル展などを実施することとしております。民間団体や地元自治体等での取組と併せて、年間を通じて、様々な形での啓発の強化に努めてまいります。

また、これら公式確認70年関連の事業のみならず、丁寧、着実な認定審査、患者、被害者と御家族の方の安全、安心な暮らしの確保、そして、地域の振興や再生、融和など、水俣病問題の解決に向けた取組も着実に進めなければなりません。

引き続き、国、地元自治体としっかり連携し、県庁一丸となって全力で取り組んでまいります。

〔西聖一君登壇〕

○西聖一君 知事から、公式確認70年に対する強い思いと具体的な取組を丁寧に御回答いただいたと思います。

今、県下の小学校5年生は、水俣市立水俣病資料館や環境省水俣病情報センターで、水俣病に関する学習を行っていますが、時間も限られており、引率の先生方も、水俣病に関する知識が十分ではないのではないかという関係者の意見も伺っています。

知事の答弁にも、水俣病の正しい理解の促進という言葉がありましたので、教育委員会でも、再度、水俣病に関する正しい学習等への取組に努めていただきたいと思います。

また、知事答弁の、特に最後の水俣病問題の解決に向けてのくだりに関して、ぜひとも、今回患者の方々や支援団体からの要望に挙げられた、ヘルパーの育成や年齢のみを理由とする障害サービスから介護保険サービス切替え問題への対応、今日の物価高の中での療養手当等のさらなる引上げ等を実現してもらいたいと、立憲民主連合会派からも強く要望し、すばらしい70年目の取組が実現することを期待いたします。

次に、中東情勢に伴う農業への影響と対策についてお尋ねいたします。

アメリカのイラン攻撃により、ホルムズ海峡が封鎖され、原油の輸入が困難となり、原油に由来する様々な製品が不足していることが近年の物価上昇に拍車をかけていることは周知のとおりです。

1970年代には、オイルショックと言われた狂乱物価騒動がありましたが、今回は、ナフサショックという言葉が社会を席卷しており、石油が燃料だけではなくナフサを素材として作られるプラスチック製品やインク、医療に必要な製品等にも影

響を与えていることに改めて驚かされます。

また、石油だけではなく、中東からの物流が止まることで、石油以外の肥料、農薬類等も入手困難になることが、日本の農業に大変な影響を与えています。

東京大学名誉教授の鈴木宣弘氏の意見では、現在、日本の食料自給率は38%程度とされていますが、今回の中東情勢の影響による燃油や化学肥料の物流ストップを勘案すると、実質の自給率は10%を切るのではと報告されています。実際、現場の農家からは、肥料、農薬、生産資材が入手できなければ営農は続けられないという悲痛な声が私の耳にも届いています。

また、現在の人件費や資材費高騰の中、適正な価格での販売ということを掲げて、政府や労働者の組織、連合も、コスト分を上乗せした価格での販売を奨励していますが、農産物の場合は、高過ぎると消費者が買い控えを行い、貯蔵が利かない生鮮物は、結果的に価格が暴落してしまいます。

昨年の令和の米騒動のときもそうでしたが、米がないと大騒ぎをして、米価が5キロ4,000円を超え始めると、消費者は米から麺類やパン類に切り替えることで消費が落ち込んだことや安い備蓄米を求めて奔走する場面が報道紙面をにぎわしていました。

このようなことから米の消費が減ったのか、令和8年度に入ってから、米余りの状況が見受けられ、販売価格は下落をしています。

しかし、今年の米の出来、秋次第では、品薄感により、また上昇する可能性があります。

また、熊本の春先の特産品として市場に供給されるメロン、スイカの価格は、今年はあまりに当初の販売価格が高くて、消費者の買い控えが起こり、価格が下がったとも伺っております。

市場の動向は、需要と供給のバランスがあるの

で、この場での話はここで終わりますが、農産物への価格転嫁は容易ではないことを述べたかったのであり、それよりも問題は、農家が来年も生産ができるかどうかということになります。

近年の物価高に加えて、中東からの原油不足を予知して、早めに農業用の重油や肥料、被覆用ビニールの確保をしている農家や農協等もありますが、それでも、聞くところによれば、今年の秋口に必要な分まで、来年の春先に必要な資材等については、全く見通せない状況にあるということです。

政府は、ナフサ不足は目詰まりがあるだけで、供給に不足はないと喧伝しておりますが、農協だけではなく、様々な業界からも、今の状況が続けば、秋口以降の資材確保は困難と言われていきます。

本県の農業団体も、5月24日には、地元選出の国会議員に対して、陳情の決起集会を開催されており、今国会中には補正予算が組まれ、農林水産業に対して何らかの対策が組まれるものと期待しています。

しかし、国の対策を待っているだけではなく、農業県熊本、大園芸産地熊本、そして、今知事が掲げる食のみやこ熊本の食材を支えている農家に対してどのような対策を講じていくのか、農家の不安を一掃するためにどのように取り組んでいくのか、農林水産部長にお尋ねいたします。

〔農林水産部長深川元樹君登壇〕

○農林水産部長(深川元樹君) 中東情勢に伴う農業への影響と対策についてお答えいたします。

本年2月以降の中東情勢の緊迫化により、農業生産に必要な燃油、資材の価格高騰、また、今後の安定供給への不安などの影響が生じています。

燃油については、トマトやイチゴなど、施設園芸での利用はピークを過ぎていますが、今後も、

茶、イグサの各種機械作業等での利用があることから、価格高騰の影響が見込まれます。園芸用ハウスの被覆資材や飼料用のラップフィルムなど、原油由来の資材につきましては、価格の上昇に加え、一部では納期の遅れが懸念されている状況でございます。

このような状況に対しまして、県では、5月29日に、中東情勢に伴う原油関連物資高騰等対策本部を立ち上げ、農業者向けの資金繰り支援や金融に関する特別相談窓口の設置等を行っているところでございます。

また、6月1日には、知事が根本農林水産副大臣に対し、資材等の安定確保、供給に向けた対応や燃料、肥料等の価格高騰に対応する経営安定対策の充実を要請いたしました。

さらに、6月5日に成立しました国の補正予算については、昨日開催されました第2回対策本部において情報を共有しており、県としても、補正予算の活用も含め、必要な支援に関する検討を急いでいるところです。

今後も、生産現場の状況把握に努めるとともに、国の補正予算等の動きを注視しつつ、関係機関と連携して、生産者の不安を払拭し、安心して営農を継続できるよう取り組んでまいります。

〔西聖一君登壇〕

○西聖一君 部長の答弁にありましたとおり、県として、農業者に対しての相談窓口や国への財政支援要望活動など、今できる対応をしていただいたことはよく分かりました。

県だけでは解決できない課題ではありますが、今後とも、国の補正予算をうまく活用しながら、重油やビニールハウス等を活用した施設野菜、果樹、花卉栽培等の一大産地である熊本の農業担い手に営農継続の希望が持てる対応策に期待を申し上げます。

続きまして、農地保全のための草刈り隊の創設についてお尋ねいたします。

現在、日本の少子高齢化社会において、産業の担い手不足はどこでも深刻となっています。当然、農業も例外ではありません。特に土地利用型農業の担い手は、家族経営による大規模化は困難なものがあり、これまでも、県では、集落営農や農業法人を設立するなどの手法により、担い手の確保を対応してきております。

ところで、農業経営においては、田や畑、ハウス内の耕作地部分の生産作業だけではなく、畦畔の草刈り、水路の保全、農道の管理等、様々な労力作業が必要となります。特に草刈り作業は、これまで、集落の苦役作業として、専業農家、兼業農家を問わず、集落内の助け合いの共同作業で実施されてきました。

近年では、農業の持続的経営維持のため、国の日本型直接支払制度として、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払金、環境保全型農業直接支払交付金等を活用した日当の支給や機械装備への補助金も手当てされるなどして、現場のニーズに対応しています。

しかしながら、担い手の高齢化に伴い、畦畔の草刈り作業や水路の急斜面での作業が大変困難になっていますし、耕作者不在の耕作放棄地が増加していることが大変問題となっています。

耕作放棄地の草刈り放棄は、景観を損ねるだけではなく、イノシシや野ネズミ、イタチ、アナグマ等、鳥獣害をもたらす動物のすみかや農作物病害虫の温床ともなっています。

専業農家も、我が家の営農が精いっぱい、地域全体の草刈り作業まで労力が回らず、業者がいれば、費用を出しても頼みたいという意見も伺っています。また、中山間地域の集落にはそもそも人がいないので、非農家や集落外の方に協力して

もらう草刈り隊の組織体をつくっていかねばという声も伺っています。

そこで、調べてみますと、兵庫県豊岡市では、コウノトリ育む六方という非農家も取り込んだ草刈り隊の優良事例や栃木県農政部の積極的な取組事例があります。本県でも、熊本市北区龍田陳内地域では、マッチングサイトを立ち上げて、ボランティア活動者を募集しています。また、熊本市の河内町や玉名市の天水地区のミカン農家がミカン園での草刈ボランティアを募集し、活動を始めています。

このように、草刈作業組織の現場ニーズが高いことが容易に想像されますが、私は、この組織体を継続するためには、日当やボランティアのレベルではなく、もっと本格的な組織体に発展していくべきではと考えます。

具体的には、1点目は、活動従事者が生活できるような水準の給与を支払うこと、2点目は、草刈り作業といっても、大変な労力と危険を伴う作業であることや、装備も草刈り機のような軽微なものだけではなく、ロボットタイプや大型草刈り機、トラック等の搬出機材をそろえるなど、資本装備が整った組織、3点目は、天候や農地保有者との連絡調整が大変な労力を伴うことから、県の農業公社や市町村としっかり連携した調整機能を持つ必要があること、4点目は、将来的に地域に永住してもらうことや農業の担い手になり得るような人材を育成する視点を備えた組織などを眼目に、新たな組織体を県として推進するべきではと考えています。

もちろん経費もかかることですが、市町村と連携して、地方創生の一環として、または定住促進の手段として大変有効ではないかと考えているところです。

農業県熊本として、農家の育成に資することが

第一義的な農業行政とは考えますが、農業、農村の機能維持、そして、農業者の労力軽減を図る視点で、草刈り隊創設を県下でモデル的にでも実施してはと思いますので、この点について、農林水産部長にお尋ねいたします。

〔農林水産部長深川元樹君登壇〕

○農林水産部長(深川元樹君) 農村地域においては、都市部と比べて、さらに人口減少、高齢化が進行しており、農村の地域社会の維持が困難となる事態も懸念されています。

例えば、農業者の減少により、これまで共同で行ってきた農業生産活動と一体不可分な草刈りや泥上げ等の活動が停滞し、農業生産活動に影響することが懸念されています。

このような状況を踏まえ、国では、中山間地域等直接支払や多面的機能支払などの日本型直接支払制度の見直しが進められています。

具体的には、集落協定のネットワーク化、活動組織の統合による組織体制の強化やスマート農業技術の導入による農作業の省力化、効率化が推進されています。

さらに、昨年度の多面的機能支払の制度改正で、新たな組織の設立と併せて、集落をまたいだ共同活動を支援する広域活動班の設立に対する加算措置も拡充されました。

実際に、錦町では、建設業関係のOBで構成する広域活動班を設立いたしまして、重機を活用した草刈りや水路の泥上げなど、人手不足地域への支援を実施しているところです。

県では、市町村と連携し、これらの制度を最大限活用しながら、組織の広域化や外部人材の確保等に積極的に取り組んでまいります。加えて、基盤整備では、草刈り作業の安全面に考慮し、のり面の勾配を緩やかにすることにも取り組んでいます。

また、熊本県多面的機能支払推進協議会のホームページに、昨年度、活動組織と外部団体等をつなぐ水土里まっちを開設し、水路の草刈り等の共同活動のマッチングを支援しています。

こうした優良事例を県内の活動組織と情報共有し、県下全域への横展開を図ってまいります。

今後、現場の声に耳を傾け、地域の実情に寄り添いながら、農村地域の維持、保全に努めてまいります。

〔西聖一君登壇〕

○西聖一君 今回事例で取り上げたコウノトリ育む六方という組織活動は、有機農業推進のグループからも以前から注目をされており、有機農産物を活用した学校給食の先進地である千葉県いすみ市の取組に大きく影響を与えた組織活動ということも伺いました。

コウノトリが繁殖できる環境保全のために、畦畔への除草剤散布が餌となる魚や昆虫などの生態系を壊すことから、畦畔の除草については、草刈りによる対応から始まったと思いますが、環境保全型農業推進にも草刈り隊は重要な意味を持つと考えます。

また、草刈り隊については、ぜひとも実現してほしい、田舎に帰ると、まず我が家の田畑の草刈りから始めなければならず、そういう組織があると助かるという一般の方からも好意的な意見を伺っています。

名称が草刈り隊ではぱっとしませんが、そこは工夫をいただき、いずれこのような組織体は重要になってくると考えますので、今後とも、農村の営農機能の維持、農家の労力軽減のために取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、漁業取締事務所の船舶要員の確保についてお尋ねをいたします。

本県の組織に漁業取締事務所があります。本県は、水産資源の減少による漁業生産の低下、後継者不足や漁業就業者の高齢化等により、大変厳しい状況にある中、ヒラメ、タイ、クルマエビ等の種苗放流を行う栽培漁業や漁獲の量、サイズ等を制限する資源管理型漁業を推進するとともに、これらと一体となった漁場整備を行い、水産資源の回復と水産物の安定供給に努めています。

このような中で、漁業者間の操業トラブルが発生するとともに、より多くの漁獲を求めた悪質、巧妙な漁業違反が後を絶たない状況にあります。

そこで、漁業取締事務所では、漁業秩序を維持することにより、水産資源の回復と漁業者の安全、安心な操業を図るため、漁業法、水産資源保護法、熊本県漁業調整規則等に基づき、漁業違反の未然防止と漁業違反者の取締りを行っておられます。

漁業取締事務所には、現在「あそ」「あまくさ」の2隻の漁業取締船が配備され、県の船舶職員が取締り等の業務に従事しています。中でも「あまくさ」は、令和8年に建造された最新の設備を整えた高速船で、今後の活躍が大いに期待されると思います。

ただ、問題は、これらの船に乗る船舶職員が不足しているということです。このままでは、2隻の運航ができないのではと心配しています。職員数の確保ができていない要因は様々ありますが、本県の船舶職員を職業希望する人材がそもそも少ないことです。

聞くとところによりますと、海運業界の採用が活発な傾向があり、民間の給与水準が高いために、県の船舶職員を希望する若者は少ないようです。また、県の船舶職員となるためには、国の資格である海技免状が必要であり、その取得には、船員養成学校を卒業するか、2年間の乗船経験が必要

であることから、新卒の高校生を採用できないため、船舶職員採用が困難になっている要因の一つとされています。

このような中、漁業取締事務所では、船員養成学校や現職員の出身校に対してリクルート活動を行うなど、船舶職員募集に大変苦勞をしているようです。

そこで提案なのですが、天草には、船舶運航技術や漁業技術、マリンスポーツに関する実践教育を実施している天草拓心高校海洋科学科コースが設置されています。魅力ある高校づくりに県教育委員会も力を入れているところですが、そのような海が好きな新卒生を県の船舶職員として採用できるようにしてはどうかと考えます。もちろん、卒業してすぐには海技免状は所持していませんが、職員として採用した後、県の取締船で2年間乗船を経験することで、筆記試験免除で海技免状を得られることから、将来の優秀な船舶職員を確保できると考えます。

以上、私からの提案を踏まえて、今後の船舶職員の確保について、農林水産部長にお尋ねいたします。

〔農林水産部長深川元樹君登壇〕

○農林水産部長(深川元樹君) 熊本県漁業取締事務所は、有明海、八代海及び天草灘の本県の3海域における水産資源を保護するため、関係法令に基づく漁業取締りを昼夜問わず実施しています。

不足している漁業取締事務所の船舶職員の確保は、漁業秩序の維持を図る上でも、喫緊の課題であると認識しております。

県では、これまで、船舶職員を確保するため、船員養成学校を訪問し、水産業や地域に貢献できることや、長期間の乗船勤務がなく、家族との時間を持てることなど、民間企業等との違いを前面に打ち出したリクルート活動を行ってまいりまし

た。

あわせて、県のホームページ等に加え、船舶職員の専用求人情報サイトである海のハローワークネットを活用し、船舶職員を募集してきたところでございます。

昨年度は、新たに、天草拓心高校において、漁業取締事務所の船舶職員による出前講座を実施したほか、みすみ港まつりといった海のイベントにおいて、船内見学や体験乗船を実施するなど、漁業取締り業務の認知度向上に取り組みしました。

今年度は、これらの取組に加えまして、県の公式SNSで最新鋭の漁業取締船「あまくさ」等の動画を紹介するなど、業務の魅力を積極的にPRしてまいります。

さらに、天草拓心高校において、漁業取締船による体験航海や取締り用ドローンの実演にも取り組み、船舶職員の確保に向けて、連携をより一層強化してまいります。

また、船舶職員の選考試験につきましても、今年度から、受験資格の年齢条件を従来の35歳から45歳に緩和したほか、試験回数を年3回から4回に増やし、希望者がより受験しやすいように見直しを行いました。

議員から御提案いただいた高校生の新卒採用に向けた採用方法の見直しにつきましても、総務部と連携し、検討を進めてまいります。

県としては、引き続き、県民共有の財産である水産資源を保護するため、船舶職員をしっかりと確保し、着実に漁業取締りを行ってまいります。

〔西聖一君登壇〕

○西聖一君 農林水産部長には、立て続けに3度も答弁いただきまして、恐縮をいたしてます。私の期待の表れということで御理解いただければありがたいと思います。

答弁にもありましたとおり、しっかりと要員確

保に向けて取り組んでおられ、また、天草拓心高校との連携も進んでいることを確認いたしましたので、成果が出ることを期待いたしております。

また、農林水産部には、今述べました船舶職員のほかにも、獣医師や農業、林業、水産それぞれの改良普及員など、免許職が必要な職種、職場も多く、その人材確保は、全国の自治体でも同様な問題を抱えています。

将来は、AIやロボット化の進展で、事務の効率化等は図られ、人員削減ができる部署もあるかと思いますが、農林水産部、土木部、保健所等、免許職が必要な職種や専門技術を持った職員でないと現場対応ができない困難な職場は、業務を着実にを行うための人員確保が喫緊の課題であります。

各部でのリクルート活動もさることながら、職員採用の窓口となる総務部長におかれましても、各部との連携を密にいただき、定員割れが起こっている職場の人員確保対応を今後ともよろしくお願いをいたします。

次に、地域公共交通への取組についてお尋ねいたします。

本県の熊本市の渋滞は、全国1位とも言われるほどひどいものがあることは御案内のとおりです。

水道町を起点とした朝夕の通勤時間帯や週末の繁華街の渋滞状況は、県外の方からは大変な不評ですし、近年では、TSMCの進出により、菊陽、大津方面の朝夕の渋滞も激しくなっています。

このような中、県でも、左折レーンの増設や信号時間の改良等、様々な改善が実施されており、その効果が出てきていることは大変喜ばしいことと認識しております。

さらに、今年度は、交通政策課に公共交通強化

室及び都市交通・渋滞対策班を新設して体制を強化し、さらなる対応が実施されるものと期待しております。

渋滞対策については、ハード、ソフト両方の対策が必要であることは言うまでもありません。様々な道路網の整備が急ピッチで進んできているのは実感いたします。このことは、自家用車が移動手段として、一家に1台から1人1台の車社会では、インフラ整備が避けて通れないための対応だと考えます。

一方、運転ができない高齢者や熊本市へ一極集中している高校生の通学状況を考慮すれば、バスや電車などの公共交通を充実していくことが大変重要ですが、近年の大型二種免許を保有した運転手の不足により、路線バス拡大の支障になっていることも以前から指摘されています。

ここに、私が2017年の2月議会で質問した運転手不足の将来を予測したパネルを再掲させていただきます。（資料を示す）このような資料を使いました。約10年前の推計では、2025年、去年、二種免許保有者が県内で1万4,000人を割り込むと。そして、59歳が2,000人を下回るのではないかとということを指摘させていただきましたが、実際は、総数はやっぱり割り込んで、予想よりも割り込んでますけれども、59歳以下の方については下げ止まりで、予想よりも上がっております。

スクリーンには、直近のデータを基にした今後の大型二種免許、将来予想の人数の資料も示しているところであります。現状は、高齢化社会を迎える中、元気のあるドライバーを70歳近くまで、これを再雇用したり、女性ドライバーを雇用するなどの対応がされているようですが、各バス会社の運転手は不足しており、路線の拡充は困難なようです。

また、電車については、熊本市周辺の場合は、

J R、熊本電鉄、熊本市電がありますが、やはり運転手の確保は課題となっており、特殊な運転技術が必要なため、育成経費が各社とも大変な負担になっていると伺っています。

A I技術の進展やロボット化が進めば、将来は無人運転による電車、バスの運行も実現すると考えます。

私も、2年前に、隣国中国の北京市郊外で無人バスに試乗しました。平たん地で電波が確実に届くインフラ整備の行き届いた地域だから運行できていると考ええると、現状の熊本市では、無人化に必要なインフラ整備はいつになるか分からない状況だと言えます。

しかし、確実に高齢化社会を迎える中においては、公共交通機関は、今後とも重要な移動手段です。そのためには、現行の公共交通機関を運行している事業者と連携して、運転手の育成、確保に対する仕組みと予算づくりを早急に対応していくことが肝要ではないかと考えます。

以上の点を申し上げ、これからの渋滞対策も踏まえた地域公共交通について、新たに体制整備を図って取り組んでおられる企画振興部長に、具体的な対策と今後の方向性についてお尋ねをいたします。

〔企画振興部長富永隼行君登壇〕

○企画振興部長(富永隼行君) 地域公共交通は、通勤や通学、買物など、県民の日常生活に欠かせない生活の基盤であるとともに、国内外からの観光客等にとっても重要な移動手段の役割を担っています。

このような中、熊本都市圏の渋滞問題は、喫緊の課題と認識しております。公共交通の充実を図ることは、車から公共交通への転換につながり、渋滞解消に大きな効果を発揮すると考えています。

こうした考えの下、本年3月に策定した熊本県地域公共交通計画では、交通資源の総点検と最高効率での活用の追求、供給力の強化及び利便性の向上などに取り組むこととしています。

しかしながら、公共交通の分野においても、他の業界の分野と同様に、人材不足の状況が深刻化しています。特に、運転士不足については、路線バス5社で約80人不足している現状にあり、今月上旬には、一部の路線バスで休日ダイヤの減便が発表されました。

今後、利便性が高く、安定的な公共交通サービスを提供するためには、必要な運転士を確保することが何よりも重要です。そのため、県では、路線バスの運転士不足対策に力を入れて取り組んでいます。

具体的には、県内の路線バス事業者5社を対象として、令和6年度から7年度の合計で15名の大型自動車二種免許取得に要する経費を支援したことに加え、就職イベントの開催や求人情報発信など、人材確保の広報活動に要する経費に対しても支援を行っているところです。

今年度からは、営業所の執務環境改善に要する経費に対しても支援を実施するとともに、県内の鉄道事業者が取り組む人材確保の広報活動に対しても支援することとしています。

また、交通事業者においては、平日限定の勤務形態や外国人の採用など、柔軟な発想による独自の施策も進められています。特に、熊本電気鉄道株式会社では、中途採用を継続的に実施するとともに、働き方改革を行った結果、運転士が増加し、先月11日から1日当たり約30本の鉄道便の増便が実現しています。

加えて、県では、限られた運転士や車両を効率的に活用するため、利用者が少ないバス路線において、大型バスから小型車両に置き換え、そこか

ら捻出された運転士や大型バスを都市部の利用ニーズが高い路線に配置するダウンサイジングを推進するため、関連する予算を今定例会に提案しています。

県としては、こうした運転士確保対策を進めるとともに、公共交通の供給力の強化及び利便性の向上などに取り組むことで、交通渋滞の解消にもつなげていきたいと考えています。

今後、計画に掲げる、誰一人取り残されず、行きたいときに行きたいところへ不自由なくアクセスできる社会の実現に向け、従来の枠組みにとられない発想を持ち、あらゆる手法を講じながら、全力で取り組んでまいります。

〔西聖一君登壇〕

○西聖一君 企画振興部長からは、運転手確保のために、免許取得経費の支援や広報活動支援など、具体的に取組が進んでいる答弁をいただき、安心をいたしました。このことが、答弁にあった鉄道便の増便にもつながってきたと思います。今後は、バスのダウンサイジング化を通じて、さらなるバスの増便になることを期待いたします。

県は、県民の移動権利を充実するために、今後とも公共交通の改善にしっかり取り組んでいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、マンガ県くまもの取組についてお尋ねいたします。

このテーマについては、もう議場では10回目ほどの質問になることを御容赦いただきたいと思います。

私は、議員になり、若者に夢を、熊本に活気という思いで、マンガ県くまもの取組の推進をこの議場で訴えてきました。当初は、議会で漫画の話などと木で鼻をくくられるような対応もありました。しかし、期せずして、熊本地震の発災

後、復興に寄与してほしいと、漫画『ONE PIECE』の作者、尾田栄一郎さんが多額の義援金を寄附していただいたおかげでONE PIECE復興プロジェクトが発足し、10体の銅像が県内の地震で被害の大きかった市町村に設置され、今では国内外からのファンが押し寄せ、観光増に寄与しています。

人吉、球磨を題材とした「夏目友人帳」もこの場で取り上げさせていただきましたが、令和2年の人吉・球磨地域の大水害以降、復興の一助となり、今は多くの経済効果をもたらしていると伺っています。

また「クレヨンしんちゃん」については、秋田県、埼玉県、熊本県の3県の連携による珍しい事業展開がされており、隣国中国では、漫画『ONE PIECE』よりもクレヨンしんちゃんの人気が高いという駐日大使の発言もあり、今後の展開では、さらなる経済効果が期待されるのではないかと思います。

もちろん、本県だけではなく、名探偵コナンの作者、青山剛昌さんのふるさと、鳥取県では、鳥取砂丘コナン空港と空港の名称まで変えて、大々的にまんが王国とつとりを展開していますし、隣県の佐賀県では、人気漫画キングダムとコラボした佐賀市の防波堤300メートル以上に漫画を掲示して、新たな観光名所として取り組んでいるようです。

本県は、冒頭述べた漫画『ONE PIECE』を活用した取組も進んでいる中で、県立美術館では、ONE PIECE熊本復興プロジェクト10年展が5月の24日まで実施されましたが、4月の22日には1万人を超える来場者の報道があり、想像以上の入場者になっているようです。

私も実際に観覧させてもらいましたが、展示の構成内容もよく、漫画『ONE PIECE』の場面PR

だけではなく、熊本地震の爪痕や、そこから復興に尽力している県民や支援者の記録がマッチングされた構成は素晴らしいもので、見る者を感動させる展示会だと感じました。

また、同時期、熊本市の百貨店で開催された企画展、ジャンプショップも大変な人出で、店員の方に伺うと、1日1,500人は来場しているということで、相当な経済効果があったと思われます。

さらには、県内在住の方が、キン肉マンとコラボレーションしたTシャツ等の製作、販売をし、その売上げを熊本城復興のために一部寄附したという記事も拝見しましたが、熊本県と漫画との関わりは、着実に浸透してきていると考えます。

そして、今年、いよいよ高森高校マンガ学科の第1期生が卒業しました。地元テレビ局の特別番組も拝見しましたが、既に地元就職をして、業界に飛び込んだ卒業生や、さらなる高みを求めて進学する生徒、新たに夢を持って全国から集まってくる入学生の姿は、これからのマンガ県くまもとの進展に大きく寄与する人材になっていくと期待したところです。

さて、少し前置きが長くなりましたが、国も、以前から、クールジャパン戦略で、アニメコンテンツ産業を海外戦略として育成してきましたが、新たに、知的財産推進計画2025の中で、2033年までに約200か所のコンテンツ地方創生拠点を選定するコンテンツと地方創生の好循環プランを発表し、初年度23か所指定の中で、本県も天草市と熊本県が選定されたところです。

そこで、マンガ県くまもと戦略をこの議場でお尋ねしようと思いましたが、何と、国では、この地方創生拠点に対する直接的な予算措置がまだされておりません。今後期待したいところです。とはいえ、今後指定される200か所による各県間の競争が始まることになりますから、マ

ンガ県くまもとをいち早く全国に知らしめた県としては、確固たる成果を期待したいと思います。

例えば、漫画『ONE PIECE』の主人公、ルフィ銅像をはじめ、10体の麦わらの一味の銅像が本県内に設置されましたが、漫画『ONE PIECE』の中には、人気のある他のキャラクターがたくさんいますので、その銅像を県内の他の地域に設置していただければ、本県のポテンシャルがさらに高まると考えられます。

また、アニメの聖地として、ゆかりのある制作物や図書を保存、展示する展示館を小中学校の廃校を利用して設置し、イベントや喫茶や宿泊する場所を提供すれば、地域おこしにもつながります。さらには、高森高校マンガ学科には、日本全国から若者が集まっていますが、その生徒だけではなく、漫画やアニメの制作等を目指す若者に対する奨学金制度のようなものをつくって、人材育成を図るマンガ県を目指してはどうかと今回提案をさせていただきます。

以上、申し上げて、コンテンツ観光振興型の地方創生拠点として認定を受けた本県の今後の取組を観光文化部長にお尋ねいたします。

〔観光文化部長梅川日出樹君登壇〕

○観光文化部長(梅川日出樹君) 漫画、アニメのモデル地や原作者ゆかりの場所などを訪れる、いわゆる聖地巡礼による経済効果は非常に大きなものがあります。

本県では、コンテンツを活用した取組を進めており、キャラクターと地域の魅力が結びついて生まれたスポットは、新たな地域資源として、多くのファンや観光客を引きつけています。

本年3月から2か月間、県立美術館で開催したONE PIECE熊本復興プロジェクト10年展には、想定を大きく上回る2万5,000人以上の方々に御来場いただきました。来場者アンケートでは、『ONE

PIECE』のストーリーと熊本地震からの復興の軌跡が重なり、胸が熱くなったなど、感動の声が多く聞かれ、非常に高い評価をいただきました。

そのような中で、議員御提案の『ONE PIECE』を活用した今後の取組については、県内全域への波及効果を高めるために周遊を促すことが重要だと考えています。

その実現のためには、これまで築いてきた著作権元との信頼関係を大切にしながら、作品の世界観を念頭に、麦わらの一味の銅像の設置効果の最大化を図ってまいります。

次に、漫画などの活用や保存、展示する施設については、本県では、産官学言が連携するくまもとマンガ協議会において、漫画による地域活性化を目的に、単行本や雑誌の活用とアーカイブの取組などを進めています。

例えば、県内の図書館、公民館などの施設に漫画単行本の寄贈や貸与を行うことで、コミュニティーの活性化につなげています。

引き続き、保存、展示施設について、会員団体や市町村と連携しながら進めてまいります。

最後に、コンテンツ産業の発展のためには、クリエイターを含む関連人材の育成が重要です。奨学金制度についても新たな動きが出ており、昨年10月には、民間企業が中心となり、漫画などのコンテンツ分野を担う若いクリエイターの育成、支援を目的とした一般社団法人が設立されました。引き続き、このような団体とも連携し、人材育成の取組を後押ししてまいります。

内閣府による今回のコンテンツ地方創生拠点の選定は、これまでの本県の取組が評価されたものと受け止めています。

国においては、海外からの高付加価値インバウンド誘致などの実現、拡大を促進する方針と伺っております。

県としては、コンテンツ地方創生拠点への選定を一つの契機として、本県の強みである漫画、アニメコンテンツの県外、海外に向けた情報発信を強化するとともに、地域や関係者の皆様の御意見を伺いながら、マンガ県くまもとのさらなる発展を目指してまいります。

〔西聖一君登壇〕

○西聖一君 私からの提案についても丁寧な答弁をいただきました。そして、既にアーカイブや人材育成に関する点については、現場でも動き始めているということです。県からもしっかり後押しをしていただき、マンガ県くまもとのさらなる発展をよろしく願いいたします。

最後に、要望を申し上げます。

学校給食費の負担軽減事業の充実強化についてです。

本年度から、学校給食費の抜本的な負担軽減が公立小学校等を対象に始まりました。これは、完全給食実施校に対して、一月1人当たり5,200円の基準額を国と県が市町村へ予算措置を行い、保護者の負担軽減を図るものです。

しかし、近年の急激な物価高により、既に5,200円の基準額では食材を確保できなくなっている市町村もあり、5月31日付の地元新聞による調査結果によると、5,200円の基準額をオーバーして実施している自治体は33自治体にも及んでいます。

国の考えは、子育て支援に取り組む自治体への支援事業ですから、今後、市町村の財政状況によっては、保護者からの応分な負担を徴収しなければならなくなると考えられます。

しかし、完全無償化のイメージが先行しており、保護者から食材費を徴収することに抵抗がある市町村もあると考えますし、徴収業務に必要な給食費負担等事務の公会計化も県内自治体では進

んでいるとは言えません。

そのため、予算の範囲内で食材費を抑えるため、給食量を減らしたり、栄養価の低い食材を活用したりすることになれば、健全な発育を目的とする給食事業から大きく逸脱することになります。

そうならないように、県は、県下の給食の実施状況をしっかり把握をして、子供たちの給食の質や量のレベルに差が出ないように、適正な助言、指導をしていただきたいと思います。

また、食材については、これまで鶏肉等の外国産のものが安い状況にありましたが、最近の円安や世界情勢により、輸入農畜産物の……

○議長(内野幸喜君) 残り時間が少なくなりましたので、発言を完結に願います。

○西聖一君(続) 高騰と品薄感は深刻な状況になっています。今後、海外からの物流がストップして、食材そのものが入手できないことも想定すれば、日頃から地産地消を推進して、地元の農畜産物の入手ルートを拡大しておく必要があります。

教育委員会の説明では、農林水産部と既に連携して、県産食材を活用した加工品を開発して導入していることや、毎月19日をふるさとくまさんデーと称し、地元産食材を活用した給食も提供されているようですが、今後もさらに強化して、県内の農畜水産物の利用率を高めていただきたいと思います。

なお、食材によっては、地元のなじみの商店からの購入をしている学校もあります。しかし、高齢化によりお店を閉店することで、食材確保に支障を来す心配がある学校も出てきているようです。

今後とも、県教育委員会においては、市町村教育委員会との連携を密にし、不測の事態に備えるとともに、有機農産物を含めた県産食材の活用を

図るなどして、学校給食の充実強化を図っていただきたいというふうに思います。

以上で本日の質問、要望を終わらせていただきます。

木村知事をはじめ執行部の皆様におかれましては、今年は例年以上に暑い夏になると予想されておりますので、熱中症対策にも十分配慮して業務に当たられるよう申し上げて、御清聴いただきました議員の皆様にお礼を申し上げ、本日の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

○議長(内野幸喜君) 昼食のため、午後1時10分まで休憩いたします。

午後0時8分休憩

—————○—————

午前1時9分開議

○副議長(橋口海平君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

本田雄三君。

〔本田雄三君登壇〕(拍手)

○本田雄三君 皆さん、こんにちは。熊本市第一選挙区選出・公明党の本田雄三でございます。通算10回目の質問の機会をいただきまして、皆様に心より感謝を申し上げます。ありがとうございます。

初めに、うれしい話題が2つあります。御存じの皆様も多いと思いますが、世界最高の新空港ターミナル部門で阿蘇くまもと空港が世界一を受賞したと、本年3月にイギリスの航空サービス調査会社スカイトラックスが発表しました。この賞は、航空業界のアカデミー賞とも呼ばれるほど権威のあるすばらしい受賞だそうです。

もう一点は、新聞でも報道されましたが、IT企業ウネリーと共同通信による訪日客が向かう観光地調査で、富士山等いろいろありますけれど

も、そこを抜いて阿蘇山が全国第3位に入ったと
のことです。熊本地震から10年の節目を迎
え、まさしく創造的復興の象徴であると、大いに
喜びを分かち合いたいと思います。

そのようなうれしい話題もありますが、長期化
が懸念される中東情勢の影響で、本県はもとよ
り、全国規模での物価高騰が生活を直撃し、一刻
も早い対策が必要な状況となっていることも否め
ない現実であります。

そこで、今回は、私なりに課題と思われる5項
目について質問を行わせていただきますので、よ
ろしくお願いしたいと思います。

それでは、通告に従いまして質問に入りますの
で、知事並びに執行部におかれましては、明快な
御答弁をよろしくお願い申し上げます。

最初の質問は、木村知事が就任早々から取り組
まれましたお出かけ知事室における成果と今後の
県政運営への効果についてお伺いをいたします。

少子高齢化の急速な進展や地域経済の構造変化
など、本県が直面する課題は多様化、複雑化の一
途をたどっております。こうした中、知事が自ら
地域に赴き、現場の生の声を県政に反映させる取
組は、意義深い施策であると実感しております。

お出かけ知事室は、令和6年度から7年度の2
年間で、県内全ての45市町村を一巡するという、
極めて意欲的な計画で進められました。これまでの
対話に参加された県民の数は699人に上ると伺
っております。

知事が県民の皆様と膝を交え、直接意見交換を
行うことで、各地域の潜在的な可能性や切実な現
状、課題を肌で集約されていることに対し、その
真摯な姿勢とこれまでの精力的な取組に深く敬意
を表するものであります。

何よりも、参加された方々から寄せられた貴重
な御意見が、単なる聞き取りに終わることなく、

速やかに関係担当課へと共有され、具体的な施策
への参考として生かされていることは、県民の行
政に対する信頼感を高める大きな原動力となっ
ているはずです。

知事は、多くの皆様から寄せられた声や課題に
対し、現状や課題は現場を熟知する担当課でしっ
かりと頭をひねり、主体的に考えてもらうという
スタンスで進められていると思っています。これ
は、トップダウンによる判断にとどまらず、県庁
組織全体が地域課題に対して当事者意識を持ち、
ボトムアップで持続可能な政策を練り上げるとい
う、組織論としても極めて健全で実効性の高いア
プローチであると確信をいたします。

そこで、2点について知事のお考えをお尋ねい
たします。

まず1点目は、お出かけ知事室の効果と成果に
ついてです。

知事は、これまで数百人を超える県民の皆様と
じかに対峙し、熱い思いや切実な訴えに耳を傾け
てこられました。その広範な話の中で、知事が最
も印象に残った、熊本県の未来にとって極めて大
事であると直感された事象や御意見はどのような
ものであったか、具体的なエピソードを交え、そ
のときの知事の胸中に去来した思いとともに聞
かせをいただければと思います。

2点目は、本事業の今後の展開についてであり
ます。

本事業は、令和7年度をもって当初の目標であ
る45市町村の一巡を達成されたことは承知して
おります。しかしながら、地域の課題は時代ととも
に変化し、1度の訪問だけで全てが解決するもの
ではありません。県民からは、この貴重な直接対
話の機会が今後も継続されることを望む声が強く
上がっております。

そこで、この2年間の取組で得られた財産をど

のように総括し、今年度以降もこのお出かけ知事室をどのような形で展開されようとしているのか、知事のお考えをお尋ねいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 本田議員から、お出かけ知事室の効果と成果及び今後の展開について御質問いただきました。

まず、1点目の効果と成果についてお答え申し上げます。

私は、知事就任直後から、可能な限り現場を訪れ、地域の声を直接伺う現場主義を徹底しております。

その一つとして、各市町村を訪問し、県民の皆様のお聞きするお出かけ知事室を開催してきました。

令和6年度及び7年度の2年間で県内全ての市町村を訪問し、議員御指摘いただいたとおり、699名の方が登壇いただいて直接御意見をいただくとともに、約3,700名の方々に傍聴にお越しいただきました。

参加者の皆様からは、教育や福祉、人口減少という社会的な課題から、地下水保全、渋滞対策、中山間地の振興などの地域に応じた課題、また、個別に抱えていらっしゃる課題まで、様々な御意見、御提案をいただきました。

これらの御意見等については、施策を推進する上での参考にするとともに、できることから随時施策に反映してまいりました。

例えば、県内全ての公立小中高校、特別支援学校において、教員をサポートする教員業務支援員の配置ですとか、就農支援をさらに強化する新しい熊本農業のリーダーズ共創事業の創設、この2つの事業などは、お出かけ知事室に出席していただいた現役の教員の方、それとか若手農業者の方、そうした方々の御意見がきっかけと後押しに

なっていました。

さらに、非常に多くの御意見をいただいたのが地域公共交通です。ここにおいても、地域における移動手段の確保などの課題解決を推進するため、優れた取組を進める市町村を重点的に支援するコミュニティ交通活性化総合交付金を創設いたしました。

お出かけ知事室を開催させていただいた市町村からは、知事と対話したことにより課題解決につながったですとか、地域住民が県政に関心を持つきっかけになったなどの評価もいただいております。

このように、県民の皆様にも少しでも県政を身近なものに感じてもらうことができ、県民が主人公の県政、これを目指していきたいという私のその思い、その推進につながったと実感しています。

中でも、夕方とか夜の開催にもかかわらず、熊本の次世代を担う多くの中学生や高校生とも意見交換できたことが深く印象に残っております。

若い世代の方々が、住んでいる地域や熊本県の将来を真剣に考え、調べ、そして自らの意見として登壇して発言していただいたことに対して、大変頼もしく感じたところでございます。

2点目の今後の展開についてお答え申し上げます。

この2年間で、様々な御意見を直接お伺いし、各地域の課題や県民の皆様の思いを知ることができただけではなくて、多くの気づきも私自身得ることができまして、改めて現場主義の大切さを認識したところでございます。

そのため、今年度以降も、県民の皆様と直接対話する機会を絶やさぬよう、お出かけ知事室を継続していきたいと考えております。

早速、先月29日に、山鹿市での開催を皮切りに、今年度のお出かけ知事室をスタートいたしま

した。

できる限り多くの市町村を訪問したいところでもあります。新たな取組として、学校なども訪問すること、そして学校などを訪問して様々な立場の方と意見交換をする機会を増やしたいと考えております。

引き続き、県民の皆様が熊本に暮らしてよかったと実感できる、県民が主人公の県政を実現してまいります。

〔本田雄三君登壇〕

○本田雄三君 お出かけ知事室が、単なる広聴イベントにとどまらず、実効性のある県政運営の基盤として機能していることを明確に示していただきました。

具体的には、教員支援や公共交通への支援、交付金創設など、現場の声を実際の施策や予算へ反映させた実績、また、中高生との対話は最も印象深い事象であると実感をいたしました。

次世代の熱意から現場主義の重要性を再認識したという知事の思いにより、今年度以降もお出かけ知事室を継続されるとの方針、さらに、学校訪問など新たな形で意見交換の機会を増やされるということで、今後の県民が主人公の県政のさらなる深化を期待しまして、次の質問に入らせていただきます。

次の質問は、J A S M第2工場を契機とした産業集積と公共交通基盤構築についてお尋ねをいたします。

J A S M第1工場の稼働により、本県は、今大きな転換期を迎えております。現在、第2工場の建設も進められており、3ナノ半導体生産の計画変更を表明されるなど、世界的な半導体産業の拠点として熊本への期待はさらに高まっております。

県内経済への波及効果、雇用創出、人材育成な

ど、多くの面で本県の未来に大きな可能性をもたらすものであり、これまでの県の取組について大きく評価をしております。

一方で、県民の皆様からは、関連企業の進出がどこまで進んでいるのか見えてこない、地域にどのような効果が広がっていくのか分かりにくいといった声も聞かれます。

J A S M第2工場の建設が進む中、半導体関連企業や半導体ユーザー企業の進出状況、企業立地の状況、そして、今後どのような産業集積を目指していくのか、現時点での進捗と今後の方向性について、知事の御認識をお伺いいたします。

また、本年4月27日に正式に発表されましたが、県では、くまもとサイエンスパーク推進ビジョンを策定し、半導体関連企業及び半導体ユーザー企業の誘致、さらには新たな産官学連携拠点としてイノベーション創発エリアの整備を進めることとされております。

同日には、三井不動産、合志市、熊本県の3者による基本協定が締結をされ、イノベーション創発エリアの整備や企業等の誘致、さらにはパークマネジメント法人の設立、運営を連携して推進する方向性が示されました。

私は、この取組は単なる工業団地整備にとどまらず、研究開発、人材育成、新産業創出までを視野に入れた、熊本の将来を左右する重要なプロジェクトであると認識をしております。

さらに、推進ビジョンでは、分散型サイエンスパークを掲げており、周辺地域で整備が進む工業団地についても、順次分譲が開始される予定となっております。

こうした取組を県全体の発展へどう波及させていくのか、また、地域間のバランスをどのように図っていくのか、知事のお考えをお聞かせください。

そして、今後2030年に向け、サイエンスパークや周辺工業団地の整備が本格化していく中で、最も重要な課題の一つが交通網の整備と公共交通基盤の構築であります。

以前より改善はされましたが、現在でも朝夕を中心に交通渋滞が発生しており、J A S M第2工場、関連企業の進出、さらに周辺開発が進めば、交通機能が限界を迎え、地域生活や企業活動に深刻な影響を及ぼしかねない状況になることが強く懸念されます。

そのためには、道路整備だけではなく、公共交通を軸とした交通政策を同時並行で進めていく必要があります。特に、豊肥本線の機能強化と併せて、駅から企業集積地を結ぶ二次交通の充実が不可欠であります。

現在、原水駅からセミコンテクノパーク、肥後大津駅から本田技研工業方面へのバスについては、企業と市町村が連携し、実証実験という形で運行されております。しかし、今後の利用需要を考えれば、実証段階にとどめるのではなく、本格路線化を視野に入れた取組が必要であると考えます。

また、利用者は、企業従業員だけではなくありません。今後は、高校生や大学生、専門学校生など、学生の通学需要も増加していくことが想定されます。若者が、安心して学び、働き、地域に定着できる環境を整えるためにも、持続可能な公共交通ネットワークの構築は不可欠であります。

産業集積と交通基盤整備は、まさに車の両輪であります。企業誘致だけを進めても、交通や生活環境の対応が後追いとなれば、持続可能な地域発展にはつながりません。

J A S M第2工場を契機とした産業集積を、県民生活と調和した真の地域発展につなげるため、2030年を見据えた公共交通基盤整備と渋滞対策を

どのような決断と覚悟を持って進めていかれるのか、知事の力強い答弁を求めたいと思います。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) まず、産業集積についてお答えいたします。

T S M Cの本県進出が決定した令和3年11月以降、県内で立地協定を締結した半導体関連企業は、昨年度末までに計71件で、そのうちの7割以上が操業を既に開始しており、今後も順次稼働が見込まれております。

御質問のJ A S M第2工場については、現在建設工事が進められており、3ナノ相当の先端半導体への生産計画の変更に向けて、国と協議が進められています。

また、先月8日には、ソニーとT S M Cが戦略的提携に向けた基本合意書を締結し、合志市を拠点に、次世代イメージセンサーの開発、生産ラインを構築することが検討されています。さらに、東京エレクトロン九州株式会社の新棟建設が発表されるなど、新たな投資の動きが加速しております。

こうした動きを背景に、今後も世界中から企業の進出が見込まれ、本県が先端半導体の製造拠点として一層存在感を高めていくことが期待されます。

次に、くまもとサイエンスパークの取組の県全体への波及などについてお答え申し上げます。

私は、本県においては、単に半導体関連産業の集積を図るだけでなく、大学、研究機関の誘致を進め、産学官連携によるイノベーションの創出、人材育成、確保が循環するエコシステムの構築を目指していきたいと考えております。

そのためにも、議員御紹介のとおり、くまもとサイエンスパークの中核拠点であるイノベーション創発エリアの整備は極めて重要なプロジェクト

でございます。

午前中の渚上議員への答弁でも申し上げましたとおり、ここ熊本が、半導体を作る拠点であるだけでなく、将来的には半導体を活用して未来の産業を生み出す拠点へと発展していくことが、この本県サイエンスパークの最終目標です。この目標に向かって邁進することが、県南地域を含む熊本全域、九州全体に波及し、新生シリコンアイランド九州の実現にもつながるものと考えております。

そうした中で、県内を見渡すと、徐々にではありますが、TSMCの進出効果が現れていると感じております。

先週、半導体製造における排ガス処理装置で世界でもトップレベルのシェアを誇りますカンケンテクノ株式会社が工場増設を発表し、玉名市と立地協定を締結いたしました。

また、本年2月には、半導体部品製造の株式会社テクノワールドの人吉工場、これが竣工するとともに、芦北町の株式会社テラプローブでも新たな投資が行われるなど、菊陽町周辺以外でも様々な動きが出てきております。

さらに、今後の企業進出を加速させるため、その受皿となる工業団地の整備が各市町村で進められており、県においても、県営工業団地八代市事業区について、令和10年度の分譲開始に向けて急ピッチで整備を進めております。

あわせて、県南地域を中心に、高校生の企業見学ツアーや市町村と連携した職業体験研修、また、市町村と連携した展示会への出展、様々な人材確保、新たな企業進出を支援してまいりたいと思っております。

また、私は、このTSMC進出効果は、産業面にとどまらないと考えております。産業集積を起爆剤として、様々な分野に波及させ、地域の発展

へとつなげていくことが重要と考えております。

例えば、観光面においては、2025年の台湾からの観光客数が、速報値で46万人を超え、過去最高となりました。そして、先生御指摘いただいた阿蘇くまもと空港においても、その国際線も現在便数が週44便と、地方空港としては全国最多の便数となっております。

また、教育分野では、県内大学生を台湾へ派遣し、現地学生との交流や半導体関連企業の訪問を通じて、未来を担う学生の職業観や国際感覚を醸成する取組も進めております。

引き続き、TSMC進出を契機としたよき流れが、産業面をはじめとする様々な分野に波及し、県全域の活力につながるよう、全力で取り組んでまいります。

最後に、公共交通基盤構築及び渋滞対策についてお答え申し上げます。

くまもとサイエンスパークを実現していくためには、議員御指摘のとおり、公共交通網の整備、その供給力の強化などに取り組むことが重要であります。

こうした考えの下、本年3月には、県、沿線自治体で構成する第2回JR豊肥本線輸送力強化促進協議会において、JR豊肥本線と空港アクセス鉄道を軸とした基幹的な公共交通ネットワークを実現する地域の10年後の姿、そして、その後、JR豊肥本線を中心とした公共交通の充実により暮らしやすい沿線生活圏を実現する、今度は10年後、20年後の将来像をお示しいたしました。

その中でも、このJR豊肥本線の駅から二次交通を強化して、公共交通ネットワークを構築することが重要であると考えます。

そのため、今年度は、肥後大津駅や原水駅からの通勤バスの増便や利便性向上の取組などに対して支援をすることとしておりまして、関係自治体

や交通事業者などと連携しながら、実証運行から本格運行への移行を進め、将来的な公共交通ネットワークの充実につなげてまいります。

さらに、J R豊肥本線の輸送力強化についても、車両の増結や運行本数の増加などの短期的対策について、引き続きJ R九州にしっかり要望し、早期の実現を目指してまいります。

あわせて、周辺自治体や企業など関係者の皆様と連携して、中長期的な将来像の実現に向けて、必要な取組を進めてまいります。

加えて、本年4月には、これも議員御指摘いただきましたが、交通政策課内に公共交通強化室を設置し、今年度を公共交通強化元年と位置づけ、これらの取組を強力に進めていくこととしております。

県としては、T S M C進出による半導体関連企業の集積が、将来にわたる持続的な産業の発展と地域活力の創出につながるよう、通勤、通学等の利便性向上に向けた短期的な施策にとどまらず、地域の将来像を見据えた中長期的な観点からも、公共交通の供給力強化に全力で取り組んでまいります。

長くなりました。

〔本田雄三君登壇〕

○本田雄三君 産業集積からサイエンスパークの構想並びに公共交通基盤構築の幅広い質問に丁寧に御答弁いただきまして、ありがとうございました。

知事からは、J A S M第2工場を核とした半導体関連企業の集積が着実に進展していることに、また、くまもとサイエンスパークを通じて人材育成や研究開発機能の強化を図り、県全体へ波及をさせていく方向性が示されました。

さらに、公共交通についても、公共交通強化元年と位置づけ、J R豊肥本線の機能強化や二次交

通の充実に取り組むとのお考えをお示しいただいたことは、大きな進展であると思います。

一方で、今後は、企業進出の成果を、菊陽町周辺だけではなく、さらに県南、県北、天草地域へどのように広げるのか、また、深刻化する交通渋滞に対し、いつまでに、何を実現するのかという具体的な工程も重要ではないでしょうか。

半導体産業の成長を一過性の景気に終わらせることなく、県民生活の向上と地域間の均衡ある発展につなげるため、より踏み込んだ戦略とスピード感を持った取組を強く期待申し上げます。

3点目の質問に入らせていただきます。

連日大きく報道されております中東情勢の緊張の高まりとホルムズ海峡閉鎖は、戦後最大の世界経済危機と危惧をされております。仮に原油輸送に深刻な支障が継続すれば、ガソリンや軽油をはじめとする燃料不足、物流停滞、さらには物価高騰や資機材不足など、私たちの暮らしや地域経済にもさらなる大きな影響が及ぶことは避けられないと思います。

本県においても、先月5月29日に第1回中東情勢に伴う原油関連物資高騰対策本部会議——昨日2回目も開催されましたが、招集され、各部署からの現状報告と国への要望が明確になったところであります。

その後、6月1日から3日には、各省庁に対し、燃料、肥料等の価格高騰対策及び生活者、事業者支援等の要望を行っていただいたことは承知しておりますが、燃料価格高騰による家計の負担増はもとより、建築資材や工業製品の供給不足によって県内事業者の経営や事業継続にも大きな影響が生じております。

また、半導体関連産業の集積が進む中、T S M C第2工場の整備や関連企業の設備投資、稼動開始時期などにも少なからず影響が及ぶ可能性があ

り、本県経済全体への波及も危惧されるところと考えます。

私は、こうした事態に対しては、問題が発生してから対応するのではなく、県民生活や地域経済への影響をできるだけ小さくするため、平時から危機管理として備えておく視点が重要であると考えます。

その一つが、燃料使用を抑えるための節約モードの呼びかけや省資源への取組ではないかと考えます。

県民や事業者に対し、過度な混乱を招かない範囲で日常生活や事業活動においての省エネや燃料節約を意識していただくことは、将来的な供給不安への備えにもつながると考えます。

また、もう1つ重要なのが公共交通機関の活用であります。

本県では、慢性的な交通渋滞対策として、これまでも公共交通利用促進に取り組まれており、渋滞対策パートナー企業約270社にも協力をいただきながら、通勤時間帯の分散や利用促進を進めてこられました。

しかしながら、仮に燃料不足が現実化した場合には、自家用車利用を一定程度抑制し、限られた燃料を効率的に活用していくという視点がこれまで以上に重要になるのではないのでしょうか。

一方で、バス事業者など公共交通事業者自身も、燃料価格高騰や供給不安の影響を大きく受けることが予想されます。減便や運休が生じれば、通勤、通学、通院など、県民生活に直結する問題となり、地域社会への影響は極めて大きいものがあります。

だからこそ、危機時においても公共交通を維持するという観点から、熊本市をはじめ関係自治体とも連携し、利用促進や事業者支援について、平時から準備しておく必要があると考えます。

そこで、知事にお尋ねをいたします。

長期化が懸念される原油関連物資高騰や資機材不足が危惧される中、本県における中小企業の皆様は、換金遅延や資金調達に翻弄されており、廃業もやむなしの状況に困惑されておられます。

この危機を打開すべく、再度国、県の連携で救済対策事業を講じていただきたいと考えております。ぜひ、県として政府への強力な対策を求めているのだと思いますが、知事のお考えをお聞かせください。

また、危機管理の観点から、県民、自治体、企業に対する節約モードや公共交通機関利用促進の呼びかけ、さらには公共交通維持への支援について、今後どのように取り組まれていかれるのか、知事の所見をお伺いいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) まず、中小企業の皆様への支援についてお答え申し上げます。

原油由来の化学製品等の価格高騰や調達不足は、県内の経済活動にも影響を及ぼしており、国及び県が連携して対策を取る必要があると考えております。

このため、県では、5月29日に中東情勢に伴う原油関連物資高騰等対策本部を立ち上げるとともに、直ちに中小企業者、小規模事業者の皆様から経営や資金繰りに関する相談の受付を開始させていただきました。

また、6月15日から、中小企業者への資金繰り支援として、融資利率を優遇する新たな融資制度を開始します。

さらに、国への要望活動については、県議会とともに、今月1日から3日にかけて、燃油及び石油化学製品の安定供給及び価格高騰対策を要望してまいりました。

県では、先日成立した国の補正予算を最大限活

用しながら、その大半を占めている中東情勢等対応予備費を活用した国の追加支援策も視野に置きつつ、中小企業者、小規模事業者の事業活動に支障が生じないように、県庁一丸となって取り組んでまいります。

次に、県民、自治体、企業に対する節約モードの呼びかけについてお答え申し上げます。

化石燃料の多くを海外からの輸入に依存する我が国の現状において、省エネを働きかける意義はあると考えております。呼びかけを行うことで経済活動が縮小することも懸念されるため、国の動向なども見極めながら対応してまいります。

ただし、省エネは、地球温暖化の抑制にもつながることですから、県としても、これまでも、県民に対しては、エコドライブや省エネ家電への買換えなどを、また、事業者に対しては、エネルギー効率の高い設備への更新などを働きかけてまいっております。

引き続き、こうした省エネにつながる取組、呼びかけは、大いに促進してまいりたいと思います。

最後に、公共交通利用促進や公共交通維持への支援についてお答え申し上げます。

燃料不足の深刻化により、鉄道やバスなどの公共交通機関の減便や運休が生じる事態となれば、通勤、通学、買物など、県民の日常生活に及ぼす影響は極めて大きいため、交通事業者の燃料を確保することが何よりも重要です。

交通事業者におかれては、公共交通を維持するための燃料確保に懸命に現在努力されております。

そのような中で、県では、燃料価格高騰の影響を受けている路線バスをはじめとする県内交通事業者を対象に、燃料価格の高騰分に対する補助を本年1月に予算化し、支援を行っているところで

ございます。

また、今月初旬の先ほどの国への要望においても、交通事業者の安定的な運行継続のための支援について、要望を行ったところでございます。

一方で、限られた燃料を効率的に活用し、燃料不足に対応するためには、大量輸送が可能な公共交通機関を積極的に利用することも必要な一つの手段でございます。

県では、これまで、渋滞対策の一環として、菊池南部地域における通勤バスの運行支援や渋滞対策パートナー制度の創設など、車から公共機関への転換の取組を進めてまいりました。

また、今年度は、交通事業者と市町村が連携して、公共交通の供給力強化や利便性向上の取組に対して、重点的に支援することとしております。

さらに、今回の中東情勢でございます。これを踏まえて、私は、4月22日の定例記者会見において、日頃自家用車を使用している県民の皆様には、今日は公共交通を使ってみようという気持ちを持っていただき、公共交通の積極的な利用をぜひお願いしますと、県民の皆様へ呼びかけを行ったところでございます。

県としては、引き続き、関係自治体や交通事業者、渋滞対策パートナー企業などと連携しながら、交通渋滞の解消はもとより、今起きている燃料不足や燃料高騰の観点からも、自動車から公共交通への転換を図る取組を強力に推進してまいり所存でございます。

以上です。

〔本田雄三君登壇〕

○本田雄三君 中東情勢に起因する原油関連物資の高騰や資機材不足に対し、県として迅速に対応している姿勢に敬意を表します。

特に、6月15日から、中小企業者への資金繰り支援として、融資利率を優遇する新たな融資制度

の開始は、可及的速やかに周知徹底されることを切にお願いを申し上げたいと思います。

一方で、今後さらに情勢が長期化した場合には、融資だけではなく、給付や補助など、より踏み込んだ支援策を国へ求めていく必要があるのではないかと思います。

公共交通についても、燃料高騰対策と渋滞対策を結びつけながら利用促進を進める方針が示され、危機管理の観点からも意義深いと実感します。

県民、自治体、企業が一体となって省エネや公共交通利用に取り組む機運を高めるとともに、引き続き国への強力な働きかけと県独自の支援策の充実をお願い申し上げまして、次の質問に入らせていただきます。

次の質問は、高齢化社会が進む中での独居高齢者への見守りの充実及び空き家対策の県民への周知について質問したいと思います。

我が国、そして本県が直面している少子高齢化、人口減少の波は、過疎地域のみならず、都市部を含めた全県的な課題として深刻さを増しております。特に、高齢者の独居世帯、いわゆる独り暮らしの高齢者の増加は顕著であり、これに伴う社会的孤立や孤独死のリスクへの対応は一刻を争う状況にあります。

さらに、高齢者単身世帯の増加と表裏一体の関係にあるのが空き家問題であります。住み手を失った住宅が管理不全のまま放置されれば、防災、防犯、衛生、そして景観の悪化など、地域コミュニティの崩壊に直面しかねません。

本県においては、既に全ての市町村が空き家対策促進計画を策定し、それぞれ地域の実情に応じた対策に乗り出していると伺っております。

しかしながら、これらの計画や具体的な施策が、果たして本当に支援を必要としている県民や

空き家の所有者にまで届いているのでしょうか。

現場の声に耳を傾けますと、空き家バンクや古民家再生支援といったせっかくの自治体の取組が、十分に浸透していないのではないかという実感を感じております。所有者自身が、どこにどう相談してよいか分からないという状況にあり、行政に対する相談件数も決して多いとは言えない状況があります。

これまでも、県としても手をこまねいているわけではありません。市町村の専門家活用を後押しする助成事業や専門知識を持つ空き家利活用マネジャーの設置、育成、さらには毎年開催されている市町村連絡会議を通じた事例紹介や研修など、着実な一歩を積み重ねておられることは高く評価するものであります。

多くの市町村が、これらの制度を活用し始め、少しずつではありますが、現場が動き出している兆しは見えております。

しかし、せっかくの優れた制度やマネジャーという人材の存在も、悩みを抱える当事者に認知され、活用されて初めて真の価値を発揮します。現状の動きをさらに大きな全県的なうねりへと変えていくためには、いま一步のブレークスルーが必要であると考えます。

そこで、2つの視点から質問いたします。

1点目は、高齢者単身世帯への見守りの充実についてであります。

孤独死や孤立を防ぐためには、行政だけではなく、地域住民、民間事業者、そして福祉関係者が一体となった、より網羅的で温かみのある見守りネットワークの構築が不可欠です。

本県として、増加する独居高齢者が安心して住み続けられる地域づくりに向け、市町村と連携しながら、今後どのように見守り体制を強化していくのか、その具体的な方針を健康福祉部長にお伺

いたします。

2点目は、空き家対策の県民への周知についてであります。

現在、各自治体からの周知を含め、一般的な社会感覚としても、空き家や古民家の利活用による浸透は不足しているように感じられます。

空き家所有者の高齢化で、施設入所や子の世代への世代交代が進む中において、対策を知る機会そのものを増やさなければなりません。

例えば、高齢者が集まる地域サロンや介護相談の場、あるいは広報誌だけではなく、デジタルツールを駆使した多角的なアプローチなど、所有者やその家族の目に留まる工夫が必要ではないかと考えます。

県として、空き家対策の周知に向け、各市町村に対しての積極的な情報発信や県民とのタッチポイントとなる場の充実のため、今後どのように取り組んでいくのか、土木部長の見解をお伺いいたします。

〔健康福祉部長久原美樹子さん登壇〕

○健康福祉部長(久原美樹子さん) 1点目の独居高齢者への見守りの充実についてお答えします。

本県における高齢者単身世帯は、平成27年から令和7年の10年間で11.9%から15.1%に増加しています。また、昨年 of 全国的な調査では、70歳以上単身世帯のおよそ2割が孤独を感じているとされ、さらに、死後一定期間経過後に発見された高齢者の孤立死は約1万5,000人と推計されています。

県としても、高齢者の孤独、孤立への対応は喫緊の課題と考えており、高齢者が地域で安心して暮らしていくためには、県、市町村、関係機関、地域住民が連携した見守りを充実させていくことが大切です。

まず、住民に一番身近な市町村では、在宅支援

の中核となる地域包括支援センターや民生委員と地域住民が連携した見守りを行っています。

例えば、地域住民が、買物や通勤、通学など日常生活を送りながら高齢者の様子に目を配る「ながら見守り」や、地域包括支援センターが、商店や介護事業所などとネットワークをつくり、高齢者について心配な報告があれば、速やかに対応するなどの取組を行っています。

次に、県においては、このような取組を後押しするため、県社会福祉協議会、県及び熊本市の民生委員児童委員協議会、警察本部及び県内25の事業者との間で熊本見守り応援隊の協定を結んでいます。

これまでに、事業者の日頃の業務の中で、自宅で倒れていた独り暮らしの方や路上で転倒して起き上がれない方などにいち早く気づき、警察などへの通報、連絡につながった事例がありました。

また、高齢者等が安心して暮らせる住まいの確保に向けても、日常の安否確認などを行う賃貸住宅の整備を支援し、見守り機能を備えた住まいを増やす取組を進めています。

今後も増加が見込まれる独り暮らしの高齢者の見守りは、それぞれの生活状況に応じたきめ細かで重層的な支援が必要です。

引き続き、県として、福祉施策と住宅施策に横断的に取り組み、市町村への伴走支援や地域の人材育成、好事例の横展開などを進めるとともに、市町村や関係機関、県民の皆様と力を合わせながら、高齢になっても住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現に向け、取り組んでまいります。

〔土木部長奥山和弘君登壇〕

○土木部長(奥山和弘君) 空き家対策の県民への周知についてお答えします。

人口減少や高齢化の進行に伴い、今後も空き家

の増加が見込まれる中、適切に管理されていない空き家については、防災、防犯、景観など、地域に様々な影響を及ぼすことから、状態に応じて利活用や除却につなげていくことが重要であると認識しています。

そのためには、空き家となる前の段階から、所有者やその御家族に対し、相談窓口や支援制度などの情報を分かりやすく届け、将来の活用や処分について早めに検討していただくことが重要です。

国においては、空き家の利活用や除却に対する補助制度を設けるとともに、危険な状態にある空き家について、固定資産税の住宅用地特例を解除するなど、適正な管理を促す法改正が行われています。

県では、これまで、このような国の補助制度も活用しながら、空き家利活用の専門家育成や派遣に対する費用助成など、市町村の取組を支援してきており、活用件数も着実に増加しています。

一方で、空き家対策には、費用負担の問題や相続などの権利関係の複雑化など、対応が困難なケースもあり、所有者がどこに相談すればよいか分からないといった声もあることから、議員御指摘のとおり、将来の活用や処分を検討するために、補助制度などの情報をより多くの県民に届ける取組の強化が重要と考えています。

このため、県では、住民に最も身近な相談窓口となる市町村に対し、高齢者世帯への直接的な情報提供など、効果的な取組事例や古民家再生に取り組む民間事業者との連携事例などについても、積極的に発信、共有を図ってまいります。

さらに、市町村職員の専門性を高め、空き家相談体制の充実を図ることで、所有者やその御家族が気軽に相談できる環境づくりに取り組んでまいります。

今後も、国や市町村、関係団体との連携を一層強化し、空き家に関する有益な情報が必要な方々に届くよう周知に努め、空き家対策の推進にしっかりと取り組んでまいります。

〔本田雄三君登壇〕

○本田雄三君 独居高齢者の増加や孤独死の推計値など、現状の危機感を明確に示していただきました。

抜本的な解決方法を見出すのは困難であることは理解をしております。だからこそ、ながら見守りなど地域密着型の活動や民間企業を巻き込んだ熊本見守り応援隊の協定、さらに、多角的かつ重層的なアプローチが重要であると考えます。

引き続き、市町村への伴走支援や好事例の展開など、地域間の格差なく、着実に実行されることを期待いたします。

空き家対策の県民への周知につきましては、空き家の利活用や除却の必要性とともに、現状を的確に捉えておられますので、国の法改正や県のこれまでの支援実績を踏まえた上で、市町村への先進事例の共有や専門的な相談員の養成など、具体的かつ実効性の高い取組の後押しをよろしくお願い申し上げます。

それでは、最後の質問に入ります。

本県は、豪雨災害や地震、さらには火山活動など、自然災害が頻発をしております。特に、山間部が多い本県においては、大雨や強風による倒木、土砂災害等により道路の寸断や孤立集落の発生が大きな課題となっております。私は、過去の定例議会で予防伐採の必要性を質問してまいりましたが、大事な取組であると考えていますので、改めて質問させていただきます。

防災、減災の観点から、災害が発生した後の復旧対応だけではなく、被害を未然に防ぐ事前防災の取組は極めて重要であります。中でも、道路沿

線や避難路における危険木の除去、いわゆる予防伐採は、倒木による通行止めや停電、通信障害を防ぎ、緊急車両の通行確保や迅速な道路復旧につながる重要な施策であります。

県の取組状況を確認します。

スクリーンを御覧ください。（資料を示す）

森林環境譲与税を活用して予防伐採を実施した市町村は、令和3年度の2市町から、令和6年度には10市町村へと拡大し、さらに令和8年度には13市町村で実施が計画されているとのことであります。市町村における防災意識の高まりと着実な取組の進展につきましては、大きな成果であると実感しております。

一方で、本県は、中山間地域や半島地域を有し、地理的条件から災害時に孤立リスクの高い地域も少なくありません。行政にとって、災害発生後の早期復旧は最優先課題であり、そのためには平時からの備えを一層進める必要があります。

今後は、県と市町村のみならず、電力、通信事業者、森林組合、道路管理者など関係機関、関係企業とも十分に連携し、危険箇所の把握と予防伐採の加速化を図るべきだと考えます。

そこでお尋ねいたします。

県内における予防伐採の現在の進捗状況をどのように評価しておられるのか、また、今後、対象市町村の拡大や関係機関との連携強化を含め、どのように取組を推進していかれるのか、農林水産部長にお伺いいたします。

次に、住宅の耐震化補助制度の活用促進についてお尋ねいたします。

平成28年の熊本地震から10年が経過する中、改めて住宅の耐震化の重要性を強く感じております。

地震は、いつ、どこで発生するか予測ができず、県民の命と暮らしを守るためには、平時から

の備えを着実に進めていくことが極めて重要であります。

そのような中、国、県及び市町村が連携し、住宅の耐震診断や耐震改修に対する支援制度を設け、住宅の耐震性の向上に積極的に取り組まれるとともに、新聞広告による周知、講習会の開催、さらには全市町村への相談窓口設置など、制度の普及に向けて様々な努力を重ねておられることはよく理解しております。

一方で、現場の声を聞きますと、この制度が県民の皆様には十分認識されているとはいえず、加えて、住宅建築やリフォームに関わる建設業者においても、制度の理解や認識が必ずしも浸透していないのではないかと感じております。

本来、県民の皆様には最も近い存在である建設業者の方々が、制度を十分理解し、積極的に案内していただくことが耐震化推進の大きな鍵になると考えます。

県民への支援制度については、能登半島地震を契機として、令和6年9月から補助対象を現行基準を満たさない住宅にまで拡大し、補助額も最大157万円という手厚い制度となっています。

県によりますと、令和7年度の実績件数は、一昨年度前に比べ、耐震診断が378件で1.7倍、耐震改修が131件で1.3倍に、それぞれ伸びているとのことであります。

せっかくの制度が十分活用されなければ、大変もったいないことでもあります。今後最大限活用してもらうためには、住宅改修工事を行う工務店やリフォーム事業者等に対して補助金制度の理解浸透を図り、県民の皆様により分かりやすく情報発信が必要と考えます。

そこで、住宅の耐震化補助制度のさらなる活用促進に向けて、県として今後どのように取り組まれるのか、土木部長にお尋ねをいたします。

〔農林水産部長深川元樹君登壇〕

○農林水産部長（深川元樹君） まず、予防伐採の進捗状況についてお答えいたします。

道路や電線の寸断防止や孤立集落の発生を未然に防ぐため、道路沿線における予防伐採は、災害に強い地域づくりを進める上で極めて重要な事前防災の取組です。

県では、市町村における予防伐採の拡大を図るため、森林環境譲与税を活用した先行事例を紹介するなど、懸案を抱える市町村に対し、積極的に検討を促してまいりました。

その結果、予防伐採に取り組む市町村は年々増加しており、事前防災への取組は県内で着実に広がってきております。議員御紹介のとおり、令和8年度では、13市町村での取組実施が計画されているところです。

また、森林環境譲与税を活用した予防伐採の取組につきましては、本県は、九州各県の中でも大分県に次いで進んでいます。こうした広がりや、県の働きかけと市町村の防災意識の高まりが結びついた確かな成果であると考えております。

一方で、倒木による道路寸断や停電、通信障害を防ぐためには、市町村に加え、電力、通信事業者などの施設管理者が、それぞれの管理区域における危険木の把握や費用負担の在り方等の検討を主体的に進めることが重要でございます。

このため、県としては、市町村や施設管理者等の関係機関が連携して危険木の把握や対策を進められるよう、市町村等に対し、技術的助言や先進事例の提供など必要な支援を行い、予防伐採の取組を後押しすることにより、安全、安心な地域づくりを着実に進めてまいります。

〔土木部長奥山和弘君登壇〕

○土木部長（奥山和弘君） 住宅耐震化補助制度の活用促進についてお答えします。

熊本地震を経験した本県としましては、県民の生命、財産を守る住宅の耐震化は、防災・減災対策の根幹をなす最重要課題の一つであると認識しております。

県では、これまで、市町村と連携しながら、相談窓口の設置や広報活動、耐震対策講習会の開催などを通じて、耐震診断や耐震改修に対する補助制度の周知に努めてまいりました。その結果、本県の住宅耐震化率は、令和7年度末で89.5%まで向上しております。

また、近年発生した大規模な地震において、平成12年に施行された現行基準を満たす住宅の倒壊が極めて少なかったことを踏まえ、令和6年度に現行基準を満たさない住宅も補助対象とするよう制度の拡充を図ったところであり、耐震診断、耐震改修ともに利用実績は着実に伸びております。

一方で、県がこれまで実施した県民アンケートでは、どこに相談すればよいか分からない、工事費用が心配といった声に加え、耐震化そのものの関心が十分に高まっていない実態も明らかになっております。

制度を必要とする方々に確実に情報を届けるには、住宅所有者への周知に加え、住宅改修の相談を最初に受ける工務店やリフォーム事業者等の制度の理解促進と普及に向けた人材育成が重要であると考えております。

そのため、これまで県庁等で実施している講習会に加え、地域密着型のサテライト講習会を開催し、県内各地域の工務店やリフォーム事業者などにも幅広く参加を促してまいります。

また、住宅の所有者に対し、講習会受講の情報や耐震改修に実績のある事業者の情報を整理し、市町村の相談窓口を通じて紹介できる仕組みづくりにも取り組んでまいります。

今後とも、国や市町村、関係団体と連携しなが

ら、住宅の耐震化を着実に進め、県民の安全、安心な住環境の確保に向け、しっかりと取り組んでまいります。

○副議長（橋口海平君） 本田雄三君。——残り時間が少なくなりましたので、発言を簡潔に願います。

〔本田雄三君登壇〕

○本田雄三君 予防伐採にしろ、住宅等の空き家対策にしろ、リフォーム関係にしろ、安心、安全の確立のために重要な事柄であると認識をしております。

それぞれ様々な取組を展開しておられますので、さらなる後押しと、我々が本当にあってよかったと言えるような制度を広く周知をしていただくことで認識を深めていただければと思います。

一応、今、5項目の質問が終わったところであり、今後は県民の皆様の小さな声に耳を傾けて頑張ってまいりますので、よろしくお願いしたいと思います。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○副議長（橋口海平君） 以上で本日の一般質問は終了いたしました。

明11日は、午前10時から会議を開きます。

日程は、議席に配付の議事日程第3号のとおりといたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時9分散会

第 3 号

(6 月11日)

令和8年

熊本県議会 6 月定例会会議録

第3号

令和8年6月11日（木曜日）

議事日程 第3号

令和8年6月11日（木曜日）午前10時開議

第1 一般質問（議案に対する質疑並びに県の一般事務について）

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問（議案に対する質疑並びに県の一般事務について）

出席議員氏名（46人）

星 野 愛 斗 君
高 井 千 歳 さん
住 永 栄一郎 君
亀 田 英 雄 君
幸 村 香代子 君
杉 蔦 ミ カ さん
立 山 大二朗 君
斎 藤 陽 子 さん
本 田 雄 三 君
岩 田 智 子 君
堤 泰 之 君
南 部 隼 平 君
前 田 敬 介 君
坂 梨 剛 昭 君
荒 川 知 章 君
城 戸 淳 君
西 村 尚 武 君
池 永 幸 生 君
竹 崎 和 虎 君
吉 田 孝 平 君

中 村 亮 彦 君
増 永 慎一郎 君
前 田 憲 秀 君
高 島 和 男 君
松 村 秀 逸 君
岩 本 浩 治 君
西 山 宗 孝 君
河 津 修 司 君
楠 本 千 秋 君
橋 口 海 平 君
緒 方 勇 二 君
高 木 健 次 君
高 野 洋 介 君
内 野 幸 喜 君
岩 中 伸 司 君
城 下 広 作 君
西 聖 一 君
瀧 上 陽 一 君
坂 田 孝 志 君
溝 口 幸 治 君
池 田 和 貴 君
吉 永 和 世 君
松 田 三 郎 君
藤 川 隆 夫 君
岩 下 栄 一 君
前 川 收 君

欠席議員氏名（1人）

山 口 裕 君

説明のため出席した者の職氏名

知 事 木 村 敬 君
副 知 事 竹 内 信 義 君

副 知 事 亀 崎 直 隆 君
 知事公室長 府 高 隆 君
 総 務 部 長 下 山 薫 さん
 企画振興部長 富 永 隼 行 君
 理 事 枝 國 智 子 さん
 理 事 柴 田 英 伸 君
 健康福祉部長 久 原 美樹子 さん
 環境生活部長 清 田 克 弘 君
 商工労働部長 上 田 哲 也 君
 観光文化部長 梅 川 日出樹 君
 農林水産部長 深 川 元 樹 君
 理 事 間 宮 将 大 君
 土 木 部 長 奥 山 和 弘 君
 会 計 管 理 者 城 内 智 昭 君
 企 業 局 長 森 山 哲 也 君
 病 院 事 業 者 千 田 真 寿 君
 管 理 者 越 猪 浩 樹 君
 教 育 長 佐 藤 昭 一 君
 警 察 本 部 長 坂 野 定 則 君
 人 事 委 員 会 小 原 雅 之 君
 事 務 局 長
 監 査 委 員

事務局職員出席者

事 務 局 長 鈴 和 幸
 事 務 局 次 長 池 永 淳 一
 兼 総 務 課 長
 首 席 審 議 員 坂 本 誠 也
 兼 議 事 課 長
 議 事 課 長 補 佐 吉 田 晋

午前10時開議

○副議長（橋口海平君） これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○副議長（橋口海平君） 日程に従いまして、日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

高井千歳さん。

〔高井千歳さん登壇〕（拍手）

○高井千歳さん 皆様、おはようございます。熊本第一選挙区選出・参政党の高井千歳です。

議員になって、今回で5回目の一般質問となります。今回も、県民の皆様からいただいたお声を基に質問させていただきますので、知事並びに執行部の皆様におかれましては、真摯な御答弁をお願い申し上げまして、私の質問に入らせていただきます。

まず初めに、半導体企業集積における再生水活用について、知事にお尋ねいたします。

現在、J A S M第2工場並びにソニー第2工場が建設中ですが、J A S M第2工場では3ナノ半導体が製造予定と伺っております。

半導体の製造において、一般的には、微細化が進むほど必要となる洗浄工程が増え、結果として使用する水の量は増えると認識をしております。そして、さらに知事は、T S M C第3工場まで誘致をしたいと公言をされています。

しかし、水の収支バランスを考えたときに、これ以上涵養面積や営農に影響を与えることなく涵養を増やすことは、現実的には難しいと認識をしておりますが、このような現状の中、どのように地下水の保全を行っていくのでしょうか。

これまで知事は、台湾を訪れ、南部サイエンスパークの取組等を見てこられたと承知をしております。

台湾では、半導体産業の集積が進む中で、水不足が国家的な課題となり、地下水のくみ上げはもとより、従来の河川水に依存する方式から再生水へ大きく転換をしていると伺っております。

例えば、台湾の南部サイエンスパークでは、都市下水を高度処理し、再び半導体工場へ供給する再生水インフラを国家主導で整備する方向だと承知をしております。これは、単に排水を処理して

流すのではなく、水分子だけを通し、不純物をほぼ通さない特殊な逆浸透膜を用いた高度な浄化により、工業用水として再び循環利用し、半導体工場へ再供給する仕組みです。

また、TSMCアリゾナ工場においても、砂漠地帯という厳しい水事情の中で、工場内での高い循環や再利用を前提とした、いわゆる半閉鎖型システムが採用されていると承知をしております。

一方、熊本では、良質で大量な地下水に恵まれていることから、現在も地下水を中心とした運用が前提となっております。しかし、今後ますます取水量は増す中で、有明工業用水の活用だけでなく、地下水取水量の将来的な見通しや取水量と涵養量とのバランス、河川水の利用や再生水利用の可能性も含めた中長期の水戦略が必要ではないかと考えます。

半導体産業においては、水は電力と並ぶ重要な生産資源であり、近年は世界的にも戦略物資として位置づけられております。一方で、熊本の農業や県民の生活を支える県民共通の宝でもあります。

今後、半導体産業の集積と地下水の保全をいかに両立させるのか、その長期的なビジョンが重要になってまいります。その上で、台湾やアリゾナのような再生水活用や半閉鎖型システムについて、熊本県としてどのように認識をされているのか、知事にお尋ねをいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 高井議員から、半導体企業集積における半閉鎖循環型システムなどの再生水の活用について御質問いただきました。

お答え申し上げます。

熊本の宝、そして県民の誇りである本県の地下水は、生活や産業を支える貴重な資源でございます。

議員御紹介の海外の再生水の活用の事例については、本県においても半導体関連企業などによる地下水取水量削減の手段の一つになる可能性があるかと認識しております。実際、私自身も、本年1月に、台湾南部のサイエンスパークを視察してまいったところでございます。

令和6年11月に、再生水の活用可能性などを検討するためのプロジェクトチームを庁内に設置いたしました。調査、協議を進めるとともに、外部の有識者や関係事業者との意見交換を現在行っているところでございます。

一方で、今調査などを進める中で、再生水インフラの整備については、技術面やコスト面において、現状ではまだ様々な課題があると認識しております。

しかしながら、やはり企業の集積に伴う地下水の収支バランスをしっかりと注視して、まずは地下水以外の水源としての有明工業用水の活用を働きかけてまいります。さらに、併せて、将来的に立地企業における再生水活用が進むように、再生水インフラの整備に関する様々な課題についてもしっかりと研究に取り組んで、経済や地域の発展と環境保全が両立する社会の実現を目指してまいります。

〔高井千歳さん登壇〕

○高井千歳さん 知事より御答弁いただきました。

知事も関心を持って調査研究していただいているとのことで、大変心強く思います。

今回私がこのことを質問した理由は、今の議論、つまり、地下水の涵養も含めどうするのかという地下水ありきの議論から脱却をし、再生水活用という議論を積極的に俎上に上げていかなければ、いつまでたっても地下水依存から脱却することはできないのではないかと思ったからであり

ます。

先ほども述べたように、アリゾナでは企業自身が半閉鎖型の水処理システムを行っておりますし、台湾でも下水を処理した再生水を工業用水として使っております。コストの問題はありますが、ぜひ今のうちから検討していただきたいと思います。

そして、先ほど有明工業用水の話もございました。約200億円かけてこの整備が行われていますが、1日当たり1万2,000トンの供給量ですので、JASM第1、第2工場、ソニー第2工場合わせて、1日当たり約3万から3万5,000トンの取水を考えると、これらの企業が、この工業用水をフルに活用しても、約半分から3分の1ほどしか賄うことはできません。

そして、有明工業用水の整備の工期が遅れており、令和9年度から令和11年度に大幅にずれ込むということです。第2期熊本地域地下水総合保全管理計画において、この工業用水を前提とした地下水収支が大きく崩れることになります。そこについても県民にしっかりと御説明をいただきたいと思います。

地下水からの脱却はまだ遠いというところですが、ますます今地下水依存が増す中での第3工場誘致という話は、地下水に懸念を抱いている県民にとっては不安しかありません。

第3工場まで誘致とおっしゃるのであれば、ぜひ、取水量、涵養量、有明工業用水、表流水、再生水を含めた水収支を検討、そして示した上で、言及していただけたらというふうに思います。

そして、企業側にも再生水の取組を検討していただけるよう、知事からも積極的に働きかけていただきたいとお願いを申し上げまして、次の質問に移ります。

次に、特定公共下水道施設における化学物質の

処理について質問をいたします。

現在、県では、JASMや関連企業の排水に対応するため、特定公共下水道施設の整備を進めておられます。

現在建設中のJASM第2工場では、3ナノ半導体の製造が予定され、その処理施設の設計に当たって、一般の公共下水道では対応できない物質の適正な処理の方法を検証するため、現在、流域下水道で処理されているJASM第1工場の排水を原水とする実証実験も行われる予定と伺っております。

さらに、ソニー第2工場も視野に入れば、使用される化学物質や排水処理の高度化、複雑化は避けられないものと思います。

その中で、私が強く懸念をしているのが、PFASをはじめとする法規制外物質への対応です。

現時点では、県として、JASM第2工場、ソニー第2工場において、どのようなPFAS類が使用、排出される可能性があるのか、十分には把握をしていないということでした。

私は、ここに大きな課題意識を持っております。排水中に何が含まれているのか分からない状態では、何を除去対象とするのか、どういう処理方式が必要なのかという設計方針そのものが定まらず、1億円近くの予算を投じて行われる実証実験も有効な成果を得ることができないのではないのでしょうか。

さらに踏み込んで言えば、特に半導体産業では、工場内の工程ごとに排水成分が異なり、最も濃い状態でどれだけ分離、回収するかが極めて重要であると言われております。

つまり、薄まった後に下水処理施設でまとめて対処するのではなく、工場内で高濃度段階からしっかりとトラップをする、そして、そこでトラップできなかった分を特定公共下水施設でセーフテ

イーネットとして再度トラップをするということが重要になってくると思います。

今後、半導体産業のさらなる集積を進めるのであれば、単に現在の基準を満たしているから大丈夫という発想ではなく、将来のリスク物質までを見据えた予防原則に基づいた対応が必要ではないかと考えます。

そこで、お尋ねをいたします。

県として、J A S M第2工場、ソニー第2工場において使用、排出される可能性のあるP F A S 類をどこまで把握をしているのか、土木部長に伺います。また、工場内での高濃度段階でのトラップ、回収までを含めて、企業に努力を求めている考えはあるのか、環境生活部長に伺います。

〔土木部長奥山和弘君登壇〕

○土木部長(奥山和弘君) 下水道への排水につきましては、下水道法に基づく排除基準を満たすよう、工場等で重金属などの有害物質をあらかじめ処理する必要があります。

下水道管理者は、工場から提出される排水の処理方法や水質を事前に確認するとともに、工場稼働後は定期的に検査を行います。

その上で、下水処理場において、水質汚濁防止法の排水基準まで処理するとともに、放流される河川等においても所管する行政機関が水質を監視するなど、関係者が連携し、公共用水域の水質保全を図っているところです。

議員御質問のP F A S 類については、現時点で排除基準や排水基準が定められていない法令等規制外物質です。

そのため、下水道で受け入れることとなる排水のP F A S 類については把握しておりませんが、熊本セミコン特定公共下水道事業では、最も効果的な処理技術の導入を目的に実証実験を行っており、その中で、活性炭処理などによるP F A S 類

の低減効果についても検証を行うこととしております。

特定公共下水道により工場排水の適切な処理に取り組むとともに、引き続き、関係者と連携、協力しながら、公共用水域の水質保全を図ってまいります。

〔環境生活部長清田克弘君登壇〕

○環境生活部長(清田克弘君) P F A S 類を使用する企業への対応についてお答えいたします。

P F A S 類は、水質汚濁防止法等の排水基準がないため、工場内での処理を求める法的根拠はありませんが、水質保全の観点から半導体関連企業の集積に伴う状況把握のため、県では、法令等規制物質に加え、規制外物質について、令和5年8月から環境モニタリングを実施しております。

令和6年度に、P F A S 類の一部の濃度が、一時的に河川で増加しましたが、その後は減少していることを確認しています。

県で調査した河川中の濃度は、諸外国の飲料水基準と比べて極めて低いこともあり、専門家から、問題ないレベルであり安心できるとの意見をいただいています。これは、企業の排水処理の取組も関係していると考えられます。

県としては、引き続き周辺環境の変化の把握を行い、水質の保全に努めてまいります。

〔高井千歳さん登壇〕

○高井千歳さん 土木部長と環境生活部長に御答弁いただきました。

実証実験では、活性炭処理などによるP F A S 類の低減効果についても検証を行うとのことでした。

昨今、半導体企業で使用されているP F A S は、短鎖、すなわち短い鎖のものであり、活性炭には吸着しにくいことが知られています。したがって、その除去には工夫が必要だと思います。だ

からこそ、何をターゲットとするのか、企業秘密も含まれるかもしれませんので、公表までは求めませんが、しかし、何を目的としてトラップを行う必要があるのかは把握できるよう努力をしていただきたいと思います。

P F A Sには蓄積性があります。有明海は閉鎖性の海であり、河川での濃度が低くても、長年にわたってP F A Sが流入し続ければ、海岸の泥などで高濃度となり、魚介類などにも蓄積される可能性もあります。決して、海外の飲用水基準と比較して、低濃度だからと満足をしないでいただきたいと思います。

また、特定公共下水道施設に流入してくる水の排出事業者は、J A S M及びソニーセミコンの2社です。その負担割合については、排出の汚濁負荷の内容等を基に、熊本県環境審議会での審議の上、費用負担計画で定めるよう、負担法で定められていると認識をしています。

つまり、県は、実証実験を行うに当たって、それぞれの事業者の排水中に含まれる物質及びその濃度等を事前に知る必要があります、事業者は、負担法の規定に従って、その情報を県に報告する義務があるのではないのでしょうか。

そもそも、特定公共下水道事業は、公害防止事業事業者負担法の公害防止事業に当たると認識していますが、この法律が前提とする汚染者負担原則に基づいて考えると、J A S Mとソニーセミコンの2社に、本来であれば全額を負担させるということになります。しかし、実際には、国の交付金と県費を投入して事業が進められており、関係法令に照らすと、適切に行われているのか疑問を持つところです。

いずれにせよ、1億円近くかけて行われる実証実験が、アリバイづくりで終わらないようにしていただきたいと思いますようお願いを申し上げ、次の質問に移

ります。

次に、グローバルコンピテンシー育成事業における教職員の台湾派遣研修についてお尋ねをいたします。

現在、T S M C進出などを契機として、熊本県と台湾との交流はますます深まっております。県教育委員会においても、教員を台湾へ派遣し、現地の教育制度や学校現場を学ぶ取組が進められております。私は、このような国際交流や海外研修そのものは大変意義のあるものだと考えております。

しかしながら、国際交流というのは、単に相手の優れた部分を学ぶだけではなく、自らの歴史や文化を理解した上で相手と向き合うことが大切ではないでしょうか。

近年の熊本では、台湾への関心が非常に高まっております。もちろん、それは歓迎すべきことではありますが、一方で、台湾から学ぶ、台湾は進んでいるといった側面が強調され、私たち自身の歴史や先人たちの歩みが見えにくくなっているのではないかと感じることもあります。

真の国際交流に必要なのは、ただただ相手を称賛することでも自分たちを卑下することでもなく、お互いの歴史や文化を理解し、尊重し合う姿勢であると考えます。

以前、一般質問でも触れましたが、御承知のとおり、熊本と台湾の間には、100年以上前から教育を通じた深い交流の歴史があります。

日本統治初期、台湾の教育の礎を築いたとされる六氏先生の中には、熊本出身の平井数馬先生がおられました。そして、六氏先生と呼ばれる方々が、抗日ゲリラによって襲撃され、お亡くなりになった後も、六氏先生の御遺志を継ごうと、多くの熊本県出身者が台湾に渡り、教育の発展に尽力した歴史があります。

歴史には様々な見方があることは承知をしています。しかし、少なくとも、熊本の先人たちが、台湾の教育に情熱を注ぎ、人材育成に力を尽くしたという事実は、現在の熊本と台湾との交流を考える上でも大切な歴史であると考えます。

そして、子供たちを教育していく教員の方々には、台湾の先進的な教育や産業を学ぶだけでなく、このような熊本と台湾との歴史的なつながりについても理解を深めていただきたいと思います。

グローバル人材の育成と日本人としてのアイデンティティーや郷土への誇りの醸成は、決して相反するものではなく、車の両輪だと思います。世界に目を向けるからこそ、日本や熊本の歴史もしっかりと学ぶ、そのような視点を持った教員の育成こそが、真の国際人材の育成につながるのではないのでしょうか。

そこで、教育長にお尋ねいたします。

こうした視点も踏まえ、教育委員会として、この台湾派遣研修をどのような内容の研修として実施されようとしているのか、さらに、この事業を通じて、どのような教員を育成し、その学びを子供たちの教育にどうつなげていこうとされているのか、改めて、本事業の目的とビジョンについて、教育長のお考えを伺います。

〔教育長越猪浩樹君登壇〕

○教育長(越猪浩樹君) 県教育委員会では、児童生徒の国際対応能力の育成や海外留学の促進に資するため、まずは教職員の国際的視野を広げることがを目的として、台湾への教職員派遣事業を今年度新たに実施します。

今年秋頃に、小中高など校種の異なる教職員を30人派遣し、実験高級中学や大学を訪問するとともに、日本にゆかりのある歴史や文化を学ぶ研修なども検討しています。

今回訪問予定の一つである新竹の実験高級中学は、台湾のシリコンバレーとも言われるサイエンスパークに隣接し、研究者、技術者、海外帰国者の子女などに国際水準の教育環境を提供することで、優秀な人材の台湾への定着を目的とした学校です。この実験高級中学では、幼稚部から高校まで、約110クラス、3,000人が学んでいます。

今年度取り組むこととしている国際交流や海外研修は、教職員の視野を広げ、児童生徒の国際対応力を育む上で大変意義のある取組であると考えています。

議員御指摘のとおり、交流や研修を行う際には、単に海外の事例から学ぶだけでなく、郷土の歴史や文化を理解し、郷土への誇りを持った上で相手と向き合うことが重要です。

これまで熊本と台湾の間には、教育を通じた深い交流の歴史があり、多くの先人たちが台湾の教育に尽力されました。その功績は、日本の誇るべき財産であり、教職員が海外研修に臨む際にも理解しておくべき重要な視点です。

そこで、事前研修では、熊本の先人の台湾に対する貢献、歴史や文化の理解を深めつつ、台湾の教育について学ぶ研修を計画しています。

現地では、先人が残した功績を肌で感じ、自国のことに思いを致す貴重な体験となるよう計画するとともに、教職員が実験高級中学の理数教育や国際教育、探究学習の在り方など、日本と異なる教育を知ることを通じて、今後の本県における教育の在り方について考える機会といたします。

帰国後は、派遣者同士が現地での学びをさらに深め、オンライン交流や教育旅行の実施など、継続的な学校間の交流を推進します。

本事業を通して、教職員自身が国際感覚を高め、研修等で学んだことを子供たちに伝えることで、自国や郷土熊本への誇りと自信を持ったグロ

ーバル人材の育成に努めてまいります。

〔高井千歳さん登壇〕

○高井千歳さん 教育長より御答弁いただきました。

教育長からは、郷土の歴史や文化への理解、そして熊本の先人たちへの台湾への貢献についても学びながら、自国や郷土への誇りと自信を持ったグローバル人材を育成していくとの大変心強い答弁をいただきました。

私が今回この質問を取り上げたのは、もちろん、決して台湾との交流に異を唱えるとかそういったことでは全くありません。むしろ、熊本と台湾との交流がますます深まる今だからこそ、私たち自身がしっかりとした軸を持つことが大切だと考えるからです。

かつて我が国は、日の丸半導体と呼ばれるほど、半導体分野において世界を牽引していました。しかし、その後の日米半導体協定や様々な政策判断の中で競争力を失い、現在では、台湾をはじめとする海外の力に大きく依存する状況となっています。

あのとき、日本も台湾のように国家戦略として半導体産業を育成していたらと悔やまれる部分もあります。しかし、今我々が台湾から学ぶべきことは、単なる成功の結果ではなく、その背景にある長期的な国家戦略や人材育成への不断の努力ではないでしょうか。

そして、私たち日本にも、かつて世界をリードした技術力や人材力がありました。大切なのは、過去を懐かしむことでも他国を羨むことでもなく、そこから何を学び、これからの時代をどう切り開いていくかだと思っております。

かつて日本の統治下で教育を受けられた故李登輝元総統は、日本から多くを学び、その精神性を高く評価されました。しかし、同時に、台湾は日

本に依存することなく、自らの力で未来を切り開くべきだという強い信念を持っておられました。

私たちもまた、気後れや忸度することなく、イコールパートナーシップの精神で、台湾から学ぶべきことは学びつつ、それを熊本や日本の未来にどう生かしていくのかという主体性と気概を持つことが大切ではないでしょうか。

だからこそ、子供たちはもちろん、先生方にも、世界に学ぶ謙虚さも必要ですが、やはり日本人としての誇りと志を持っていたきたいと思えます。

今回の台湾派遣研修が、単なる視察や国際交流にとどまることなく、未来を担う子供たちに自信と誇りを伝える契機となることを期待して、次の質問に移ります。

次に、外国人への日本語教育や生活ルールの周知及び国の関係機関との連携強化についてお尋ねをいたします。

近年、県内においても外国人労働者の増加が続いております。こうした中、私の元にも外国人住民に関する相談が寄せられるようになってまいりました。

例えば、近隣の外国人住民からの騒音に悩まされているといった相談や、水源地で洗剤を使って容器を洗っていたので注意をしたが、何度言ってもやめてくれないと、そういったお声です。

もちろん、こうした問題は、外国人の方に限った話ではなく、日本人同士でも起こり得るものです。しかしながら、言葉や文化、生活習慣の違いが背景にあるケースもあり、今後さらに外国の方が増加していくことを考えれば、トラブルを未然に防ぐ取組が重要になってきます。

このため、トラブル予防の観点からは、日本語教育の充実や、日本の生活習慣、地域ルール、モラルなどをしっかりと伝えていくことが重要だと

考えます。

これまでは、受入れ企業や関係団体が主体となって、日本語教育や生活指導などを行っているケースが多いと承知をしておりますが、本県の令和8年度当初予算でも計上されているように、国による地域日本語教育総合体制づくり推進補助金を活用して、今まで開催できていなかった市町村でも地域日本語教室が開催できるよう、県としてバックアップ体制を整えています。

しかしながら、県や市町村では、どの企業にどれぐらいの外国人の方が働いているのか、あるいは、どの地域にどれだけ居住しているのかといった情報を十分に把握できていないとのことでした。

こうした情報は、出入国在留管理庁や労働局など国の機関が保有している一方で、県や市町村には共有されていないため、日本語教室や生活ルール講習会などを案内しようとしても、対象者に情報を届けることが難しく、結果としてSNSや貼り紙などを活用した周知が中心になっている現状があります。

そのため、市町村主催で地域日本語教室などを開催しても、なかなか参加者が集まらない地域もあると伺っております。

国は、外国人との共生社会の実現を掲げ、日本語教育の充実を進めておりますが、県や市町村が対象者の実態を十分に把握できず、必要な情報を届けにくい状況が続いているのであれば、制度と現場の間に課題があると言わざるを得ません。

また、市町村における地域日本語教室の中で、生活ルールの周知を行っているところもあれば、そうでないところもあると聞いています。県が主導していく以上、日本語教育だけでなく、その中でモラル教育なども行っていくよう、市町村に対し指導していく必要があると考えます。

今後、県内における外国人住民のさらなる増加が見込まれる中、地域住民とのトラブルを未然に防ぎ、円滑な社会を実現するためには、日本語教育だけでなく、日本の生活習慣や地域ルール、モラルについて学ぶ機会を充実させることが重要です。

そこでお尋ねいたします。

県として、外国人住民に対する日本語教育や生活ルールの周知を、今後どのように進めていくのか、また、その前提となる対象者の把握や情報提供の充実に向けて、出入国管理庁や労働局など、国の関係機関との連携強化をどのように進めていくお考えなのか、知事公室長に伺います。

〔知事公室長府高隆君登壇〕

○知事公室長(府高隆君) まず、外国人住民に対する日本語教育や生活ルールの周知についてお答えします。

外国人住民と地域との共生を図るため、県では、地域における交流、コミュニケーション促進の取組として、市町村による地域日本語教室の開設を支援し、これまでに17の市町村で開設されています。また、外国人でも分かりやすい平易な表現を用いた易しい日本語の普及啓発も進めています。

今年度は、次のステップとして、地域日本語教室が開催されていない市町村において、県で教育人材育成や生活ルールなども併せて学べる日本語教室を実施します。

また、市町村が開設する地域日本語教室においても、生活ルールなどを取り扱うよう働きかけを行います。

さらに、県の助成により、外国人材雇用事業者が実施する日本語能力向上研修につきましては、今年度から、自転車の交通ルールやごみの分別方法といった生活ルールなどを研修内容に加えるこ

とを条件とするなど、県、市町村、事業者の取組をさらに加速してまいります。

次に、外国人住民の実態把握等に向けた国の関係機関との連携強化についてお答えします。

外国人住民の情報に関しては、国の出入国在留管理局は就労状況と居住地、労働局は就労状況、市町村は居住地の情報をそれぞれ有しており、一元化されていない状況にあります。そのため、県としても、外国人住民と地域との共生を図るための取組の周知啓発に苦慮しているところです。

適切な就労環境の整備や所在の把握には、国、県、市町村が緊密に一体となった連携体制づくりが不可欠です。

その実現に向けて、昨年度から、出入国在留管理局や労働局などと意見交換を重ねるとともに、先日の政府要望において、法務省に対しても協力を要請しました。

引き続き、全ての地域住民が安全、安心に暮らせる共生社会の実現に向け、全力で取り組んでまいります。

〔高井千歳さん登壇〕

○高井千歳さん 知事公室長にお答えいただきました。

生活ルールなども併せて学べる日本語教室を実施し、市町村の地域日本語教室においても、生活ルールなどを取り扱うよう働きかけを行うとのことでした。国からの補助金1,600万円と県費1,600万円をかけて環境づくりを行っていかれると思いますので、地域事情に合わせつつも、なるべく全県的にこの生活ルールも扱っていただけたらと思います。

また、就労状況と居住地の情報を持っている出入国管理庁、就労状況の情報を持っている労働局、居住地の情報を持っている市町村と情報がばらばらで、県も把握できていないとのことでした

が、先日の政府要望でも法務省に要望されたとのことでした。

引き続き、国へ働きかけていただき、県や市町村もきちんと情報が取れるように要望を続けていただきたいと思います。

次に、農業の担い手及び労働力の確保対策についてお尋ねをいたします。

本県は、農業産出額が全国6位となる全国有数の農業県であり、農業は地域経済や雇用を支える重要な基幹産業でもあります。また、国際情勢がますます不安定化する中で、食料自給率の向上を目指すという点においても、大変重要であることは言うまでもありません。一方で、本県農業を支える担い手は、年々減少しており、極めて厳しい状況に置かれています。

2020年農林業センサスによりますと、本県の農家戸数は約4万8,000戸となっておりますが、2025年農林業センサスでも、全国、九州ともに農業経営体の減少傾向が続いており、本県においても担い手減少への対応は待ったなしの状況です。

さらに、基幹的農業従事者の過半数が65歳以上となっており、今後10年から20年の間に大量離農の時代を迎えることが懸念されています。

こうした状況に対応するため、県では、新規就農者の育成、確保や親元就農の促進、農業大学校における人材育成、就農準備資金や経営開始資金による支援、さらには経営継承の支援など、様々な施策に取り組んでいただいております。

毎年400人前後の新規就農者を確保されていることは、大変評価すべき成果であり、本県農業の将来に向けた重要な投資であると思います。

しかしながら、現場の声を聞きますと、新規就農者や後継者の確保だけでは解決できない課題もあります。それが農繁期における労働力不足です。

これまでは、農繁期の労働力不足を解消するため、地縁血縁関係やハローワーク等での求人により、パートやアルバイトを確保してきました。しかし、例えば、これまでは孫が大学生の間は田植を手伝ってくれていたけど、就職して熊本にいないから今年からもう米づくりはやめないかぬと、そういったお声や、地縁、血縁だけで農繁期を乗り越えるのは難しいと、そういったお声も伺います。

一方で、大学生や若者の中には、農業に関心を持つ方も増えており、J A 共済連が、2023年末、全国の10代から50代の1万人を対象に、農業に関する意識と実態調査を行った結果、農業未経験者の23%が農業をやってみたいと回答をしています。中でも、10代から30代の若い世代が軒並み25%以上の高い興味を示しました。また、学生の約3割が就農意向を持ち、副業や兼業の意向のある人で、可能性ありと回答している人が、約43%に上ることも分かりました。

農業現場で安定的に労働力を確保するためには、週に2～3日ならや副業で休日だけなど、多様な働き方に柔軟に対応していくことが必要になってきていると思います。

現在、短期、単発の仕事をマッチングするデイワークやタイミーといったアプリを利用して、農業現場においてもスポット的な働き方ができる時代になってきています。

他県では、農家と働き手を短期、単発で結びつける農業版スポットワークの仕組みや、副業人材、学生、地域住民などの力を活用する取組を積極的に後押しするところも増えてきています。

例えば、山形県では、やまがた農業ぷちワークを展開し、1日単位、または時間単位で農業バイトをマッチングしています。さらには、県職員の副業参加まで制度化しており、利用者数も大きく

伸びています。また、愛知県は、農繁期の人手不足対策として、単発農業バイトの普及を進め、デイワークや農Howといったサイトの活用を県が積極的にPRしています。

こうした取組は、農家の人手不足解消だけでなく、農業に関心を持つ人を増やし、将来的な就農や移住につながる可能性も含んでいると思います。

私は、本県においても、新規就農支援や親元就農支援、経営継承支援に加え、農繁期の労働力確保までを含めて、一体的な担い手戦略として取り組んでいかなければ、急激な農業人口の減少に間に合わないのではないかという懸念を抱いています。

そこでお尋ねいたします。

本県農業の持続可能性に向けて、新規就農や親元就農などの担い手確保に加え、農繁期を中心とした労働力確保について、どのような御認識を持ち、今後どのように取り組んでいかれるのか、農林水産部長に伺います。

〔農林水産部長深川元樹君登壇〕

○農林水産部長(深川元樹君) 農業の担い手確保対策についてお答えいたします。

食のみやこ熊本県の創造に向け、本県の基幹産業である農業を持続的に発展させていくためには、担い手の確保、育成が喫緊の課題であると認識しております。

知事のリーダーシップの下、県では、就農啓発から相談、研修、定着に至るまで、国の支援策もフル活用しながら、関係機関と連携したきめ細かな伴走支援を展開しております。

さらに、引退する農業者の経営資産を次世代の担い手へ円滑に承継させるマッチング支援にも力を入れており、特に令和7年度からは、熊本県農業経営・就農支援センターにおいて、就農、経営

相談を含めたワンストップでの対応を開始しています。

次に、労働力の確保対策についてお答えします。

人口減少や半導体関連企業の進出等に伴い、人材獲得競争が激化しており、農業分野においても労働力の確保は重要な課題です。

このため、県では、農業者に代わり一部の農作業を担う地域営農組織の育成に加え、外国人材の確保及び農福連携の推進に取り組んでいるところです。

外国人材については、受入れ体制を整備するとともに、農繁期の異なる中山間地域と平たん地域の産地間連携を行うなど、選ばれる熊本を目指した取組を進めています。

農福連携については、農業現場で障害のある方が活躍できるよう、農業側と福祉側の双方にコーディネーターを配置し、障害の特性に応じた作業工程の細分化や就労条件面の調整など、様々な課題に対応できる体制を整え、推進を図っています。

議員御紹介の短期雇用のマッチングアプリは、近年、急速に活用が進んでおり、農業団体でも労働力の確保対策の一環として導入を推進されているところです。

また、県でも、6月1日から、スポットワークの活用を促進するため、熊本県雇用環境整備協会による仲介サービス利用手数料の一部助成を開始したところであり、農業分野も対象となっているところです。

今後も、本県が全国有数の農業県としてさらなる発展につながるよう、担い手及び労働力の確保に向け、引き続き関係機関と一体となって、しっかりと取り組んでまいります。

〔高井千歳さん登壇〕

○高井千歳さん 農林水産部長に御答弁いただきました。

農業者確保に向けて、あらゆる取組をされていますし、また、6月1日からスポットワークの活用を促進するため、熊本県雇用環境整備協会による仲介サービス利用手数料の一部助成を開始したとのことでした。

また、先日、県央広域本部の主要事業説明会の中で、熊本市とも連携をして、廃校を利用して宿泊も整えたミカン収穫のスポットワークも検討されているとのことでした。やはり、私の周りの方々に聞いても、スポット的に農業をやってみたいという方も結構いらっしゃいますし、農家の方々に聞いても、やはりこの農繁期の人手確保に頭を悩ませていらっしゃる方が多くいらっしゃいます。

県のほうでも、ぜひ、このような農業におけるスポットワーク的な働き方もあるんだということを、ぜひ周知していただき、まずは農業における関係人口を増やしていけたらというふうに思います。

待ったなしの状況だと思いますので、引き続き様々な手段で人材確保をしていただきたいとお願いをいたしまして、最後の要望に入らせていただきます。

新型コロナ対策及び健康被害に関する検証について要望をいたします。

我が国では、新型コロナ対策が適切であったか否か、国においてもほとんど検証が行われていない状況です。しかし、アメリカのホワイトハウスは、昨年4月18日、この新型コロナウイルスは自然発生ではなく、武漢ウイルス研究所からの流出が極めて高いことや人工ウイルスの可能性もあることを、ラボリークという形でホームページ上で公開、世界中にその衝撃が広がりました。

私の所属する参政党のホームページでも、その仮訳を公開していますが、例えば、そこには、以下のようなことが書かれています。

このウイルスは、自然界では見られない生物学的特性を備えているや、WHOのCOVID-19対応は、中国共産党の圧力に屈し、国際的よりも中国の利益を優先させたことにより失敗に終わった、6フィート、約1.8メートル離れるべきという推奨は、科学的根拠に基づかない恣意的なもの、マスクがCOVID-19から米国民を保護するという明確な科学的根拠は存在しなかったと。また、最も深刻なのは、連邦政府が代替治療などを悪者扱いし、国民の医療選択を強制しようとしたことであるなどということが、アメリカのホワイトハウスのホームページ上で公開をされました。

我が党は、国会においても、他国ではこのように当たり前に行われているような新型コロナの検証を、我が国においてもきちんと行うべきだということを主張しております。そして、新型コロナワクチン接種についても同様に検証が必要だと主張をしております。

新型コロナワクチン接種事業は、接種開始から既に5年以上が経過した現在においても、その中長期的な健康への影響については国民の間に様々な疑問や不安が残されています。

国は、ワクチンの安全性について、現時点で重大な懸念は認められないと説明をしておりますが、その一方で、予防接種健康被害救済制度による認定件数は、過去に例を見ない規模となっています。

熊本県内においても、新型コロナワクチン接種に関わる健康被害救済制度の認定件数は、令和3年度から令和7年度までで166件、うち死亡は39件となっています。

全国的には、令和8年5月時点で、健康被害の認定件数は9,477件、うち死亡は1,071件となっており、前代未聞の薬害が生じていると言っても過言ではありません。

接種回数が5,000万回を超えた時点で、副反応疑い報告を比較すると、インフルエンザワクチン接種後の死亡報告3件に対し、ファイザー社の新型コロナワクチン接種後の死亡報告が553件であり、死亡報告疑い件数でも100倍以上となっております。

被害に遭われた御本人や御遺族の苦しみを考えれば、これらの事実を重く受け止めなければなりません。

私は、これまでも、県議会において、新型コロナワクチン接種後の健康被害について、国が責任を持って分析、検証を行うよう、県からも要望すべきと訴えてまいりました。しかし、残念ながら、いまだ国による十分な追跡調査や検証には至っておりません。

本来であれば、接種者と被接種者を比較し、年齢別、接種回数別、接種後の経過期間別に死亡率や疾病発生率を分析するなど、科学的かつ客観的な検証が行われるべきです。

自治体が保有する予防接種記録、住民基本台帳、死亡情報、さらにはレセプト情報などを適切に匿名化した上で突合、分析すれば、その実施は十分可能であると考えます。

メッセンジャーRNAワクチンについては、国民の間で不安の声が根強く存在しておりますが、不安を解消する唯一の方法は、政治的な説明ではなく、客観的なデータに基づく徹底した検証と情報公開であると考えます。

県民の命と健康を守る立場にある熊本県としても、国に対し、新型コロナワクチン接種後の健康状態に関する追跡調査の実施と検証を強く求めて

いただきたいと思います。

新型コロナ対策全体の検証も含め、将来同様の感染症危機が発生した際に、より適切な政策判断につなげるためにも、国による徹底した検証を改めて強く要望をいたします。

以上で全ての質問と要望が終わりました。

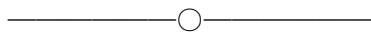
ちょっと鼻水が出て、すみません。大変お聞き苦しい箇所もあったかと思えます。大変失礼いたしました。

県民の皆様へ県議会へ押し上げていただき丸3年がたちました。まだまだ未熟ではございますが、これからも県民の皆様のお声をしっかりと県議会で代弁できるよう努めてまいりたいと思えます。

御清聴いただきまして、誠にありがとうございました。（拍手）

○副議長（橋口海平君） この際、5分間休憩いたします。

午前10時56分休憩



午前11時7分開議

○議長（内野幸喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

星野愛斗君。

〔星野愛斗君登壇〕（拍手）

○星野愛斗君 皆さん、こんにちは。熊本市第二選挙区選出の熊本維新の会の星野愛斗です。

今回で、早いもので、もう5回目の登壇の機会をいただきました。緊張し過ぎて、冒頭のメモが全部吹っ飛んでしまいまして、ちょっと今手元になくなってしまいました。まだまだこんなことがあるということで、日々気をつけなければなと思っています。

ただ、このような機会をいただきまして、議員各位、それから執行部の皆様におかれましても、

本当に感謝を申し上げたいと思います。この機会を無駄にしないように、60分精いっぱい質問をさせていただきますので、執行部の皆様におかれましては、明確な答弁をいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして、1つ目の質問から始めたいと思います。

まず初めに、副首都構想を踏まえた九州広域連携と熊本県の役割について伺います。

令和8年2月定例会において、知事は、副首都構想について、東京一極集中こそが現在の日本の最大のリスクであり、首都機能分散による災害時のバックアップ体制を構築することが必要であるとの考えを示されました。

また、本県について、東京圏と地理的に離れており、同時被災の可能性が低いこと、陸上自衛隊西部方面総監部や国の地方機関が立地していること、さらには半導体産業の集積が進んでいることなどを挙げ、副首都機能を担うに当たって十分な適地であるとの答弁がありました。

私は、この知事の問題意識に強く賛同いたします。東京一極集中は、災害時のリスクであるだけでなく、地方の人口減少、若者の流出、地域経済の停滞にもつながる我が国の構造的な課題であります。副首都構想は、単にどこか一つの都市に看板を掲げる話ではなく、日本全体の国土構造をどう変えていくのかという大きな国家戦略として捉えるべきであります。

現在、福岡県では、副首都構想について県として検討を進めるとともに、福岡市、北九州市との3者で副首都指定を目指す意思確認がなされ、県が主体となって取組を進める姿勢が示されています。

福岡市は九州最大の都市機能を有し、北九州市は産業基盤を有しています。この動きを熊本県と

しても他県の話として眺めるのではなく、九州全体を日本のもう一つの軸にしていく好機として捉えるべきではないでしょうか。

熊本県こそが、福岡を九州の副首都として押し上げるための強力な推進役となるべきだと考えます。

もちろん、それは熊本県が福岡の周辺県に甘んじるという意味ではありません。福岡が九州の玄関口、行政、経済の中核機能を担うのであれば、熊本は、半導体産業や水資源、食料供給、防災、自衛隊、国の地方機関、医療、空港から広域交通、研究開発、人材育成など、国家機能を実体面で支える第2の中核拠点として位置づけられるべきだと考えております。

福岡を押し上げることは、熊本が一步引くことではなく、九州副首都圏の中で熊本の存在感を高めるための戦略であります。

現在、本県では、くまもとサイエンスパークの取組が進められ、半導体関連産業の集積も進んでいます。また、豊かな地下水を有し、農業県として食料供給能力もあります。陸上自衛隊西部方面総監部や国の地方機関も所在しており、災害時の広域的な対応拠点としての可能性もあります。さらに、熊本空港や中九州横断道路など、九州中央部に位置する本県の地理的条件を生かせば、福岡、北九州と連携しながら、九州全体の東西軸、南北軸を支える役割を担うこともできます。

しかし、こうした熊本の強みは、県が自ら整理し、言語化し、福岡県や九州各県、そして国に対して示していかなければ、九州全体のこの副首都構想の中に十分に組み込まれないおそれがあります。

そのためには、産業や交通、防災、水資源、農業、医療、教育、研究、人材育成など、個別部局ごとの取組を単に並べるのではなく、熊本県が九

州全体の中でどの機能を担うのかという観点から、部局横断で本県の役割を整理していく必要があります。

国の制度設計が固まってから対応するのではなく、制度設計が進む今の段階から、熊本県として、九州全体の副首都機能の中で何を担うのかを明確にしていく必要があるのではないのでしょうか。

そこで、知事にお尋ねします。

福岡県が福岡市、北九州市と連携し、副首都指定を目指す動きを進める中、熊本県としても、これを他県の動きとして傍観するのではなく、福岡を九州副首都圏の中核として押し上げながら、熊本をその第2の中核拠点として明確に位置づけていくべきと考えます。

国の議論を注視する段階にとどまらず、熊本県が担い得る役割を整理し、福岡県や九州各県、さらには国に対し、九州全体で国家機能を分散、補完する構想を提案していくことが熊本県として重要と考えますが、知事の見解をお尋ねします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 星野議員から、副首都構想を踏まえた九州広域連携と熊本県の役割について御質問をいただきました。

議員御紹介のとおり、私は、東京一極集中こそが我が国の最大のリスクであると考えており、副首都構想は積極的に推進すべきものと考えております。

九州地方は、東京圏からも地理的に離れており、同時被災の可能性は低いと考えられます。さらに、副首都構想で想定される新たな経済圏の創出という観点からは、自動車や半導体産業を中心とした産業集積の進展に加え、東アジアに近いという地理的な優位性から、国際ビジネス拠点としての可能性を九州は有しておりまして、副首都に

適した地域であると考えております。

先般、福岡県が福岡市、北九州市とともに、副首都の指定を目指すとは表明されました。

福岡県は、日本海側に位置しており、南海トラフ地震の被害が比較的小さいと想定されております。さらに、九州全体の約4割を占める人口と多様な産業基盤に加え、交通、経済、行政の結節点としての機能を有しており、十分副首都の役割を担うことができる地域であります。

また、福岡県が副首都に指定されることにより、首都機能とともに政府機関の地方移転が進み、企業や大学の地方展開、さらには東京から九州への大きな人の流れが生じ、我が国の最大リスクである東京一極集中の打破につながるものと考えております。

このため、私は、福岡県が副首都に指定されるよう全面的に応援したいと考えております。

福岡県が副首都に指定された場合、熊本県は、陸上自衛隊西部方面総監部のほか、多数の国の地方機関が立地し、広域災害時の地方拠点としても既に位置づけられていることから、副首都の行政機能をしっかり補完する役割を熊本県が担うことになると考えております。

さらに、新生シリコンアイランド九州の実現に向けて、副首都と一体で取り組むことにより、経済効果を九州全体へより強力に波及させることも期待できると考えております。

議員御指摘の熊本県としての役割については、これまでも、九州地方知事会議や九州各県の知事と経済界トップが集う九州地域戦略会議などにおいて、九州は一つという理念の下、官民一体となって、九州独自の発展戦略の研究や具体的施策の推進に、熊本県が積極的に発言してきたところでございます。

副首都を福岡、そして九州にという新たな目標

を、九州各県の知事、経済界とともに共有し、国における副首都構想の議論も踏まえながら、さらなる九州全体の発展、そして、ひいては日本の成長につなげるよう、熊本県として九州各県と連携した取組を積極的にリードしてまいりたいと思います。

以上です。

〔星野愛斗君登壇〕

○星野愛斗君 知事から、福岡県の副首都指定を全面的に応援し、熊本としても九州各県と連携した取組を積極的にリードしていくとの大変前向きな御答弁をいただきました。

御答弁にありましたとおり、これまでも、九州は一つという理念の下、九州知事会議や九州地域戦略会議などを通じて、広域連携に向けた取組を積み重ねてこられました。

ただ、今回の副首都構想で求められるのは、従来の広域連携にとどまらず、九州の中でどの地域がどの国家機能を担うのかを具体化することだと考えます。

福岡を九州副首都圏の中核として押し上げるのであれば、熊本は、その周辺ではなく、具体的に半導体や水、食料、防災などを担う第2の中核として、構想の中に明確に位置づけられるべきです。

国では、副首都法案について、今国会中の成立を目指す動きがありますが、制度設計をめぐる調整はなお続いております。だからこそ、制度が固まってから対応するのではなく、議論が動いている今の段階から、熊本県が率先して自らの役割を整理し、福岡県や九州各県と共有していくべきだと思います。

九州は一つという理念を、副首都を前提とした具体的な役割分担と国への共同提案へと高めていくためにも、熊本県がその先頭に立っていただく

ことを強く求めまして、次の質問に移ります。

次に、県内企業の成長につながる産学連携の強化について伺います。

令和3年のTSMCの本県への進出決定以降、熊本では半導体関連産業の集積が進み、先端技術や産学連携に対する機運が高まっています。

特に、本年2月には、TSMC側から、JAS M第2工場において、3ナノメートルの先端半導体を製造する計画が示され、AI、ロボティクス、自動運転など、今後の成長分野を支える先端半導体の製造拠点として、本県への期待が非常に大きくなっています。

このような先端分野の科学技術は、まさに日進月歩で進化しています。こうした分野で民間企業が付加価値を高めていくためには、自社内の技術開発だけに閉じるのではなく、大学や研究機関が有する高度な知見を積極的に取り込んでいくことが必要です。

しかしながら、これまで我が国の多くの民間企業は、自社のみで研究開発を担う、いわゆる自前主義に陥りがちであり、外部の知見を十分に活用できなかったことが、高い付加価値を生み出す製品やサービスの開発を遅らせた一因とも指摘されてきました。だからこそ、地域の大学、研究機関、企業が連携し、企業の課題を研究開発につなげ、イノベーションを生み出していく産学連携が重要であると考えます。

TSMCの進出については、渋滞や地下水への影響など、課題面に注目が集まることも多い状況です。もちろん、そうした課題に正面から向き合うことは不可欠です。

一方で、TSMC進出を契機とした先端産業集積の流れを県内企業の成長や新たな技術開発につなげていくことも重要です。産学連携を一步踏み込んで推進することで、ポジティブな波及効果を

生み出し、県経済の浮揚につなげていくべきではないでしょうか。

内視鏡やうまみ調味料の味の素、それから自動改札、これらは、いずれも生活に欠かすことのできない製品ですが、この共通点は、いずれも企業と大学の産学連携によって生まれたものであるということです。

産学連携は、良質な雇用の受皿となる稼げる企業を生み出すだけでなく、日々の我々の暮らしを豊かにします。そうしたイノベーションが次々に熊本発で生まれていく、そのような未来をつくっていくことが重要ではないでしょうか。

国外に目を向けると、産学連携が最も進んでいる国の一つがドイツであります。私は、本年3月、海外視察でドイツを訪問する中で、同国のフラウンホーファー型の産学連携に強い関心を持ちました。

フラウンホーファーは、ドイツ各地に70を超える研究所、研究ユニットを有する応用研究機関であり、半導体、エネルギー、材料技術、交通インフラ、医療等々、各研究所で実に多様な企業との共同研究を行っています。フラウンホーファーは、新製品の開発や製造プロセスの改善など、民間企業の困り事を解決するために、中小企業を含む企業と一緒に研究を行っています。

このように、民間企業に開かれた研究機構、これを熊本にも実装していく必要があると考えます。

また、このフラウンホーファーのような姿を目指して、我が国の中で精力的に活動しているのが、国立研究開発法人の産業技術総合研究所、いわゆる産総研です。

産総研では、全国数か所で、大学と連携して企業の困り事を解決するブリッジ・イノベーション・ラボラトリという取組が進んでいます。

例えば、伝統的に繊維産業が盛んな石川県では、産総研と金沢工業大学が連携し、複合材料分野でのブリッジ・イノベーション・ラボラトリが立ち上げられました。フラウンホーファーも、この取組に共鳴し、日本初の拠点を金沢工業大学に置くなど、国境を越え、グローバルに高度な産学連携が進んでいます。

一方で、県内での産学連携の進捗状況は、まだ道半ばにあります。

産学連携は、今後、中小企業を含めたあらゆる企業の必修科目としていく必要があると思います。しかし、現実には、多くの県内企業にとって、大学や研究機関にどのような技術シーズがあるのか分かりにくい、どこに相談すればよいのか分からない、共同研究に必要な人材や資金を確保しにくいといった課題があり、産学連携の敷居はなお高い状況にあります。

現在、県では、くまもとサイエンスパークの整備を進めていると承知しています。こうした拠点整備を、単なる施設整備や研究機関の誘致にとどめるのではなく、県内大学、研究機関、地場企業をつなぎ、企業の技術課題を受け止め、共同研究から事業化まで伴走する機能として実装していくことが重要だと考えます。

そこで、商工労働部長に伺います。

県として、フラウンホーファーのような民間企業に開かれた応用研究の仕組みを参考にしながら、くまもとサイエンスパークや現在進めている産学連携施策の中で、県内大学、研究機関、地場企業を結びつけ、研究開発から事業化までを支援する機能をどのように実装していくのか、お尋ねします。

また、その成果を、単なる相談件数やマッチング件数にとどめず、県内企業の成長に直結するような成果指標で把握していく考えはあるか、併せ

てお伺いします。

〔商工労働部長上田哲也君登壇〕

○商工労働部長(上田哲也君) 議員御指摘のとおり、産学連携によるイノベーションの創出は大変重要であると認識をしております。

本県では、半導体企業や半導体を使うユーザー企業、大学、研究機関などが集積するくまもとサイエンスパークの具現化を進めており、その中核施設として、本年5月から、イノベーション創発エリアの整備が進められています。この施設では、大学、研究機関と企業の効果的な共同研究等による新たな挑戦を促進することを目指しており、フラウンホーファーなどの国内外の優良事例をしっかりと踏まえて、その機能について検討を進めてまいります。

大学と企業の共同研究に既に取り組まれている例としては、県が熊本大学と県内企業等の産学連携を支援し、複数の半導体チップを垂直方向に重ね合わせて高性能化を図る3次元積層実装技術の確立に取り組まれています。この技術の実現に向け、これまで要素ごとに10のプロジェクトに分けて共同研究が進められており、試作品の開発が進むなど、各プロジェクトで具体的な進捗が見え始めています。

このような産学連携の取組を県内で一層強化するため、今年度から新たに、くまもと産学連携等イノベーション推進事業として、大学と企業の双方を支援しています。

まず、大学側の体制整備としては、大学に蓄積されたノウハウを企業目線でまとめた研究開発・技術シーズ集を企業に提供するとともに、企業訪問等を通じてお互いのニーズをマッチングするコーディネーターを登用いたします。あわせて、県内企業に対しては、新たに産学連携の取組を行う際の研究開発や人材育成等を支援してまいりま

す。

こうした事業を先行的な取組として展開しながら、産学双方の意識の変革を図り、将来の成長可能性を高めてまいります。

そして、これらの産学連携の取組などを進めることで、熊本県産業成長ビジョンに掲げた目標である令和12年の名目値での県内総生産8兆円という成果目標の達成を目指してまいります。

県としては、大学等との連携を着実に成長に結びつけたTSMCの例にも学びながら、県内の産学連携の取組を強化することで、持続可能な県経済の成長を図ってまいります。

〔星野愛斗君登壇〕

○星野愛斗君 商工労働部長より御答弁いただきました。

くまもとサイエンスパークやイノベーション創発エリア、また、今年度からの新たな産学連携支援事業について、前向きな御答弁をいただきました。

特に、大学の技術シーズを企業目線で整理し、コーディネーターを登用し大学と企業をつないでいく取組は、これからの熊本にとって大変重要な仕組みだと受け止めています。

一方で、産学連携は、制度をつくっただけ、マッチングの場を設けただけで、すぐに成果が出るものではないとも思います。実際には、企業側が自社の課題をうまく言語化できなかったり、大学側の研究成果がそのまま事業化につながるとは限らなかったり、共同研究に必要な人材や資金を継続的に確保する難しさもあると思います。

だからこそ、最初の段階から、相談件数やマッチング件数だけを見るのではなく、共同研究、事業化、売上げ向上、雇用創出など、県内企業の成長にどう結びつけたいのかという視点を持って進めていただきたいと思います。

くまもとサイエンスパークを単なる施設整備にとどめず、県内企業が実際に使える、挑戦できる、そして成長につなげられる産学連携の拠点として育てていただくことを要望し、次の質問に移ります。

次に、熊本都市圏における公共交通の再構築について伺います。

昨年12月の一般質問では、公共交通への利用転換を進めるための高頻度な運行サービスの確保と交通連合のような枠組みの必要性についてお尋ねしました。執行部からは、日中もダイヤを意識せずに移動できる高い水準を目指すこと、そして利便性の高い運行の実現には交通連合が有効であるとの答弁をいただきました。

その後、本年3月に策定された熊本県地域公共交通計画では「公共交通分担率・利用者数「2倍」」や「交通空白地の数「0」」が10年後の目標として掲げられ、都市圏幹線のサービス水準を5年で1.3倍以上に引き上げることも明示されました。また、交通連合の創設に向けて検討を進めることも示されました。

こうした方向性は、全国的に見ても先進的なものであり、高く評価できますが、計画策定だけで満足してはなりません。県民の移動の形を変え、渋滞を解消するため、計画の内容を速やかに実行してほしいと考えます。

先般、公共交通施策の先進事例を学ぶため、ドイツを視察してまいりました。またドイツですみません。

ドイツでは、都市圏ごとに交通連合が組織され、行政が十分な財政負担を担い、利便性の高いサービスが提供されています。鉄道、路面電車、バスなど、あらゆる交通モードが一元管理され、調整されたダイヤと共通運賃制度によって、交通モードの違いや交通事業者間の垣根を意識せずに

利用できます。改札がなく、物理的、時間的な抵抗を感じさせない信用乗車の仕組みも印象的でした。

一方で、ドイツのように長年の積み重ねで完成された制度を熊本にそのまま取り入れることは容易ではありません。むしろ、東欧スロバキアのように21世紀に入ってから地域単位で統合交通システムを立ち上げた事例が、熊本が交通連合を具体化する上で参考になります。首都のあるブラチスラバ県や東部スロバキアでは、鉄道、バス、都市交通を共通の運賃体系の下で段階的に統合してきましたが、こうした変革の過程を学ぶことも重要です。

熊本では、令和3年に路線バス5社による全国初の共同経営を開始し、路線再編やダイヤの最適化などに取り組んできました。しかし、慢性的な赤字や運転士不足の深刻化による減便や路線廃止などが進み、利便性の低下が強く危惧されています。

私が生活圏とする熊本都市圏南西部についても、路線バスの本数は少なく、運転士不足でさらに減便する路線が生じるなど、不便さを感じるという声も耳にします。鉄道については、南北にJR鹿児島本線が通り、西熊本駅や川尻駅のほか、熊本電鉄と接続する上熊本駅などがありますが、1時間に2～3本程度のダイヤであり、二次交通も十分ではないため、利便性が高いとまでは言えません。

近年は、豊肥本線沿線や空港アクセスへの関心が高まっていますが、熊本都市圏全体の公共交通ネットワークを強化するのならば、鹿児島本線沿線、特に熊本駅を挟んだ上熊本駅や西熊本駅、また、川尻駅方面についても、熊本市中心部と県南方面を結ぶ重要な交通軸として位置づけ、バス、自転車、パーク・アンド・ライド、駅周辺のまち

づくりと連動させながら、公共交通への転換を促す必要があると考えます。

こうした海外の事例や熊本の現状を踏まえ、私からの提案です。

JR鹿児島本線、豊肥本線、熊本電鉄、市電、そして路線バス等を、熊本都市圏の幹線公共交通ネットワークという一体のものとして捉え、増便、増結、等間隔ダイヤ、駅や電停、主要バス停での乗り継ぎの改善、共通チケットや乗り継ぎ割引、リアルタイム情報提供などを組み合わせて強化をするべきです。

そして、交通連合の検討に当たっては、都市圏の主要な交通軸を対象に、運賃、ダイヤ、乗り継ぎ、決済、情報提供を一体的に調整する先行実証から始め、都市圏幹線のサービス水準向上へスムーズにつなげていただきたいと思います。

そこで質問です。

まず、交通連合の創設に向けた検討について、制度設計、財源確保、関係者間の合意形成、先行実証など、どう検討を進め、いかなる役割を持つ組織として具体化するのか、伺います。

次に、熊本県地域公共交通計画に掲げられた都市圏幹線のサービス水準向上について、主要な交通軸ごとの現状と目標をどう整理し、どの方面から優先的に取り組んでいくのか、伺います。

特に、鹿児島本線や熊本電鉄などの鉄道について、輸送力の強化や駅から目的地までの二次交通の利便性向上にどのように取り組んでいかれるのかも伺います。

〔企画振興部長富永隼行君登壇〕

○企画振興部長(富永隼行君) 熊本都市圏における公共交通の再構築について、まず、交通連合の創設に向けた検討についてお答えします。

議員御紹介のとおり、ドイツやフランスなど欧州では、交通事業者と自治体による共同経営組織

が設置され、高頻度の運行や分かりやすい運賃体系、シームレスな乗換えなど、利便性の高い公共交通が提供されています。

本年3月に策定した熊本県地域公共交通計画では、これらの事例も参考に、運賃体系や運行ダイヤの統一による利便性向上や異なる交通モード間におけるダウンサイジング等の推進を掲げており、さらには効率的で利便性の高い運行の実現に取り組むマネジメント組織の創設に向けた検討を行うこととしています。

そのような中、本年3月に開催した県や熊本市、交通事業者で構成する第4回熊本地域公共交通の再構築検討会では、新たなマネジメント組織となる熊本交通機構の創設を目指し、検討協議会を設立することになりました。

熊本交通機構の創設に向けては、バスとタクシーなどの異なる交通モード間での連携が何よりも重要です。

そのため、利用者が少ない路線バスについては、ダウンサイジングをした上で、その路線をタクシー事業者が担うなど、交通事業者の連携による効率的な運行を推進することとしており、今定例会に関連する予算を提案しています。

こうした他の交通モードとの連携による効率的かつ効果的な取組を進めつつ、制度設計や財源確保、関係者間の合意形成など、公共交通全体で運行サービスの最適化等を目指す熊本交通機構の創設に向けて議論してまいります。

次に、都市圏幹線のサービス水準向上についてお答えします。

鉄道や路線バスなどの都市圏幹線は、通勤や通学、観光を支える基幹交通であり、都市機能の維持や地域の移動手段として極めて重要な社会インフラです。

そのため、熊本県地域公共交通計画において、

交通モードごとの現状や運行回数の基準の考え方を整理し、都市圏幹線全体で1.3倍以上の走行距離を目指すことを目標に、輸送力強化を図ることとしています。

中でも、人口増加や半導体企業の集積が進む都市圏北東部の交通渋滞が喫緊の課題であることから、J R 豊肥本線の輸送力強化に優先的に取り組むこととしています。

本年3月には、県、沿線自治体で構成する第2回J R 豊肥本線輸送力強化促進協議会で、J R 豊肥本線と空港アクセス鉄道を軸とした基幹的な公共交通ネットワークが実現する地域の10年後の姿などをお示ししました。

今後、沿線自治体やJ R 九州等と連携しながら、将来像の実現に向け、取組を進めてまいります。

また、議員御指摘のJ R 鹿児島本線や熊本電鉄は、都市圏の移動を支える軸であり、その輸送力の強化は、渋滞対策の観点からも重要です。

そのため、J R 鹿児島本線も含めた県内路線については、昨年度の計画策定段階でJ R 九州と輸送力強化について協議を実施しました。

引き続き、運行本数の増加などについて、J R 九州にしっかりと要望してまいります。

また、熊本電鉄については、熊本市、合志市、熊本電鉄等で構成する上熊本駅における交通結節機能強化に向けた協議会が設置されています。県は、この協議会の専門部会に参画しており、熊本電鉄の機能強化についても、しっかりと議論を進めてまいります。

これらの鉄道の輸送力強化に加えて、駅から目的地までを結ぶ二次交通の整備は重要です。

二次交通の課題を解決するためには、それぞれの地域において抱える課題や現状が異なることから、地元市町村と交通事業者の連携した取組が必

要不可欠です。

そのため、県では、今年度、二次交通の強化を目指し、市町村と交通事業者が連携した公共交通の供給力強化や利便性向上の取組に対して支援することとしています。

県としては、公共交通全体の新たなマネジメント組織の議論を深めるとともに、都市部における公共交通の利便性向上について、市町村や関係者と連携しながら進めてまいります。

〔星野愛斗君登壇〕

○星野愛斗君 企画振興部長に御答弁いただきました。

熊本交通機構の創設を目指し、検討協議会の設立や交通モード間の連携に向けた取組を進めていただくとのことであり、公共交通を事業者任せにせず、県全体でマネジメントしていくための大変重要な一歩であると受け止めました。

一方で、現在の公共交通は、基本的には各交通事業者の独立採算を前提として成り立っています。しかし、この仕組みのままでは、利用者の少ない地域ほど減便や路線廃止が進み、結果として、地方部の公共交通はさらに厳しくなっていくのではないかと危惧しています。

公共交通は、単なる民間サービスではなく、通勤通学、通院や買物など、県民生活を支える社会基盤であります。だからこそ、今後は、県や市町村が地域に必要なサービス水準を明確にし、その維持に必要な財源を確保し、交通事業者へ適切に配分していく仕組みへと発展させていく必要があると考えます。

熊本交通機構についても、単なる協議や調整の場にとどまるのではなく、将来的には、運賃、ダイヤ、路線、乗り継ぎ、情報提供に加え、財源の確保や配分も含めて、公共交通全体を実効的にマネジメントできる組織となるよう、制度設計を進

めていただくことを要望します。

また、豊肥本線の輸送力強化はもちろん重要ですが、鹿児島本線や熊本電鉄、駅からの二次交通についても御答弁いただきましたが、ぜひ、熊本市圏全体の幹線公共交通ネットワークの一部として、しっかり位置づけて取り組んでいただきたいと思います。

さらに、その際、駅や電停、主要バス停から目的地まで移動をどう確保するかという視点も重要です。バスやタクシーとの連携に加え、自転車は公共交通を補完する有効な移動手段であり、駐輪環境や安全な走行環境の整備も含めて、公共交通への利用転換を後押しする取組を進めていただくことを併せて要望いたしまして、次の質問に移ります。

次に、地域資源と国産技術を生かした再エネ政策についてお尋ねします。

本県は、2030年度に県内電力消費量に対する再生可能エネルギー発電量の割合50%を目指しております。これまで太陽光発電が再エネ導入を大きく牽引してきましたが、一方で、送電線容量、出力制御、景観、防災、将来のパネル廃棄といった課題も顕在化しております。

昨年12月議会においても、太陽光発電に伴う自然環境への影響、F I T終了後のパネル放置、撤去費用の不足、リサイクル体制などについて議論があり、県としても、太陽光F I T後のパネル等放置ゼロ対策を熊本モデルとして取りまとめる方向性が示されました。

私は、この取組は大変重要であると考えております。ただし、再エネ政策は、既に設置された太陽光パネルをどう撤去し、リサイクルするかという後始末だけでなく、今後どのような再エネを、どの地域にどのような設備と管理体制で導入していくのかという政策の質が問われる段階に入っ

いるのではないのでしょうか。

その観点から、従来型の太陽光発電、とりわけ大規模なメガソーラーへの偏りを補完する再エネとして、まず注目すべきは、地熱、温泉熱だと考えます。

地熱発電は、太陽光のように天候や昼夜に左右されにくい安定的な再エネであり、阿蘇地域を中心とする本県の地域資源でもあります。実際に小国町では、近年、複数の地熱発電所が稼働し、地域共生型の再エネとしての可能性が見え始めております。

一方で、地熱発電は、単に開発を進めればよいというものではありません。温泉資源への影響、観光や景観との調和、文化財や自然環境への配慮、防災上の課題、そして地域との合意形成が不可欠です。したがって、開発ありきではなく、温泉資源の保全と地域合意を前提に、発電だけでなく、熱を農業、養殖、観光、公共施設などに活用し、地域経済への還元まで含めて考えるべきであります。

さらに、今後の太陽光発電についても、郊外型メガソーラー偏重から、公共施設や工場等の屋根、壁面など、既存の建築物を有効活用する形へ転換していく必要があります。

その中で特に重要なのが、ペロブスカイト太陽電池であります。

ペロブスカイト太陽電池は、軽量で柔軟性があり、これまで太陽光パネルの設置が難しかった屋根や壁面にも設置できる可能性がある次世代技術です。しかも、日本発の日本で生まれた技術であり、国内技術や国内産業の育成、さらには経済安全保障の観点からも重要な意味を持つと考えます。

加えて、今後は、再エネ設備の安全性についても新たな視点が必要です。太陽光パネルだけでな

く、パワーコンディショナー、蓄電池、遠隔監視装置、制御システムなどには、通信機能やソフトウェア更新機能を有するものもあります。つまり、再エネ設備は、単なる発電装置ではなく、外部とネットワークでつながる機器でもあります。

再エネ設備が地域の電力供給を支える重要インフラの一部となる以上、価格や発電効率だけでなく、不正アクセスを受けないか、データが適切に管理されるか、遠隔操作に不安はないか、保守部品が安定して供給されるか、どの国の企業の技術に依存しているのかといった観点も重視しなければなりません。

安価な設備を大量に導入するだけでは、将来の撤去費用、リサイクル、保守管理、さらには経済安全保障上のリスクを後世に残すことになりかねません。だからこそ、地域資源を生かした地熱、温泉熱や日本発の技術であるペロブスカイト太陽電池のような地域資源と国内技術を生かした再エネを戦略的に位置づける必要があると考えます。

そこでお尋ねします。

県として、従来型の太陽光発電とりわけ大規模メガソーラーへの偏りを補完する再生可能エネルギーとして、地域資源を生かした地熱、温泉熱、そして国産の次世代技術であるペロブスカイト太陽電池を今後の再エネ政策の中でどのように位置づけていくのか、また、自然環境との調和、地域への還元、国内技術の活用、経済安全保障上の観点も踏まえ、本県としてどのように導入を後押ししていくのか、商工労働部長にお尋ねします。

〔商工労働部長上田哲也君登壇〕

○商工労働部長（上田哲也君） 第2次熊本県総合エネルギー計画では、県内電力消費量に対する再生可能エネルギー発電量の割合を2030年度までに50%とする目標を掲げています。

この目標達成のためには、再生可能エネルギー

の導入を促進する必要がありますが、一方で熊本の豊かな自然環境を守ることも重要と考えています。

議員御紹介の地熱、温泉熱発電は、大規模な太陽光発電と比べ、景観や自然環境への影響が少ないベースロード電源です。また、国産技術であるペロブスカイト太陽電池は、市街地などの電力使用量が多い場所でも設置できることから、結果として郊外の大規模開発が抑制され、景観や環境の保全にもつながることが期待されます。

このようなことから、本県では、大規模な太陽光発電については適地誘導を図るとともに、地熱発電の導入促進、ペロブスカイト太陽電池等の自家消費型の再エネの普及拡大に取り組んでいます。

県のエネルギー計画では、地熱、温泉熱発電については、2030年度に出力40メガワットを目標としている中、本年4月に小国町で県内最大のわいた第2地熱発電所が竣工し、現在、約15メガワットまで導入が進んだところです。

今後も、発電事業者が自然環境を保全し、地域と共生しながら開発が進められるよう、町や村の地熱資源活用に関する審議会などに県も参画するなど、県としても助言や地元関係者との調整等の支援を行ってまいります。

次に、ペロブスカイト太陽電池については、国の次世代型太陽電池戦略において、2030年度までにギガワット級の生産体制構築を目指すこととされており。

このため、本県では、今年度、関心がある事業者を中心とした推進会議を開催し、国の施策の動向や製造メーカーの情報を共有することで、その設置やメンテナンスに関する知見を深めたいと考えています。あわせて、県有施設での実証についても検討を進めています。

今後も、地球環境だけでなく本県の豊かな自然環境も未来に残せるよう、2050年県内CO₂排出実質ゼロに向けて取組を進めてまいります。

〔星野愛斗君登壇〕

○星野愛斗君 商工労働部長に御答弁いただきました。

地熱、温泉熱について、地域と共生しながら導入を支援していくこと、また、ペロブスカイト太陽電池について、推進会議の開催や県有施設での実証を検討されるとのことで、前向きな御答弁をいただいたと思っております。

再エネは、ただ発電量を増やせばよいという段階から、どの地域資源を生かし、どの技術を選び、地域にどう還元していくかが問われる段階に入っていると思います。

その意味で、地熱、温泉熱については、温泉資源や地域合意に十分配慮しながら、発電だけでなく、熱利用や地域経済への還元まで含めた取組として進めていただきたいと思います。

また、ペロブスカイト太陽電池については、日本で生まれた技術であり、自然環境への負荷を抑えながら、国内技術や国内産業の育成にもつながる可能性があります。県有施設での実証については、ぜひ具体的に前へ進めていただきたいと思います。

一方で、私が特に申し上げたかったのは、単に新しい技術を導入するということだけではありません。再エネ設備が地域の電力供給を支える重要インフラとなっていく中で、どの国の企業の技術に依存するのか、通信機能やデータ管理に不安はないのかという視点も極めて重要だということです。

今後、県有施設や公共性の高い施設に再エネ設備を導入する際には、価格や発電効率だけでなく、通信機能の安全性、データ管理、保守部品の

供給、サプライチェーンの透明性、国内技術の活用といった観点も重視していただきたいと思います。

再エネを進めることは大切です。しかし、将来に不安を残す導入であってはなりませんので、地域資源を生かし、国内技術を育て、安全で信頼できる再エネ政策となるよう、引き続き取り組んでいただくことを要望し、次の質問に移ります。

最後の質問です。

郷土の偉人を活かした文化観光への展開について伺います。

昨年6月の定例会においても、郷土愛を育む教育や熊本ゆかりの人物、出来事を学校教育でどのように扱うかについての質問がございました。

これに対し、教育長からは、道德教育用郷土資料「熊本の心」の活用や、学習指導要領に基づく小学校、中学校、高等学校での取組、さらには熊本ゆかりの偉人や地域文化について、情報収集、調査研究を進める旨の答弁がありました。

こうした教育現場での取組は、子供たちが熊本の歴史や人物を学び、郷土への理解や愛着を深める上で大変重要であり、これまでの取組には敬意を表しております。

その上で、私が今回伺いたいのは、学校教育の中でどう扱うかという点ではなく、教育庁のそうした取組を土台としながら、観光文化部として、熊本の偉人たちの功績やゆかりの地を、文化観光、地域周遊、県外発信へどのようにつなげていくかという点であります。

熊本には、横井小楠や井上毅、元田永孚、北里柴三郎をはじめとして、近代日本の政治、教育、制度設計、医学、公衆衛生など、様々な分野で大きな足跡を残した偉人が数多くいます。また、県内各地には、そうした偉人にゆかりのある史跡、資料館、記念館、地域に伝わる物語など、磨き上

げるべき文化資源が残されています。

佐賀県では、江藤新平復権プロジェクトなどを通じて、郷土の偉人の功績を、歴史館での展示や図書館資料の活用、学校教育、観光、情報発信へと幅広くつなげる取組が進められています。熊本県がそのまま同じことを行うべきだという話ではありませんが、郷土の歴史や偉人を県民の誇りや地域の物語として発信する姿勢は、本県においても参考になるものと考えます。

観光文化部が設置されたことにより、文化を観光に生かし、地域の魅力として発信していく視点は、今後ますます重要になります。偉人の名前や功績を紹介するだけでなく、その人物が生きた時代背景、現代につながる意義、ゆかりの地、地域に残る物語をつなぎ、県内外の方が実際に訪れ、学び、感じられる文化観光のコンテンツとして磨き上げていくべきではないでしょうか。

そこで、観光文化部長にお尋ねします。

熊本の偉人たちの功績やゆかりの地を、教育現場での取組を土台としながら、文化観光や地域周遊、県外発信にもつなげていくことについて、どのように認識されているのでしょうか。

また、教育庁や市町村とも連携しながら、文化資源を活用したモデルコースの造成や情報発信などを進める際には、単に人物名やゆかりの地を紹介するだけでなく、その人物が生きた時代背景や現代につながる意義まで伝わるよう、熊本の歴史的人材を文化観光のコンテンツとして戦略的に発信していく必要があると考えますが、観光文化部長の御所見を伺います。

〔観光文化部長梅川日出樹君登壇〕

○観光文化部長(梅川日出樹君) 熊本ゆかりの偉人は多く、多彩な分野で活躍され、熊本の誇りとして今も語り継がれています。その足跡は熊本の文化の礎となり、現代にも深い影響を与え続けて

います。

議員御指摘のとおり、文化を観光に生かし、地域の魅力として発信していくという視点は、大変重要なものと認識しています。

一昨年10月、県では、新たに観光文化部を設置し、観光と文化を一体的かつ戦略的に推進するための体制としました。

昨年度は、県の文化資源を国内外に効果的に発信するため、県の公式観光サイトに歴史、文化のページを新たに開設し、県ゆかりの文化的偉人である夏目漱石をはじめ、熊本市出身の思想家である横井小楠、水俣市出身で文化人の兄弟として知られる徳富蘇峰、徳富蘆花など、熊本の偉人を紹介しています。

今年度は新たに、歴史的に活躍された郷土の偉人ゆかりの施設や伝統芸能、伝統的工芸品、文化財などの文化資源を巡るモデルコースの検討なども行い、その背景にある歴史や物語を感じられるような魅力あるものにすることで、新たな関心層への裾野の拡大を図ってまいります。

引き続き、県教育委員会や市町村とも連携し、県内外のより多くの方々に対する本県のさらなる魅力発信と観光誘客に努めてまいります。

〔星野愛斗君登壇〕

○星野愛斗君 観光文化部長に御答弁いただきました。

文化を観光に生かし、地域の魅力として発信していく視点を重要なものとして受け止めていただき、また、今年度、郷土の偉人ゆかりの施設などを巡るモデルコースの検討を行うとのことで、今回の問題意識を今後の施策につなげていただける前向きな答弁をいただいたものと受け止めました。

熊本の歴史や文化を考えますと、県外出身でありながら熊本と深く結びつき、県民に親しまれて

いる方が多くいらっしゃると思います。熊本城とセットで加藤清正公であったり、文学で言えば夏目漱石、そして、現在で言えば、東京出身でありながら誰よりも熊本愛を語っておられる木村敬知事もおられます。

このように、熊本は外から来た人をも引きつけ、熊本の物語や歴史の中に迎え入れてきた土地でもあります。だからこそ、同時に、熊本から生まれ、全国に大きな足跡を残した井上毅、元田永孚をはじめとした偉人についても、県民にもっと広く知っていただく必要があると思っています。

ぜひ、熊本の偉人たちを、単なる過去の人物として紹介するのではなく、今を生きる県民が郷土に誇りを持つきっかけとして、また、熊本を訪れる方々に地域の奥深さを伝える文化観光資源として、しっかり磨き上げていただくことを要望いたします。

これで私の質問は全て終了いたしました。

私も県外出身者ですが、知事とともに、また、執行部の方々と議員各位とともに、しっかり熊本県発展のために頑張っていきたいと思います。

任期いっぱいまで残り1年を切りましたが、しっかりと最後の日まで頑張っていきたいと思えますので、今後も御指導のほどよろしくお願いいたします。

これで質問を終わりにします。御清聴誠にありがとうございました。（拍手）

○議長（内野幸喜君） 以上で本日の一般質問は終了いたしました。

明12日は、午前10時から会議を開きます。

日程は、議席に配付の議事日程第4号のとおりといたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後0時5分散会

第 4 号

(6 月12日)

令和8年

熊本県議会 6 月定例会会議録

第4号

令和8年6月12日（金曜日）

議事日程 第4号

令和8年6月12日（金曜日）午前10時開議

第1 一般質問（議案に対する質疑並びに県の一般事務について）

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問（議案に対する質疑並びに県の一般事務について）

出席議員氏名（47人）

星 野 愛 斗 君
高 井 千 歳 さん
住 永 栄一郎 君
亀 田 英 雄 君
幸 村 香代子 君
杉 薦 ミ カ さん
立 山 大二朗 君
斎 藤 陽 子 さん
本 田 雄 三 君
岩 田 智 子 君
堤 泰 之 君
南 部 隼 平 君
前 田 敬 介 君
坂 梨 剛 昭 君
荒 川 知 章 君
城 戸 淳 君
西 村 尚 武 君
池 永 幸 生 君
竹 崎 和 虎 君
吉 田 孝 平 君

中 村 亮 彦 君
増 永 慎一郎 君
前 田 憲 秀 君
高 島 和 男 君
松 村 秀 逸 君
岩 本 浩 治 君
西 山 宗 孝 君
河 津 修 司 君
楠 本 千 秋 君
橋 口 海 平 君
緒 方 勇 二 君
高 木 健 次 君
高 野 洋 介 君
内 野 幸 喜 君
岩 中 伸 司 君
城 下 広 作 君
西 聖 一 君
山 口 裕 君
瀧 上 陽 一 君
坂 田 孝 志 君
溝 口 幸 治 君
池 田 和 貴 君
吉 永 和 世 君
松 田 三 郎 君
藤 川 隆 夫 君
岩 下 栄 一 君
前 川 收 君

欠席議員氏名（なし）

説明のため出席した者の職氏名

知 事 木 村 敬 君
副 知 事 竹 内 信 義 君

副 知 事 亀 崎 直 隆 君
 知 事 公 室 長 府 高 隆 君
 総 務 部 長 下 山 薫 さん
 企画振興部長 富 永 隼 行 君
 理 事 枝 國 智 子 さん
 理 事 柴 田 英 伸 君
 健康福祉部長 久 原 美樹子 さん
 環境生活部長 清 田 克 弘 君
 商工労働部長 上 田 哲 也 君
 観光文化部長 梅 川 日出樹 君
 農林水産部長 深 川 元 樹 君
 理 事 間 宮 将 大 君
 土 木 部 長 奥 山 和 弘 君
 会 計 管 理 者 城 内 智 昭 君
 企 業 局 長 森 山 哲 也 君
 病 院 事 業 者 千 田 真 寿 君
 管 理 者 越 猪 浩 樹 君
 教 育 長 佐 藤 昭 一 君
 警 察 本 部 長 坂 野 定 則 君
 人 事 委 員 会 小 原 雅 之 君
 事 務 局 長
 監 査 委 員

事務局職員出席者

事 務 局 長 鈴 和 幸
 事 務 局 次 長 池 永 淳 一
 兼 総 務 課 長
 兼 首 席 審 議 員 坂 本 誠 也
 兼 議 事 課 長
 兼 議 事 課 長 補 佐 吉 田 晋

午前10時開議

○議長(内野幸喜君) これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長(内野幸喜君) 日程に従いまして、日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

南部隼平君。

〔南部隼平君登壇〕(拍手)

○南部隼平君 皆さん、おはようございます。自由民主党・熊本市第一選挙区選出の南部隼平です。今回が議員になって8回目の質問となります。8回目となりますけれども、いつまでも1期目の最初の緊張感を思い出しながら、初心を忘れず、初々しく若さを前面に出して気合を入れて質問したいと思いますので、ぜひとも皆さん御清聴いただければと思います。

執行部の皆様においても、ぜひ明快な答弁よろしく願いいたします。

それでは、通告に従い、早速1問目の質問に入ります。

まず、初めの質問は、熊本都市圏の渋滞対策についてお尋ねをします。

私は、これまで継続して、都市交通マスタープラン、そして地域公共交通計画など、本県の公共交通政策について度々質問を行ってきました。

その間、知事と熊本市長によるトップ会談において、自動車1割削減、渋滞半減、公共交通利用2倍という共通目標が掲げられ、県市調整会議を中心に、様々な議論が進められてきました。また、都市交通マスタープランや地域公共交通計画の策定、新たな交通の枠組みづくりなど、公共交通への関心が高まり、具体的な検討が進んできた、このことについては大変評価をしております。

一方で、J A S Mをはじめとする半導体関連企業の進出に伴い、菊陽町、合志市、大津町周辺では交通需要が急増しており、渋滞の問題は、熊本市だけではなく、都市圏全体の課題となっています。

また、信号制御の最適化や交差点の改良、時差出勤など短期対策については一定の成果が見られるものの、抜本的な渋滞解消を実現するために

は、自動車から公共交通への転換を進めること、これが不可欠であると考えます。

しかしながら、県民の立場から見ると、公共交通が以前より便利になったという実感はまだ十分とは言えません。むしろほとんどないのではないのでしょうか。例えば、運行本数が増えた、乗り継ぎがしやすくなった、運賃負担が軽くなった、目的地までの移動時間が短縮された、駅やバス停までのアクセスが改善された、こういった公共交通を利用するメリットを実感できる具体的な変化は、限定的なのではないのでしょうか。

さらに、最近では、熊本市において交通連合構想など新たな枠組みづくりの議論も進められておりますが、県民から見れば、組織や制度の議論が先行し、誰がどのような役割を担い、どのようなサービス改善を実現していくのかが見えにくい、そんな状況にあります。

私は、公共交通利用2倍という目標を実現するためには、市町村や交通事業者任せではなく、県がしっかり旗振り役となって、熊本市をはじめとする都市圏自治体や交通事業者と連携しながら、広域的なマネジメントを進めていく必要があると考えています。

また、今後空港アクセス鉄道の整備が進めば、鉄道そのものだけではなく、交通結節点の整備、さらには、フィーダーバス、デマンド交通などの二次交通を含めた公共交通ネットワーク全体の再構築も求められます。これは、昨日、星野議員も質問されていたというふうに思います。

そこで、私から3点お尋ねをします。

1点目は、公共交通利用2倍という目標実現に向け、県は、熊本市や周辺自治体、交通事業者とどのような役割分担の下で広域的な交通マネジメント体制を構築しようとしているのか。

2点目は、県民が利便性向上を実感できる公共

交通サービスを実現するために、運行本数や乗り継ぎ利便性の向上、運賃施策、交通結節点整備など、どのように取り組んでいくのか。

3点目は、公共交通利用2倍という目標達成に向けては、サービス向上だけではなく、それを支える供給力の確保が不可欠であります。運転士不足や人材確保、車両の更新など、そういった課題に対し、県としてどのような支援を行い、将来的にどのような供給体制を構築していこうと考えているのか、あわせて、企画振興部長にお尋ねいたします。

〔企画振興部長富永隼行君登壇〕

○企画振興部長(富永隼行君) 熊本都市圏の渋滞対策についてお答えします。

県では、知事を本部長とする熊本県渋滞解消推進本部の下、道路施策と公共交通施策の両面から総合的な渋滞対策を進めています。

抜本的な渋滞解消に向けては、議員御指摘のとおり、自動車から公共交通への転換を進めることが極めて重要です。

公共交通施策では、JR豊肥本線の機能強化に向けた取組や、そこからの二次交通としてのセミコンテクノパーク周辺における通勤バスの実証運行など、公共交通の利用促進に取り組んでまいりました。

また、パーク・アンド・ライドの推進や企業への時差出勤等の働きかけなどを進めており、一定の成果も見られているところです。

一方で、議員御指摘のとおり、今後、公共交通利用2倍という目標を実現し、自動車から公共交通への本格的な転換を進めていくためには、交通事業者ごとの取組や個別の施策だけではなく、交通モードの垣根を越えて、運行サービス全体を最適化していくことが必要であると考えています。

このため、本年3月に策定した熊本県地域公共

交通計画では、効率的で利便性の高い公共交通サービスの提供を実現する新たな体制として、行政と交通事業者等との強い連携を図る交通連合の創設を検討することとしています。

交通連合には、行政はもとより、公共交通の基幹的な役割を担うバスや鉄道の事業者、さらには二次交通やコミュニティー交通などの主体としても期待されるタクシー事業者など、交通モードの垣根を越えた幅広い事業者の参画が想定されます。

今後、新たなマネジメント組織となる熊本交通機構の創設に向け、熊本市や交通事業者等とともに設立する検討協議会において、具体的な議論を進めてまいります。

利便性の向上や供給力の確保については、今後の検討協議会での議論の中で、公共交通全体で運行サービスの最適化につながるよう、ダイヤや運賃、乗り継ぎ、人材の確保などの課題解決に向けて、しっかりと検討を進めてまいります。

県では、まず、今年度、運転士や車両等の輸送資源の保有、運用状況の整理やデータベース化に取り組むとともに、各地域における路線別のサービス水準の設定等に取り組むこととしています。

また、市町村や交通事業者においては、県が設定したサービス水準に基づき、都市部における増便や新たな路線の導入などの輸送力の強化、乗換えの円滑化などの利便性の向上に取り組んでいただくこととしています。

一方、市町村においては、マンパワーやノウハウの不足、交通事業者においては、運転士不足などの課題を抱えています。

県では、今年度、運転士不足対策への支援や市町村の交通施策への伴走支援、市町村と交通事業者が連携して取り組む二次交通の機能強化に対する支援などを行うこととしています。

引き続き、誰一人取り残されず、行きたいところへ行きたいところへ不自由なくアクセスできる社会の実現に向けて、公共交通の利便性向上と供給力の確保にしっかりと取り組んでまいります。

〔南部隼平君登壇〕

○南部隼平君 私自身、この問題については継続して質問をしてまいりました。数年前と比べると、知事や各市町村の首長さん、そして、議員各位をはじめ行政全体の問題意識も非常に高まっており、県市連携による議論も進み、この公共交通施策についても大きく前進してきたというふうに感じています。そういう意味では、ようやくここまで来たかという思いもあります。

しかし、ここからが本当の勝負ではないかというふうに思っています。公共交通2倍という目標は、やはり県民の皆さんが自家用車から公共交通を選択する割合を増やすということになります。そのためには、やはり本数が増えたであるとか、乗換えが便利になった、こういった県民が利便性の向上を実感できる具体的な施策が必要だというふうに思います。また、それを支える供給力も欠かせません。

さらに、私は、公共交通利用2倍という高い目標掲げる以上、それに見合った投資についても今後議論していく必要があると考えています。

現在、空港アクセス鉄道の検討も進められていますが、県民にとって重要なのは、将来の鉄道整備だけではありません。毎日の通勤通学、買物に使う公共交通が便利になったと実感できること、これが大事です。

私は、熊本都市圏の渋滞問題は、市町村や交通事業者だけでは解決できない課題であり、県が先頭に立って取り組むべき課題であるというふうに考えております。

交通連合やサービス水準の設定、これをもって

いくということは非常に喜ばしいことでありますが、それをゴールとするのではなくて、その先にある県民の行動変容につなげるため、今後は、都市圏全体で公共交通施策の優先順位をさらに高めて、より踏み込んだ取組を進めていただくことを強く要望いたします。

このことは、知事もぜひよろしくお願いいたします。

次に、学校における校外活動の安全確保と政治的中立性について質問をいたします。

本年3月、沖縄県辺野古沖にて、修学旅行中の高校生らが乗船した船舶が転覆し、生徒1名と船長が亡くなる大変痛ましい事故が発生をいたしました。

文部科学省は、調査結果において、事前の安全確認や危機管理体制の不備などを指摘し、学校運営上、著しく不適切であったとの見解を示しています。

また、この事案については、安全管理のみならず、教育内容についても議論が行われ、文部科学省は、教育基本法第14条の趣旨を踏まえ、政治的中立性の確保や、生徒が多面的、多角的な視点から学ぶことの重要性についても言及しています。

近年、修学旅行や校外学習は体験型、探求型へと変化し、生徒が、平和問題や環境問題、地域課題など、様々な社会課題について学ぶ機会も増えています。また、部活動においても県外遠征や宿泊を伴う活動が日常的に行われており、学校での教育活動は、ますます広がりを見せております。

その一方で、本県においても、部活動中の事故など、生徒の安全に関わる事案が発生をしております。校外活動の充実が求められる今だからこそ、安全管理の徹底と政治的中立性の確保をどのように両立していくのか、これが重要であると考えます。

そこでまず、教育長に2点お尋ねします。

1点目は、県立学校における修学旅行や部活動遠征について、安全管理はどのような基準や手順で行われているのでしょうか。また、今回の辺野古沖での事故や本県における部活動中の事故等を踏まえ、県教育委員会として、校外活動について、改めて点検すべき課題はないのかをお尋ねします。

2点目は、文部科学省は、今回の事案において、教育基本法第14条の趣旨を踏まえた政治的中立性や、多面的、多角的な学びの重要性についても見解を示しております。

私は、平和学習をはじめ社会課題について学ぶ教育そのものは大変重要であるというふうと考えております。しかしながら、その際には、特定の立場や考え方に偏ることなく、生徒が様々な視点に触れ、自ら考え判断する力を養うことが重要であるというふうに考えております。

そこで、県立学校において、政治的中立性をどのように確保しながら、多面的、多角的な学びを実現しているのか、また、教材の選定や外部講師の活用、校外学習の実施に当たり、どのような観点で指導や確認を行っているのかをお尋ねします。

次に、続けて、総務部長に2点お尋ねします。

今回の事故は、私立学校において発生したものであります。私立学校には建学の精神に基づく教育の自主性、独自性が認められており、それは尊重されるべきです。一方で、私立学校に対する公費負担は年々拡大をしており、高校授業料の無償化が進められる中であっては、県民の関心もより高まっていくものと考えます。

そこで、1点目は、県として、私立学校における修学旅行や校外学習、部活動遠征等の安全管理体制について、どの程度把握されているのでしょ

うか。また、事故防止に向けた情報発信や助言はどのように行われているのか、お尋ねします。

2点目は、今回文部科学省が示した政治的中立性や多面的、多角的な学びに関する見解について、私立学校に対して県としてどのような情報共有や助言を行っていくのか、所見をお伺いいたします。

〔教育長越猪浩樹君登壇〕

○教育長(越猪浩樹君) まず、学校における校外活動の安全確保についてお答えします。

学校は、学校保健安全法により、危機管理マニュアルの作成が義務づけられており、これに基づき安全管理体制を確保しています。

その上で、修学旅行は、教育課程に位置づけられた学校行事として実施するものであり、生徒の心身の発達や保護者の経済的負担を考慮し、学校が主体性を持って計画立案するものです。

県教育委員会では、熊本県立学校管理規則に基づき、県立学校の修学旅行に関する実施基準などを示し、事故のないよう万全の対策を講じることとしています。

具体的には、学校から提出された修学旅行承認申請書を基に、目的、引率教員の配置、指導計画及び危機管理体制など、全ての行程で生徒及び教職員の安全が確保されていることを確認し、承認をしています。

次に、部活動遠征については、各学校に周知している部活動の指針に基づき、顧問が事前に会場や引率等を明記した計画書を校長に提出し、承認を得ることとしています。

また、安全な活動の継続が困難と判断される場合は、各学校において、活動の即時中止や計画の見直しなど、状況に応じた適切な措置を講ずることとしています。

これまで、県教育委員会では、安全確保に関す

る通知を発出してきましたが、今回の事故を受け、改めて周知徹底を行ったところです。さらに、教育庁関係課でのプロジェクトチームを設置し、改めて校外活動における課題について検討を始め、実態について調査を予定しています。

調査の結果を踏まえ、現在国でまとめられている校外活動の安全確保対策を基に、生徒が安全に校外活動を行えるよう安全確保対策を徹底してまいります。

次に、県立学校における政治的中立性の確保については、学習指導要領において、特定の見方や考え方に偏った指導を行うことのないようにすることと規定されています。

また、県教育委員会では、令和5年に、18歳選挙権を受けた学校における生徒指導上のガイドラインを作成したところです。同ガイドラインでは、生徒が様々な社会課題について議論を交わしながら、主体的に思考し行動できるよう指導するとともに、教員は個人的な主義主張を述べることは避け、公正かつ中立な立場で生徒を指導することと明記し、教材の選定など、あらゆる教育活動において適切な取扱いが行われるよう学校に周知しています。

県教育委員会としては、引き続き学習指導要領やガイドラインの趣旨が各学校のあらゆる教育活動において徹底されるよう、指導や助言を行ってまいります。

〔総務部長下山薫さん登壇〕

○総務部長(下山薫さん) 次に、私立学校に対する県の取組についてお答えします。まず、修学旅行等の安全管理体制の把握状況と事故防止に向けた県の取組についてです。

私立の中学、高校においても、校外活動を含めた生徒の安全確保のため、学校保健安全法に基づき、危険発生時の措置や手順等を定めた危機管理

マニュアルの作成が義務づけられています。

県では、生徒が学校で生き生きと活動し、安心して学ぶためには、学校生活における安全の確保が何よりも重要との認識から、毎年実施している各学校の運営状況のヒアリングなどにおいて、マニュアルの作成状況等を確認しています。

また、今回の重大な事故を受け、国が発出した校外活動の安全確保等に係る通知を私立学校の校長会で周知するとともに、各学校において校外活動の実施内容や安全確保対策が講じられているかを点検の上、必要に応じてマニュアルを見直すなど、対応の徹底を求めたところです。

県としては、今後も、修学旅行や部活動遠征をはじめ、様々な校外活動の実施状況を定期的に点検するなど、学校生活における安全確保対策の強化に向けて取り組んでまいります。

次に、政治的中立性を踏まえた多面的、多角的な学びへの対応についてです。

県では、高校等の教育活動における政治的中立性については、これまでも教育基本法や学習指導要領等を踏まえ、適切に対応するよう各学校に通知等を行ってきたところです。

また、今回の事故を受け、今後、全国の学校を対象に、国が安全の確保と適切な教育活動の実施について対応状況を調査すると聞いています。県では、この機会を捉え、状況の把握等に努め、必要に応じ助言を行ってまいります。

議員御指摘のとおり、本年4月からいわゆる高校無償化が開始され、私立学校においても教育活動や学校運営に対し、これまで以上に期待される一方、責任が求められています。

県としては、それぞれの自主性や建学の精神を尊重しながらも、引き続き、県教育委員会との連携の下、私立学校における生徒の安全の確保と適切な教育活動の実施を図ってまいります。

〔南部隼平君登壇〕

○南部隼平君 県立学校においては、修学旅行の承認申請書、部活動遠征計画書、こういったものによって事前確認が行われていること、さらに、今後新たな調査を行っていくということでございました。

また、私立学校においても、危機管理マニュアルの確認や国の通知を踏まえた対応が行われるということで理解をいたしました。

一方で、今回の辺野古沖での事故は、事前の計画や手続だけでは十分に把握できない課題が存在することを示した事案でもあったというふうに思います。また、近年は、修学旅行や校外学習、部活動遠征などの活動内容も多様化しており、子供たちが様々な社会課題に触れる機会も増えております。私は、現場の教職員の皆様の負担を過度に増やしたり、子供たちの学びの機会を制限したりすることは決して望んでおりません。

しかしながら、生徒の命と安全を守るという観点からは、提出された書類の確認だけではなく、実際にどのような活動が行われているのか、また、安全対策が適切に機能しているかについて、県としても、一定の実態把握や検証を行う仕組みも必要ではないかというふうに思います。

また、政治的中立性についても、今回の事案は、改めて教育活動における重要な課題を提起したものと受け止めております。私は、平和学習や社会課題について学ぶ教育そのものを否定するものではありません。むしろ、これからの時代を担う子供たちには、積極的に学んでほしい分野だというふうに考えております。

その一方で、特定の立場や考え方のみを学ぶのではなくて、多様な視点や異なる意見にも触れながら、自ら考え判断する力を育むことこそ、教育の重要な役割であるというふうに考えます。その

ため、この教材の選定や外部講師の活用、校外学習の実施に当たっても、多面的な学びが確保されているかどうかという観点から、県の教育委員会及び県において、継続的な確認や助言に努めていただきたいというふうに思います。

特に私立学校については、自主性や建学の精神を尊重することは当然であります。高校授業無償化など公費負担が拡大する中にあっては、県民に対する説明責任も、これ以上に求められていくものと思います。

安全確保と教育活動の充実、そして学校の自主性とのバランスを図りながら、実効性のある点検、確認体制の構築に努めていただくことを要望し、この質問を終わらせていただきます。

次に、食のみやこ熊本県を支える基盤づくりについて質問をいたします。

先日、フランスのディジョン及びスペインのサンセバスチャンを視察する機会をいただきました。

両都市とも世界的な美食の街として知られておりますが、現地を訪れて感じたことは、決して行政によるPRや観光施策だけでその地位を築いたわけではないということです。

ディジョンでは、ワインやガストロノミー、いわゆるその都市ならではの食文化や食体験を楽しむ考え方のことをガストロノミーというふうに言います。これらを地域の誇りとして市民が共有し、これを学び、体験し、次世代へ継承する仕組みが構築されていました。

また、本県とディジョン・メトロポールとの交流は、令和5年の連携協定締結以降、着実に深化をしており、今回の訪問においても、さらなる交流の発展や友好関係の強化について前向きなお話をいただいたところです。

一方、サンセバスチャンにおいては、美食クラ

ブと呼ばれる、仲間同士で料理や食事を楽しみながら食文化を継承する会員制のコミュニティーや、地域の人々が日常的に飲食店をめぐり、食を通じて交流するバル文化が、100年以上にわたり市民生活の中に根づいてきました。そして、その文化を土台として大学や研究機関、企業、料理人が連携をしながら新たな価値創造にもチャレンジしていました。

つまり、両都市に共通していたのは、食を単なる産業や観光資源として捉えるのではなくて、地域文化として育て、その上に産業や観光を発展させているという点です。

本県は、農業産出額全国6位を誇り、多彩で質の高い農林畜水産物や郷土料理、球磨焼酎をはじめとする豊かな食文化を有しています。

一方で、その魅力や価値が全国的な認知やブランド力の向上に十分結びついているとは言い難い状況にあります。

今回視察したディジョンやサンセバスチャンでは、食文化を市民が誇りとして共有し、学び、楽しみながら次世代へ継承する仕組みが長年にわたり築かれておりました。その積み重ねが結果として都市のブランド力や観光振興、産業振興につながっていました。

私が最も印象に残ったのは、食文化そのものが地域の誇りとして市民の共通認識となり、その価値が世代を超えて受け継がれていたことであります。

食のみやこ熊本県の実現に向けては、食材や料理を売り込むだけではなく、それを支える人材や文化、地域のつながりを育てていくことが重要でないかと考えています。

こうした観点から、食のみやこ推進担当理事に4点お尋ねします。

1点目は、本県とディジョン・メトロポールと

の交流を今後どのように深化させ、食のみやこ熊本県の推進に生かしていくお考えか。

2点目は、本県には、阿蘇、天草、球磨をはじめ、地域ごとに特色のある食文化が存在しておりますが、県としてこれらをどのように捉え、県民参加による食文化の形成、継承を中長期的にどのように進めていくお考えか。

3点目は、大学や研究機関、企業、生産者、料理人など多様な主体が連携する産学官連携の仕組みをどのように構築し、食関連産業の発展や新たな価値創出につなげていくお考えか。

最後、4点目は、各地域の飲食店や商店街、市場、酒蔵など地域に根差した食の資源をどのように活用していくのか、また、それらを生かした地域づくりを進めるのか、または新たな食の拠点形成を目指すのか、あるいはその両方を進めていくのか、食のみやこ熊本県の将来像について所見をお伺いします。

〔理事間宮将大君登壇〕

○理事（間宮将大君） まず、フランス・ディジョンとの交流についてお答えします。

令和5年度にディジョン・メトロポールとの間にMOUを締結して以降、着実に連携を強化しており、昨年度は大阪・関西万博での共同プレゼンテーションや熊本でのディジョン・ブルゴーニュ・ウィークを開催するなど交流を深めてまいりました。令和9年度には、MOUの更新時期を迎えることから、現在、今後の取組について関係部局で検討を進めています。

ディジョンは、フランス料理とブドウ畑がそれぞれ重要な文化遺産としてユネスコに認定されるなど、フランス随一の美食の街とも言われる地域であります。こうしたディジョンとの連携は、食のみやこ熊本県の創造にとっても追い風だと考えております。今後、現地で開催されるイベントへ

の県内事業者の出展や料理人の相互交流など、具体的な交流、連携を深め、本県の食の担い手育成、ブランド力向上に生かしてまいります。

次に、中長期的な食文化の形成、継承についてお答えいたします。

県外出身の私は、熊本の食文化の豊かさ、魅力を強く感じております。この夏の時期であれば、先日、G I、地理的表示保護制度に登録された南関そうめんやシャクの天ぷらが大好きです。また、念願かなって年末に参加をした球磨地域の骨かじりは、その味もさることながら、地域の皆さんが集まって骨つき肉にかぶりつく、その雰囲気も格別でした。昨年度公募したくまモンの食いしん坊弁当の最優秀賞は、上益城に伝わる具酢あえから着想を得たものでありました。

県としても、こうした県内各地の食文化の重要性を認識しており、郷土料理等について卓越した知識、技術を持つくまもとふるさと食の名人さんによる伝承活動や、学校給食ふるさとくまさんデーにおける伝統料理の提供、紹介などに取り組んでおります。また、県内料理人を対象としたシェフズアカデミーにおきまして、昨年度は、辛子レンコン、せんだご汁、高森田楽に関する研修を行っておりまして、伝統的な食文化とシェフの新たな技術との融合も促していきたいと考えております。

食のみやこ熊本県づくりにおいても、長い歴史の中で培われた各地域の食文化を尊重し、時代とともにそれらを発展させていく視点を大切にしていまいります。

3点目に、産学官の連携についてお答えします。

本県の食関連産業の発展にとって、多様な主体が連携し、新たな価値を創造していくことは重要だと考えております。

最近では、県の産業技術センターと県内企業が共同で疲労軽減効果が高い馬刺加工技術を開発した事例や、行政、熊本大学の支援の下、県内スタートアップ企業が塩分吸収抑制技術を開発し、それを用いた塩分オフセット麺が熊本ラーメン店でメニュー化された事例があり、産学官による本県の伝統食や食産業の発展につながる取組と認識しております。

県では、産学官のネットワーク化などにより新たな産業の創出を目指すU Xプロジェクトの柱の一つとして、食を含むライフサイエンスを掲げています。また、昨年度から、生産、流通、加工、販売、観光、教育などによるネットワーク交流会を開催しております。

食に携わる皆様がそれぞれの強みを生かして、食のみやこ熊本県の創造に向けて一丸となって取組を進めていけるよう、県がその旗振り役を果たしてまいります。

最後に、地域の食資源の活用や食の拠点についてお答えいたします。

県内各地に食のみやこ熊本県を象徴する優れた生産者や事業者が数多くいらっしゃいますが、昨年度の三ツ星グルメフェスでは、それらの方々が一堂に会することで生まれる新たな大きな力を目の当たりにいたしました。こうした経験から、一つ一つの事業者の挑戦を後押しし、その力を高めていくと同時に、そうした成功を点にとどめず面として展開していくことが重要であるというふうに考えております。このため、商店街支援や地域ごとの食関係のコンソーシアム支援、また、県南フードバレーと経済団体等との連携強化にも取り組み、地域全体で価値を生み出していく仕組みづくりを進めてまいります。

また、県内では、桜の馬場城彩苑や熊本駅、阿蘇くまもと空港など熊本の食の魅力が集積する拠

点が形成されており、黒川温泉にも食の拠点施設が誕生しています。このような民間主導の動きをさらに広げていくためにも、これらに参画する事業者一つ一つの力の底上げと食を通じた地方創生の機運醸成を一体的に進めていくことが不可欠であると考えております。

商品開発や高付加価値化など本県の食コンテンツの磨き上げを行いながら、熊本の食の魅力を県内外に強力に発信し、食のみやこ熊本県のブランド力強化に努めてまいります。

〔南部隼平君登壇〕

○南部隼平君 私が4問も質問してしまいましたので、非常に間宮担当理事の熱い思いがほとばしっていたなというふうに感じております。

それぞれの取組については非常にきめ細かく取組を進めておられるということで理解をいたしました。やはりこういった文化というのは一朝一夕でできるものではありません。県民一人一人が熊本の食文化に誇りを持ち、それを次世代に受け継いでいく、そういった仕組みづくり、引き続き進めていただきたいというふうに思います。

私としては、長期的に国内でここ熊本が食のみやことして有名になるだけではなく、世界中から食を求めてこの熊本に行きたいと、そういうふうに思っただけのような食のみやこ熊本県の実現を期待し、この質問を終わらせていただきます。

それでは次に、新下水処理施設建設に伴う排水について質問をいたします。

J A S Mをはじめとする半導体関連企業の集積が進む中、県では、工場排水を適切に処理するため、熊本セミコン特定公共下水道の整備を進めています。

昨年及び本年5月には地元説明会が開催され、事業概要や放流施設の計画について、住民への説

明が行われました。しかしながら、放流口が設置される予定地域では、現在も様々な不安や疑問の声が寄せられています。

特に、放流口の位置については、なぜこの場所が選定されたのかという疑問の声があり、住民の理解が十分に得られている状況とは言えません。また、周辺には農地も広がっていることから、将来的な影響や風評被害を懸念する声も聞かれます。

加えて、この地域は平成24年7月の九州北部豪雨の際に大きな浸水被害を受けた地域でもあり、水に対する不安や関心が特に強い地域でもあります。長年地域から要望されてきた様々な課題への対応が十分進んでいない中で本事業が進められていることに対し、複雑な思いを抱く住民の方もおられます。

さらに、半導体関連企業のさらなる集積が見込まれる中、県が示している放流量や処理能力は現在の計画に基づくものではありませんが、住民の皆様からは、今後さらに工場集積が進んだ場合でも周辺環境への影響はないのか、将来的に処理施設が増設された場合の見通しはどうなっているのかといった声も聞かれます。

特に、将来的な排水量の見通しや、その際の環境保全の考え方について十分な説明を求める声が多く聞かれております。

私自身も、説明会の場において、現在の計画だけではなくて、将来の排水量の見通し、その場合においても安全性が確保される根拠、こういったことについて分かりやすく説明していただきたいというふうに申し上げました。

半導体産業は本県の発展を支える重要な産業であり、その基盤整備は着実に進めていく必要があります。一方で、地域住民の理解と安心なくして事業を進めることはできません。そのためには、

現在の計画における安全性だけではなく、将来を見据えた環境保全の考え方についても丁寧な説明が求められていると考えます。

そこでお尋ねします。

放流口の位置決定に至った経緯、放流口周辺における地下水を含む環境への影響、さらには今後の集積に伴う放流量の見通しと環境への影響について、さらに、住民の不安や懸念に対し、県としてどのように説明し、理解促進を図っていくのか、土木部長にお尋ねします。

〔土木部長奥山和弘君登壇〕

○土木部長(奥山和弘君) まず、熊本セミコン特定公共下水道の放流口の位置についてお答えいたします。

放流先につきましては、環境や治水の観点から、処理場周辺の河川のうち、洪水時や平常時の流量を比較、検討し、白川を選定しました。

その上で、河川整備計画において、より流下能力が高い区間を基本に、放流管渠を埋設する道路の現状や地理的条件などを総合的に検討し、放流口の位置を決定しています。

次に、放流口周辺における地下水を含む環境への影響についてお答えします。

熊本セミコン特定公共下水道事業の実施に当たっては、熊本県公共事業等環境配慮システムに基づき、専門家の御意見を伺いながら、環境に与える影響について、調査、予測、評価を行っています。

なお、専門家からは、河川からの地下浸透により、放流水が地下水へ直接影響を及ぼすリスクは比較的低いとの御意見をいただいています。工場からの排水は、下水道管理者による監視の下、下水処理場において法令等の基準内まで処理し、河川に放流することで公共用水域の水質保全を図っています。

また、本県では、法令等規制外物質について、半導体関連企業が集積する地域周辺の河川や地下水の環境モニタリングにより、周辺環境の変化を把握し検証を行った上で、適切な対応につなげるなど、全国でも例のない取組を進めているところ です。

さらに、放流水による地下水への影響を把握するため、県では、新たに放流口付近に観測井を設けるなど、県独自の環境配慮措置にも取り組んでまいります。

次に、今後の放流水の見通しと環境への影響についてお答えいたします。

現時点において、将来の工場集積の状況は明確ではありませんが、工場からの排水が増加した場合においても、段階的に増設できるような柔軟な処理施設を計画中です。また、放流水の増加に対しても、適宜、環境や治水の観点から精査するとともに、放流口付近での観測を継続するなど、環境への影響を監視しながら適切な措置につなげてまいります。

そして、半導体工場からの排水に対する関心の高まりを踏まえ、これらの環境配慮措置や調査結果等を公表するとともに、地域住民の方々にも分かりやすく説明し、事業への理解促進を図ってまいります。

今後とも、県民の不安の声に真摯に向き合い、御理解を得ながら、熊本セミコン特定公共下水道の整備にしっかりと取り組んでまいります。

〔南部隼平君登壇〕

○南部隼平君 まず、放流口の選定については、環境や治水、地理的条件などを総合的に勘案して決定されたということでした。その説明は、もちろん十分理解をしております。その中でも、やはりその地域は農地が広がる地域であり、風評被害を懸念する声、こういったことも踏まえれば、住

民の方々にしっかり納得できるよう、より丁寧に分かりやすい説明を引き続きお願いしたいというふうに思います。

また、地下水への影響については、専門家から、リスクは比較的低いとの見解が示されました。さらに、新たな観測井戸を設けるということで、こうした取組は地域にとって一つの安心材料になるものと受け止めております。

ただ、一たび基準値を超えるような有害物質が検出されれば、実際の影響の有無にかかわらず、地域のイメージや風評含め、大きな影響を受けるのは地元の皆様です。そのような不安を地域住民だけに負わせることがないように、将来的な排水量の見通しや環境保全の考え方について、科学的根拠に基づいた丁寧な説明を継続していただきたいというふうに思います。

県におかれましても、県民の不安や懸念にしっかりと寄り添いながら、情報公開と説明責任を果たしていただくことを強く要望いたします。

次に、半導体関連企業集積における新たな産業創出について質問をいたします。

J A S Mの進出を契機として、本県では、半導体関連企業の集積が急速に進んでいます。

知事が掲げるサイエンスパーク構想の下、本県は、半導体先進県としてさらなる発展を目指していますが、一方で、県内企業への波及効果という観点からは、まだ十分とは言えないとの声もあります。

私は、この大きなチャンス熊本の持続的な成長へつなげていくためには、半導体をつくる産業の集積ではなくて、半導体を活用する産業を熊本から生み出していくこと、これが重要であるというふうに考えております。

その意味で、今回、国の採択を受け、本議会にも関連予算が提案されている自動運転バスの実証

事業は大変意義深い取組であると考えております。

県内の公共交通は、さきにも質問でも述べたように、深刻な運転士不足に直面しており、自動運転技術は、交通サービスの維持や効率化に大きな可能性を秘めています。

また、自動運転は、高性能半導体やAI、センサー、通信技術など先端技術の結晶であり、その社会実装が進むことは、半導体関連産業のさらなる集積や新たなビジネス創出にもつながるものと期待をされています。

さらに、世界に目を向ければ、自動運転だけではなく、ロボットやAIなど、半導体を基盤とする産業が急速に成長しており、今後の地域経済を支える重要な分野となっています。

そこでお尋ねします。

1点目は、県は、半導体関連企業の集積を県内経済の発展につなげるため、自動運転をはじめとする半導体活用産業の創出を今後どのように後押ししていくのか。

2点目は、今回の自動運転バス実証事業において、単なる実証実験に終わらせることなく、どのような将来像を描き、県内企業の参入や技術開発、新たな産業創出につなげていこうとしているのか。

3点目は、自動運転をはじめ、ロボティクスやAIなど半導体を活用する新たな産業群を熊本の次代を担う成長産業として育成していく考えがあるのか、以上3点について、一括して商工労働部長にお尋ねします。

〔商工労働部長上田哲也君登壇〕

○商工労働部長(上田哲也君) くまもとサイエンスパークでは、半導体をつくる拠点であるだけではなく、世界中の頭脳が集まり、将来的には半導体を活用して未来の産業を生み出す拠点へと発展

させることを目指しています。

そのためには、半導体をつくる産業のみならず、AI、ロボット、遠隔医療など社会実装が期待される分野における、半導体を使うユーザー企業の誘致が必要です。その中でも特に、野心的なスタートアップ企業の集積が有効であると考えています。

議員御質問の自動運転は、AI、通信、センサーなどの先端技術の集合体と言えます。JASM第2工場では、3ナノ相当の先端半導体への生産計画の変更に向けて国との協議が進められています。このような中、先端半導体の活用が期待される自動運転を他地域に先んじて実装することは、半導体ユーザー企業の集積を目指す上で熊本の大きな優位性となるものです。この動きを、新産業の創出に向けた研究開発、産学官連携、人材育成の一層の推進につなげてまいります。

そのための第一歩として、まずは、国の補助も得ながら、令和9年度中のレベル4実装を目指した自動運転バスの実証運行に取り組みたいと考えており、今定例会に関連予算を提案しているところでございます。

この実証事業は、阿蘇くまもと空港を起点として、東海大学阿蘇くまもと臨空キャンパス、テクノ・リサーチパークなどの拠点をつなぐルートを想定しており、運行業務は九州産交バス株式会社が担う予定です。

現在、路線バスにおいても、運転士不足が大きな課題となっております。

今回の自動運転バスの実証運行は、この地域に立地する企業や東海大学への通勤や通学、さらには来訪者へ新たな移動手段を提供することはもちろん、将来的には、自動運転技術を路線バスの運転士不足という課題に対する一つの解決方法とすることにもつなげてまいりたいと考えています。

県としては、このような持続可能な公共交通の実現も見据えながら、今回のレベル4での自動運転を目指した実証運行が、半導体ユーザー企業の誘致、集積に向けたリーディングケースとなるよう取組を進め、次代を担う成長産業を育成してまいります。

〔南部隼平君登壇〕

○南部隼平君 今の答弁を聞いて、県が、自動運転を単なる交通施策としてではなくて半導体を活用した新たな産業創出の取組として位置づけていることには大変心強く感じました。全国各地でこのレベル4、いわゆる運転者がいなくても運行ができる自動運転のことですけれども、実装に向けた様々な実験が行われております。

しかし、採算性や運営体制の課題などから、事業の継続が難しくなった事例も最近増えているようです。だからこそ、今回の取組を一過性の実証実験で終わらせるのではなくて、実装に向けて粘り強く取り組んでいただきたいというふうに思います。

熊本が、半導体をつくる県にとどまらず、活用する県としても全国をリードできるよう、あらゆる可能性を模索しながら、ぜひ成功に導いていただくことを要望いたします。

それでは、最後の質問に入ります。

旧火の国ハイツの今後の利活用についてお尋ねいたします。

私は、これまで、この議場で2度にわたり旧火の国ハイツの利活用について質問をしてまいりました。

前回の令和6年6月定例会においては、県は、旧火の国ハイツについて売却を基本方針として進める考えを示されました。その後、境界確定や測量などの作業が進められ、売却に向けた準備が着実に進んでいるものと認識しています。

一方で、地域では、今後どのような形で活用されていくのか、不安や関心の声が多く聞かれています。

昨年開催していただいた地元での住民説明会では、以前のような宿泊施設として活用できないのか、地域住民も利用できる施設にならないのかといった意見が出されました。

また、先月、私自身が地域の皆様から御意見を伺った際にも、図書館や文化ホールなど公共的な施設として活用ができないのか、農業が盛んな地域でもあることから道の駅のような施設はできないのかなど、様々な声をお聞きしました。

さらに、地元地域では、旧火の国ハイツの利活用に関する要望書を県へ提出する準備も進められていると伺っております。

私自身も、一昨年、施設内部を見させていただきました。建物には一部老朽化が見られ、設備面も含め、直ちに再活用できる状況ではありません。

一方で、熊本インターチェンジや空港へのアクセスに優れ、運動公園に隣接する立地は大変大きな魅力を有しています。その活用次第では、地域の発展にも大きく寄与する可能性を持つ場所であると感じています。

また、この火の国ハイツは、県民総合運動公園の玄関口とも言える場所であり、一度売却をされれば、その土地利用は長期にわたり地域に影響を与えることになります。だからこそ、単に売却を進めるだけではなくて、地域住民の思いや地域の将来像も十分踏まえながら進めていくことが重要であると考えます。

そこで、2点お尋ねします。

1点目は、旧火の国ハイツの売却に向けた現在の進捗状況と今後のスケジュールはどのようなになっているのか。

2点目は、地域から寄せられている様々な意見、要望をどのように受け止められておられるのか。また、県は、今後どのような形でそういった意見を把握し、売却条件や事業者選定の過程に反映していくのかについて、以上2点について、一括して商工労働部長にお尋ねします。

〔商工労働部長上田哲也君登壇〕

○商工労働部長(上田哲也君) 旧火の国ハイツの利活用については、民間への売却を前提として、宿泊施設や研修施設、運動施設などでの活用の可能性を模索してまいりました。

現在、売却に向けて必要な登記手続が完了し、今後、パークドーム南側に新設する1,000台規模の駐車場整備のめどが立った時点で、都市公園区域から除外する準備を進めております。

また、都市公園区域から除外したとしても、市街化調整区域という制限は残った状態となることから、売却先となる企業等の選択肢を広げるべく、様々な観点から現在検討を進めているところです。

令和7年4月に開催した住民説明会では、地域住民の皆様から様々な御意見がありました。旧火の国ハイツは、地域に親しまれた施設であるとともに、地域の持続的な発展のために大きな期待が寄せられている場所であると受け止めています。

そのため、今後も複数回の住民説明会の開催を予定しており、地域住民の皆様の御意見や御要望をしっかりと把握してまいりたいと考えております。

その上で、都市計画法を所管する土木部など庁内関係部局や、地元熊本市と緊密に連携をし、周辺地域のさらなる発展につながるよう、売却条件や事業者選定方法を丁寧に検討してまいります。

〔南部隼平君登壇〕

○南部隼平君 旧火の国ハイツについては、地域

にとって長年親しまれてきた施設であり、多くの方がその行方を注視しております。

本日の答弁では、地域住民の意見をしっかりと把握し、周辺施設、地域の持続的な発展につながるよう、売却条件や事業者選定方法を丁寧に検討していく、こういったことを示していただきました。この点については評価したいというふうに思います。

一方で、閉館から、間もなく5年が経過しようとしていますが、現時点では具体的な活用の姿がまだ見えてこないことも事実です。しかし、私は、これは、見方を変えれば、まだ可能性が残っているということでもあると思っております。また、この場所は、開業に当たり、地域の発展や住民の憩いの場となることを願って土地を提供された、そういった方々の思いが込められた場所でもあります。私も、実際にその関係者の方から当時のお話を伺いました。

県としては、売却が完了すれば、一区切りとなるかもしれませんが、しかし、地域の皆様は、これからもその場所とともに暮らし続けていくこととなります。だからこそ、スピード感を持って進めながらも、地域住民の意見や地域の将来像を十分踏まえ、本当に地域にとって望ましい利活用となるよう、最後まで丁寧な対応をお願いいたします。

また、今回は質問の中に入れておりませんでしたけれども、同時進行で進められている、答弁の中にもありました運動公園の駐車場整備、これについても、地権者の皆さんや地元の皆さん、そういった方の意見を丁寧に把握しながら、ぜひスピード感を持って一刻も早い供用開始を、この場でも要望させていただきたいというふうに思います。

以上で私の準備した質問は全て終了をいたします。

した。

今回は、珍しくスポーツに関する質問をいたしませんでした。現在進められているアリーナや野球場の整備に関する動きについては、非常に県民の関心も高い分野であります。次の質問でも取り上げられるのではないかというふうに思います。

私ごとですけれども、本年2月に3番目の子供が誕生いたしました。子供たちが希望を持ってこの熊本に住み続けられるよう、残りの任期も全力で邁進していくことをお約束して、私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（内野幸喜君） この際、5分間休憩いたします。

午前10時59分休憩

—————○—————

午前11時10分開議

○議長（内野幸喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

城戸淳君。

〔城戸淳君登壇〕（拍手）

○城戸淳君 皆さん、こんにちは。自由民主党・玉名市選出の城戸淳でございます。今回は8回目の一般質問となりました。地元玉名を中心に多くの方に傍聴に駆けつけていただいております。気合を入れて質問したいと思います。

ところで、皆様、今日、6月12日は何の日か御存じでしょうか。実は、6月12日は恋人の日であります。ブラジル発祥の記念日で、大切な人と写真を送り合い、絆を深める日とされております。ぜひ皆さんも、パートナーに感謝の気持ちを伝えてみてはいかがでしょうか。中村先生もどうでしょうか。

また、6月12日は、元メジャーリーガー、松井秀喜さんの誕生日でもあります。松井さんは、自

身の原点として、甲子園やプロ野球はずっと憧れの聖地だったと語り、今も子供たちのために野球場での野球教室を大切にされています。そして、その松井さんが持つシーズン50本塁打という日本選手記録を22歳の若さで塗り替え、令和の三冠王に輝いたのが、我が熊本が誇る村上宗隆選手であります。村上選手も、幼少時、地元の野球場で白球を追いかけ、プロへの夢を膨らませたと聞いております。

松井さんや村上選手のような世界を舞台に活躍する偉大なバッターも、全ては地域の小さな野球場、グラウンドからその一歩を踏み出しているのです。松井選手や村上選手が私たちに魅せてくれた、夢を育み、世界へ挑む憧れの聖地、これこそが、今まさに熊本が整備しようとしているくまもと新時代の野球場のあるべき姿ではないでしょうか。

そこで、今回、この県営野球場に関する質問も含めて、6つ質問を準備いたしました。

木村知事、執行部の皆様におかれましては、前向きな答弁をどうぞよろしくお願いをいたします。

それではまず、人口減少時代における中山間地域の農業政策と地域維持について質問をいたします。

熊本県においても、人口減少と高齢化が急速に進行しております。特に、中山間地域や農村部では担い手不足や高齢化が深刻化しており、農業従事者の減少は、地域コミュニティーの維持そのものに大きな影響を及ぼしております。

私は、農業は、単なる産業ではなく、地域経済、地域コミュニティー、景観、防災、国土保全など、多面的な役割を担っていると考えております。

熊本県は全国有数の農業県ですが、一方

で、農業従事者の高齢化、後継者不足、耕作放棄地の増加など、課題も深刻化しております。

特に中山間地域では、生産条件の不利性、作業負担、鳥獣被害など多くの問題が複合化しており、稼げる農業だけでは支え切れない地域も存在しております。

私は、中山間地域で農業を頑張っている若手農業者の方々から、基盤整備に取り組みたいという相談を受けたこともあります。しかし、実際には、地権者調査、受益者負担、事業採択要件、合意形成など幾つものハードルがあり、思いがあってもなかなか前に進まないという現実があります。

人口減少が進む中においても、こうした地域こそ、農業を維持する自体が地域維持につながっていくのではないのでしょうか。実際、国内で農業を地域維持政策として位置づける考え方が少しずつ広がっていると感じております。

例えば、長野県や島根県などでは、集落営農や地域ぐるみの農業維持活動を支援し、地域を守る農業という視点で政策を進めております。

熊本県では、TSMC進出を契機とした半導体関連産業の集積が進み、県経済に大きな活力をもたらしております。その一方、農地転用、人材不足、地価上昇、水資源への不安など、農業との共存というまた新たな課題も生じております。

私は、今後、農業政策を単なる産業政策としてだけではなく、地域維持政策として位置づけていく視点がますます重要になると考えております。

もちろん、大規模化やスマート農業、輸出拡大など、攻めの農業は大変重要であります。しかし、一方で、地域に人が住み続けられるか、地域の共同活動が維持できるかという視点も、これからの農政には必要ではないのでしょうか。つまり、大規模農家だけではなく、小規模農家、兼業農

家、集落営農など、多様な担い手が地域を支えているという視点があります。

また、農地維持そのものが、水管理や防災、景観維持にもつながっております。人口減少が進む中、今後さらに、こうした視点の重要性は高まってまいっているのではないかと考えております。

そこで、木村知事にお尋ねします。

人口減少時代における熊本県の中山間地域の農業の課題をどのように認識しておられるのか、また、中山間地域の農業政策で地域維持をどのように進めるのか、知事にお尋ねをいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 城戸議員から、人口減少時代における中山間地域の農業政策と地域維持について御質問いただきましたので、お答え申し上げます。

私は、一昨年の知事就任以来、現場主義を掲げ、お出かけ知事室などを通じ、現場の声に直接耳を傾けてまいりました。その中で、中山間地域においては、担い手の減少、高齢化は加速度的に進行しており、平たん地に比べて地形条件などが厳しく、さらには鳥獣被害の増加などの声も聞かれ、中山間地ならではの対策を講じることが必要不可欠であると認識しております。

また、中山間地域は、県全体の農家の戸数、耕地面積、農業産出額、それぞれにおいて約4割を占めており、本県農業を支えるとともに、水源涵養、防災、国土保全、景観形成など、議員御指摘のとおり、多面的な機能発揮においても大変重要な役割を担っております。

そのため、国においても、中山間地域における営農や共同活動を将来にわたって継続できるよう、中山間地域等直接支払や多面的機能支払を日本型直接支払制度として法制化するなど、取組を強化してまいりました。

県においても、中山間地域の農村活性化を最重要課題の一つと位置づけ、元気で豊かな農村の実現や農業農村の多面的機能の維持、発揮に向けた取組を強力に推進してまいりました。

例えば、中山間地域における課題から国や県の支援策を調べることができる県独自の資料集を作成して、地域の農業者の皆様方の身近な課題解決に活用していただきました。

また、本県の中山間地域等直接支払の取組面積は約3万1,000ヘクタールで、全国2位、そして多面的機能支払の取組面積は約6万9,000ヘクタールで、これは全国7位となっておりまして、農地や水路などの維持保全に関わる共同活動に大いに活用しています。こうした地域ぐるみの活動は、先生御指摘のとおり、農業生産の維持継続はもとより、地域コミュニティの活性化や地域資源の価値向上にもつながっていると思っております。

また、さらに、中山間地域での基盤整備においては、地元負担の軽減に向けた県独自の上乗せ補助制度を創設するなど、地域のニーズに応じた取組を後押ししております。

さらに、中山間地域における県独自の取組として、県内35地区で中山間地域モデル事業やスーパー中山間事業を実施して、農業を核とした地域の目指す将来像の実現に向けて総合的に支援をこれまで取り組んでまいりました。例えば、御当地、玉名市の石橋地区では、これらの取組により後継者が確保され、ミカン産地が維持されていると伺っております。

加えて、最近の動きとして、複数の集落の機能を補完し、農業だけでなく生活支援にも取り組む組織、いわゆる農村RMOが設立されるなど、地域コミュニティの維持に向けて持続的に取り組んでおられる地区も現れております。

ただ、しかしながら、それでもまだやはり中山間地域に対する対策が十分ではないというお声があるのはもう現状だと私も認識しております。そこで、本県では、現在、農業を支えるための施策や農業に関わる人を増やすための施策、そして農業で稼ぐための施策を強化するという観点から、これまでの中山間地域施策の効果検証を進めているところでございます。今後、県では、この検証結果を踏まえ、市町村や地域の方々も巻き込みながら、これまでの取組をより深化、深めていくための施策を検討、推進してまいりたいと考えております。

中山間地域を取り巻く情勢は厳しさを増しておりますが、このような中にあっても、地域の皆さんが将来にわたって安心して住み続けていくこと、すなわち議員御指摘の地域維持、これができるように、私も皆様と一緒に、活力ある中山間地域づくりにしっかり取り組んでまいりたいと思います。

〔城戸淳君登壇〕

○城戸淳君 知事より答弁をいただきました。

中山間地域が本県農業を支える重要な地域であり、水源涵養や防災、景観形成など多面的な機能を担っていること、また、県において様々な支援を講じていただいていることを改めて理解をいたしました。

一方で、人口減少が進む中、今後は効率性だけでは支え切れない地域も増えていくものと考えております。特に中山間地域では、農地や水路を守り、集落を維持すること自体が地域維持につながっております。

私は、どれだけの生産量を伸ばすかだけではなく、どういう地域の農業を残していくかという視点が、今後ますます重要になってくると考えております。

知事からも、先ほど地域維持という言葉がありました。私もこの視点を大切にしたい農業政策の推進をお願いし、この質問を終わります。

それでは次に、介護福祉分野における外国人育成について質問をいたします。

我が国では、少子高齢化が急速に進む中、介護人材不足が全国的な課題となっております。

熊本県においても、高齢化の進展に伴い、今後さらに介護需要の増加が見込まれておりますが、一方で、生産年齢人口は減少しており、介護現場では慢性的な人材不足が続いております。

このため、県内でも、介護施設等の運営維持や地域包括ケア体制そのものにも影響が出始めております。介護人材確保は、単なる福祉政策ではなく、地域維持政策と言えるのではないのでしょうか。

そのような中、先般、インドネシアを視察する機会がありました。同行した自民党の県議の先生や県の職員の方も感じたと思いますが、現地では、日本で働くことを希望する若者も多く、日本語教育や海外分野への関心の高さを実感いたしました。

また、インドネシアは、家族や年長者を大切にする文化が根づいており、相手を敬い、支えるという価値観は、介護という仕事にも非常に親和性が高いのではないのでしょうか。

現在、日本では、技能実習制度、特定技能制度などを通じ、外国人介護人材の受入れが進められております。また、熊本県内においても、九州中央リハビリテーション学院では、外国人留学生が介護福祉士の国家試験を目指し、卒業後に県の介護施設等へ就職していく取組が進められております。

私は、このような教育から資格取得、就職、地域定着へつなげる流れは、今後の介護人材育成に

において非常に重要な視点であると考えます。

一方で、玉名市の九州看護福祉大学では、地元自治体の強力な後押しによって開学し、保健、医療、福祉分野における人材育成に取り組まれておりましたが、近年、少子化の影響もあり、現在、玉名市による公立化への検討が進められております。今年の入学者数は全体として増えましたが、介護に関する学科への入学希望者は減少しているという課題も伺っております。

私は、今後、外国人材を単なる労働力不足の補完としてではなく、地域を支える人材として育成していく視点が重要ではないかと考えております。そのためには、日本語教育、資格取得支援、生活支援、地域定着支援などを一体的に進めていく必要があります。

そこでお尋ねします。

まず、熊本県として今後の介護人材不足にどのように対応していかれるのか、また、外国人介護人材についてどのように育成、定着支援を進めていかれるのか、健康福祉部長にお尋ねをいたします。

〔健康福祉部長久原美樹子さん登壇〕

○健康福祉部長(久原美樹子さん) まず、介護人材不足への対応についてお答えします。

現行の熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画においては、令和8年度に必要とされる介護職員数を約3万7,000人と推計していますが、令和6年度時点の介護職員数は約3万1,000人となっており、県としても介護人材の確保は喫緊の課題と認識しています。

議員御指摘のとおり、介護人材の確保については、参入、育成から定着までの一体的な支援が重要です。

県では、福祉人材・研修センターとの連携による無料職業紹介、就職フェアの開催や資格取得支

援、介護テクノロジーの導入支援を通じた勤務環境改善、介護報酬に係る処遇改善加算の取得支援など、多様な人材の参入促進、定着促進、処遇改善の3つを柱に取り組んでいます。

さらに、今年度から、資格が必要な業務とそれ以外の業務を切り分け、学生や元気な高齢者の方々など多様な人材の参入を促すダイバーシティーマネジメントの取組や、離職されている有資格者の方々に対する情報発信を通じた復職支援なども強化することとしています。

あわせて、介護職員の資格、経験能力を反映した適切な給与水準の確保に向けて、さらなる介護報酬の見直しなどを引き続き国に要望してまいります。

次に、外国人介護人材の育成、定着支援についてお答えします。

本県では、令和7年12月時点で2,012人の外国人介護人材を受け入れており、介護現場の重要な担い手となっています。

県では、介護福祉士を養成する専門学校が留学生に対して日本語学習を行う際の経費を助成するほか、介護施設等を運営する法人が、留学生に奨学金を給付する際の費用、加えて、外国人介護人材を雇用する際に借り上げる住居家賃等の一部を助成しています。

また、介護現場での円滑な就労に向け、技能実習生や特定技能外国人を対象とした日本語や介護技術を学ぶ研修会も開催しています。

今後は、これらの支援に加え、県内の外国人介護人材の活躍をPRする動画などを活用し、国内外に本県や介護の魅力を広く発信してまいります。

引き続き、現場の声を丁寧に伺い、国や市町村、関係団体とも緊密に連携しながら、介護人材の確保に向けて総合的に取り組んでまいります。

〔城戸淳君登壇〕

○城戸淳君 健康福祉部長に答弁をいただきました。

介護人材不足が今後さらに深刻化する中、外国人介護人材の育成と定着支援はますます重要になると思います。

現在、九州中央リハビリテーション学院では、外国人留学生が介護福祉士の国家資格を取得し、県内施設へ就職する流れが生まれております。私は、これは重要な先行事例だと考えております。

一方で、専門学校が資格取得や現場人材の育成に強みを持つのに対し、大学には、日本語教育や地域連携、多文化共生など、より幅広い人材育成を担う可能性があると考えます。

例えば、インドネシアから留学生を受け入れ、九州看護福祉大で日本語や介護福祉を学び、県内の医療機関や介護施設で実習、就職につなげていく、さらに地域で生活しながら定着していただく、そのような仕組みができれば、単なる人材不足対策ではなく、地域を支える人材育成にもつながります。

玉名市の悠紀会病院では、既にインドネシア人の受入れ実績があり、地域には一定のノウハウも蓄積されております。また、玉名地域は、農業や建設、観光など様々な分野で外国人を受け入れてきた実績もあります。

大学、医療機関、介護施設、自治体、そして県が連携し、教育から就職、地域定着までを支える仕組みを構築できれば、全国に発信できる熊本モデルになる可能性があります。人口減少を見据え、こうした取組への積極的な支援を要望いたしまして、次の質問に移りたいと思います。

次に、郵便局を活用したマイナンバーカードの更新手続について質問をさせていただきます。

私はこれまで、一般質問において、マイナンバ

ーカードの取得率向上や利便性向上について取り上げてまいりました。行政デジタル化の進む中、マイナンバーカードは今後の行政サービスの基盤となる重要なインフラであると考えます。

現在、マイナンバーカードの普及は全国的に進み、本県においても多くの県民がカードを保有する時代となっております。一方で、マイナンバーカードには有効期限があり、今後、更新時期を迎える県民が急増すると見込まれております。特に、電子証明書の更新は5年ごととなっており、今後、全国的に更新手続きが集中することによる窓口混雑や自治体職員の事務負担増加も懸念をされております。

また、高齢者や中山間地域の住民の皆様からは、市役所まで行くのが大変、平日時にも行きづらい、更新方法が分かりにくいといった声も聞かれます。せっかくカードを取得しても更新手続きが負担となり、利用離れにつながってしまつては、本来目指すべきデジタル行政の推進にも影響しかねません。

国は、人口減少や高齢化が進む中、郵便局を地域の公共的サービス拠点として活用する方向性を示しています。特にマイナンバーカードについては、取得促進の段階から更新や継続利用を支える段階へ移行しつつあります。県内には多くの郵便局が存在しており、高齢者にとって最も身近な公共的サービス窓口の施設の一つでもあります。

熊本県として、市町村や郵便局との連携を後押しし、県民が身近な場所で更新手続きを行える環境づくりを進めるべきではないでしょうか。

玉名市においては、4月から実施されているたまなプレミアム付商品券事業においても、郵便局は、紙商品券の購入窓口となっており、デジタル商品券へのチャージ対応など、地域住民を支える重要な役割を担っております。特に高齢者にとっ

ては、郵便局は日常的に利用する最も身近な公共的サービスの拠点の一つと言えます。

私は、このような郵便局ネットワークを、今後のマイナンバーカード更新手続きに積極的に活用していくことが、人口減少・高齢化時代における行政サービス維持の観点からも重要ではないかと考えております。実際に、マイナンバーカードの更新などの行政事務が郵便局でできたら利用したいという声は少なくありません。

そこで質問いたします。

現在、熊本県内における郵便局を活用したマイナンバーカードの関連手続きの状況はどのようなになっているのか、また、今後、更新需要の増加を見据え、県として市町村や日本郵便とどのように連携し、県民の利便性向上につなげていかれるのか、総務部長にお尋ねをいたします。

〔総務部長下山薫さん登壇〕

○総務部長(下山薫さん) マイナンバーカードは、住民の利便性向上や業務効率化などを目的に平成28年から交付が開始され、5月末時点で約144万人の県民が保有しており、保有率は全国平均を上回る84.1%に達しています。

カードの普及に伴って、スマートフォンやパソコン上で申請できる行政手続きのほか、利活用の機会も拡大しており、今や行政のDX化を進める上でも欠かせない基盤となっています。

県としても、県民の暮らしが一層便利で豊かになるよう、さらなる普及や利活用を進めるため、カード本体や電子証明書の更新手続きの円滑化を図ることが重要であると考えます。

議員御指摘のとおり、電子証明書については、5年ごとの更新が必要であり、来年度には、県内でも約58万件の更新が見込まれ、窓口の混雑や職員の負担の増加が懸念されています。

このような中、各市町村においては、既に臨時

窓口の設置や土日、夜間の開庁などに取り組まれています。更新事務のピークを控え、窓口体制の強化等をさらに検討する必要があります。

郵便局への事務委託については、いわゆる郵便局事務取扱法により、住民票交付などの事務に加え、マイナンバーカード関連事務についても、令和3年度から順次郵便局で取り扱うことができるようになりました。

市町村が、県内に広く拠点を持つ郵便局に委託することは、更新手続の円滑化という観点から有効な対応策の一つであると考えられますが、現状では、電子証明書の発行等を委託しているのは熊本市の2つの郵便局のみとなっています。先行するこの2例は、ともに大規模で来客の多い郵便局の事例となります。

そのほか、市町村の本庁舎等から距離のある郵便局でもニーズがあると考えられますが、スペースや人員体制が厳しいといった郵便局側の事情や市町村との本人確認のやり取りが必要で、必ずしも負担軽減につながらないなどの市町村側の事情も課題となっています。

住民ニーズや地域の個別事情を踏まえ、事務委託の可否を最終的に判断するのは各市町村ですが、現状では、郵便局との具体的な協議を行っていない市町村もあることから、総務省の働きかけもあり、協議を進めるための取組を始めています。

具体的には、先月、総務省との共催で、6つの市町及び日本郵便が会する説明会を開催し、意見交換会を実施しました。今後、参加市町と地元郵便局との間で具体的な意見交換が行われ、さらなる協議が進むものと期待しています。

また、他市町村に対しても同様に依頼を行い、地元郵便局との積極的な意見交換の実施を促してまいります。

県としては、更新事務のピークを見据え、国庫補助を有効に活用した先進事例の紹介や早期対応の促進など必要な支援を行うことで、マイナンバー関連事務の円滑化、効率化を実現し、住民サービスの維持、向上につなげてまいります。

〔城戸淳君登壇〕

○城戸淳君 総務部長より答弁いただきました。

マイナンバーカードの保有率が84%に達し、今後は、取得促進段階から更新や継続利用を支える段階へ移行していくという認識を共有したところでございます。

また、県において6市町との意見交換や、郵便局との連携に向けた取組が進められていることも強く感じたところです。

人口減少や高齢化が進む中であって、住民に最も身近な公共のサービス拠点である郵便局の役割は、今後ますます重要になっていくものと考えております。

玉名市におきましても、プレミアム付商品券事業などを通じて、郵便局が地域住民を支える重要な役割を果たしております。

ぜひ県におかれては、市町村と日本郵便との連携を引き続き後押ししていただき、県民が身近な場所で安心して更新手続を行える環境づくりを進めていただくことを強く要望いたしまして、この質問を終わりたいと思います。

それでは、次の質問に入る前に、ギアをさらに上げたいと思います。

次に、県営野球場の公募過程について質問をいたします。

熊本県では、老朽化が進む藤崎台県営球場について、移転、建て替えの方向性が示されました。

県民に親しまれてきた歴史ある球場ですが、今後の安全性、防災機能、施設機能更新などを考えた際、新たな県営野球場整備は、熊本県全

体に関わる大きなプロジェクトであると考えます。

また、この事業は、単なるスポーツ施設整備ではなく、スポーツ振興や地域振興、交流人口拡大、防災拠点機能など、様々な可能性を持つ重要なプロジェクトであります。そのような中、県において候補地公募が行われ、4月10日に開催された説明会では、複数の自治体に参加をされました。

まず、公募という形で透明性を持って検討が進められていることについては評価をしたいと思います。一方で、県民の関心は非常に高く、どの程度の応募があるのか、今後どのようなスケジュールで進められるのか、誰が、どのような基準で選定するかといった公募過程について、県民に対する丁寧な説明も重要ではないかと考えております。

特に候補地選定においては、交通アクセス、広域性、防災機能、周辺住宅対策、将来拡張性、地域振興効果など、多角的な視点が必要になると考えております。

現在、熊本都市圏では慢性的な交通渋滞が大きな課題となっております。特に、TSMC進出に伴う交通需要増加などもあり、今後、大規模集客施設整備においては、渋滞対策や広域分散の視点も重要になるのではないかと考えています。また、一部地域では、代替農地確保などの課題も指摘されております。

そこで質問をいたします。

新しい県営野球場の整備について、自治体からの公募を受け付けている真っ最中とは思いますが、審査をするのはどのような方々で何人ぐらいの構成で行われるのか、今後どのようなスケジュールで候補地を選定し、どのような観点を重視して候補地選定を行っていくのか、観光文化部

長にお尋ねをいたします。

〔観光文化部長梅川日出樹君登壇〕

○観光文化部長(梅川日出樹君) まず、候補地の選定に係る審査体制とスケジュールについてお答えします。

新野球場整備移転候補地の提案募集については、本年3月26日から7月24日までの期間に実施しています。4月10日に開催した市町村を対象とする説明会には、11市町村が参加され、関心の高さを感じたところです。

候補地の選定に当たっては、学識経験者で構成する審査会において、市町村からの提案書やプレゼンテーション、現地調査などを踏まえ、内容を審査し、候補地案を選定していただくこととしています。

その審査会では、まちづくりや都市計画、PFIなどの官民連携手法、近年のアリーナ、スタジアム改革、コンサートなど、エンターテインメントの需要動向などの観点から御意見を伺うこととしており、5名程度で構成することを考えています。

そして、審査会の選定案を踏まえ、知事が本年2月定例会で答弁したとおり、秋頃までに県として候補地を決定する予定です。

次に、候補地選定に当たって重視する観点についてお答えします。

新野球場は、くまもと新時代を創造する基盤となり、県民に夢や感動を与え、地域に活力をもたらすまちづくりの拠点として整備を進めたいと考えています。

こうしたビジョンを実現するコンセプトとして、スポーツを「する」環境とプロスポーツなどを「みる」環境の充実、日頃からにぎわいが創出される施設を楽しむ機能や地域活性化につながるまちづくりの拠点としての機能を充実させたいと

考えています。

また、提案に当たっての条件として、公民連携によるスポーツ施設整備に関する検討会議からの御意見を踏まえ、駅からの近さや商業施設の集積の程度など、いわゆる「駅近・街中」等の候補地の条件、受益の程度に応じた用地購入経費の負担や整備費の一部負担など、市町村負担等の条件を示しています。

市町村からは、こうした県が示したビジョンやコンセプト、条件等を踏まえ、候補地に関する基本情報のほか、新野球場を核としたまちづくりの考え方や県が示した条件への対応策等も含めた意欲的な提案をいただきたいと考えております。

市町村からの提案内容については、市町村の費用負担をはじめ「駅近・街中」の程度や土地の安全性、社会インフラなどの移転候補地の条件、用地確保の実現性など用地確保の見込み、新野球場の魅力向上につながる市町村独自の取組等の観点を重視した審査基準に基づき、審査会で審査いただくこととしています。

その上で、県において、審査会での審査結果を踏まえ、県が示したビジョンや条件との整合性、市町村の意欲等を総合的に評価し、候補地の決定を行います。

県としては、県全体にとって最適な候補地を決定できるよう検討を進めるとともに、新野球場の整備に向けて、引き続きスピード感を持ってしっかりと取り組んでまいります。

〔城戸淳君登壇〕

○城戸淳君 観光文化部長より御答弁をいただきました。

新野球場は、単なるスポーツ施設ではなく、地域活性化やまちづくりの拠点として整備されるという県の考え方を改めて理解しました。また、審査に当たっては「駅近・街中」にあることや、ま

ちづくりとの連携、市町村独自の取組など重視されとのことでありました。

私は、今回、県が示されたコンセプトや審査基準を拝見する中で、県北地域、とりわけ玉名地域には大きな可能性があると感じております。玉名地域には九州新幹線の新玉名駅があり、熊本方面だけではなく、福岡都市圏や関西方面との広域アクセスにも優れております。また、新玉名駅周辺には十分な用地確保の可能性もあり、将来的な機能拡張や周辺開発と一体となったまちづくりが期待できる地域でもあります。

皆さん、広島のマツダスタジアムを思い浮かべてください。新幹線の駅から歩いてアクセスできる球場は、多くの人々を引きつけ、地域に大きなにぎわいを生み出しています。

もし新玉名駅周辺に新野球場が整備されれば、熊本県はもちろん、福岡都市圏や関西方面から多くの野球ファンが訪れ、試合観戦だけではなく、食事や温泉など地域の魅力を楽しみながら、熊本を満喫していただけるものと思います。

さらに、屋内練習場やランニングコースなどを併設することによって、プロ野球の公式戦だけでなく、オフシーズンのキャンプや合宿、各種スポーツイベントなど、年間を通じた活用も期待できます。

また、新しい野球場は、スポーツだけではなく、コンサートやイベントなどにも活用できる可能性を持っています。そのためにも重要なのが官民連携であります。

地元玉名では、野球関係者のみならず、商工関係者も誘致に向けた署名活動を行うなど、機運醸成に取り組んでいると伺っております。また、蔵原市長からは、近隣自治体とも協力的な関係が築かれていると聞いており、新野球場を核とした県北地域全体の活性化にもつながる可能性を感じて

おります。

さらに、新幹線駅に近いという強みを生かせば、福岡県筑後市にある福岡ソフトバンクホークスのファーム施設との広域連携も期待できるのではないのでしょうか。スポーツを通じた交流人口の拡大や広域連携といった観点からも、玉名地域には大きな可能性があると考えております。

実際、新しい野球場は2万人以上を収容できる規模とされており、将来的に3万人の規模への拡張性、屋内練習場の整備、さらに1,000台以上の駐車場の確保まで考えると、そのような条件を満たす候補地は決して多くないと思います。

幸い、玉名市には、これまで地権者の意向調査も行われ、文化財調査も完了をしているエリアがあります。新玉名駅周辺は、実現可能性という点で大きな優位性を持っていると考えております。

私自身、7年前から新玉名駅周辺開発の必要性を訴え続けてまいりました。そして、議会においても県営野球場誘致について提案をしてまいりました。

今回の新野球場構想は、九州新幹線開業以来の課題であった新玉名駅周辺開発を大きく前進させる可能性を持つものであり、県北地域の将来にとっても大きな意義を持つプロジェクトであると考えております。

もちろん、最も重要なことは、熊本県全体にとって最適な候補地を選定することです。

今後の検討に当たっては、整備費や事業の仕様だけではなく、広域アクセス、将来拡張性、渋滞対策、県北地域振興、さらには熊本県が進める関西戦略との整合性なども十分考慮しながら、県民に夢と感動を与えるくまもと新時代の野球場となる検討を進めていただくことを要望し、次の質問に移ります。

次に、A Iを活用した道路パトロールの現状と

今後の取組について質問をします。

道路は、人流、物流を担う最も身近な重要な社会資本であり、私たちの生活になくてはならない大切なものです。道路をはじめ、様々な社会資本は適切に維持管理されて初めて本来の機能を発揮するものであります。これらの施設の劣化、老朽化の進行や施設を管理する担い手の不足が将来的に想定されることから、効率的、効果的な施設の維持管理は喫緊の課題となっております。

県では、管理する約3,500キロメートルの国道及び県道において、日頃から道路の点検やパトロールを行うとともに、県民の皆様から道路の異状を通報いただく道路緊急ダイヤル、シャープ9910の活用により、損傷箇所の発見、修繕に努められておりますが、路面損傷に起因する事故が依然として一定数発生しているのが実情です。こうした状況を踏まえると、従来のパトロールの手法に加え、監視技術の高度化が必要ではないかと考えます。

スクリーンを御覧ください。（資料を示す）

そのような中、昨年2月に地元紙の新聞記事で紹介され、同年3月の県議会答弁でも言及されているとおり、熊本県では、道路パトロールにA Iを活用した路面点検システム導入をしたと聞いております。

そこでお尋ねします。

A Iを活用したパトロールを開始したことにより、効果、現時点での課題、今後の取組について、土木部長にお伺いします。

〔土木部長奥山和弘君登壇〕

○土木部長（奥山和弘君） A Iを活用した道路パトロールの現状と今後の取組についてお答えいたします。

道路は、県民の生活や経済活動に欠かすことのできない社会基盤であり、円滑な道路交通を確保

する上で、良好な路面状態を維持することが重要です。

そこで、県では、路面の定期的な調査や日常的な道路パトロールを行い、損傷が確認された舗装などの修繕や改良を行っています。

しかし、道路パトロールについては、車上からの目視による確認作業であるため、例えば、雨天時には路面の反射により小規模な舗装の損傷などを発見しづらいという課題がございます。

このため、路面状態の正確な把握と業務の効率化を目的に、令和6年7月から、パトロール車に車載カメラを搭載し、AIを活用した路面点検システムの運用を開始しています。

このシステムの導入により、雨天時などにおいても、路面の損傷やその範囲の検知が可能となり、損傷箇所の迅速な修繕につながるなどの効果が現れています。

しかしながら、路面上の小石や樹木の影などを路面の損傷として認識するケースもあり、現在、企業や大学、自治体等と連携し、画像解析技術の向上に取り組んでいます。

引き続き、AIを活用した監視技術の高度化を図り、将来的には、損傷箇所の検知にとどまらず、路面の劣化を予測し、早期に対策を講じる予防保全型の維持管理に向け取り組んでまいります。

〔城戸淳君登壇〕

○城戸淳君 土木部長より御答弁をいただきました。

AIを活用した路面点検システムにより、損傷箇所の早期発見や補修の優先順位づけが可能となり、道路管理の高度化と効率化が進んでいることを理解いたしました。

人口減少や職員不足が進む中、AIの活用は、県民の安全、安心を守ることとともに、持続可能

なインフラ管理を実現する有効な取組であると感じております。特に、今後目指される予防保全型の維持管理は、事故防止や維持管理コストの縮減にもつながると期待をしております。

今後も、企業や大学との連携を進めながら、監視技術の高度化とさらなる活用を図られることを期待して、次の質問に入りたいと思います。

次に、有明海沿岸道路の整備について質問をいたします。

私は、冒頭、人口減少における中山間地域の農業政策と地域維持について質問をいたしました。地域維持をしていくために、農業を守り、次世代につなげていくことが重要です。そのため、生産基盤だけではなく、物流や人の流れを支える交通インフラの整備も重要になってきます。

玉名平野は、トマトやミニトマト、イチゴ、ミカン、ナスなど、全国に誇る農産物の一大産地です。しかしながら、農業者の皆様から、資材価格の高騰や担い手不足に加え、輸送コストの増加についても多くの声を伺っております。農業所得の向上を図るためにも、生産性の向上のみならず、物流の効率化や販路拡大も重要です。

そのような中、国により整備を進められている有明海沿岸道路は、県北地域と福岡都市圏を結ぶ重要な高規格道路であり、農産物輸送の効率化や交流人口の拡大、企業立地の促進など、地域経済全体への波及効果が期待をされております。また、近年頻発する豪雨災害時には、緊急輸送道路や代替ルートとしての役割も期待をされております。防災・減災の観点からも極めて重要な道路と言えます。

令和5年12月、長洲―玉名間の計画段階評価に着手をされ、令和7年3月には第2回計画段階評価が実施されました。今後、3回目の計画段階評価の中で、ルート案が絞られてくると思います

が、地元の期待も高まってきております。

このような状況を踏まえ、私は、今年4月、地元玉名市の同志議員とともに上京し、県選出の国会議員に対する要望活動を行ってまいりました。

その際、長洲―玉名間の計画段階評価の早期完了と事業化、さらには両端からの着工についても要望を行ってまいりました。

有明海沿岸道路は、県北地域の農業振興と地域活性化を支える重要な基盤となっていくと考えます。

そこで質問いたします。

有明海沿岸道路の整備が沿線地域の農業振興や地域活性化にどのような効果をもたらすと考えておられるのか、また、有明海沿岸道路の熊本側の進捗状況と県としてどのように取り組んでいくのか、土木部長にお尋ねをいたします。

〔土木部長奥山和弘君登壇〕

○土木部長(奥山和弘君) まず、有明海沿岸道路が沿線地域にもたらす効果についてお答えいたします。

有明海沿岸道路は、九州縦貫自動車道などの高規格道路と広域的な道路ネットワークを形成することで、荒尾・玉名地域の産業や観光などを支えるとともに、災害時における多重性の確保など、防災・減災の観点からも大変重要な道路です。

これらの機能が発揮されることで、物流の効率化や人流の円滑化が図られ、トマトやイチゴなどに代表される玉名地域の農産物輸送のコスト低減に加え、世界文化遺産の万田坑や玉名温泉などの優れた観光資源を生かした交流人口の増加などの効果が期待されます。

また、三池港インターチェンジ連絡路と接続する荒尾競馬場跡地では、道の駅ウエルネスあらおや保健、福祉、子育て支援施設……。

○議長(内野幸喜君) 残り時間が少なくなりまし

たので、答弁を簡潔に願います。

○土木部長(奥山和弘君)(続) 「みらいろ」が今月オープンするなど、地域活性化につながる拠点づくりが進められています。

次に、本道路の進捗状況と今後の取組についてお答えいたします。

大牟田市と荒尾市をつなぐ三池港インターチェンジ連絡路では、橋脚が完成した区間において上部工が架設されるなど、橋梁の整備が目に見える形で進んでいます。

また、荒尾―長洲間では、事業化の前提となる計画段階評価及び都市計画決定が完了し、そのうち令和5年度に事業化された荒尾道路では、初めての工事となる橋梁工事の着手に向けた準備が進められています。

さらに、長洲―玉名間では、計画段階評価の手続が進められており、県においても、玉名市から熊本市間の沿線地域のつながりや期待される効果など、整備に関する基礎的データの収集、分析を進めています。

県としましては、引き続き、県議会、県選出国会議員のお力添えをいただきながら、地元自治体や期成会の皆様とともに、国に対し積極的に働きかけを行い、全線の早期整備につなげてまいります。

〔城戸淳君登壇〕

○城戸淳君 土木部長より答弁いただきました。

この事業が着実に進展していることは、私も実感をしております。ただ、先ほど言いました長洲―玉名間におきましては、計画段階評価をし、着実に進めていただき、一日も早く事業化されるように国への働きかけを、我々県議としても一生懸命一緒に要望をしていきたいので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で質問を終わりましたが、今回、重要な

は地域維持です。私は、いろんな意味で地域を代表する玉名地域から私は育てていただきました。先ほどの野球場は、命がけで私はやることを誓っております。そして、私は情熱政治という信念を全力で取り組むことを皆様にお誓い申し上げまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（内野幸喜君） 以上で本日の一般質問は終了いたしました。

明13日及び14日は、県の休日のため、休会でありますので、次の会議は、来る15日午前10時から開きます。

日程は、議席に配付の議事日程第5号のとおりといたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後0時12分散会

第 5 号

(6 月15日)

令和8年

熊本県議会 6 月定例会会議録

第5号

令和8年6月15日（月曜日）

議事日程 第5号

令和8年6月15日（月曜日）午前10時開議

- 第1 一般質問（議案に対する質疑並びに県の一般事務について）
- 第2 議案等に対する質疑（第1号から第19号まで）
- 第3 知事提出議案の委員会付託（第1号から第19号まで）
- 第4 請願の委員会付託
- 第5 休会の件

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問（議案に対する質疑並びに県の一般事務について）
- 日程第2 議案等に対する質疑（第1号から第19号まで）
- 日程第3 知事提出議案の委員会付託（第1号から第19号まで）
- 日程第4 請願の委員会付託
- 知事提出議案の上程（第20号から第23号まで）
- 日程第5 休会の件

出席議員氏名（46人）

星 野 愛 斗 君
高 井 千 歳 さん
住 永 栄一郎 君
亀 田 英 雄 君
幸 村 香代子 君
杉 薦 ミ カ さん
立 山 大二郎 君

斎 藤 陽 子 さん
本 田 雄 三 君
岩 田 智 子 君
堤 泰 之 君
南 部 隼 平 君
前 田 敬 介 君
坂 梨 剛 昭 君
荒 川 知 章 君
城 戸 淳 君
池 永 幸 生 君
竹 崎 和 虎 君
吉 田 孝 平 君
中 村 亮 彦 君
増 永 慎一郎 君
前 田 憲 秀 君
高 島 和 男 君
松 村 秀 逸 君
岩 本 浩 治 君
西 山 宗 孝 君
河 津 修 司 君
楠 本 千 秋 君
橋 口 海 平 君
緒 方 勇 二 君
高 木 健 次 君
高 野 洋 介 君
内 野 幸 喜 君
岩 中 伸 司 君
城 下 広 作 君
西 聖 一 君
山 口 裕 君
淵 上 陽 一 君
坂 田 孝 志 君

溝口幸治君
池田和貴君
吉永和世君
松田三郎君
藤川隆夫君
岩下栄一君
前川 收君

欠席議員氏名（1人）

西村尚武君

説明のため出席した者の職氏名

知 事 木村 敬 君
副 知 事 竹内 信義 君
副 知 事 亀崎 直隆 君
知事公室長 府 高 隆 君
総 務 部 長 下 山 薫 さん
企画振興部長 富 永 隼 行 君
理 事 枝 國 智 子 さん
理 事 柴 田 英 伸 君
健康福祉部長 久 原 美樹子 さん
環境生活部長 清 田 克 弘 君
商工労働部長 上 田 哲 也 君
観光文化部長 梅 川 日出樹 君
農林水産部長 深 川 元 樹 君
理 事 間 宮 将 大 君
土 木 部 長 奥 山 和 弘 君
会 計 管 理 者 城 内 智 昭 君
企 業 局 長 森 山 哲 也 君
病 院 事 業 者 千 田 真 寿 君
管 理 者 越 猪 浩 樹 君
教 育 長 佐 藤 昭 一 君
警 察 本 部 長 坂 野 定 則 君
人 事 委 員 会 小 原 雅 之 君
事 務 局 長
監 査 委 員

事務局職員出席者

事 務 局 長 鈴 和 幸
事 務 局 次 長 池 永 淳 一
兼 総 務 課 長
兼 首 席 審 議 員 坂 本 誠 也
兼 議 事 課 長
議 事 課 長 補 佐 吉 田 晋

午前10時開議

○議長(内野幸喜君) これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長(内野幸喜君) 日程に従いまして、日程第1、12日に引き続き一般質問を行います。

高島和男君。

〔高島和男君登壇〕（拍手）

○高島和男君 おはようございます。自由民主党・熊本市二区・高島和男です。

質問に入る前に、一言申し上げます。私は、結婚して35年、2人の子供を授かり、今では2人の孫に囲まれた生活を送っています。幼い無邪気な笑顔を見るにつけ、この国、そして本県を次の世代にどのような形で引き継ぐのかという問いを、日々重く受け止めています。

振り返れば、我が国は、バブル崩壊以降、失われた30年と言われる停滞の時代を経験してきました。かつて1億総中流とも称されましたが、現在は給与の中央値の低下が進み、アルファベットのKを模したK字型経済と言われるなど、社会の二極化と格差が静かに広がっています。

さらに、SNSを通じた情報の偏在や陰謀論など、真偽不明の情報格差も相まって、自らと近い考えに接しやすい環境が生まれ、社会の対立や不信が深まっているように感じます。

これが政治にも影響を及ぼし、既存政党への評価の揺らぎや過激な主張への支持の広がりにつながっているのではないのでしょうか。

また、国際社会に目を転じれば、分断の進行や力による秩序への傾斜に加え、国際法違反が繰り返される中で、その扱いに二重基準とも言える状況が見られ、人権や倫理観が軽視される現実も見逃せません。

こうした現状は、制度疲労あるいは民主主義の老化による内政のぬかるみとして、先進国に共通する現象となっているのではないのでしょうか。

私は、常にこの議場での発言は、後世の県民の検証に耐え得るものでなければならないとの思いで登壇しています。本日は、次世代に責任を持つ一人として、本県の将来像を見据えた視点で質問を行います。

最初に、地方分権の持続可能性と県、市町村の役割再編についてお尋ねします。

1990年代以降進められてきた地方分権改革は、住民に身近な行政は地方が担うべきとの理念の下、地方への権限移譲を進めてきました。しかし、現在、その前提が大きく揺らいでいるとの強い危機感を抱いています。

報道にもあるとおり、地方公務員、とりわけ土木、建築などの技術職は、充足率が7割程度にとどまり、応募ゼロの事例も生じています。その結果、インフラ維持に支障が出始めているとの指摘もあります。

さらに、市町村からは、事務を都道府県に戻してほしいといった、いわば逆分権とも言える動きも見られます。これは、制度と現場のずれが限界に近づいている表れではないのでしょうか。

かつて鳥取県知事を務められた片山善博氏は、市町村で担えないものは都道府県が担うのが自然であり、地域の実情に応じて役割分担を見直すべきと提起されており、私も同様の認識です。

国においても、地方制度調査会で役割分担の見直しが議論されており、2027年末までに具体策が

取りまとめられる予定です。人口減少や団塊ジュニア世代の退職により、今後は行政機能維持の困難化も懸念されています。

こうした中、総務省は、市町村事務の都道府県への移管や広域連携、デジタル化の方向性を示し、他県では役割分担見直しの検討も始まっています。今、地方分権の前提そのものが問われているのではないのでしょうか。

地方分権とは、単に仕事を地方に委ねるのではなく、責任、権限、負担を一致させることと考えます。同時に、この議論は、中央集権的な逆行とならぬよう、市町村の意向を踏まえた柔軟な対応が不可欠です。

この現況は、本県においても例外ではなく、ここ20数年で職員数は1,000人以上減少し、特に技術職の確保は厳しい状況です。結果、県、市町村を通じて、人的基盤が弱体化しているのではないのでしょうか。

スクリーンを御覧ください。（資料を示す）

これは、総務省データを基に作成した熊本市を除く本県市町村の建築、土木職の実情です。

町村では、該当職員がゼロの自治体も少なくありません。これは、人手不足にとどまらず、基礎的行政機能を担う体制そのものが揺らいでいることを示しています。すなわち、分権の前提である現場で担う力が失われつつあるのではないのでしょうか。

そこで、3点伺います。

まず、本県市町村における職員、特に技術職の確保状況についての認識とインフラ維持や行政運営に与える影響についてお尋ねします。

次に、市町村では、人材不足が深刻化し、現場からは業務継続に支障が生じかねないとの声もあります。基礎自治体を身軽にする観点からも、今後、市町村が現在の業務を担い続けることが可能

とお考えか、それとも役割分担の見直しが必要な段階に来ていると認識されているのか、お示してください。

最後に、特に技術職や専門業務は、県が広域的な人材確保や市町村への派遣などを構築すべき段階に来ていると考えます。こうした仕組みを構築する考えがあるのか、また、役割分担の見直しについて、いつまでに方向性を示すのか、お答えください。

人口減少下で分権を持続可能な形で再構築できるか、今問われるのは、誰が、どの役割を引き受けるのかという判断です。本県としてどう向き合うのか、知事の答弁を求めます。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 高島議員から、地方分権の持続可能性と県、市町村の役割再編について御質問いただきました。

かなり骨太なテーマでありますので、少々長くなりますけれども、お許しいただければと思います。

まず、県内市町村職員の確保状況等についてお答え申し上げます。

平成12年に地方分権一括法が施行され、地方への大幅な権限移譲が行われる中、基礎自治体である市町村優先の原則の下、住民生活に身近な保健、福祉分野を中心に、県から市町村への権限移譲も積極的に進められてまいりました。

一方で、人口減少やそれに伴う人手不足の深刻化、DX化の進展など、社会経済情勢が大きく変化する中で、県と市町村の役割分担も変化していくものと考えております。

国においても、第34次地方制度調査会において、人材不足の状況を踏まえ、持続可能かつ最適な形で行政サービスを提供していくために必要な地方制度の在り方に関する調査、審議が開始され

ております。その中で、国、都道府県、市町村間の役割分担や関係の在り方についての議論が行われ出しております。

このような中、先日、国勢調査の速報値が公表されたとおり、急速な人口減少や社会情勢の変化に伴い、県内市町村においても、職員の確保が大変厳しい状況と伺っております。

特に、議員御指摘の技術職員の人材不足が顕著となっており、昨年度の県の調査でも、土木技師の募集を行った19市町村のうち、採用計画数を確保できたのは4市町村のみで、採用計画数47人に対して、実際の採用数は15人、充足率は約32%という、大変厳しい結果でございました。

そのため、県では、インフラ維持や行政運営に支障を及ぼすことがないように、広域本部、地域振興局土木部を中心に、市町村に丁寧寄り添いながら、技術的助言などの支援を行うとともに、財政等の状況が特に厳しい過疎市町村については、高度な技術を要するものなど一部の事業については、代行受託なども行っております。

次に、県と市町村間の役割分担の見直しについてお答え申し上げます。

県、市町村ともに行政ニーズが多様化する一方、先ほど来申し上げているように、人口減少による人手不足が深刻化する中で、県と市町村との間の役割分担は不断に行っていくべきではありますが、今必要なのは、県と市町村が連携していかに行行政機能を維持していくかの知恵を絞ることかと私は思っております。

例えば、今お答え申し上げたインフラの維持においては、県も技術職員の確保に大変苦勞しており、市町村の事業を引き受けるだけの体力はないため、県と市町村の役割分担の見直しだけで解決することにはならないと考えております。

私が毎回出席しております地域未来創造会議を

はじめ、あらゆる機会を活用して、各市町村が抱える課題について、様々なレベルでの意見交換を行ってまいっておりますけれども、市町村が担う法定事務の返上や県から移譲された事務の返還といった役割分担の見直しを求めるお声は、現段階では私は直接には伺っておりません。

市町村が今後も法定事務や政策的業務を担い続けることができるように、まずは負担の軽減にもつながる業務の集約化とか広域連携の手法などについて、市町村とともに検討してまいりたいと考えております。

他方、市町村が担う法定事務の役割分担の見直しなどについては、国の法律、制度に関する事項で、非常に重要な議論ですので、さきに述べました地方制度調査会における議論をしっかりと注視してまいりたいと考えております。

最後に、広域的な人材確保や市町村への派遣などの仕組みの構築についてお答え申し上げます。

私は、県の重要な課題の多くは、市町村とともに取り組まなければ解決できないと考えており、その意味からも、市町村との連携強化は不可欠でありまして、この点は私の最も大事にしている政治姿勢でございます。

その代表的な取組として、本県では、平時から九州圏内では最大規模となる県と市町村間での職員の相互交流を現在も実施しております。

また、熊本地震を契機として、災害発生時には、災害査定業務への技術的な支援に加えて、県からの職員派遣、県内外の自治体からの応援派遣を速やかに調整し、被災市町村の行政に支障が生じないような支援体制も確立しております。

また、昨年、さらに県の人事、人材育成基本方針を改定いたしました。市町村への人材育成、確保の新たな支援策として、複数自治体における共同採用方式の導入を盛り込んでおります。現在、

人吉・球磨地域をモデルとして、こうした採用方式の導入を具体的に検討しております。

市町村を取り巻く状況が大きく変化する中、将来に向けて持続可能な形で行政サービスを提供し続けられるよう、県として、市町村のニーズを踏まえながら、柔軟に対応してまいりたいと考えております。

〔高島和男君登壇〕

○高島和男君 知事から、市町村だけでなく、県においても技術職員の確保が厳しく、市町村事業を引き受ける体力はないとの率直な答弁でありました。この点は、人口減少社会における行政運営の現実として、重く受け止めたいと思います。

私は、単に県へ事務を移すべきだと申し上げているわけではありません。県も市町村も、人的余力に限られる中で、従来どおりの行政体制を前提としていては、立ち行かなくなるのではないかという問題意識を持っています。

先日の報道では、人口3,000人規模の自治体で、橋の終活という表現が使われていました。これは、単なる老朽化問題ではなく、人口減少や技術職不足の中で、維持管理を担う主体そのものが失われつつある現実を示しているように思います。

今後は、何を続けるかだけでなく、何を変えるのか、何を見直すのか、そして、限られた人材をどこに重点的に配置するのかという視点が不可欠です。そのためにも、県と市町村が、将来の行政サービスの在り方や役割分担について、率直に議論を深めていくことが重要であると申し上げておきます。

次に、給食費の無償化及びいわゆる高校授業料無償化の拡充と、それに伴う国と地方の財政関係についてお尋ねします。

国は、子育て世帯の負担軽減や教育機会の均等

を目的に、小学校給食費の無償化を全国一律で進め、本年4月から制度がスタートし、現場で運用が始まっています。

その仕組みは、学校給食の食材費について、国が2分の1、都道府県が2分の1を補助し、市町村に配分するものですが、都道府県負担分についても、地方交付税措置により財源が手当てされています。この結果、制度上は国が全額を負担しているかのような構図となっています。

また、高校授業料についても、高等学校等就学支援金制度の見直しにより、所得制限の撤廃や支給額の引上げが行われ、支援対象が拡大されています。こうした施策は、子供たちの成長を社会全体で支える意義のある政策です。

ただし、ここで着目すべきは、財源の在り方です。地方交付税は、本来地方自治体が地域の現状に応じて自由に使い道を決めることができる一般財源です。

次に、課題について申し上げますと、今回の給食費無償化は、国が全額を負担しているように見える一方で、その財源が地方の一般財源に依存する形となっているため、結果としてその使途が制約される側面を持っているのではないかと考えます。

また、いわゆる高校無償化の拡充においても、対象が全世帯に広がったことにより、必要となる財源規模も増大しており、こうした恒常的な支出が同様の手法で運用される場合、地方財政への影響はより一層大きなものとなることが危惧されます。

このような仕組みが続けば、国が制度を決定し、地方が実質的にその財源を支えるという構造が固定化し、地方が地域の実態に応じて政策判断を行う余地が狭まるおそれがあります。

地方自治体は、それぞれ人口構成や産業構造、

地域課題も異なります。本来であれば、限られた財源を何に重点配分するのかは、地域の実情を最もよく知る地方自治体自身が判断すべきものです。しかし、地方交付税措置という形で事実上使途が固定化される施策が増えれば、地方自治の根幹である自主性、自立性が徐々に弱まっていくことにもつながりかねません。

ここで重要なのは、制度の持続可能性です。教育負担の軽減という政策目的は極めて重要ですが、その実現に当たっては、制度だけでなく、財政運営の在り方についても十分に議論されるべきです。

国が全国一律の制度として実施するのであれば、本来は国が責任を持って安定的な財源を確保すべきであり、地方交付税という形で実質的に地方の裁量財源に依拠することには、課題があるように感じます。

また、これは、単なる教育政策にとどまらず、今後の国と地方の役割分担や地方自治の在り方に関わる重大な問題であると考えます。

以上を踏まえ、3点伺います。

まず、給食費無償化及び高校授業料無償化の拡充により、本県及び市町村財政に与える影響をどの程度見込んでいるのか、お示してください。

次に、地方交付税による財源措置は、今後も安定的に続くと考えているのか、また、その結果、地方が地域の実情に応じて政策の優先順位を決める自由度が損なわれることはないのか、県の認識を伺います。

最後に、国が全国一律の制度を創設する場合の財源負担の在り方について、本県の基本的な考え方と今後の対応について、以上、知事の所見をお尋ねします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) お答え申し上げます。

学校給食費や高校授業料に関するいわゆる教育無償化——まあ、いわゆるですけれども、については、昨年12月に都道府県負担を突然求められまして、私も大変驚いたところでございました。

その際、私は、このような全国一律の制度については、本来であれば全額国の負担において実施すべきであり、仮に都道府県に負担を求める場合は、財源措置が必要であると、その考えを申し述べました。

最終的には、地方3団体からの要望などを踏まえ、地方負担の全額について、地方交付税により措置することとされたところでございますが、このような経緯も踏まえ、議員からの3点の御質問にお答え申し上げます。

1点目の県及び市町村財政に与える影響についてでございます。

本県では、令和8年度当初予算における教育無償化に伴う一般財源の増加は、約59億円になります。ただし、この分は、地方交付税により全額措置されることとなっておりますので、実質的な県の財政負担の増加はないものと考えております。

また、市町村に対しては、今回のいずれの制度改正においても、財政負担は求めないこととされております。

なお、市町村が実施する学校給食につきましては、自主的な判断で食材費を負担してきた場合、負担の軽減となりますが、実際の食材費が国の負担額を上回る部分については、依然として自ら負担するかどうかの判断が求められております。

学校給食は、単なる食事ではなく、食育の重要な教材として、健康な体づくりや望ましい食習慣の形成などに大きな役割を果たしていると考えます。質を低下させることなく、地域の特色を生かした給食が維持できるよう、今後も教育委員会と連携し、市町村での実施状況の把握などに努めて

まいりたいと考えております。

2点目の財源措置の安定性、地方の政策への影響についてお答え申し上げます。

いわゆる教育無償化の地方負担分については、地方財政計画の歳出に全額が計上されておりました、一般財源総額も増額確保されております。そのため、他の政策への影響は生じないものと受け止めております。

しかしながら、一方で、議員御指摘のとおり、必要な財源が十分に確保されなければ、他の政策にも影響が生じるおそれはございます。そのため、今後も、財源措置の状況を注視しながら、必要に応じて国に対して適切な財源措置を求めてまいります。

3点目の全国一律の制度創設への財源負担の在り方についてお答え申し上げます。

冒頭申し上げましたとおり、私は、今回のような国主導による全国一律での制度の創設などを行う場合には、本来的には国が全額を財源負担すべきと考えております。

特に、一般財源である地方交付税により財源措置がなされる場合には、議員御指摘いただいたとおり、地方の自主性が損なわれることがないように留意することが必要です。

教育や福祉をはじめとする住民に身近なサービスの充実が図られること自体は、評価すべきことと考えております。しかしながら、一方で、今回のような事案については、まずは国と地方との役割分担を整理し、その財源負担の在り方に関する議論を国と地方で十分に行った上で制度化されることが望ましいと考えており、県としても、引き続き国に対して必要な意見を申し述べてまいりたいと思います。

以上でございます。

〔高島和男君登壇〕

○高島和男君 全国一律の制度を創設する場合は、本来的には国が全額を財源負担すべきであり、また、地方交付税による財源措置については、地方の自主性への配慮が必要との認識が示されたことは、重要な答弁だったと受け止めております。

先日の地元紙では、給食費の無償化について、県内33市町村が、国の補助額だけでは賄えず、自主財源等で不足分を補っている実態が報じられました。

答弁にもありましたように、実際の食材費が国の基準額を上回る場合には、市町村が負担の判断を求められることになります。

また、本県の経常収支比率は、91.5%と高い水準にあり、自由に使える一般財源の余地は決して大きくありません。そのような中で、全国一律の制度が地方交付税措置を基本として積み重なれば、地方が地域の実情に応じて政策の優先順位を決める余地が徐々に狭まることも懸念されます。

教育負担の軽減という政策目的は極めて重要です。しかし、その理念を持続可能なものとするためにも、国と地方の役割分担や財源負担の在り方について、今後も丁寧な議論が必要であることを申し上げておきます。

次に、財政調整基金の在り方と本県財政の持続可能性についてお尋ねします。

まず、本県の財政の現状について申し上げます。

令和8年度当初予算は、歳入、歳出ともに前年度から905億円増と大幅な規模拡大となっており、歳出では、人件費や扶助費など義務的経費の増加が顕著です。また、投資的経費も増加し、災害復旧事業費の増など、本県の置かれた状況を色濃く反映したものとなっています。

一方で、財政調整用4基金の残高は、令和7年

度の80億円から令和8年度には152億円へと増加しており、一見すると財政余力が回復したようにも見受けられます。

しかしながら、その内訳を見ますと、純粋な財政調整基金は僅か18億円にとどまり、大宗は地域未来基金費や県有施設整備基金、県債管理基金といった特定目的基金です。つまり、自由に活用できる財源は極めて限定的であり、見かけの残高と実質的な財政調整力との間に隔たりがあるのではないかと考えます。

また、昨年6月に公表された中期財政見通しでは、災害対応、社会保障関係経費、公債費の増加などにより、本県の財政運営は今後も厳しい状況が続くことが示されています。

さらに、2月10日の臨時会見で、知事は、令和8年度当初予算編成で生じた119億円の財源不足について、事業見直しを行った上で国の財政措置や県債発行により対応したと説明されました。

しかし、本来、こうした財源不足への対応においてこそ、財政調整基金が重要な役割を果たすべきではないでしょうか。現状では、その機能が十分に発揮されていると言い難いと感じています。

その上、一般的に都道府県における財政調整基金は、標準財政規模の5から10%程度が一つの目安とされる中、本県の水準は、類似団体と比較しても低い水準にとどまっています。しかも、熊本地震や豪雨災害を経験した本県の特性を踏まえれば、財政の緩衝機能として極めて脆弱な状態にあると言わざるを得ません。

加えて、現在、全国の自治体では、金利上昇局面を見据え、地方債の圧縮や財政余力の確保といった守りの財政運営へとかじを切る動きも進んでいます。

こうした状況を鑑みると、本県においても、単に基金残高の多寡を論じるのではなく、中期的な

財政見通しに基づき、どの程度の基金残高が必要なのかという根拠ある水準と、それを実現するための計画的な積立て及び取崩しの方針を明確にする必要があると考えます。

そこで、3点お尋ねします。

まず、本県の財政調整基金は、18億円という至って少額、かつ長年にわたり同程度で推移しています。この状況について、県としてどのように認識しているのか、伺います。

次に、財政調整基金の位置づけ及び使途について、県としての整理をお示ください。

最後に、中期財政見通しを踏まえ、本県として、財政調整基金の適正な水準をどのように設定しているのか、また、その水準の根拠をお示ください。あわせて、その水準を確保するための今後の基本的な運用の考え方を伺います。

さらに、地域未来基金等を含めた財政調整用4基金という整理について、その考え方及び妥当性をお尋ねします。

以上、総務部長の明確な答弁をお願いします。

〔総務部長下山薫さん登壇〕

○総務部長(下山薫さん) まず、財政調整基金の認識についてお答えします。

本県では、財政調整基金ほか、財源として活用し得る資金を有している3つの基金を合わせた4つの基金を財政調整用の基金と整理しています。

この財政調整用4基金は、近年80億円程度で推移していますが、熊本地震や令和2年7月豪雨の際には、4基金を最大限に活用することで、発災後直ちに発生する需要にちゅうちょなく着手することができました。

この経験から、今後も80億円程度の水準を維持することが望ましいと認識しています。

次に、財政調整基金の位置づけ及び使途についてお答えします。

本県では、予算編成において財源不足が生じる場合には、財政調整用4基金をそれぞれの目的に応じて一般財源の代わりに活用することで対応しています。

財政調整基金についても、経済状況の著しい変動や災害などの不測の事態に、迅速かつ柔軟に対応するという基金の目的に沿って活用を行っています。同様に、他の3基金についても、それぞれの基金の目的の範囲内で財政調整に活用しています。

3点目の財政調整基金の適正な水準についてお答えします。

先ほど申し上げましたとおり、財政調整用の基金は、80億円程度の水準を維持することが望ましいと認識していますが、令和8年度当初予算においては、令和7年8月豪雨への対応による取崩しにより、52億円程度にとどまっています。

そのため、令和9年度の当初予算編成に向けて、歳入、歳出の両面からサマーレビューを行い、事業の効率化や改善の検討を行うとともに、早い時期から予算の最適化や弾力性の確保に向けた検討を進めていくこととしています。

あわせて、議員御指摘の財政調整用の基金の在り方についても、本県の財政状況を県民により分かりやすく示すという観点から、見直しについて検討を進めてまいります。

なお、地域未来基金費につきましては、詳細が明らかになっていなかったこともあり、令和8年度当初予算編成時点では、一時的に財政調整基金に計上することとしたものです。

今後、国の制度趣旨等を踏まえ、特定目的基金として新たに設置した上で、適切に活用してまいります。

引き続き、基金残高の確保と適切な運用に努め、持続可能な財政運営を行ってまいります。

〔高島和男君登壇〕

○高島和男君 まず、財政調整用4基金の在り方について、見直しを検討されること、また、地域未来基金費についても、今後は特定目的基金として整理されとのことであり、この点は前向きに受け止めたいと思います。

しかし、私は、なお疑問が残ります。答弁では、財政調整用4基金として52億円程度の残高があるとの説明でありました。

知事は、総務省で地方財政に携わってこられたので御承知と思いますが、総務省は、基金を財政調整基金、減債基金、その他特定目的基金に区分し、それぞれ異なる役割を持つものとして整理しています。

県債管理基金は県債償還のため、県有施設整備基金は施設整備のための基金であり、財政調整基金とは全くもって性格を異にします。にもかかわらず、これらを合算した52億円をもって本県の財政調整力として説明することは、県民に誤解を招きかねません。

重要なのは、基金の総額ではなく、不測の事態にどれだけ機動的に対応できる財源を有しているかという点です。その意味で、純粋な財政調整基金が18億円にとどまっているという事実は、重く受け止めるべきです。

今回の見直しについては、検討するとの答弁でしたが、検討にとどめることなく、本県独自の財政調整用4基金という呼称や整理手法についても、具体的な見直しにつなげることを強く求めます。

次に、デジタル教科書の導入と子供の学びへの影響についてお尋ねします。

近年、GIGAスクール構想の下、学校現場におけるICT活用が急速に進展し、デジタル教科書の導入も現実のものとなってまいりました。

こうした中、デジタル教科書を正式な教科書と認める学校教育法の改正法が成立し、制度化は大きな節目を迎えました。

教育のデジタル化は、個別最適な学びの可能性を有する一方で、様々な課題も示されており、今後は制度の具体的な運用が問われる局面にあります。

今回は、紙のみ、紙とデジタルを組み合わせたハイブリッド型、完全デジタルという3つの形態が、いずれも正式な教科書とみなす方向で検討されており、これは教育の大転換と言えます。

他方で、有識者からは、教育のデジタル化は必ずしも十分なエビデンスに基づいているとは言えず、拙速な全国展開は慎重であるべきとの意見や過度な活用が思考力や読解力の低下につながる可能性があるとの声もあります。

教育は、一度方向性を誤れば、修正は容易ではなく、その影響を受けるのは子供たちです。利便性や効率性だけでなく、子供の学びにとって何が本当に望ましいのかという観点から、冷静な議論が重要であり、制度の具体化には丁寧な検証と幅広い議論が求められます。

文科大臣も、低学年における完全デジタル化について、慎重な認識を示しており、制度の運用に当たっては、十分な検証が求められています。

また、報道各社の調査では、現場の校長から、紙とデジタルそれぞれの特性を踏まえ、発達段階に応じた活用を求める声もあり、現場と制度設計のすり合わせが肝要です。

海外に目を向けると、ICT教育を先行した国々においても、評価は一様ではありません。北欧諸国では、読解力や集中力への影響が指摘され、紙教材を重視する紙回帰の動きも見られます。

OECDの調査でも、ICT活用は、適切な範囲では効果が認められる一方、過度な使用は学力

に負の影響を及ぼす可能性がある」とされています。

それに、文科省の学校保健統計調査では、視力1.0未満の子供の割合が過去最高水準となっており、健康面への影響も看過できません。

さらに、浅い読みとも言われる読解の質の変化も、課題として挙げられています。デジタル媒体では、情報を流し読みする傾向が強く、深い思考や理解につながりにくいとの見方です。

もちろん、ICT活用は、使い方次第で効果を発揮します。しかし、その運用は現場に委ねられる部分が大きく、教員の指導力や学校間の差によって教育格差が広がることも懸念されます。

こうした点から、デジタル教科書は、可能性とともに、教育の質に関わる課題を内包しています。

そこで、3点伺います。

まず、国における制度化の動きを踏まえ、本県としてこの流れをどう受け止めているのか、特に教育効果や学びへの影響について、現時点の見解をお示してください。

次に、県内の学校におけるデジタル教科書の活用実態の把握状況について伺います。

また、視力や学習状況への影響、教員負担などに関し、どのような課題認識を持っているのか、お尋ねします。

最後に、制度導入が本格化することを見据えた基本方針を伺います。

特に、今回、3つの形態から最終的に教育委員会が採択する制度設計で、その決定は今後の教育の在り方を左右します。国においても、ガイドライン等の検討が進むと思いますが、最終的に採択を担うのは教育委員会です。

そこで、どのような基準や考え方を重視するのか、また、紙との適切な併用、発達段階への配

慮、さらには教育の質の確保という視点をどのように位置づけるのか、以上、教育長にお尋ねします。

〔教育長越猪浩樹君登壇〕

○教育長(越猪浩樹君) まず、デジタル教科書の導入に関する基本認識についてお答えします。

今国会において、これまで紙を補完する教材の位置づけであったデジタル教科書も、正式な教科書とする関連法案が成立しました。

県教育委員会としましても、児童生徒の多様なニーズに応じ、個別最適な学びや協働的な学びの充実を図っていく上で、デジタル教科書の有効活用は重要であると認識しています。

次に、デジタル教科書の活用の実態と課題認識についてお答えします。

現在、国から全ての小中学校に英語のデジタル教科書が提供されているほか、算数、数学についても約6割の学校に提供され、段階的な導入が進められています。

各学校においては、デジタル教科書が持つ音声読み上げや拡大表示等の機能の活用により、学習に困難を抱える児童生徒への支援や教員による教材作成の負担軽減にもつながっています。

デジタル教科書の導入に当たっては、高い学習効果が期待されるという利点がある一方で、議員御指摘のように、視力低下など健康面への影響に懸念の声が上がっていることも認識しています。

現在、国の中央教育審議会においても、対応等について議論が進められているところであり、県教育委員会としても、今後の動向を注視し、適切に対応してまいります。

次に、今後の教科書採択の方針についてお答えします。

小中学校の教科書の選定に当たっては、市町村教育委員会等において、各教科書の調査研究が適

切に行えるよう、県教育委員会が選定の参考となる採択基準や選定資料を策定し、指導、助言を行っているところです。

また、国において、デジタル教科書に関する新たな検定基準等に関する指針が検討されており、引き続き情報収集してまいります。

教科書には、紙やデジタルといった媒体がある中で、本年度から、県教育委員会においては、教科書等の文章を正確に読み解く力を高めるために、熊本市を除く県内全ての小学校5年生にリーディングスキルテストを実施し、一人一人の実態を詳細に把握し、授業改善に取り組むこととしています。

今後、学校や児童生徒の実態に応じて、紙とデジタルそれぞれの教科書の良さを生かしながら授業改善に取り組むことで、教育のさらなる質の向上に努めてまいります。

〔高島和男君登壇〕

○高島和男君 私も、ICT活用そのものを否定するものではありません。実際、熊本市教育委員会の調査でも、多くの教員がタブレット端末は授業改善に寄与していると回答しており、その効果は一定程度認められているものと思います。

しかし、教育の世界では、これまでも、これさえやれば解決するという形で様々な改革が進められてきました。少人数学級やゆとり教育、英語教育なども大きな期待を集めました。導入後に十分な検証がなされたのかという課題もあります。

今後、教育のデジタル化は進むでしょう。しかし、教育施策の難しさは、その影響がすぐには現われず、後になって見えてくる点にあります。

法案は成立しましたが、紙とデジタルの最適な組合せについて、十分な答えが示されているとは言えません。今回の制度で、最終的な採択を担うのは教育委員会です。ゆえに、国の方針を踏まえ

つつも、学校現場や子供たちの実態に丁寧に耳を傾けながら、主体的に判断していただきたいと思っています。

そして、導入して終わりではなく、不断の検証を重ねながら、子供たちにとって本当に望ましい学びを追求していただくようお願いいたします。

最後に、アリーナ整備と熊本の未来像についてお尋ねします。

現在、県民の関心は野球場の移転候補地に向けられていますが、県の整備方針では、県立総合体育館のアリーナ再整備が最優先課題とされています。

こうした中、現総合体育館は、築40年以上が経過し、現在の利用ニーズやプロスポーツ、興行への対応が困難となっています。

さらに、全国的には、Bリーグの新たな基準により、5,000席規模やVIP機能、収益性の確保が求められ、アリーナは、単なる体育館ではなく、スポーツ、エンターテインメント、交流機能を併せ持つ都市の核として整備が進んでいます。その結果、各地で整備が加速し、都市間競争の様相を呈しています。

本県においても、熊本ヴォルターズが地域に根差した活動を展開し、多くの県民に支持されていることは意義深いことです。

そんな中、Bリーグにおいては、稼げるクラブでなければ生き残れないとの考え方が明確に示されており、アリーナは、単なるホーム施設ではなく、収益を生み出す経営基盤として捉えられています。

しかるに、実際には、稼働率の確保や収益化に苦戦する事例も多く、最終的な負担が自治体に及ぶケースも少なくないと言われています。つまり、本事業は、夢の施設であると同時に、成立性が問われる経営事業であるという現実も直視する

必要があります。

また、ヴォルターズの存在はアリーナ整備の重要な要素ですが、年間試合数には限りがあり、クラブ単独で施設の稼働や収益を支えることには、一定の制約があるのも現実です。

したがって、整備に当たっては、特定の競技や利用主体にとどまらず、地域全体としてどのように活用し、持続可能な施設として成立させていくのかという視点が肝心です。

本県においても、現行施設ではこうした基準に対応できず、改修では限界があることが指摘されています。よって、今回のアリーナ整備は、熊本の将来を左右する重大な政策判断と考えます。

そこで、3点お尋ねします。

まず、アリーナ整備の基本コンセプトについてです。

県は、本事業について、公民連携を前提としたコンセプト整理を進めるとしてありますが、県民スポーツの拠点としての役割と収益性を伴う都市機能としての役割をいかに両立させるかが鍵となります。このアリーナをどのような戦略拠点として活用していくのか、具体的なビジョンをお示ください。

次に、事業手法と財政負担についてです。

本事業には、多額の投資が伴い、建設後の維持管理や運営コストも大きな課題です。年間稼働日数に限りがある中、収益性の確保をどのように図るのか、PFI等による民間資金の導入やリスク分担の考え方を伺います。

また、収益が想定を下回った場合の負担の在り方について、どのように考えているのか、併せて、建設費、運営費を含めた長期的な財政シミュレーションをどの段階で示すのか、お尋ねします。

最後に、アリーナ整備の持続可能性についてお

尋ねします。

社人研の推計によれば、我が国の人口は、2070年に約8,700万人まで減少するとされています。本県の人口も、既に戦後間もない1947年頃の水準にあり、全国では都市機能や公共施設の在り方を見直すスマートシュリンクの議論が進められています。

今回の整備は、数十年にわたり県民負担を伴う可能性のある事業です。将来の人口動態や利用需要の変化を踏まえ、県は本施設が持続的に成立すると考えているのか、その根拠も含めてお示ください。

以上、観光文化部長にお尋ねします。

〔観光文化部長梅川日出樹君登壇〕

○観光文化部長(梅川日出樹君) まず、アリーナ整備の基本コンセプトについてお答えします。

新アリーナの整備に当たっては、単なるスポーツ競技の受皿としてだけでなく、交流人口を引き寄せ、まちづくりの拠点として整備することが重要と考えています。

このため、県では、県勢を発展させ、くまもと新時代を創造する基盤となり、県民に夢や感動を与え、地域に活力をもたらす拠点となることをビジョンとし、整備を進めてまいります。

こうしたビジョンを実現するためのコンセプトとしては、スポーツをする環境と見る環境の両面の充実や施設を楽しむ複合的な機能の充実、地域の活性化となるまちづくりの拠点機能の充実が重要です。

このような機能を充実させることで、スポーツはもとより、コンサートなどの興行利用が促進され、収益性の向上を通じた地域活性化や交流人口の拡大も期待できます。

次に、事業手法と財政負担についてお答えします。

施設の再整備に当たっては、民間事業者の参画や県の財政負担軽減などについても考慮する必要があります。

そのためには、官民の多様な主体の関わりが不可欠であり、事業手法については、民間の知見やノウハウが大いに発揮できるPFIの手法を採用し、官民共創で推進したいと考えています。

現在、事業手法に加え、新アリーナの規模や機能等の検討、事業費の積算、民間事業者との役割分担やリスク分担の整理など、PFI法に基づく実施方針等の策定を見据えた作業を進めています。

また、施設開業後を見据えた各種スポーツ大会やイベント等の招致、コンサート等の興行利用の戦略的な活用推進策の具体化とその収益性を分析するため、市場調査を開始したところです。

収益性を高めることにより、設計、建設、維持管理などのPFIの事業期間を通じた県費負担が軽減され、持続的な施設運営を実現することが可能になると考えています。

県としては、持続可能な施設運営を実現する事業スキームの確立に注力するとともに、開発事業者の募集段階で、事業費も含めた全体像をお示ししたいと考えております。

最後に、人口減少社会におけるアリーナ整備の考え方についてお答えします。

アリーナは、様々なサービスの提供や消費を促すとともに、多くの雇用を生み出します。

国においては、2030年までにスポーツ市場を15兆円に拡大することを目標に取組が進められており、全国各地でスポーツの成長産業化を通じたスポーツ市場の拡大を図るアリーナ改革が進められています。

また、民間調査機関によれば、エンターテインメント市場も拡大することが見込まれており、ア

リーナの利活用においては、エンターテインメント分野での興行利用も重視されています。

このように、アリーナは、スポーツ利用に加え、コンサートなどスポーツ以外の興行利用を通じて交流人口を拡大させ、飲食や宿泊、観光等への波及効果や新たなビジネスの創出など、人口減少下における地方創生の切り札となるものです。

県としては、人口減少や社会経済情勢が急速に変化する中で、スポーツ振興に加え、スポーツ市場やエンターテインメント市場の成長の果実を取り込み、新アリーナが県勢を持続的に発展させる基盤となるよう、しっかりと取り組んでまいります。

〔高島和男君登壇〕

○高島和男君 スポーツ市場やエンターテインメント市場の成長、交流人口の拡大など、アリーナに期待される様々な効果について説明をいただきました。

私も、スポーツや文化の振興、さらにはヴォルターズをはじめとする地域スポーツの発展に期待するものであり、その方向性を否定するものではありません。

しかし、一方で、全国に目を向ければ、香川県では、94%という高い稼働率を実現しながらも赤字とのこと。また、長崎スタジアムシティも、強力な民間企業との複合開発による収益構造があって初めて成立しています。

アリーナは、整備すれば成功するのではなく、整備後にどう経営するかが問われる施設です。だからこそ、何のために整備するのかに加え、ビジネスとして成立するのかという視点が必須です。

県においては、将来の需要予測や収支見通し、県民負担について丁寧に示しながら、持続可能性を十分検証した上で事業を進めていただくことを要望したいと思います。

今回、質問を通して持続可能性という文言を多用しました。私は、政治の要諦の一つに、今を生きる私たちの利益と将来世代の利益との均衡を図ることがあると考えます。地方政治においても、目先の空気や単年度の議論に流されることなく、次世代にどのような地域と財政を引き継ぐのかという、俯瞰的な視点を持ち続ける必要があります。

このことを最後に申し上げ、今日の用意した質問全てを終わります。

最後まで御清聴、ありがとうございました。

（拍手）

○議長（内野幸喜君） この際、5分間休憩いたします。

午前10時57分休憩

—————○—————

午前11時8分開議

○議長（内野幸喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

中村亮彦君。

〔中村亮彦君登壇〕（拍手）

○中村亮彦君 皆さん、おはようございます。先ほどの高島先生に続いて、格式高い質問をこれからやってまいりたいというふうに思っております。

今日は一般質問の最終日ということで、最後の質問者となりました。私の前にもう既に8名の先生方の質問があったわけでありまして、大体県の課題は出尽くしたかなと少し思っておるところでございますけれども、私にとってはこの期の最後の質問となりそうでございますので、これから地元の課題、それから前年、前々年に質問した内容の経過並びに進捗状況等々を問うてまいりたいというふうに考えているところでございます。

先週の金曜日でございましたが、一般質問の前

の冒頭の御挨拶のときに、城戸県議が私を名指しで、今の言葉で言いますと、いじるというような暴挙に出られたわけでございます。まあ、皆さん、今日は私が壇上に上がるということは御承知であつたろうかというふうに思いますので、何と云うてやり返すんだろうかというようなことで、大変大きく期待を持っている方もいらっしゃるかというふうに思います。私も、昨日まで9つぐらいそのネタを考えておったところでございますけれども、これをやり返してしまうと同レベルとなってしまうというようなことで、今日はそれを差し控えさせていただきたいということを、まず皆様方に御報告を申し上げておきたいというふうに思います。

それから、企画振興部の富永部長におかれましては、来月7月に御栄転によりまして東京、霞が関のほうに帰られるかもしれないということでございます。まだ決定はしていないということでございますので、もしかしたらこの本会議、一般質問がお別れの質問になるかというふうにも思いますので、今日は最後の5問目に設定をさせていただきました。その5問目に行き着くように、まあ焦る必要はありませんけれども、急ぐ必要はありますので、なるべく早くたどり着きたいと考えておるところでございます。

早速質問に入りたいと思いますが、知事はじめ執行部の皆様方におかれましては、明快な御答弁をよろしくお願い申し上げますとともに、議員各位におかれましては、最後まで御清聴をよろしくお願いを申し上げまして、質問に入りたいと思います。

くまもとサイエンスパークにおけるイノベーション創発エリアと菊陽町の拠点との連携について質問をさせていただきます。

昨年6月定例会において、私は、知事に分散型

のくまもとサイエンスパークにおける大学、研究機関の誘致による人材育成に向けてどのように取り組んでいくのか、質問をいたしました。

私の質問に対し、知事からは、くまもとサイエンスパークにおいて、大学、研究機関の誘致による人材育成は、ビジョンの中核をなすもの、民間業者の優れた知見やノウハウを最大限活用し、地元市町とも連携し、スピード感を持って取り組んでいきたいとの力強い答弁をいただきました。

私は、その上で、ＪＲ駅に近接するという優位性を生かし、菊陽町が進める原水駅周辺の知の集積エリアに大学キャンパスを誘致することが、世界に類を見ない大学の設置という県のビジョンの実現につながるのではないかと提案をいたしました。

そのような中、先日、くまもとサイエンスパークの事業推進パートナーとして三井不動産が選定され、サイエンスパークの中核エリアとなるイノベーション創発エリアの整備やパークマネジメント法人の設立などのプロジェクトが発表されました。

三井不動産のノウハウとネットワークを生かし、半導体関連企業のみならず、国内外の大学、研究機関の誘致を進める内容であり、産学官連携拠点としての具体像が示されたことに、私も大きく期待をいたしておるところであります。

一方で、先ほども触れたとおり、菊陽町においても、ＪＲ原水駅や新駅を中心に知の集積エリアの整備を進め、大学キャンパスの誘致を目指しております。さらに、半導体人材育成を目的とした半導体ミュージアムの整備も検討されております。

知事も、昨年、分散型サイエンスパークは、各拠点が有機的につながり、相乗効果を生み出すことが重要と答弁をされておられます。今後、県と

菊陽町の取組が、重複することなく、拠点間の連携や役割分担を整理していく必要があると考えます。

まさにその点から申し上げれば、今回県が選定した三井不動産は、これまで菊陽町の土地区画整理事業の事業検討パートナーの実績も有しており、両者の連携がスムーズに図れるのではないかと考えております。

そこで、知事にお尋ねをいたします。

県が進めるイノベーション創発エリアと菊陽町が推進する知の集積エリアとの連携をどのように図っていくのか、また、その連携によりどのような効果を期待しているのか、知事の見解を伺います。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 中村議員から、くまもとサイエンスパークにおけるイノベーション創発エリアと菊陽町の拠点との連携について御質問いただきましたので、お答え申し上げます。

本県のサイエンスパークは、単なる企業集積の場にとどまらず、大学や研究機関の誘致、さらには職住近接の住環境の整備など、多様な機能を複数の拠点で分担する分散型サイエンスパークを目指しております。

このため、菊陽町、菊池市、合志市、大津町といった周辺市町との連携、役割分担は、分散型サイエンスパークを実現する上で極めて重要であると考えております。

議員御紹介の菊陽町の土地区画整理事業については、ＪＲ豊肥本線沿線という優れた立地特性を最大限に生かしながら、菊陽町が主体となって積極的に進められておられます。

事業区域には、にぎわいエリアや職住近接エリアに加え、大学キャンパスなどの誘致を通じて、学生や研究者が集い、交流する知の集積エリアを

形成し、半導体ミュージアムの整備なども計画されているものと承知しております。

半導体人材の育成、確保は、今や全国的にも喫緊の課題であり、本県においても最重要テーマの一つでございます。

その意味において、菊陽町が取り組まれる知の集積エリアの取組は、教育、研究機能の強化を通じて人材の循環を生み出す、本県が目指す分散型サイエンスパークにとって重要な拠点の一つであると受け止めております。

また、くまもとサイエンスパークの中核拠点であるイノベーション創発エリアにおいては、半導体関連企業の集積に加え、国内外の先端研究機関、また、さらには企業の研究開発部門などを誘致して、さらなる新たな技術の創出や高度な人材を輩出する産学官連携拠点を目指しております。

そして、パークマネジメント法人が、その機能の一つとして産学官連携の橋渡し役、これを担うことで、先端研究、デザイン設計、製造、検査、評価まで一貫した半導体エコシステムの構築を図っていきたいと考えております。

今後は、このイノベーション創発エリアと菊陽町が進める知の集積エリア、これが相互に補完し合い、研究、教育、産業が有機的につながっていくことで、サイエンスパーク全体を牽引していくことになるかと期待しております。

その実現に向け、菊陽町はじめ関係市町と意見交換を重ね、連携を一層強化しながら、くまもとサイエンスパークの早期実現に向けて全力で取り組んでまいります。

〔中村亮彦君登壇〕

○中村亮彦君 木村知事が、菊陽町の知の集積の取組を、教育、研究機能の強化を通じて人材の循環を生み出す重要な拠点と認識していただいていること、改めて確認できて、大変心強く思っております。

ります。

イノベーション創発エリアは、サプライヤーをはじめとする半導体関連産業が集積し、主に企業活動を推進する拠点、そして、一方、菊陽町が取り組む知の集積エリアは、大学キャンパスや先端研究機関の誘致により高度人材の育成を推進する拠点と理解をいたしました。

私は、この両エリアが一体となって機能することで、初めて世界に誇れるサイエンスパークが実現すると考えております。

菊陽町の知の集積エリアで学生が学び、ここに集う研究者たちが新たな技術を創出し、その結果がイノベーション創出エリアの企業活動につながる、そして、企業と連携する実践的な教育、研究を通じて、これからの熊本、将来の日本の未来を担う半導体高度人材が育成されるという、このような好循環を生み出すことが世界に類を見ない熊本のサイエンスパークの姿であろうと思います。

熊本県においては、知の集積エリアとイノベーション創発エリアが、その特色を生かし、お互いの役割を果たすことで相乗効果を発揮し、熊本県、ひいては日本を牽引できるよう、熊本県、三井不動産、菊陽町の3者がこのエリアのあるべき姿を議論する場を設けるなど、菊陽町の取組にも県が積極的に関わることで、世界に類を見ないくまもとサイエンスパークを実現してほしいと願っております。

幾つも拠点がこれからできてくるというふうに思います。これは、特色をはっきりさせると、そして、その役割をはっきりさせるということが大変大事であろうというふうに思います。これが曖昧だと、同じようなことを各地に散らしてどこでもやっているということになりますから、そうはならないようにしなきゃならないし、また、菊池市にも新たな県の工業団地ができようとしており

ます。ここにも、そのことを契機にいろんなサプライ企業であったりあるいは関連企業が張りつくというようなことがあって、また工場群、企業群があそこに出来上がるというようなこともあろうかというふうに思います。

あるいは、このTSMC、JASMの製品を運ぶようなそういう物流であったりとかあるいはメンテナンス、いろんな産業が関わるわけでありますから、これはいろんな拠点が、これだけではなくて、まだ幾つもこのエリアにはできてくるんだろうというふうに思いますので、しっかり特色を明示して施策に取り組んでいただきたいと考えております。

次の質問に参ります。

将来を見据えた地下水保全対策の推進について質問させていただきます。

私の地元である菊陽町を含む熊本地域、これは4市6町1村でございますが、生活用水のほぼ100%を地下水で賄っており、この豊かな地下水は、人々の暮らしや産業を支えるかけがえのない資源となっております。

そのため、20年以上前から、白川中流域を中心に、農業者の皆さんによる田んぼへの水張り、いわゆる水田湛水により地下水涵養の取組が進められてきました。

また、近年、菊陽町と合志市にまたがるセミコンテクノパーク周辺においては、JASMをはじめとする半導体関連企業の集積が進んでまいりました。

半導体の生産に当たっては、大量の水を必要といたしますが、農業者や企業の皆さんの御尽力により冬場にも水張りを行うなど、水田湛水等の取組は拡大しており、地下水の量はしっかりと守られている状況にあると認識をいたしております。

ただ、現状が大丈夫だからと、取組を緩めては

ならないと思っております。地下水は、50年、100年先を見据えて守っていく必要があります。

将来の地域の状況を想像してみると、例えば、人口減少に伴う農業者の減少や開発等に伴う農地の減少といった事態が想定されます。将来を見据えながら、先手先手で対策を考え、実行することが重要ですし、その一つとして、農業者の皆さんの水田湛水の活動に過度に頼らない形での地下水涵養対策の検討を、より一層進める必要があるのではないのでしょうか。

熊本県と熊本地域11市町村では、本年3月に第二期熊本地域地下水総合保全管理計画を策定され、水田湛水等に加え、営農に頼らない涵養対策にも取り組むこととされております。様々な課題があると思いますが、ぜひ着実に進めていただきたいと思います。

また、現在、菊陽町では、この地下水管理計画に基づき、本年4月にオープンしたくまモンアーバンスポーツパークの隣接地に浸透型の調整池を整備し、調整池を活用した地下水涵養を進めることとされております。この取組は、他の先駆けとなるもので、県や熊本地域にとっても大変重要で意義あるものだと考えます。

このような菊陽町の例も含め、市町村における新たな涵養対策の取組の検討に当たっては、雨水等を地下に浸透させる手法や施設の整備等、様々な観点からの検討が必要になります。

市町村では、情報やノウハウが不足する部分も多くあると思います。県においては、市町村との情報共有はもちろん、市町村における様々な課題解決に向け、環境生活部だけではなく、各部局が連携してしっかりと支援していただきたいと思います。

そこで質問いたします。

これまでの地下水の保全の取組の成果を踏まえ

つつ、今後、将来を見据え、長期的な視点の下、
 こういった対策を進めていくのか、環境生活部長
 にお尋ねをいたします。

〔環境生活部長清田克弘君登壇〕

○環境生活部長(清田克弘君) 地下水は、県民生
 活や産業を支える熊本の宝であり、県では、地下
 水保全推進本部を中心に、地下水量の保全のため
 の取組を進めています。

特に、地下水の涵養については、農家の皆様や
 企業等の御協力をいただき、冬期湛水が拡大した
 ことなどにより、水田湛水による涵養量が令和6
 年度には前年度の約1.6倍の約3,300万トンまで増
 加するなど、取組が着実に進んでいます。

その一方で、水田湛水以外の方法による人工涵
 養量は、近年、約1,000万トンと横ばいの状況に
 あります。議員御指摘のとおり、人口減少に伴う
 農業者の減少など将来を見据えると、営農に頼ら
 ない涵養対策も大変重要と認識しています。

そのため、本年3月に、県及び熊本地域の11市
 町村で策定した第二期熊本地域地下水総合保全管
 理計画では、水田湛水の継続等に加え、営農に頼
 らない涵養対策を推進することとしています。

具体的には、浸透型調整池の活用や工場等の敷
 地内涵養の促進、雨水浸透施設の普及促進、公共
 工事における涵養対策の推進等に取り組むほか、
 民間団体等と連携し、調査研究に取り組んでいま
 す。

特に、浸透型調整池は、新たな涵養対策のモデル
 の一つになると考えており、具体化に向けた課題
 の洗い出しと対策の検討を進めているところで
 す。

また、議員御紹介の菊陽町の取組をはじめ、市
 町村がこれらに関連した取組を行う場合には、県
 の関係部局が連携し、情報提供や技術的な助言を
 行うなど、支援してまいります。

熊本の宝である地下水を確実に未来へ引き継ぐ
 ため、引き続き、市町村や民間団体と連携しなが
 ら、地下水総合保全管理計画に基づき、地下水量
 の保全にしっかりと取り組んでまいります。

〔中村亮彦君登壇〕

○中村亮彦君 大津町と菊陽町にまたがる白川中
 流域における地下水涵養の取組は、協力農家をは
 じめとした多くの関係者の御尽力により、着実な
 成果を上げておられます。水循環型営農推進協議
 会をはじめ、協力農家各位の多大なる貢献に対
 し、改めて深く感謝と敬意を申し上げるところで
 ございます。

その一方で、麦作や大豆から湛水事業への転換
 も見受けられ、JA大型乾燥調整施設——これは
 カントリーエレベーターではありますが、の稼働率
 低下を招き、施設運営に影響を及ぼすなど、穀物
 自給率向上を図る施策との整合に課題も生じてお
 ります。水田に頼った涵養のみでは限界があると
 認識をいたしまして、今日はこの質問をさせてい
 ただいたところであります。

先ほど環境生活部長の御答弁では、水田湛水以
 外の人工涵養量は年間に1,000万トン、これは横
 ばいであるというような御答弁でございました。

私が先ほど質問の中で紹介しました浸透型の調
 整池、これは菊陽町にあるわけではありますが、こ
 れは1年間の涵養能力は300万トンと言われてお
 ります。300万トンといいますと、JAS第1
 工場が1日にくみ上げる水の量は1.2万トン、こ
 れはみんな当時びっくりしていた話なんですけれ
 ども、この1.2万トンの約300倍の涵養能力を持っ
 ているということで、非常に高いポテンシャルを
 持っているこの調整池であります。

ということになりますと、安定的な地下水涵養
 インフラとこれは言っているというふうに思いま
 す。農地の涵養だけではなくて——もちろん農家

の方々が大変御協力をいただいておりますので、それは順調にこれまで進んでおるところでございますけれども、それでも、それに加えて堅いもので今度は涵養するというようなことをこれから目指していただきたいなというふうに思っております。

それに加えて、気象も、最近は大変異常気象が続いて、大雨が降ったりもして、その大雨の雨水量の調整にこの調整池は使われるわけですが、けれども、今から住宅地を造るであったりとかあるいは企業が何か施設を建てるといったときには、この調整池を造りなさいというようなことが義務づけられることもあるわけですが、けれども、このような災害にもしっかりと備えてまいらなければならない、そのためには調整池もこれから増えていくだろうというふうに思いますので、そこら辺のところも注視していかなければならないなというふうに思っております。

昔は、怖いものの例えに、地震、雷、火事、おやじというような言葉がございました。まあ、この最後のおやじにつきましては、もうその権威は既に失墜をいたしております、家庭内では誰もおやじの言うことは聞かぬというようなことで、今、さしずめ——今うんうんとうなずいていらっしゃる方おられるかというふうに思いますけれども、その方もそうであろうかというふうに思います。これは、改めて御同情申し上げるものでございますけれども、今はさしずめ地震、雷、火事、大雨ということになっているんだろうというふうに思います。

それを考えますと、そういう調整池の役割は、その雨水調整だけではなくて、この涵養にも使えるというように、これはぜひ菊陽町との連携も含めて進めていただきたいというふうに思います。

次の質問に参ります。

若者の世界チャレンジの機会創出について質問をいたします。

近年、T S M Cをはじめ、県内に拠点を置く外国企業も増え、熊本県に移住する外国人やインバウンドが年々増加する中、県民が日々の暮らしや学校生活において異文化に触れる機会も増えております。

私の地元の菊陽町でも、在留外国人の数が1,000人を超え、外国の方々と町民との交流の場も年々増加をいたしております。

一方で、日本を訪れる外国人と日本から出国する国民の数は、2025年で、訪日外国人4,200万人に対し、出国者はその3分の1の1,400万人にとどまっております。

また、海外の大学等に留学する学生数は、最新のデータでは約9万人で、ピーク時より2割減、特に1年以上の長期留学に限ると3割減となっており、若者の海外で学び、挑戦しようという姿勢は、少し薄れているように感じます。

もちろん、新型コロナや円安、国際情勢の不安定さもあると思いますが、私は、この傾向が続くと、国民の内向き志向が強まり、ひいては日本の国際的な競争力が低下するのではないかと懸念を持っております。

他県と比べても、外国人や異文化と触れ合う機会がますます増えていくことが想定される本県において、若い世代が国際的な視野を持つことは、本県の将来にとっても極めて重要だと考えます。

異文化の本質を学ぶためには、やはり海外に出て、現地に身を置き、外国人や現地の文化に直接触れる経験が大切です。語学力や知識を習得するだけでなく、価値観を理解し、貴重な体験を通して時代の潮流を先読みできるような人材に成長していただき、願わくば、将来熊本に帰ってきて、

様々な分野で活躍してほしいと思っております。

また、本県の高校生世代は、小学生のときに熊本地震を経験しており、それを乗り越えてきた若者が、早い段階で一度海外に出て異文化に触れ、自らの経験を発信することは、大変意義深いものであらうと思います。

現在、県では、若者が海外を目指すきっかけとなる取組として、海外チャレンジ塾やモンタナ大学への派遣等の事業に取り組まれておりますが、ぜひ、若者が海外に目を向け、早い段階で世界に挑戦できる環境づくりを、より一層推し進めていただきたいと考えております。

そこで質問です。

若者が世界にチャレンジする機会の創出に向け、海外への興味や関心を高め、異文化と触れ合うための取組をどのように推進していかれるのか、人材育成に力を入れておられる知事のお考えをお尋ねいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) お答え申し上げます。

私は、長年地方創生に携わり、日本各地の可能性をずっと追求していく中で、いつも地政学的にその土地土地の価値を見詰めてまいりました。

熊本県における地政学的優位性とは、熊本と東京、熊本と上海、熊本と台北がほぼ同距離にあることです。すなわち、アジアに対して開かれることが、熊本県の勝ちパターンになると考えてまいりました。

2年前、県知事に就任し、県政運営の柱であるくまもと新時代共創基本方針の重要なキーワード3つに、世界に広がる、人を育てる、共に創ると、この3つを掲げまして、その中にある世界に広がるということを重視してまいりました。

議員御承知のとおり、本県では、TSMCをはじめ、半導体関連の外国企業の立地が進むとともに、

国内市場の縮小などを見据えて海外展開を目指す県内企業も増えており、海外とのビジネス機会が拡大している状況です。

これに伴い、在留外国人が急速に増えており、県民が日常生活の中で外国人と接する機会も多くなっています。

このような中、若い世代が早くから国際的な視野や感覚を持つことは、自身の可能性を広げるだけではなく、グローバル社会に必要な異文化に対する理解や創造力を醸成する上でも、極めて重要と考えております。

そのため、県では、くまもと新時代共創総合戦略において、グローバル人材の育成、多文化共生社会の実現を重要な施策として掲げ、海外チャレンジ塾や州立モンタナ大学への高校生派遣事業など、若者の海外でのチャレンジを積極的に支援してまいりました。

これらの取組により、50名を超える若者が海外の大学などで学び、中には、そこで培った能力を生かし、卒業後に地元熊本の企業で国際的に活躍する方も出るなど、成果につながっております。

また、県内の各高校でも、台湾、オーストラリアをはじめ、海外の学校との姉妹校提携や海外への研修旅行などを通して、高校生が実際に異文化に触れ、世界に目を向ける機会を創出しております。

さらに、熊本県立大学では、海外留学や海外研修に毎年100名を超える学生が参加しているほか、今年4月に文学部の英語英米文学科をグローバル・スタディーズ学科に改組し、より高度な英語運用能力とグローバル化への対応力を養成する新たなカリキュラムをスタートするなど、世界で活躍する人材の育成に取り組んでいます。

私は、熊本は日本一伸び代のある県だと考えており、そのポテンシャルを最大限に生かしていく

ためには、何よりも人づくりが大切だと考えております。

そして、熊本の若者が海外に飛び立ち、貴重な学びや経験を通じて、日本はもちろん、世界をリードする人材に成長し、様々な形でふるさと熊本を応援していただくことを期待しております。

グローバル人材の育成と多文化共生社会の実現、そして熊本が持つ地政学的優位性と本県の伸び代を生かしていくためにも、引き続き、若者が海外へチャレンジし、世界に広がるための環境づくりにしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

〔中村亮彦君登壇〕

○中村亮彦君 県のこの総合戦略において、グローバル人材の育成と多文化共生社会の実現ということであります。

グローバル人材というと、非常に幅が広いんですが、ただ語学が堪能なだけということでは、これはグローバル人材ではなくて、いろんな多文化も理解し合いながら、そして世界でいろんな考え方を学び、それを応用するといったような人材であらうかというふうに私は思っております。

今の若い方から言いますと、東京や大阪あるいは海外に出かけていくときも、本当に今飛行機もLCCがありますし、いろんな手段でいろんなところへ、遠くへ行けるというような状況にあります。まるで私たちが若いときに鶴屋に遊びに行く、それぐらいの感覚でいろんなところに出かけられるということでもあります。

そういう状況の中にあっても、なかなか海外に住もうとかあるいは海外で暮らしてその文化を学ぼうという動きは、まだまだやっぱり敷居が高いといえますか、ちょっと何かまだ普及してないような感じがしております。

しかしながら、これはもう教育委員会も総務部

もしっかり連携し合いながらいろんなチャンスを与えていただいているというふうに思いますので、後は若い人たちがしっかりとそれに興味を持って、どんどん活用していただきたいというふうに考えております。

先ほど質問の中でも申しましたように、今の高校生世代は、地震のときは小学生であったということです。これを、発信する能力で伝えていただきたいし、また、この復興した姿、地震のときの苦しさ、そういうものも世界に発信するということは、物すごく意義のあるものだろうというふうに思います。

高校生、大学生世代が、世界に出て、羽ばたいて学びをするということに関しては、私は早くもなく遅くもないというふうに思っております。そのような多感な時期にいろんな刺激を受けるということは、大変大事なことであらうというふうに思います。

時代の潮流の中にあって、いろんなポイント、ポイントを振りほどいてみますと、近代史で振りほどいても、その時代の社会の仕組みが変わったりとかあるいはいろんな日本の形が変わるといったような大きな出来事があるときは、若い人たちの活躍でそれがなされたわけであります。

近代史で言いますと、幕末から明治の時代でありますけれども、現在では、TSMC等々の進出で、今、経済的な黒船来航というようなことを言われるわけですが、実際に黒船が現れた、ペリーが黒船艦隊を率いて今の神奈川県のパウヘツに現れた1853年、この年に、西郷隆盛は25歳、大久保利通は23歳、木戸孝允は20歳、坂本龍馬17歳、高杉晋作14歳、久坂玄瑞13歳、そして、後に初代の日本の総理大臣になられます伊藤俊輔、後の伊藤博文先生でございますが、この方に至っては12歳という若さでありました。

ここからいろんな出会いがあつて、そして、そこで友情と英知を結集させ、そしてその14年後の大政奉還、1867年でございますが、ここまで突っ走っていったというような歴史があります。

これは、私は思うんですが、日本にいてもそれはできるんですけども、私は、人生をつかさどるもの、その人生を大きく転換するものは、人と人の出会いだろうというふうに思います。人が誰かと出会って、そして、その出会いは、いい出会いと悪い出会いはもちろんあります。これは、もう自分で右か左か選ばなきゃなりません、どんな人と出会って、そしてどんな人に影響を与えられたか、これは人生の中で大きくつかさどるものだろうと私は思っております。

ということになれば、若い方々は、国内だけじゃなくてあるいは県内だけじゃなくて、世界で学ぶ、そのような機会をしっかりとつかんでいただきたいというふうに考えているところでございます。

次の質問に参ります。

アーバンスポーツに関する取組の現状と今後の展開についてお尋ねをいたします。

前回、令和6年6月議会において、県からは、国際大会や全日本クラスの大会の招致、さらには合宿誘致にも積極的に取り組んでいくとの答弁がありました。

今年4月には、私が心待ちにしていたくまモンアーバンスポーツパークが完成し、運用が開始されました。パークの完成後、令和8年5月時点で利用者数が既に8,000人を超えるなど、県内外から多くの若者を引きつけ、アーバンスポーツの核となる期待感が高まっております。

このような交流人口の拡大に加え、トップスケートボーダーが指導者として菊陽町に移住をされました。さらに、指導者や練習環境を求めて県外

から菊陽町へ移住した家族もいらっしゃると聞きました。地域活性化の拠点としての魅力と期待も高まっていると感じているところであります。

また、本施設は、オリンピックなどの国際大会開催が可能なファイブスター認定を受けております。このファイブスター認定を受けた施設は、世界でも4つしかなく、世界的にも高い評価を受け、今後、世界的な知名度やブランド力の向上も期待されるところであります。

県では、令和6年3月に菊陽町との連携協定を締結し、これまでもアーバンスポーツの取組を進めておられますが、世界の拠点とも言えるくまモンアーバンスポーツパークの誕生を契機に、より一層菊陽町とも連携しながらアーバンスポーツの聖地化を目指していくことが重要と考えますが、全国大会や国際大会の誘致を進めるために、県としての現在の取組状況と今後どのように取り組んでいかれるのか、観光文化部長にお尋ねをいたします。

〔観光文化部長梅川日出樹君登壇〕

○観光文化部長(梅川日出樹君) アーバンスポーツについては、令和6年3月に菊陽町と締結したアーバンスポーツの推進に関する連携協定に基づき、競技大会の開催等を通じた機運醸成や大会の招致に向けた取組を進めるとともに、くまモンアーバンスポーツパークの開業を見据え、その発展的な拡充策を展開してきたところです。

例えば、令和5年度からスケートボードの競技大会として開催してきたアーバンスポーツフェス・くまモンカップについて、昨年度は、BMXを競技種目として追加するとともに、トップアスリートによるデモンストレーションや多様な競技の体験機会の提供など、取組を拡充しました。

また、県と菊陽町で組織する熊本・菊陽スケートボード国内大会実行委員会において、一般社団

法人日本スケートボード協会が主催するプロツアーを招致し、くまモンアーバンスポーツパーク開業のこけら落としイベントとして、本年4月18日に開催しました。

その他の国内大会や国際大会の招致についても、菊陽町と連携し、継続的に取り組んでいるところです。

来年3月には、アーバンスポーツフェス・くまモンカップをさらに発展させ、競技種目や体験機会の拡充に加え、県内の学生や企業にも企画運営に参加していただき、エンターテインメント性の高いイベント等を開催する予定です。

県としては、ファイブスター認定という世界トップレベルのくまモンアーバンスポーツパークを核に、菊陽町との緊密な連携の下、国際大会、国内主要大会のさらなる招致や機運醸成イベントの発展的展開など、アーバンスポーツの聖地化を目指した取組を積極的に推進してまいります。

〔中村亮彦君登壇〕

○中村亮彦君 観光文化部長から、菊陽町との連携の下、国内主要大会や国際大会の招致に継続して取り組まれていること、さらには、今後もアーバンスポーツの聖地化に向けて積極的に推進していくとの答弁をいただきました。県の強い意思を改めて確認することができました。

改めて申し上げますが、このくまモンアーバンスポーツパーク、これは世界でもわずか4施設しかないファイブスター認定を受けた施設でありまして、熊本県が世界に誇ることでできる貴重な財産だと思っております。

私自身も、この施設を何回も訪れておりますけれども、多くの若者や子供たちでにぎわいながら、休日には県外ナンバーの車も多く見られて、県内外から利用者が集まる様子を目の当たりにしております。

また、日本が誇るトップスケートボーダーである池田幸太氏が指導者として菊陽町に移住されたことで、日本一の指導者と世界レベルの施設がそろい、名実ともに誇れる施設となったと思います。

加えて、世界選手権を連覇している本県出身の松本雪聖選手、これは氷川町出身の方でございますが、何度もこのパークを利用するなど、熊本からトップアスリートが育つ環境も着実に整いつつあります。

国際大会や全国大会の開催は、競技の普及や選手育成にとどまらず、国内外から多くの選手や観客、関係者を呼び込むことで、交流人口の拡大や地域経済の活性化につながっていると思っております。また、大会の様子が世界中に発信されることで、熊本の知名度向上やブランド力の強化にも大きく寄与するものと考えます。

さらに、トップレベルの選手が集い、その姿を間近で見るとは、県内の子供にトップスケートボーダーの移住や指導環境を求めた県外からの移住という動きも生まれておりまして、アーバンスポーツが新たな人の流れを生み出す可能性も見え始めております。

世界トップレベルの施設を有する今だからこそ、その価値を最大限に生かしながら、国内主要大会や国際大会に加え、海外チームの合宿誘致についても、これまで以上に積極的かつ戦略的に取り組んでいただきたいと思います。

熊本がアーバンスポーツの聖地として国内外に広く認知されるよう、大会招致の取組をさらに加速していただくことを強く要望いたしまして、次の質問に入ります。

セミコンテクノパーク周辺の渋滞対策、特にソフト対策について、今回は質問をさせていただきます。

セミコンテクノパーク周辺の渋滞ソフト対策については、ちょうど1年前の6月定例会において質問をさせていただきました。

県は、先月、今年度1回目の熊本県渋滞解消推進本部会議を開催されましたが、前回の一般質問から1年間の間に、信号制御の最適化や道路ネットワークの整備などの道路施策、公共交通の利便性向上や輸送力強化などのソフト対策を進め、成果を上げておられることと思います。

セミコンテクノパーク周辺の状況として、道路整備などのハード対策は、中九州横断道路に加え、JASME前を通る大津植木線の多車線化や合志インターアクセス道路など、異例のスピードで整備が進められており、大変心強く感じております。

また、公共交通のソフト対策については、セミコンテクノパーク方面の通勤バスの実証運行等により、1日当たり約800台分の通勤自動車削減につながったことや、昨年9月の官民連携でのオフピーク通勤の取組の結果、大津町室北交差点で朝のピーク時間帯に交通量が3割減少したことなど、これらも大変喜ばしいと思った次第であります。

道路整備などのハード対策は、目標のスケジュールを踏まえながら、早期整備に向けて引き続き頑張っていただきたいと思います。ある程度の時間がかかることは理解をしております。

一方で、ソフト対策は、ハード対策に比べて柔軟な対応が可能であることがメリットであり、その分効果も早く生まれるものだと思っております。

そのため、道路が整備されるまでの間は、ソフト対策について、継続した取組や新たな取組を進めることが重要であり、特に、朝夕のピーク時間帯の交通渋滞を解消する対策が必要だと思いま

す。

セミコンテクノパーク周辺の企業で働く方は、個別の事情もあり、車通勤の方が多くいらっしゃると思いますが、これまで以上に公共交通機関を充実させ、自家用車から公共交通への転換を図る対策が必要だと考えております。

また、渋滞対策を実施した場所で、実際に県民が交通渋滞が緩和しているという実感を持ってもらうことも大事な視点だと思います。であるならば、取組の内容やその効果についての情報発信を、さらに意識して取り組む必要があるのではないかと考えております。

そこで質問です。

今後のセミコンテクノパーク周辺の交通渋滞解消に向けたソフト対策、その対策の効果の情報発信についてどのように進めていかれるのか、企画振興部長にお尋ねをいたします。

〔企画振興部長富永隼行君登壇〕

○企画振興部長(富永隼行君) セミコンテクノパーク周辺の渋滞対策、ソフト対策についてお答えします。

セミコンテクノパーク周辺の交通渋滞の解消に向けては、道路整備などのハード対策に加え、即効性の高いソフト対策にも取り組んでいるところです。

ソフト対策の一環として、議員御指摘のとおり、車から公共交通機関への転換を図ることは、渋滞解消に大きな効果があり、その転換を進めるためには、公共交通の利便性をさらに向上させる必要があります。

そのため、今年度は、肥後大津駅や原水駅からセミコンテクノパーク方面に運行する通勤バスについて、増便等による利便性向上や輸送力強化に向けた取組を支援し、JR豊肥本線各駅からの二次交通を強化してまいります。

さらに、これらと接続するJR豊肥本線については、車両の増結や運行本数の増加など、引き続き、JR九州にしっかりと要望し、早期の実現を目指してまいります。

来月からは、阿蘇くまもと空港と肥後大津駅を結ぶ阿蘇くまもと空港ライナーについて、有料化での運行を予定しています。

これまで対象者を空港利用者に限定していましたが、有料化に合わせて誰でも利用できる地域公共交通として位置づけることで、車から公共交通への転換が促進され、渋滞対策にも貢献できるものと考えています。また、利用者が多い時間帯の増便などにより、輸送力及び利便性の向上も図ります。

さらに、シェアサイクルを運営し、本県とも包括連携協定を締結しているチャリチャリ株式会社の取組により、熊本エリアと菊陽エリアの接続がなされ、利用エリアが拡大されるなど、二次交通の充実も図られています。

これらの取組に加えて、地域の企業等と協力した取組も必要となります。

企業等とさらなる取組を進めるため、現在、熊本県渋滞対策パートナー登録制度の登録企業の募集を行っています。

また、9月には、熊本市やパートナー企業等と連携して、朝のピーク時間帯を避けて通勤することで、交通渋滞の緩和を図るオフピーク通勤に集中的に取り組むこととしています。

さらに、今後、登録企業の渋滞解消に向けた優良な取組を表彰する制度を創設し、さらなる企業の参画を促す新たな施策も進めてまいります。

このような対策を進めると同時に、議員御指摘のとおり、県民の皆様が交通渋滞の緩和を実感できるような情報発信が極めて重要と考えています。

昨年度は、オフピーク通勤の効果検証として、交差点88か所の交通量や平均速度の変化を測定し、例えば、大津町室北交差点では、朝のピーク時の交通量が約3割減少したことなど、取組の効果について情報発信を行いました。

今年度は、時差出勤等の取組に加え、道路整備などの対策に関する情報も追加し、県が実施する渋滞対策の結果として、各月の交通量や平均速度などの変化を確認できるよう、より効果的な情報発信に取り組んでまいります。

今後も、官民一体となった県民運動を強力に展開し、時差出勤等の取組や自家用車から公共交通への転換をさらに推し進めるなど、不退転の決意を持って、渋滞解消の実現に向けて全力で取り組んでまいります。

〔中村亮彦君登壇〕

○中村亮彦君 企画振興部長から、対策を今御答弁いただいたわけではありますが、TSMCが来て、やっぱりいろんな経済的な効果、経済的な浮揚が期待される中で、いろんな課題もまたあるわけであります。

で、渋滞しているのは、このセミコンテクノパーク周辺だけではなくて、熊本市内の渋滞箇所なんか幾つもあるわけであります。しかし、今日は、セミコンテクノパーク周辺として質問させていただいたわけでありましてけれども、特にソフト対策についてですが、なかなかやっぱり見えにくいというようなところであります。

これはハードと大きく違うところなんですけれども、ハードはもちろん時間かかりますから、その間にソフトでしのがなきゃならないということでもありますし、ハードの場合は、大津植木線、それから合志インターアクセス道路、私たちが通称呼んでおります菊陽空港線の延伸といったようなことで、一緒に今異次元のスピードで工事をして

いただいているところでありますけれども、これが令和10年度には完成して、そして供用開始ということになれば、これは、住民の方々を含め、県民の多くの皆さんが目で見えて分かるというようなところでありますから、これはもう大分変わったなど、さすがやっぱり世界的企業が来ると地域はこう変わるんだというようなふうに見えるわけがありますけれども、ソフトの場合は、非常にやっぱり見えにくい。だから、私は、これは情報発信することは非常に大事なことだというふうに思います。

今まで右折レーンの延長であったりとか信号制御等々でずっと忍んできたわけがありますけれども、先ほど富永部長の御答弁にもありましたように、パートナー制度をしいて、そして、協力パートナーを探して、見つけて、1万人規模のオフピーク通勤というようなことを、ちょうど1年前にそれを発表されたわけでありまして、それが1年たった今、もう本当にそれは1億人超えているというふうに私ども聞いとるんですけれども、1億と何か600人とかいう報告を聞いたような気がします、それぐらい——1万人です。1億人と1万人じゃ大分違います。1万人のオフピーク通勤、これも、本当それぐらい数がそろえば、それぐらいの効果があるということでありますから、いろんな——1億人といったら、日本の人口です。

本当にそういう施策がしっかりと浸透して、浸透したところを発信していただきたい。それは非常に重要なことでありまして、ハードを待つまでの間だけではなくて、ハードが出来上がってもこの取組はずっと続いていくということですから、これは非常に大事なことだと思いますので、これからまた力を入れて推進していただきたいと思います。

今日は、御清聴いただいた議員の皆様方に心からの感謝を申し上げ、私の一般質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（内野幸喜君） 以上で通告されました一般質問は全部終了いたしました。

これをもって一般質問を終結いたします。

—————○—————

日程第2 議案等に対する質疑（第1号から第19号まで）

○議長（内野幸喜君） 次に、日程第2、目下議題となっております議案第1号から第19号まで等に対する質疑を行います。ただいままで通告はありません。よって、質疑なしと認めます。

—————○—————

日程第3 知事提出議案の委員会付託（第1号から第19号まで）

○議長（内野幸喜君） 次に、日程第3、目下議題となっております議案第1号から第19号までにつきましては、さきに配付の令和8年6月熊本県議会定例会議案各委員会別一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託して審査することいたします。

〔各委員会別一覧表は付録に掲載〕

—————○—————

日程第4 請願の委員会付託

○議長（内野幸喜君） 次に、日程第4、今期定例会において受理いたしました請願は、議席に配付の請願文書表のとおりであります。

これを所管の常任委員会に付託して審査することといたします。

〔請願文書表は付録に掲載〕

—————○—————

知事提出議案の上程（第20号から第23号まで）

○議長（内野幸喜君） 次に、お諮りいたします。

知事提出議案第20号から第23号までが提出されましたので、この際、これを日程に追加し、一括して議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(内野幸喜君) 御異議なしと認めます。よって、知事提出議案第20号から第23号までを日程に追加し、一括して議題とすることに決定いたしました。

知事提出議案第20号から第23号までを一括して議題といたします。

第20号 人事委員会委員の選任について
第21号 公安委員会委員の任命について
第22号 収用委員会委員の任命について
第23号 収用委員会委員の任命について

○議長(内野幸喜君) お諮りいたします。

ただいま議題といたしました議案に対する提出者の説明は省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(内野幸喜君) 御異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定いたしました。

日程第5 休会の件

○議長(内野幸喜君) 次に、日程第5、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

明16日は、議案調査のため、17日は、各特別委員会開会のため、18日、19日及び22日は、各常任委員会開会のため、23日は、議事整理のため、それぞれ休会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(内野幸喜君) 御異議なしと認めます。よって、明16日から19日まで、22日及び23日は休会することに決定いたしました。

なお、20日及び21日は、県の休日のため、休会であります。

—————○—————
○議長(内野幸喜君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、来る24日午前10時から開きます。

日程は、議席に配付の議事日程第6号のとおりといたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後0時7分散会

第 6 号

(6 月24日)

令和8年

熊本県議会 6 月定例会会議録

第 6 号

令和8年6月24日（水曜日）

議事日程 第6号

令和8年6月24日（水曜日）午前10時開議

第1 各常任委員長報告 質疑 討論 議決

第2 閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

知事提出議案の上程（第24号）

知事提出議案の委員会付託（第24号）

日程第1 各常任委員長報告 質疑 討論 議決

日程第2 閉会中の継続審査の件

知事提出議案（第20号から第23号まで） 質疑 討論 議決

議員提出議案の上程（第1号から第7号まで） 質疑 討論 議決

委員会提出議案の上程（第1号） 質疑 討論 議決

議員派遣の件



出席議員氏名（47人）

星 野 愛 斗 君
高 井 千 歳 さん
住 永 栄一郎 君
亀 田 英 雄 君
幸 村 香代子 君
杉 嶋 ミ カ さん
立 山 大二郎 君
斎 藤 陽 子 さん
本 田 雄 三 君
岩 田 智 子 君

堤 泰 之 君
南 部 隼 平 君
前 田 敬 介 君
坂 梨 剛 昭 君
荒 川 知 章 君
城 戸 淳 君
西 村 尚 武 君
池 永 幸 生 君
竹 崎 和 虎 君
吉 田 孝 平 君
中 村 亮 彦 君
増 永 慎一郎 君
前 田 憲 秀 君
高 島 和 男 君
松 村 秀 逸 君
岩 本 浩 治 君
西 山 宗 孝 君
河 津 修 司 君
楠 本 千 秋 君
橋 口 海 平 君
緒 方 勇 二 君
高 木 健 次 君
高 野 洋 介 君
内 野 幸 喜 君
岩 中 伸 司 君
城 下 広 作 君
西 聖 一 君
山 口 裕 君
瀧 上 陽 一 君
坂 田 孝 志 君
溝 口 幸 治 君
池 田 和 貴 君

吉 永 和 世 君
松 田 三 郎 君
藤 川 隆 夫 君
岩 下 栄 一 君
前 川 收 君

欠席議員氏名(なし)

説明のため出席した者の職氏名

知 事 木 村 敬 君
副 知 事 竹 内 信 義 君
副 知 事 亀 崎 直 隆 君
知事公室長 府 高 隆 君
総 務 部 長 下 山 薫 さん
企画振興部長 富 永 隼 行 君
理 事 枝 國 智 子 さん
理 事 柴 田 英 伸 君
健康福祉部長 久 原 美樹子 さん
環境生活部長 清 田 克 弘 君
商工労働部長 上 田 哲 也 君
観光文化部長 梅 川 日出樹 君
農林水産部長 深 川 元 樹 君
理 事 間 宮 将 大 君
土 木 部 長 奥 山 和 弘 君
会 計 管 理 者 城 内 智 昭 君
企 業 局 長 森 山 哲 也 君
病 院 事 業 者 千 田 真 寿 君
管 理 者 越 猪 浩 樹 君
教 育 長 佐 藤 昭 一 君
警 察 本 部 長 坂 野 定 則 君
人 事 委 員 会 小 原 雅 之 君
事 務 局 長
監 査 委 員

事務局職員出席者

事 務 局 長 鈴 和 幸
事 務 局 次 長 池 永 淳 一
兼 総 務 課 長
首 席 審 議 員 坂 本 誠 也
兼 議 事 課 長

議事課長補佐 吉 田 晋

午前10時開議

○議長(内野幸喜君) これより本日の会議を開きます。

知事提出議案の上程(第24号)

○議長(内野幸喜君) まず、お諮りいたします。

知事提出議案第24号が提出されましたので、この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(内野幸喜君) 御異議なしと認めます。よって、知事提出議案第24号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

知事提出議案第24号を議題といたします。

第24号 令和8年度熊本県一般会計補正予算(第2号)

○議長(内野幸喜君) 次に、ただいま議題といたしました議案に対する知事の説明を求めます。

知事木村敬君。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 本日追加提案いたしました議案について御説明申し上げます。

一般会計補正予算については、中東情勢による影響への対応として、6月5日に成立した国の補正予算に対応した予算で、生活者、事業者へのLPガス料金の負担軽減のための支援など、11億円を計上しております。

これにより、一般会計は、冒頭提案分と合わせて194億円の増額補正となり、補正後の一般会計予算額は9,547億円となります。

この議案について、よろしく御審議くださいま

すようお願い申し上げます。

○議長(内野幸喜君) 次に、ただいま議題といたしました議案第24号に対する質疑を行います、ただいままで通告はありません。よって、質疑なしと認めます。

次に、ただいま議題といたしました議案第24号につきましては、さきに配付の令和8年6月熊本県議会定例会議案各委員会別一覧表(追号)のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託して審査することといたします。

この際、各常任委員会の開催のため、しばらく休憩いたします。

午前10時2分休憩

午前10時58分開議

○議長(内野幸喜君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第1 各常任委員長報告

○議長(内野幸喜君) 次に、日程に従いまして、日程第1、去る15日の会議において審査を付託いたしました議案第1号から第19号まで及び請願について、本日会議において審査を付託いたしました議案第24号について、各常任委員長から審査結果の報告がっておりますので、これを一括して議題といたします。

ただいまから、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各常任委員長の報告を求めます。

まず、厚生常任委員長の報告を求めます。

斎藤陽子さん。

〔斎藤陽子さん登壇〕

○斎藤陽子さん 厚生常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係1議案、条例等関係2議案及び報告4件であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された健康福祉部の6月補正予算は、周産期医療体制確保のための産科医療機関に対する支援や業務効率化、職場環境改善に資するICT機器の導入等を行う医療機関への支援に要する経費等、総額12億9,100万円余の増額補正であり、補正後の予算額は、一般会計、特別会計合わせて3,462億6,900万円余であります。

あわせて、債務負担行為の変更であります。

次に、議案等の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、物価高騰対策や賃上げ等に関する補助金交付はいつ頃になるのかとの質疑があり、執行部から、医療機関は、今年4月10日から交付申請を開始し、第1回目の支払いは5月下旬に実施した、引き続き、関係部局と連携して、随時支払いを進めていくとの答弁がありました。

関連して、委員から、福祉、介護職員等に対する処遇改善加算について、補助金交付はいつ頃になるのか、また、同加算は介護分野と障害分野で加算額が異なっており、同じ施設の現場では、平等な対応に苦慮しているとの質疑があり、執行部から、経済対策による補助金は、昨年度末に交付申請を締め切り、支給を開始している、加算額は、国が例年実施している処遇状況調査により算定されている、また、制度ごとに申請時期や申請先が異なり、手続が煩雑であるが、現場で働いている方々に不公平感なるべく生じないよう目配りしていきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、歯科保健対策について、1歳

6か月児と3歳児の虫歯有病者率が全国順位で下位とのことだが、10年前と比較して、有病者率はどうに変化したのかとの質疑があり、執行部から、1歳6か月の虫歯有病者率は、平成27年度が2.51%、令和6年度が0.82%、3歳児は、平成27年度が25.08%で、令和6年度が11.02%と改善しているとの答弁がありました。

関連して、委員から、有病者率は改善しているものの、全国順位は依然横ばいの状況であることについて、今後どのように取組を進めていくか、また、妊婦に対して、生まれてくる子供への口腔ケアについて指導を行っていないのかとの質疑があり、執行部から、確かに全国順位は変わらないという状況であるが、虫歯有病者率は半分以下に改善しており、一定の成果を出している、また、乳児健診等の機会を捉えて、保護者への指導を行っている市町村もあるため、県としても、マニュアルを整備、提供しながら、市町村のレベルアップを図っているとの答弁がありました。

次に、委員から、高齢化率の上昇とともに、認知症の早期発見が重要であるが、認知症の罹患者の占める割合はどれぐらいで、地域の診療所と県内の認知症疾患医療センターをつなぐネットワークは機能しているのか、また、アルツハイマーの新薬は高額だが、どの程度使用されているのかとの質疑があり、執行部から、県内の認知症の高齢者有病者率は、推計で、令和4年度では、65歳以上で12.3%で約6.7万人、また、軽度認知障害は15.5%で8.5万人である、また、認知症疾患医療センターについては、基幹型センターを熊大病院として、熊本市を含め県内11か所に地域型のセンターを指定し、各圏域の整備を行っている、認知症サポート医の養成も行っており、かかりつけ医から地域型センター、そして基幹型センターにつながる3層構造で連携しながら対応している、新薬

を使用している患者数については把握していないが、患者に適合するか判断の上、投薬を行っているとの答弁がありました。

以上が論議されました主な内容であります、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます、厚生常任委員長の報告を終わります。

○議長(内野幸喜君) 次に、経済環境常任委員長の報告を求めます。

坂梨剛昭君。

〔坂梨剛昭君登壇〕

○坂梨剛昭君 経済環境常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、6月15日に本委員会に付託されました案件は、予算関係3議案、条例等関係1議案、請願3件及び報告7件であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された環境生活部の6月補正予算は、国庫支出金返納金、総額5万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて161億5,600万円余であります。

商工労働部関係では、小規模事業者の賃上げ原資の確保をはじめ、経営課題の解決に向けた取組に対する補助に対する経費等、くまもとサイエンスパークの中核となるイノベーション創発エリアの運営等を担うパークマネジメント法人設立に係る基金拠出に要する経費等、総額33億7,600万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、一般

会計、特別会計合わせて740億3,600万円余であります。

また、小規模事業者の賃上げ原資の確保をはじめ、経営課題の解決に向けた取組に対する補助に要する経費で、令和7年度3月補正予算として行った26億円の増額補正に係る専決処分の報告及び承認であります。

最後に、条例等関係議案についてであります。が、財産の取得について1議案であります。

次に、議案等の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、商工労働部長の総括説明で、中東情勢の緊迫化による原油高、物価高への対応について、6月15日に、事業者の資金繰り支援のため、県融資制度を拡充し、運用を開始したとのことだが、これに対する反応はどうかとの質疑があり、執行部から、6月17日時点で、申込みが5件、7,700万円であり、うち1件、1,000万円の承諾がなされたとの答弁がありました。

さらに、委員から、すぐに対策を取っておりいいと思うが、中東情勢については、まだ予断を許さない状況であることから、今後も丁寧に対応していただきたいとの要望がありました。

次に、委員から、商工労働部長の総括説明で、くまもとサイエンスパークの中核拠点となるイノベーション創発エリアという言葉が何回か出たが、そのイメージを伺いたいとの質疑があり、執行部から、イノベーション創発エリアは、企業を集積するだけではなく、研究機関や企業の研究開発部門など多様な主体が集い、相互の交流を通じて産学官連携を生み出し、将来的にAIや自動運転、ロボットなど、半導体を使った新たな産業の創出を目指しているとの答弁がありました。

さらに、委員から、イノベーション創発エリアでは、前例踏襲という概念を取り払い、スピード

感を持って取り組んでいただきたい、また、わくわく感をぜひここから発信していただきたいとの要望がありました。

以上が論議されました主な内容であります。が、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、本日本委員会に付託されました追号議案である予算関係1議案につきまして御報告申し上げます。

今回提出された商工労働部の補正予算は、電気・ガス料金負担軽減のため、特別高圧受電契約事業者及びLPガス利用事業者に対する支援に要する経費、5億2,600万円余の増額補正であり、6月補正予算は、冒頭提案分と追加提案分を合わせると総額39億300万円余の増額補正であります。

これによりまして、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて745億6,300万円余であります。

以上が付託議案の内容であります。が、執行部から説明を受け、審査を行った結果、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

なお、請願につきましては、議席に配付の請願委員会審査報告一覧表のとおりであります。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。まして、経済環境常任委員長の報告を終わります。

○議長(内野幸喜君) 次に、農林水産常任委員長の報告を求めます。

荒川知章君。

〔荒川知章君登壇〕

○荒川知章君 農林水産常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、6月15日に本委員会に付託されました案件は、予算関係1議案及び報告5件であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された農林水産部の6月補正予算は、国の経済対策を活用したスマート農業の推進や種バレイショの産地育成に必要な機械等の導入支援、市町村における土地改良施設の緊急対応及び中山間地域における集落のネットワーク化推進に要する経費等、総額8億1,100万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて836億2,300万円余であります。

次に、議案等の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、中山間地域等直接支払事業は、中山間地域をしっかりと維持していくためには絶対に必要な制度だと思っており、ネットワーク化推進とあるが、その内容について教えてほしいとの質疑があり、執行部から、中山間地域におけるネットワーク化とは、複数集落が協定により活動の連携を図り、共同作業や機械の共同利用及び共同運営を10ヘクタール以上で取り組むものであり、本県では、上天草市のみが取り組んでいる状況、全国的にも中山間地域のネットワーク化がなかなか進んでいないこともあり、本県において、ネットワーク化に向けて、推進組織をつくってきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、農業共同利用施設再編集約・合理化支援事業について、事故繰越として計上されているが、本県における事業内容について教えてほしいとの質疑があり、執行部から、農業構造

転換集中対策について、国は、令和7年度から令和11年度までの5年間で2.5兆円の予算を確保している、大きく4つの柱があり、1つ目は、農地の大区画化であり、生産性を上げるため、1ヘクタール以上の農地大区画化を積極的に進めている、2つ目は、農業共同利用施設の再編、集約、合理化であり、9地区、事業費約60億円で事業に取り組んでいる、3つ目は、スマート農業技術の開発と生産方式の転換、実装であり、今回6月補正予算を提案するなど、国の事業をしっかりと活用し、スマート農業の現地実装を進めている、4つ目は、輸出産地の育成であり、令和5年度から、JA熊本経済連と連携したGFPフラッグシップ輸出産地形成プロジェクト事業に取り組んでおり、輸出向けの地域の取組を支援し、輸出産地づくりを行っているとの答弁がありました。

さらに、委員から、農業構造転換集中対策事業は、5年間という期間限定であり、今手を挙げないと間に合わないのでは、地域の皆さんとしっかり話をしながら、国へ申請してほしいとの要望がありました。

次に、委員から、スマート農業機械等の導入に対する助成はあるものの、農業機械を圃場まで運搬する必要があることから、運搬トラック等の導入に対する支援も必要ではないかとの質疑があり、執行部から、スマート農業機械等の導入による助成については、運搬車も対象と認められる場合がある、現場の必要性に応じて進めていきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、地産地消の推進に関する施策の報告について、郷土愛の育成とあるが、具体的にはどういう取組なのかとの質疑があり、執行部から、県民アンケート調査では、地産地消という言葉は理解しているが、熊本県産を選んで購買する比率が伸びていない状況であることから、教育

分野なども含め、地域への愛着を農林畜水産物の購買にまで広げる取組のことであるとの答弁がありました。

さらに、委員から、地元産を選ぶことは大事なことであり、需要につながり、生産者の方々の生産意欲にもつながっていくので、しっかり頑張ってもらいたいとの要望がありました。

以上が論議されました主な内容であります、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、本日本委員会に付託されました追号議案である予算関係1議案につきまして御報告申し上げます。

今回提出された農林水産部の補正予算は、農業水利施設の電気料金等の高騰に対する助成に要する経費、1,900万円の増額補正であり、6月補正予算は、冒頭提案分と追加提案分を合わせると総額8億3,000万円余の増額補正であります。

これらによりまして、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて836億4,200万円余であります。

以上が付託議案の内容であります、執行部から説明を受け、審査を行った結果、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます、農林水産常任委員長の報告を終わります。

○議長(内野幸喜君) 次に、建設常任委員長の報告を求めます。

南部隼平君。

〔南部隼平君登壇〕

○南部隼平君 建設常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係1議案、条例等関係5議案及び報告9件であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された土木部の6月補正予算は、道路事業などの国庫補助の増額に伴う経費及び災害関連事業に係る経費、58億8,200万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計等合わせて1,294億5,900万円余であります。

次に、条例等関係議案についてであります、専決処分の報告及び承認について外4議案であります。

次に、議案等の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、鞠智城PR事業について、鞠智城は、前々から特別史跡の国指定を目指し、積極的に要望活動をしていただけたけれども、最近の状況はどうか、また、鞠智城の来客数はどういう状況かとの質疑があり、執行部から、国指定に向け、教育庁と連携しながら、歴史的価値や知名度を向上させるため、シンポジウム等を行っている、令和5年度には、文化庁の名義後援を初めて取得するなど、国においても認知いただいております、これまでの活動により前進していると考えている、また、鞠智城には、毎年約10万人の方に来場していただいております、さきもりころう隊を活用したPR活動等が貢献していると考えているとの答弁がありました。

さらに、委員から、鞠智城の国指定に向けた活動についてはどこまで頑張るのか、ゴールを設定

して、今後またしっかり頑張ってもらいたいとの要望がありました。

次に、委員から、自転車通行空間整備事業について、自転車の安全走行の観点から、矢羽根などを整備されていると思うが、一方で、安全対策、交通安全の呼びかけというのはほとんどなされていないような気がする、矢羽根以外の整備についてどのように考えているのかとの質疑があり、執行部から、路側が狭いことが、自転車が車と近接する一番の要因になっているため、例えば、植樹帯を一部減じて路側を確保するなどの安全対策を検討している、あわせて、注意看板の設置により、安全対策を実施していきたい、また、例えば、天草では、ケーブルテレビや各市町村の広報誌等を通じて、交通安全の呼びかけを行っているとの答弁がありました。

さらに、委員から、多くの人が安全に通れる環境という考え方をしっかり持って事業を進めてもらいたい、また、今後の道路整備について、自転車空間をしっかりと確保し、改良するようにお願いしたいとの要望がありました。

以上が論議されました主な内容であります、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます、建設常任委員長の報告を終わります。

○議長(内野幸喜君) 次に、教育警察常任委員長の報告を求めます。

西山宗孝君。

〔西山宗孝君登壇〕

○西山宗孝君 教育警察常任委員会に付託されま

した案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係1議案、条例関係1議案及び報告3件であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された教育委員会の6月補正予算は、高校教育改革先導校の整備や県内不登校児童生徒に対する支援に要する経費等、総額72億2,500万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて1,532億8,600万円余であります。

あわせて、済々黌高校の長寿命化改修工事に係る債務負担行為の追加であります。

警察本部の6月補正予算は、所得税制度改正等に伴う熊本県警察職員情報総合管理システムの改修に要する経費や八代警察署職員駐車場の通路部分に係る土地購入に要する経費等、1,300万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、463億1,000万円余であります。

次に、条例関係議案についてであります、熊本県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1議案であります。

次に、議案等の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、不登校児童生徒を対象としたくまもとオンライン教育支援センター事業の内容はどのようなものかとの質疑があり、執行部から、不登校児童生徒のうち、約半数を占める主に家庭で過ごす児童生徒に対し、インターネット上の仮想空間で自身のアバターを用いてコミュニケーションを取り、学習ソフトによる学習を行うなどして、生活や学習習慣を整える支援を行っていくとの答弁がありました。

関連して、委員から、多様な手段で不登校支援を行う本事業に賛同するが、児童生徒が仮想空間やインターネットに依存しないよう、保護者へのアンケート等を実施し、状況を把握しながら事業を進めてほしいとの要望がありました。

次に、委員から、高等学校等教育改革促進基金を活用した事業の事業期間はどの程度か、また、今後どのように県立高校全体へ取組を広げていくのかとの質疑があり、執行部から、本事業計画は3か年であり、今回申請中の先導校4校は、高校教育改革のパイロットケースと位置づけている、今年度中に策定を予定している本県高校教育改革の実施計画に先導校の取組や成果を反映させることで、全ての県立高校へ効果を波及させていくとの答弁がありました。

次に、委員から、家庭教育支援の推進について、令和7年度の成果にあるつながりの希薄化への対応として、くまもと「親の学び」講座の受講者数等が増加しているとあるが、その具体的な分析内容と今後どのように取り組んでいくのかとの質疑があり、執行部から、子ども会やPTAの加入者減少に伴う地域交流の希薄化により、家庭教育の学びの機会が減少することが懸念される、そのため、親の学びトレーナーを中心とした講座の拡充に加え、オンデマンド講座に今年度新たに子供との接し方を追加するなど、講座の質の向上に注力していくとの答弁がありました。

関連して、委員から、くまもと新時代教育大綱の下、こどもまんなか熊本の理念を大切にしながら、地域コミュニティと緊密に連携して、家庭教育支援に取り組むことが地方創生や地域の持続可能性につながる、このことを強く意識して、しっかりと取り組んでほしいとの要望がありました。

次に、委員から、繰越明許費の増加は、昨今の

世界情勢や物価高騰に関連しているのではないかと考えているので、情勢変化に柔軟に対応し、工期、工程等については、現場と緊密な調整を行ってほしいとの要望がありました。

以上が論議されました主な内容であります、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。教育警察常任委員長の報告を終わります。

○議長(内野幸喜君) 最後に、総務常任委員長の報告を求めます。

松村秀逸君。

〔松村秀逸君登壇〕

○松村秀逸君 総務常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、6月15日に本委員会に付託されました案件は、予算関係2議案、条例等関係7議案及び報告3件であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された令和8年度6月補正予算は、令和7年度の国の経済対策への対応等に必要な予算など、182億5,500万円余の増額補正であり、補正後の令和8年度の一般会計予算総額は、9,535億9,000万円余であります。

また、平和7年度3月補正予算として、小規模事業者への支援に要する経費26億円の増額補正等に係る専決処分の報告及び承認であります。

次に、条例等関係議案についてであります、

熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について外6議案であります。

次に、議案等の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、国際交流・留学プログラム構築推進事業について、活用する学校や受け入れる外国人留学生について教えてほしいとの質疑があり、執行部から、私立高校1校から、台湾、インドネシア、フィリピンの留学生を受け入れるために活用する旨聞いているとの答弁がありました。

次に、委員から、自動運転バスの実証運行に関し、バスの購入経費やシステム構築等経費の内訳を教えてほしい、また、今回は実証実験であることから、その後は、他の路線に広げたり、民間企業がその技術を利用して事業を行っていくことにつながるのかとの質疑があり、執行部から、経費の主な内訳として、車両購入費が約1億円、システム調整等に係る経費が約9,000万円ほどである、また、この事業は、コンソーシアムの形で実証実験に取り組みたいと考えており、コンソーシアムは、県と九州産交バス株式会社を予定している、まずは、九州産交バス株式会社に自動運転技術が蓄積され、将来的には自走化されることを目指していきたい、車両は高額であるが、自動運転技術は日々進化しており、各地域での自動運転の取組が進めば、全体的なコストダウンも期待されるため、九州産交バス株式会社に蓄積される技術を他のバス事業者に展開していくことを目指していきたいとの答弁がありました。

以上が論議されました主な内容であります、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、本日本委員会に付託されました追号議案

である予算関係1議案につきまして御報告申し上げます。

今回提出された補正予算は、国の補正予算の成立を踏まえた、地域の実情に応じた生活者、事業者の支援に必要な予算として、11億100万円余の増額補正であり、6月補正予算は、冒頭提案分と追加提案分を合わせると、一般会計で総額193億5,600万円余の増額補正であります。

これらによりまして、補正後の令和8年度の一般会計の予算総額は、9,546億9,200万円余であります。

以上が付託議案の内容であります、執行部から説明を受け、審査を行った結果、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます、総務常任委員長の報告を終わります。

○議長(内野幸喜君) 以上で各常任委員長の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(内野幸喜君) 質疑なしと認めます。

次に、討論に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これより、議案第1号から第19号まで及び第24号を一括して採決いたします。

ただいまの各常任委員長の報告は、各議案とも原案可決または承認であります。各常任委員長の報告のとおり原案を可決または承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(内野幸喜君) 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外19件は、原案のとおり可決または承認いたしました。

次に、請願に対する経済環境常任委員会の審査結果は、議席に配付の委員会審査報告一覧表のとおりであります。

これより、請第33号から第35号までを一括して採決いたします。

ただいまの経済環境常任委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(内野幸喜君) 御異議なしと認めます。よって、請第33号外2件は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定いたしました。

〔委員会審査報告書及び請願委員会審査報告一覧表は付録に掲載〕



日程第2 閉会中の継続審査の件

○議長(内野幸喜君) 次に、日程第2、閉会中の継続審査の件を議題といたします。

各特別委員長から付託中の調査事件について、議会運営委員長及び各常任委員長から事務調査について、議席に配付の閉会中の継続審査申出一覧表のとおり申出がっております。

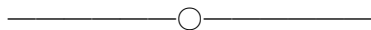
お諮りいたします。

各特別委員長、議会運営委員長及び各常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(内野幸喜君) 御異議なしと認めます。よって、各特別委員長、議会運営委員長及び各常任委員長から申出のとおり決定いたしました。

〔閉会中の継続審査申出一覧表は付録に掲載〕



知事提出議案(第20号から第23号まで)

○議長(内野幸喜君) 次に、お諮りいたします。

去る15日の会議において提出されました知事提出議案第20号から第23号までを日程に追加し、一括して議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(内野幸喜君) 御異議なしと認めます。よって、知事提出議案第20号から第23号までを日程に追加し、一括して議題とすることに決定いたしました。

知事提出議案第20号から第23号までを一括して議題といたします。

第20号 人事委員会委員の選任について

第21号 公安委員会委員の任命について

第22号 収用委員会委員の任命について

第23号 収用委員会委員の任命について

○議長(内野幸喜君) お諮りいたします。

ただいま議題といたしました議案については、委員会付託は省略して、会議で議決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(内野幸喜君) 御異議なしと認めます。よって、委員会付託は省略して会議で議決することに決定いたしました。

これより質疑に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、質疑なしと認めます。

次に、討論に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これよりまず、議案第20号を採決いたします。

原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(内野幸喜君) 御異議なしと認めます。よって、議案第20号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第21号を採決いたします。

原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(内野幸喜君) 御異議なしと認めます。よって、議案第21号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長(内野幸喜君) 次に、議案第22号及び第23号を一括して採決いたします。

原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(内野幸喜君) 御異議なしと認めます。よって、議案第22号外1件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

—————○—————

議員提出議案の上程(第1号から第7号まで)

○議長(内野幸喜君) 次に、お諮りいたします。

議員提出議案第1号から第7号までが提出されましたので、この際、これを日程に追加し、一括して議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(内野幸喜君) 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号から第7号までを日程に追加し、一括して議題とすることに決定いたしました。

議員提出議案第1号から第7号までを一括して議題といたします。

議員提出議案第1号

熊本県議会議員の選挙区、各選挙区の区

域及び各選挙区における定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和8年6月24日提出

提出者 熊本県議会議員 藤 川 隆 夫
城 下 広 作
西 聖 一
緒 方 勇 二
河 津 修 司

熊本県議会議長 内 野 幸 喜 様

熊本県議会議員の選挙区、各選挙区の区域及び各選挙区における定数に関する条例の一部を改正する条例

熊本県議会議員の選挙区、各選挙区の区域及び各選挙区における定数に関する条例（平成26年熊本県条例第40号）の一部を次のように改正する。

本則の表熊本市第一選挙区の項中「12人」を「13人」に、天草市・天草郡選挙区の項中「3人」を「2人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、同日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

（提案理由）

熊本県議会議員の各選挙区の人口に変動があったので、選挙区の定数を改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議員提出議案第2号

地方財政の充実・強化を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議

規則第14条第1項の規定により提出します。

令和8年6月24日提出

提出者 熊本県議会議員 藤 川 隆 夫

西 聖 一

城 下 広 作

熊本県議会議長 内 野 幸 喜 様

地方財政の充実・強化を求める意見書

本県は、平成28年熊本地震、令和2年7月豪雨及び令和7年8月豪雨という大きな課題に対して、激甚災害指定や補助制度の創設、補助率の嵩上げなど、国による様々な御支援をいただきながら対応しているが、原油価格・物価の高騰の影響が継続する中、災害関連事業に係る地方債の償還も重なり、財政運営は厳しい状況にある。

他方、社会保障関係費や人件費の大幅な増加も見込まれる中、地方創生・人口減少対策をはじめ、デジタル化の推進、脱炭素社会の実現、公共施設等の老朽化対策、激甚化する自然災害への対策等、様々な課題にも直面している。

さらに、国家プロジェクトである世界的半導体企業T SMCの進出に伴う渋滞・交通アクセス対策や、地下水の保全対策、台湾から来られる駐在員の子供たちの教育環境の確保などの課題にも取り組む必要がある。

このような中、中東情勢が緊迫化し、原油の供給をめぐる問題が長期化することも予想され、燃料油価格の高騰に伴い、県民生活はもとより運輸業、農林水産業、製造業、卸売・小売業、建設業などの幅広い産業活動及び事業者の経営に甚大な影響を及ぼすことが懸念される。

また、国において、必要な予算を可能な限り当初予算で措置することとされた場合、予見可能性が高まり計画的な事業執行が可能となる一

方、必要な事業量に対する十分な予算の確保や補正予算債などの有利な起債が活用できないことによる地方財政負担の増加が懸念される。

よって、国におかれては、今後の政府予算と地方財政の検討において、平成28年熊本地震、令和2年7月豪雨及び令和7年8月豪雨からの復旧・復興に全力で取り組みながら、本県が直面している様々な課題に対応するため、下記の事項について措置されるよう強く要望する。

記

- 1 こども政策・子育て支援や高齢化対策、産業人材の確保、デジタル化の推進、脱炭素社会の実現に向けた取組、公共施設等の老朽化に伴う集約化・複合化や長寿命化対策、国土強靱化のための防災・減災対策等により増大する地方自治体の財政需要に加え、公契約等における継続する原油価格の高騰、原材料・資材価格・人件費の上昇等に起因した地方経済への影響を踏まえ、令和9年度以降においても、地方財政計画の歳出総額を充実確保するとともに、本県の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、安定的な財政運営に必要な不可欠な地方一般財源総額を充実確保すること。
- 2 平成28年熊本地震、令和2年7月豪雨及び令和7年8月豪雨からの創造的復興を成し遂げられるよう、財源確保のための特別な財政支援措置を継続的に講ずること。
- 3 国家プロジェクトである世界的半導体企業T SMCの進出に伴い生じる渋滞・交通アクセス対策や、地下水の保全対策等に万全を期しながら、本県が半導体生産の拠点として経済安全保障の一翼を担うことができるよう、十分な予算の確保とともに地方財政措置の充実・強化を図ること。

4 中東情勢の長期化を見据え、県民生活における不安の解消や各産業分野における事業継続のため、燃料油の価格に対する継続的かつ安定的な支援や原油由来の製品を含む資材等の安定的な確保を図ること。

5 これまで補正予算で多額の予算が措置されてきた国土強靱化やインフラ老朽化対策、半導体関連産業の集積に伴うインフラ整備などに引き続きちゅうちょなく取り組めるよう、当初予算における必要な事業量に対する十分な予算の確保とともに地方財政措置の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

熊本県議会議長 内 野 幸 喜 様
衆 議 院 議 長 森 英 介 様
参 議 院 議 長 関 口 昌 一 様
内 閣 総 理 大 臣 高 市 早 苗 様
総 務 大 臣 林 芳 正 様
財 務 大 臣 片 山 さつき 様
農 林 水 産 大 臣 鈴 木 憲 和 様
経 済 産 業 大 臣 赤 澤 亮 正 様
内 閣 官 房 長 官 木 原 稔 様
内閣府特命担当大臣
(防 災) あかま 二 郎 様
内閣府特命担当大臣
(地 方 創 生) 黄川田 仁 志 様
内閣府特命担当大臣
(経 済 財 政 政 策) 城 内 実 様

議員提出議案第3号

危機に直面する農林畜水産業への施策・
予算に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和8年6月24日提出

提出者 熊本県議会議員 藤 川 隆 夫

西 聖 一
城 下 広 作

熊本県議会議長 内 野 幸 喜 様

危機に直面する農林畜水産業への施策・
予算に関する意見書

本県は、豊かな自然と多彩な地形を背景に生産者・事業者のたゆまぬ努力により多種多様な農林畜水産物が生産されており、日本全国の食卓を支え、国の食料安全保障の一翼を担う重要な地域となっている。

しかし、近年の農林畜水産業を取り巻く環境は、人口減少や高齢化に伴い、生産活動を支える就業人口の急激な減少をはじめ、国際情勢の不安定化や円安に伴う燃料・肥料・資材等の高騰、地球温暖化に起因する異常気象や災害の激甚化などに伴い、厳しい状況が続いている。

特に、今般の中東地域における地政学的緊張の高まりは、エネルギー供給の不安定化や国際物流の停滞を生じさせており、農林畜水産業の生産・流通・販売等、全ての段階において徐々に影響が広がりを見せており、経営の持続性を揺るがす事態が生じている。

また、一方で、国では令和9年度に向け、農政の重要な柱である水田政策の見直しが進められており、次年度に始まる新たな施策の方向性が徐々に示されつつあるが、生産現場においては、これまで実需と結びついた主要品目の次年度の作付け準備を目前に控え、秋以降の安定的な農業経営が継続できるか不安が広がっている状況にある。

今後、農業構造転換集中対策期間の施策を着実に進めるとともに、さらに地域の実情の精緻な把握により、中長期的な支援拡充も視野に施策の展開を図ることが、農林畜水産業の持続的

発展に不可欠である。

よって、国におかれては、国民の命・生活に直結する食料生産の維持・発展のため、足腰の強い農林畜水産事業者の生産・経営体制の構築に向け、下記の事項について措置されるよう強く要望する。

記

- 1 中東情勢に伴う農林畜水産業への影響を鑑み、燃料・肥料・飼料等の価格高騰に対応するセーフティーネット対策の充実・強化や、生産資材等の安定供給を図るとともに、影響の長期化を見据え、予備費の活用などによる生産者への支援策を講ずること。
- 2 農林畜水産業の持続的発展に向け、生産基盤・経営基盤の維持・強化に向けた取組に必要な予算を安定的・恒久的に確保するとともに、物価高騰等の影響も鑑み、生産者や地方自治体の負担軽減を図るため、さらなる補正予算も含め積極的な財政出動に取り組むこと。
- 3 令和9年度の水田政策の見直しについては、需要に応じた生産に向け、これまでの水田フル活用の取組が将来にわたって継続できるよう、適切な助成水準の設定など経営安定対策の充実を図るとともに、農産物の合理的な価格形成に向けた対応の強化に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

熊本県議会議長 内 野 幸 喜
衆議院議長 森 英 介 様
参議院議長 関 口 昌 一 様
内閣総理大臣 高 市 早 苗 様
総務大臣 林 芳 正 様

財 務 大 臣 片 山 さつき 様
農林水産大臣 鈴 木 憲 和 様
経済産業大臣 赤 澤 亮 正 様
内閣官房長官 木 原 稔 様

議員提出議案第4号

インテリジェンス機関への民主的統制強化を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和8年6月24日提出

提出者 熊本県議会議員 西 聖 一
岩 田 智 子
幸 村 香代子

熊本県議会議長 内 野 幸 喜 様

インテリジェンス機関への民主的統制強化を求める意見書

複雑で厳しい国際環境において、我が国の外交政策等が的確な情報に基づき決定・実施されるため、情報収集・分析を行うインテリジェンス機関の機能を強化することは極めて重要である。

他方で、過去には、インテリジェンス機関の違法な活動により人権が侵害された例があり、インテリジェンス機関に対する民主的統制が必要である。海外主要国では、インテリジェンス機関に対する民主的統制を行う専門の組織があり、人権侵害を防止するとともに、インテリジェンス活動への信頼を高めている。

しかし、日本ではこうした組織が欠けており、インテリジェンス活動に対する信頼が醸成されにくい制度となっている。

そうした中、第221回特別国会で、インテリジェンス強化のための「国家情報会議設置法」

が成立した。立憲民主党は、民主的統制組織の設置の検討など、インテリジェンス機関による人権侵害を防止するための仕組みについての修正を求めたが、修正はなされず、人権侵害への懸念は払拭されていない。

よって、国におかれては、インテリジェンス活動によって国民の権利利益が不当に制約されることを制度的に防止し、インテリジェンス機関への国民の信頼を醸成してインテリジェンス機能を強化するため、インテリジェンス機関に対する民主的統制を行う専門組織を設置することについて速やかに検討するよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

熊本県議会議長 内 野 幸 喜
衆議院議長 森 英 介 様
参議院議長 関 口 昌 一 様
内閣総理大臣 高 市 早 苗 様
内閣官房長官 木 原 稔 様

議員提出議案第5号

武器輸出について憲法の平和主義並びに
国連憲章に基づく厳格な運用を求める意
見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和8年6月24日提出

提出者 熊本県議会議員 西 聖 一
岩 田 智 子
幸 村 香代子
熊本県議会議長 内 野 幸 喜 様

武器輸出について憲法の平和主義並びに
国連憲章に基づく厳格な運用を求める意

見書

政府は、武器輸出に関するルールである「防衛装備移転三原則」と運用指針を改定し、輸出を「救難・輸送・警戒・監視・掃海」という非戦闘分野の5類型に限定してきた枠組みを撤廃し、ミサイルや戦闘機、護衛艦、潜水艦などの殺傷能力のある武器輸出も原則可能とした。平和国家としての在り方に関わる歴史的な政策の大転換であるにもかかわらず、国会での議論を経ずに閣議決定をした政府の姿勢は国民不在と言わざるを得ない。

日本を取り巻く安全保障環境は近年厳しさを増している。完成品の移転は地域の抑止バランスや緊張に直結するにもかかわらず、武力紛争当事国への移転を可能とする例外規定の基準や例示が極めて曖昧であることや、国会の関与が輸出決定後の事後通知にとどまることなど、輸出に関する歯止めが不十分となっている点も問題である。

よって、国におかれては、下記の事項に取り組むよう強く要望する。

記

- 1 憲法の平和主義の理念と国連憲章の遵守を堅持し、「国際紛争を助長することになること、あるいは国際法に違反するような侵略等の行為に使われることを承知の上で武器を輸出することは、平和的生存権を保障するという憲法に反する」との歴代政府が積み上げてきた政府見解を堅持しつつ、その整合性について説明責任を果たすこと。
- 2 防衛装備移転の拡大が、東アジアの軍拡競争を助長し「平和国家」としての日本の信頼を損なうことがないように、多角的な外交シミュレーションを実施し、平和外交への影響評価と国際的信頼の堅持に努めること。

- 3 5類型を撤廃することは、より広範な防衛
装備移転へと目的が拡大・変容するものであ
ることから、その正当性と必要性について、
国会の場において国民に明確に説明するこ
と。
- 4 武力紛争当事国への移転については、移転
先国家が武力行使を行っている場合には例外
を認めず、憲法の平和主義並びに国際法上の
適法性を担保するための具体的な基準をあら
かじめ策定・公表するとともに、「紛争当事
国」の定義を見直すこと。
- 5 殺傷力の高い武器や過去に政府として判断
を行ったことがない初の案件については閣議
決定を行うなど、政府全体で責任を負うこ
と。その際、移転対象を国連憲章の目的と原
則に適合する方法で使用することを義務づけ
る国際約束の締約国に限定し、かつこれを誠
実に履行すると認められる国に限定するこ
と。
- 6 一定の金額を超える案件については、国会
への事前通知を義務化し、反対決議がないこ
とを移転の条件とすることを含め検討を行う
こと。
- 7 目的外使用を阻止するための監視体制を一
段と強化するとともに、移転判断の根拠やプ
ロセスを可能な限り可視化し、事後的な検証
を可能にする情報公開の仕組みを整えるこ
と。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書
を提出する。

令和 年 月 日

熊本県議会議長 内 野 幸 喜
衆議院議長 森 英 介 様
参議院議長 関 口 昌 一 様
内閣総理大臣 高 市 早 苗 様

外務大臣 茂 木 敏 充 様
防衛大臣 小 泉 進次郎 様
内閣官房長官 木 原 稔 様

議員提出議案第6号

高額療養費制度の見直しを求める意見書
上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議
規則第14条第1項の規定により提出します。

令和8年6月24日提出

提出者 熊本県議会議員 西 聖 一
城 下 広 作
岩 田 智 子
熊本県議会議長 内 野 幸 喜 様

高額療養費制度の見直しを求める意見書
政府は令和8年（2026年）の特別国会に、高
額療養費について、長期療養者への一定の配慮
を規定した「健康保険法等の一部を改正する法
律案」を提出した。一方で、政府は令和8年
（2026年）8月、令和9年（2027年）8月の2
段階で、高額療養費の自己負担限度額を引き上
げることを予定しており、多数回該当や年間上
限に該当しない場合の患者負担が現行より増加
すること等が想定されている。

また、そもそも現在の高額療養費制度におい
ても、公的医療保険の中核制度であるにもかか
わらず、経済的な負担から治療を断念したり、
生活の困窮に陥ったりする場合があります、憲法第
25条の生存権保障の趣旨に適合するものとなっ
ていない。

この問題について、現在の物価上昇などの経
済社会情勢を踏まえ、的確な対応が必要であ
る。特に、現役世代については、がんや難病を
患うと家計における収入・支出への影響が大き
く、収入減により教育費の負担をはじめ扶養に

要する費用の負担が増加することから、十分な配慮が必要である。

よって、国におかれては、全ての国民が安心して医療を受けられる環境を整備するため、高額療養費制度の在り方の見直しについて、法改正等を行った上で、下記の事項を速やかに実施するよう強く要望する。

記

1 高額療養費に係る政令を定めるに当たっての考慮事項等を追加し、憲法第25条の生存権の趣旨を踏まえて、高額療養費の制度が医療保険制度において国民の生命及び生活を守る上で欠くことのできない中核的な役割を果たすものとなるよう、高額療養費の支給要件、支給額等に関して必要な事項が定められるべき旨を明確にすること。

2 高額療養費の支給を受ける患者の収入とその変動状況、教育費等の支出、生活の実態の調査を行う、社会保障審議会で高額療養費の支給を受ける患者等の意見を聴取する等の基本方針に基づき、高額療養費制度について抜本的な改革を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

熊本県議会議長 内 野 幸 喜
衆議院議長 森 英 介 様
参議院議長 関 口 昌 一 様
内閣総理大臣 高 市 早 苗 様
財 務 大 臣 片 山 さつき 様
厚生労働大臣 上 野 賢一郎 様

議員提出議案第7号

非核三原則の堅持を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議

規則第14条第1項の規定により提出します。

令和8年6月24日提出

提出者 熊本県議会議員 城 下 広 作
西 聖 一
熊本県議会議長 内 野 幸 喜 様

非核三原則の堅持を求める意見書

非核三原則は、1967年に当時の佐藤栄作首相が国会で表明し、1971年に衆議院においてこの原則の遵守に言及した決議が可決されて以来、非核三原則を国是とする国会決議を積み重ね、歴代内閣もこれを堅持している。

しかしながら、今日、安全保障関連3文書の改定に向けた議論が与党内で開始されており、これに伴う、非核三原則の見直しを不安視する声がある。

核兵器を取り巻く国際情勢は厳しさを増しているが、こうした時代だからこそ、非核三原則は、今後も守られることが望まれる。

80年前の広島と長崎にもたらされた惨禍は二度と繰り返してはならず、被爆の実相を後代に伝えつつ、非核三原則を堅持し、「核兵器のない世界」の実現に向けて努力を着実に積み重ねていくことは、唯一の戦争被爆国である我が国の使命である。

よって、国におかれては、核兵器のない平和な世界の実現を願う被爆地の思いをしっかりと受け止め、非核三原則を堅持されるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

熊本県議会議長 内 野 幸 喜
衆議院議長 森 英 介 様
参議院議長 関 口 昌 一 様

内閣総理大臣 高 市 早 苗 様
外 務 大 臣 茂 木 敏 充 様
防 衛 大 臣 小 泉 進次郎 様
内閣官房長官 木 原 稔 様

○議長(内野幸喜君) お諮りいたします。

ただいま議題といたしました議員提出議案第4号から第7号までについては、委員会付託は省略し、第1号から第3号までについては、議案に対する提出者の説明並びに委員会付託は省略して、会議で議決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(内野幸喜君) 御異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定いたしました。

これよりまず、議員提出議案第4号から第6号までに対する提出者の説明を求めます。

岩田智子君。

〔岩田智子君登壇〕

○岩田智子君 立憲民主連合の岩田智子です。

ただいま上程されました議員提出議案第4号、インテリジェンス機関への民主的統制強化を求める意見書、第5号、武器輸出について厳格な運用を求める意見書、そして、同第6号、高額療養費制度の見直しを求める意見書、以上3件の意見書案につきまして、提案理由説明を行います。

これら3つの意見書は、情報機関の在り方、武器輸出ルール。そして、医療保険制度、分野こそ全く異なります。しかし、底流に流れている思いはただ一つです。それは、国の政策が県民の命、暮らし、そして、基本的人権を脅かすことのないよう、民主主義国家としての適切な歯止めと血の通った対応を国に求めるという、私たち地方議会の強い決意であります。

まず、第1のインテリジェンス機関への民主的統制強化についてです。

厳しさを増す国際情勢の中で、我が国が的確な外交・防衛政策を展開するため、情報収集の機能を強化することに異論はありません。

しかし、強力な権力には、必ず適正な歯止めが必要です。過去の歴史が示すとおり、統制なき情報機関の肥大化は、国民のプライバシーや人権の侵害に直結します。

欧米のG7各国のように、人権侵害を防ぐ専門的な民主的統制組織を置くことは、情報機関の手足を縛るものではありません。むしろ、国民の信頼という土台があってこそ、情報機関は真の力を発揮できます。機能の強化と民主的統制は車の両輪です。

国には、世界の常識にのっとった専門組織の設置を速やかに検討するよう求めます。

次に、第2の武器輸出の厳格な運用についてです。

東アジアの安全保障環境が厳しい中、平和国家としての我が国の国際的信頼は必須です。しかし、殺傷能力のある武器の輸出までを可能とする戦後日本の歴史的な政策転換を、国会での十分な議論を経ずに、閣議決定のみで進めた手法は、議会制民主主義の観点から看過できません。

万が一、ルールの曖昧さから日本製の武器が目的外使用されれば、我が国が築き上げてきた平和国家としての国際的な信頼を根底から毀損します。

ここ熊本には、国防を担う自衛隊員の皆様と御家族が多く暮らしておられます。国会による事前通知や事後検証といった正当な歯止めがないまま、日本が予期せぬ紛争の当事者として巻き込まれ、彼らを危険にさらすようなことがあってはならないと思います。

最後に、第3の高額療養費制度の見直しについてです。

政府が予定している高額療養費の自己負担限度額の引上げは、医療保険制度の維持という財政的な苦心があることは理解をします。しかし、病と闘う県民の現実に、あまりに酷な方針と言わざるを得ません。

特に、働き盛りであり、子育て中の現役世代ががんや難病に倒れた場合を想像してください。治療による休職で収入が激減する中、教育費などの支出は待ってくれません。子供の進学のために、命をつなぐ高額な治療を諦める、ここ熊本の地で、このような悲劇を生んではなりません。

本意見書は、単なるばらまきの要求ではありません。患者の皆様のリアルな生活実態をしっかりと調査し、憲法第25条の生存権の理念に立ち返った、当事者に寄り添う抜本的改革を求める極めて建設的な提案であります。

議員各位、国の政策を正しい方向に導き、県民の不安を払拭することは、私たち熊本県議会に課せられた重い責任です。情報機関に民主的な統制を効かせること、平和国家としての信頼と自衛隊員の命を厳格なルールで守ること、そして、病に苦しむ人々の命と生活を医療制度で守り抜くこと、これら3件の意見書案が求める内容は、党派の垣根を越えて、政治に関わる全ての者が共有すべき、国民を守るための基本姿勢であります。

以上が3つの意見書を提案する理由です。

どうか、議員各位におかれましては、大局的な見地から、これら3件の意見書案の趣旨に御賛同賜りますよう心からお願いを申し上げ、提案理由説明を終わります。

○議長(内野幸喜君) 次に、議員提出議案第7号に対する提出者の説明を求めます。

城下広作君。

〔城下広作君登壇〕

○城下広作君 公明党の城下広作でございます。

議案第7号、非核三原則の堅持を求める意見書に対する提案理由説明を行います。

非核三原則、核兵器を持たず、作らず、持ち込ませずは、昭和42年、1967年に当時の佐藤栄作内閣総理大臣が国会で表明し、昭和46年、1971年には、衆議院において、その遵守に言及した決議が可決されて以来、我が国の確固たる国是として位置づけられてきました。

歴代内閣も、これを一貫して堅持しております。我が国の平和国家としての歩みを支える重要な原則となっていることは御承知のとおりであります。

ただ、国家安全保障戦略など、安保3文書年内改定に向けた有識者会議において、年内に非核三原則について見直しを論議する動きがあります。

この意見書の提出に当たり、今の段階での論議は早いとの意見もあるようですが、決められてからでは遅い。今こそこの声を上げなければ手遅れになると危惧し、今議会での意見書の提出に至りました。

既に、全国では、同様の趣旨による意見書が、過日の新聞の記事によりますと、県をはじめ市町村において、73地方議会で採択が行われています。ちなみに、九州での県関係においては、既に宮崎県が採択され、長崎県も、来月意見書案の提出の予定と伺っています。

ここで、改めて三原則が持つ現実的な意義について述べますと、昨年、政府主催の国際賢人会議メンバーである一橋大学国際・公共政策大学院の秋山信将教授は、「戦後日本が核軍縮を推進し、「核兵器のない世界」の実現を目指していくという点で、核兵器を自ら保有・製造しないこと、米国との関係において持ち込ませないことをうた

い、核兵器と一定の距離を置く姿勢を示したことは重要だった。現実問題として特に冷戦後、周辺国の核の脅威に対処する観点から改めて米国の拡大核抑止(核の傘)の重要性が強調されていく中でも、非核三原則を維持してきたことは日本の理想追求の姿勢を示す重要な政策であったし、今後も重要であることは間違いない。」と語られています。

また、核兵器不拡散条約、NPT再検討会議が来年行われるが、日本はどのような姿勢で臨むべきかとの問いに、秋山教授は、「どんなに安全保障環境が厳しくても、普遍的な価値を掲げていくことは忘れてはならない。現在、「核軍縮は時代遅れだ」といった空気がまん延し、「勢いが失われつつある。たとえ「茶番だ」と言われても、核軍縮の重要性を訴え続けることが大切だ。被爆地を抱える日本としては、「被爆の実相」を多くの人たちが再認識するような発信をしていくべきだ。「ヒロシマ・ナガサキ」は、日本がパブリック・ディプロマシー(広報文化外交)で優位に立つための道具ではなく、日本が人類と共有すべき歴史の遺産だ。被爆者の平均年齢が86歳を超えた今だからこそ、われわれは過去の経験から学び、後世に伝えていく責任がある。」。日本は核保有国と非保有国の橋渡し役を掲げていることについても、「これまでは、核保有国と非保有国の対立だけだったが、近年は米ロ中の中での戦略的な対立が加わり、より複雑化している。そうした環境の悪化が、核兵器を持たない国々に諦念をもたらし、てしまうことを心配している。日本としては、核保有国と非保有国の両者が参加できる場で、共通の課題・対話を用意することが大事だ。」とも述べられています。

また、ICAN、核兵器廃絶国際キャンペーン国際運営委員・会長の川崎哲氏は、「核の再整備

の動きは、日本だけではなく、ヨーロッパなどでも起きている、そうした状況の中で、日本がどのような立場を示すか、国際的にも非常に注目をされています、日本は核を認めないという姿勢を貫けば、周辺国や世界に安心感を与えることになり、反対に、非核三原則を見直すような動きになれば、連鎖的に国際世論も核配備の方向に進むおそれがあります、そうした意味で、日本の非核三原則の意義は、国際的に見ても非常に大きいのです。」と述べられています。

こうした識者の声や、日本では、各地の自治体が1980年代に次々と非核平和都市宣言を行いました。今や、宣言をした自治体は、全国の94%に上ります。核軍縮を希求する市民の願いが大きな連帯となった一つの例ではないでしょうか。

ちなみに、本県も、平成13年3月、2001年に、核兵器廃絶・世界の恒久平和を希求する熊本県宣言を決議しました。

今、世界は、紛争の連鎖が途切れることはありません。大国が一方的に力による現状の変更を試み、時には、核の威嚇により、相手を屈服させる言動も見受けられます。このような行為には、国際社会が一丸となり、阻止しなければならないと考えます。

日本は、世界で唯一の戦争被爆国として、核の非人道性を訴えつつ、同盟や抑止といった現実とも向き合いながら、段階的な核軍縮を支える立場を取ってきました。こうした外交、安全保障のバランスは、非核三原則を実際に機能させるための工夫とも言えます。

国内においても、核政策への向き合い方は一様ではありません。だからこそ、非核三原則が政府や政策決定の場で歯止めとして意識され続けることが重要と考えます。

よって、今回意見書を提出しましたが、議員各

位におかれましては、よろしく御賛同賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由とさせていただきます。

○議長(内野幸喜君) これより質疑に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、質疑なしと認めます。

次に、討論に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これよりまず、議員提出議案第1号から第3号までを一括して採決いたします。

原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(内野幸喜君) 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号外2件は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議員提出議案第6号を起立または挙手により採決いたします。

原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立または挙手〕

○議長(内野幸喜君) 起立または挙手少数と認めます。よって、議員提出議案第6号は、否決いたしました。

次に、議員提出議案第7号を起立または挙手により採決いたします。

原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立または挙手〕

○議長(内野幸喜君) 起立または挙手少数と認めます。よって、議員提出議案第7号は、否決いたしました。

次に、議員提出議案第4号を起立または挙手により採決いたします。

原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立

または挙手を求めます。

〔賛成者起立または挙手〕

○議長(内野幸喜君) 起立または挙手少数と認めます。よって、議員提出議案第4号は、否決いたしました。

次に、議員提出議案第5号を起立または挙手により採決いたします。

原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立または挙手〕

○議長(内野幸喜君) 起立または挙手少数と認めます。よって、議員提出議案第5号は、否決いたしました。

—————○—————

委員会提出議案の上程(第1号)

○議長(内野幸喜君) 次に、お諮りいたします。

委員会提出議案第1号が提出されましたので、この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(内野幸喜君) 御異議なしと認めます。よって、委員会提出議案第1号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

委員会提出議案第1号を議題といたします。

委員会提出議案第1号

地方消費者行政に対する財政支援(交付金等)の継続・拡充を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和8年6月24日提出

提出者 経済環境常任委員会

委員長 坂 梨 剛 昭

熊本県議会議長 内 野 幸 喜 様

地方消費者行政に対する財政支援(交付金等)の継続・拡充を求める意見書

消費者被害・トラブル額は、令和6年1年間で約9兆円と言われている。

これらの消費者被害を防止・救済するためには、全ての地域において専門の相談員による相談を受けられる体制を確保することをはじめとした地方消費者行政の継続・強化が不可欠であり、喫緊の課題となっている。

地方消費者行政の継続・強化は地方公共団体だけの問題ではない。地方支分局を持たない消費者庁が全国的に消費者政策を展開させるためには、地方消費者行政の安定的な推進が不可欠であり、その後退や衰退は、国民生活の安定が脅かされることにつながるものである。

そのため、地方消費者行政に係る経費について、将来にわたり、継続して国が担っていくことが不可欠であり、恒久的財源措置制度の創設が必要である。

今般、国が地方消費者行政を推進するための新たな交付金制度を創設したことは評価するものであり、恒久的財源措置制度創設までの間は、継続して相当額の交付金の予算措置を行うこと、さらに、地方公共団体が交付金を活用できるよう運用に当たっては地方公共団体の意見を十分に聞くことが必要である。

よって、国におかれては、国民生活の安定の基礎を担っている地方消費者行政を安定的に推進させるために、地方消費者行政に対し必要な財源措置を継続して行うよう下記の事項について措置されるよう強く要望する。

記

- 1 国において、地方消費者行政を安定的に推進させるための恒久的な財源措置制度の創設を行うこと。恒久的な財源措置制度創設まで

の間は、今般創設した地方消費者行政強化交付金について、相当の予算措置を継続すること。

- 2 今般創設した地方消費者行政強化交付金の運用においては、地方公共団体が活用できるよう、その意見を十分に聞くこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

熊本県議会議長 内 野 幸 喜
衆 議 院 議 長 森 英 介 様
参 議 院 議 長 関 口 昌 一 様
内 閣 総 理 大 臣 高 市 早 苗 様
財 務 大 臣 片 山 さ つ き 様
内 閣 官 房 長 官 木 原 稔 様
内閣府特命担当大臣
(消費者及び食品安全) 黄川田 仁 志 様

○議長(内野幸喜君) お諮りいたします。

ただいま議題といたしました議案に対する提出者の説明は省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(内野幸喜君) 御異議なしと認めます。よって、議案に対する提出者の説明は省略することに決定いたしました。

これより質疑に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、質疑なしと認めます。

次に、討論に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これより、委員会提出議案第1号を採決いたします。

原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(内野幸喜君) 御異議なしと認めます。よ

って、委員会提出議案第1号は、原案のとおり可決いたしました。

議員派遣の件

○議長(内野幸喜君) 次に、お諮りいたします。

議員派遣の件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(内野幸喜君) 御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

議員派遣の件を議題といたします。

議員派遣の件

令和8年6月24日

次のとおり議員を派遣する。

1 台湾・熊本経済共創フォーラム2026等

(1) 派遣目的 台湾とのさらなる交流拡大に官民連携で取り組むため、県、熊本市及び肥後銀行が主催する同フォーラムに参加し、台湾の経済団体等に向けて熊本のPRを行う。また、台北市及び高雄市を訪問し、経済交流等の状況視察を行う。

(2) 派遣場所 台湾（台北市、高雄市）

(3) 派遣期間 令和8年7月26日(日)から7月28日(火)まで

(4) 派遣議員 西 聖一、前田憲秀、松村秀逸、坂梨剛昭

2 九州各県議会議員交流セミナー

(1) 派遣目的 九州各県議会議員が一堂に会し、共通する政策課題等につい

て情報や意見の交換を行うことにより、政策提案その他議会機能の充実を図るとともに、議員間の親睦を深め、共に九州の一体的な発展と地方主権の確立を目指す。

(2) 派遣場所 鹿児島県

(3) 派遣期間 令和8年8月6日(木)から8月7日(金)まで

(4) 派遣議員 岩中伸司、前田憲秀、楠本千秋、池永幸生、城戸 淳、荒川知章、坂梨剛昭、堤 泰之、幸村香代子、斎藤陽子、立山大二郎、杉嶋ミカ

○議長(内野幸喜君) お諮りいたします。

議席に配付のとおり議員を派遣いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(内野幸喜君) 御異議なしと認めます。よって、議席に配付のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま決定いたしました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取扱いを議長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(内野幸喜君) 御異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定いたしました。

○議長(内野幸喜君) 以上で本日の日程及び会期日程の全部を終了いたしました。

これをもって令和8年6月熊本県議会定例会を
閉会いたします。

午前11時56分閉会

令和8年6月定例会議案議決件名一覧表

議案番号	件名	議決月日
知事提出議案 第1号	令和8年度熊本県一般会計補正予算(第1号)	6月24日 原案可決
〃 第2号	令和8年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等 特別会計補正予算(第1号)	〃
〃 第3号	専決処分の報告及び承認について	6月24日 原案承認
〃 第4号	熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を 改正する条例の制定について	6月24日 原案可決
〃 第5号	熊本県報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例 の制定について	〃
〃 第6号	熊本県税条例の一部を改正する条例の制定について	〃
〃 第7号	熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例の制定 について	〃
〃 第8号	熊本県行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、 特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	〃
〃 第9号	熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 の認定要件に関する条例及び熊本県幼保連携型認定こ ども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改 正する条例の制定について	〃
〃 第10号	熊本県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を 改正する条例の制定について	〃
〃 第11号	熊本県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を 改正する条例の制定について	〃
〃 第12号	財産の取得について	〃
〃 第13号	専決処分の報告及び承認について	6月24日 原案承認
〃 第14号	専決処分の報告及び承認について	〃
〃 第15号	専決処分の報告及び承認について	〃
〃 第16号	専決処分の報告及び承認について	〃
〃 第17号	専決処分の報告及び承認について	〃
〃 第18号	専決処分の報告及び承認について	〃
〃 第19号	専決処分の報告及び承認について	〃

知事提出議案	第 20 号	人事委員会委員の選任について	6 月 24 日 原案 同意
〃	第 21 号	公安委員会委員の任命について	〃
〃	第 22 号	収用委員会委員の任命について	〃
〃	第 23 号	収用委員会委員の任命について	〃
〃	第 24 号	令和 8 年度熊本県一般会計補正予算(第 2 号)	6 月 24 日 原案 可決
議員提出議案	第 1 号	熊本県議会議員の選挙区、各選挙区の区域及び各 選挙区における定数に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	〃
〃	第 2 号	地方財政の充実・強化を求める意見書	〃
〃	第 3 号	危機に直面する農林畜水産業への施策・予算に関 する意見書	〃
〃	第 4 号	インテリジェンス機関への民主的統制強化を求め る意見書	6 月 24 日 原案 否決
〃	第 5 号	武器輸出について憲法の平和主義並びに国連憲章 に基づく厳格な運用を求める意見書	〃
〃	第 6 号	高額療養費制度の見直しを求める意見書	〃
〃	第 7 号	非核三原則の堅持を求める意見書	〃
委員会提出議案	第 1 号	地方消費者行政に対する財政支援(交付金等)の 継続・拡充を求める意見書	6 月 24 日 原案 可決

令和8年6月定例会提出

常任・議会運営委員会付託請願文書表

内	訳
委 員 会 名	件 数
総 務	
厚 生	
経 済 環 境	3
農 林 水 産	
建 設	
教 育 警 察	
議 会 運 営	
計	3

		経済環境常任委員会	
令和8年5月29日受理		請 第 33 号	
件 名	「地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める意見書」の提出を求める請願		
紹 介 議 員		提 出 者 住 所 氏 名	
藤 川 隆 夫 池 田 和 貴 南 部 隼 平			
（要 旨） 国民生活の安定の基礎を担っている地方消費者行政を安定的に推進させるため、国が地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）を継続、拡充するよう、国会及び政府に対して、恒久的な財源措置制度の創設と、その制度創設までの間の交付金に係る相当の予算措置を継続するよう等、意見書を提出されるよう請願する。 （理 由） 消費者被害・トラブル額は、令和6年の1年間で約9兆円に上り、近年、増加傾向にある。また、高齢者の特性として、本人が被害に気付かず相談しないということがあり、多くの消費者被害が潜在化している恐れがある。超高齢化やデジタル化の進展等により消費者を取り巻く取引環境が大きく変化している中、消費者被害はさらに拡大していくと思われる。 これらの被害を防止・救済するためには、地方消費者行政の充実・強化が非常に重要である。令和6年度は熊本県消費生活センター及び県内14市の消費生活センターで約4.6億円の被害回復が実現しており、すべての市区町村で相談体制が充実・強化された場合、より多くの救済が可能となると考えられる。 このような地方消費者行政の機能に対して、今般、消費者庁は、衆議院消費者特別委員会決議、骨太方針2025等を踏まえて交付金の見直しを図り、相談員の担い手確保のための計画的・効果的な取組等を支援し、消費者被害の未然防止・救済機能の維持・強化を図る（地方消費者行政のバージョンアップ）ことを明確に打ち出した。 この令和8年度地方消費者行政強化交付金（以下「新たな交付金」という。）については、実質的に消費者生活相談員の人件費に活用できるものであり、大きく評価する。 しかしながら、課題と懸念も存在する。令和8年2月に開催したシンポジウムにおいて、熊本県内の地方公共団体からは、新たな交付金制度を前向きに捉えているものの、現時点では相談員人件費への活用が明確化されていないとの報告があった。 国においては、このような実情を理解し、新たな交付金について相当額の予算措置を継続すべきである。また、最終的には、国民生活の安定の基礎を担っている地方消費者行政を安定的に推進させるため、地方公共団体への国の恒久的な財源措置が必要である。 住民一人ひとりの消費生活相談を、社会に対するパブリックコメントとして捉えて、社会の問題点を消費者の視点から改善することは、国民生活安定の基礎づくりに必要不可欠であり、国民生活の安定の基礎を担っている地方消費者行政を安定的に推進させるため、国会及び政府に対して地方自治法第99条により、「地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める意見書」を提出されるよう請願する。			

		経済環境常任委員会	
令和8年5月29日受理		請 第 34 号	
件 名	「地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める意見書」の提出を求める請願		
紹 介 議 員		提 出 者 住 所 氏 名	
藤 川 隆 夫 池 田 和 貴 南 部 隼 平			
（要 旨） 国民生活の安定の基礎を担っている地方消費者行政を安定的に推進させるため、国が地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）を継続、拡充するよう、国会及び政府に対して、恒久的な財源措置制度の創設と、その制度創設までの間の交付金に係る相当の予算措置を継続するよう等、意見書を提出されるよう請願する。 （理 由） 消費者被害・トラブル額は、令和6年の1年間で約9兆円に上り、近年、増加傾向にある。また、高齢者の特性として、本人が被害に気付かず相談しないということがあり、多くの消費者被害が潜在化している恐れがある。超高齢化やデジタル化の進展等により消費者を取り巻く取引環境が大きく変化している中、消費者被害はさらに拡大していくと思われる。 これらの被害を防止・救済するためには、地方消費者行政の充実・強化が非常に重要である。令和6年度は熊本県消費生活センター及び県内14市の消費生活センターで約4.6億円の被害回復が実現しており、すべての市区町村で相談体制が充実・強化された場合、より多くの救済が可能となると考えられる。 このような地方消費者行政の機能に対して、今般、消費者庁は、衆議院消費者特別委員会決議、骨太方針2025等を踏まえて交付金の見直しを図り、相談員の担い手確保のための計画的・効果的な取組等を支援し、消費者被害の未然防止・救済機能の維持・強化を図る（地方消費者行政のバージョンアップ）ことを明確に打ち出した。 この令和8年度地方消費者行政強化交付金（以下「新たな交付金」という。）については、実質的に消費者生活相談員の人件費に活用できるものであり、大きく評価する。 しかしながら、課題と懸念も存在する。令和8年2月に開催したシンポジウムにおいて、熊本県内の地方公共団体からは、新たな交付金制度を前向きに捉えているものの、現時点では相談員人件費への活用が明確化されていないとの報告があった。 国においては、このような実情を理解し、新たな交付金について相当額の予算措置を継続すべきである。また、最終的には、国民生活の安定の基礎を担っている地方消費者行政を安定的に推進させるため、地方公共団体への国の恒久的な財源措置が必要である。 住民一人ひとりの消費生活相談を、社会に対するパブリックコメントとして捉えて、社会の問題点を消費者の視点から改善することは、国民生活安定の基礎づくりに必要不可欠であり、国民生活の安定の基礎を担っている地方消費者行政を安定的に推進させるため、国会及び政府に対して地方自治法第99条により、「地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める意見書」を提出されるよう請願する。			

		経済環境常任委員会	
令和8年5月29日受理		請 第 35 号	
件 名	セーフティネット貸付を含む多重債務者等の生活再生を総合的に支援する事業の着実な継続を求める請願		
紹 介 議 員		提 出 者 住 所 氏 名	
藤 川 隆 夫 池 田 和 貴 南 部 隼 平			
(要 旨) 熊本県に対し、多重債務者ほか平成28年熊本地震や令和2年7月豪雨における被災者の生活再生を促すため実施をしている消費者向けセーフティネット貸付を含む多重債務者等の生活再生を総合的に支援する事業について、令和9年度以降も、着実に継続されるよう請願する。 (理 由) 社会問題として深刻化する多重債務問題の解決のため、平成18年12月に成立し、平成22年6月に完全施行された「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」を受けて、内閣の多重債務者対策本部が策定した「多重債務問題改善プログラム」では、「借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供」の必要性を強調している。 当弁護士会は、貴議会に対し、「改正貸金業法の完全施行に向けた消費者向けセーフティネット貸付制度の創設を求める請願」を行い、平成21年9月定例会で採択され、この請願を受けて、県では、平成22年度から「多重債務者生活再生支援事業」が開始された。その後も当弁護士会は、当該事業の継続を求める要望書や請願書を貴議会へ提出して事業継続につなげた。 平成29年度からは、「消費者自立のための生活再生総合支援事業」として、事業内容が拡充され、平成28年熊本地震や令和2年7月豪雨の被災者の復興支援のほか、コロナ禍や物価高の影響により生活が困窮している県民の救済にも大きな役割を果たしている。 特筆すべきは、貸付相談の際、あるいはその後の徹底的なフォローアップの実施により、貸し倒れがほとんどないということであり、「顔の見える融資」として、真の意味の「セーフティネット貸付」が実現していると評価できる。 このように、本事業は、多重債務に陥っている県民に対し、単に貸付を行うのではなく、生活再生に向けての親身な支援を貸付から返済完了まで継続して行うという特徴を持っている。さらに、多重債務から脱却しようとする県民の生活再生を力強くバックアップする伴走的支援による救済機能も兼ね備えている。 近年、気候変動による様々な災害が全国的に発生しているが、一旦災害が発生するとその被災からの復興には息の長い支援が必要となる。当該事業はそのような被災者支援のために不可欠の制度であり、加えて、昨今の物価高が困窮している人々の生活をさらに圧迫している社会状況の中、県民生活の安全・安心を確保するうえで、多重債務者や生活困窮者の生活再建は最優先されるべきことである。 ついては、本事業の令和9年度以降の着実な継続を請願する。			

令和8年6月18日

議長 内野幸喜 様

総務常任委員長 松村秀逸

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議案番号	議案名	議決結果
第 1 号	令和8年度熊本県一般会計補正予算（第1号）	原案可決
第 3 号	専決処分の報告及び承認についてのうち	原案承認
第 4 号	熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第 5 号	熊本県報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第 6 号	熊本県税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第 7 号	熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第 8 号	熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報提供等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第 13 号	専決処分の報告及び承認について	原案承認
第 14 号	専決処分の報告及び承認について	原案承認

令和8年6月18日

議長 内野幸喜 様

厚生常任副委員長 斎藤陽子

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議案番号	議案名	議決結果
第 1 号	令和8年度熊本県一般会計補正予算（第1号）	原案可決
第 9 号	熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例及び熊本県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第 10 号	熊本県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決

令和8年6月18日

議長 内野幸喜 様

教育警察常任委員長 西山宗孝

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議案番号	議案名	議決結果
第 1 号	令和8年度熊本県一般会計補正予算（第1号）	原案可決
第 11 号	熊本県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決

令和8年6月19日

議長 内野幸喜 様

経済環境常任委員長 坂梨剛昭

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議案番号	議案名	議決結果
第 1 号	令和8年度熊本県一般会計補正予算（第1号）	原案可決
第 2 号	令和8年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計補正予算（第1号）	原案可決
第 3 号	専決処分の報告及び承認についてのうち	原案承認
第 12 号	財産の取得について	原案可決

令和8年6月19日

議長 内野幸喜 様

農林水産常任委員長 荒川知章

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議案番号	議案名	議決結果
第 1 号	令和8年度熊本県一般会計補正予算（第1号）	原案可決

令和8年6月19日

議長 内野幸喜 様

建設常任委員長 南部隼平

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議 案 番 号	議 案 名	議決結果
第 1 号	令和8年度熊本県一般会計補正予算（第1号）	原案可決
第 15号	専決処分の報告及び承認について	原案承認
第 16号	専決処分の報告及び承認について	原案承認
第 17号	専決処分の報告及び承認について	原案承認
第 18号	専決処分の報告及び承認について	原案承認
第 19号	専決処分の報告及び承認について	原案承認

令和8年6月24日

議長 内野幸喜 様

総務常任委員長 松村秀逸

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議案番号	議案名	議決結果
第 24号	令和8年度熊本県一般会計補正予算（第2号）	原案可決

令和8年6月24日

議長 内野幸喜 様

経済環境常任委員長 坂梨剛昭

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議案番号	議案名	議決結果
第 24号	令和8年度熊本県一般会計補正予算（第2号）	原案可決

令和8年6月24日

議長 内野幸喜 様

農林水産常任委員長 荒川知章

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議 案 番 号	議 案 名	議決結果
第 2 4 号	令和8年度熊本県一般会計補正予算（第2号）	原案可決

令和 8 年 6 月 定例会 提出

請 願 委 員 会 審 査 報 告 一 覧 表

閉 会 中 の 継 続 審 査 申 出 一 覧 表

内 訳					
委 員 会 名	採 択	不 採 択	撤 回 許 可	継 続 審 査	計
総 務					
厚 生					
経 済 環 境	3				3
農 林 水 産					
建 設					
教 育 警 察					
議 会 運 営					
高速交通ネットワーク 整 備 推 進					
海の再生及び環境対策					
地 域 活 力 創 生					
計	3				3

経 済 環 境 常 任 委 員 会						
受理年月日 番 号	件 名	紹 介 議 員	提出者 住所 氏名	結 果		継続 審査
				採択	不採択	
8・5・29 請 第 33 号	「地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める意見書」の提出を求める請願	藤 川 隆 夫 池 田 和 貴 南 部 隼 平		○		
8・5・29 請 第 34 号	「地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める意見書」の提出を求める請願	藤 川 隆 夫 池 田 和 貴 南 部 隼 平		○		
8・5・29 請 第 35 号	セーフティネット貸付を含む多重債務者等の生活再生を総合的に支援する事業の着実な継続を求める請願	藤 川 隆 夫 池 田 和 貴 南 部 隼 平		○		